

島根原子力発電所 2 号炉 審査資料	
資料番号	EP-066 改 33
提出年月日	令和 2 年 6 月 16 日

# 島根原子力発電所 2 号炉

## 津波による損傷の防止

令和 2 年 6 月  
中国電力株式会社

## 第5条：津波による損傷の防止

### <目 次>

1. 基本方針
  - 1.1 要求事項の整理
  - 1.2 追加要求事項に対する適合性
    - (1) 位置, 構造及び設備
    - (2) 安全設計方針
    - (3) 適合性説明
  - 1.3 気象等
  - 1.4 設備等 (手順等含む)
2. 津波による損傷の防止  
(別添資料1)  
島根原子力発電所2号炉 耐津波設計方針について
3. 運用, 手順説明  
(別添資料2)  
津波による損傷の防止
4. 現場確認を要するプロセス  
(別添資料3)  
島根原子力発電所2号炉 耐津波設計における現場確認を要するプロセスについて

下線は, 今回の提出資料を示す。

# 島根原子力発電所 2 号炉 耐津波設計方針について

## 目 次

### I. はじめに

### II. 耐津波設計方針

#### 1. 基本事項

- 1.1 津波防護対象の選定
- 1.2 敷地及び敷地周辺における地形及び施設の配置等
- 1.3 基準津波による敷地周辺の遡上・浸水域
- 1.4 入力津波の設定
- 1.5 水位変動，地殻変動の考慮
- 1.6 設計または評価に用いる入力津波

#### 2. 設計基準対象施設の津波防護方針

- 2.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針
- 2.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）
- 2.3 漏水による重要な安全機能への影響防止（外郭防護2）
- 2.4 重要な安全機能を有する施設の隔離（内郭防護）
- 2.5 水位変動に伴う取水性低下による重要な安全機能への影響防止
- 2.6 津波監視

#### 3. 重大事故等対処施設の津波防護方針

- 3.1 敷地の特性に応じた津波防護の基本方針
- 3.2 敷地への浸水防止（外郭防護1）
- 3.3 漏水による重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止  
（外郭防護2）
- 3.4 重大事故等に対処するために必要な機能を有する施設の隔離（内郭防護）
- 3.5 水位変動に伴う取水性低下による重大事故等に対処するために必要な  
機能への影響防止
- 3.6 津波監視

#### 4. 施設・設備の設計・評価の方針及び条件

- 4.1 津波防護施設の設計
- 4.2 浸水防止設備の設計
- 4.3 津波監視設備の設計
- 4.4 施設・設備等の設計・評価に係る検討事項

(添付資料)

1. 基準津波に対して機能を維持すべき設備とその配置
2. 津波シミュレーションに用いる数値計算モデルについて
3. 地震時の地形等の変化による津波遡上経路への影響について
4. 日本海東縁部に想定される地震による発電所敷地への影響について
5. 港湾内の局所的な海面の励起について
6. 管路計算の詳細について
7. 入力津波に用いる潮位条件について
8. 入力津波に対する水位分布について
9. 津波防護対策の設備の位置付けについて
10. 内郭防護において考慮する溢水の浸水範囲，浸水量について
11. 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策の設置位置，実施範囲及び施工例
12. 基準津波に伴う砂移動評価について
13. 島根原子力発電所周辺海域における底質土砂の分析結果について
14. 海水ポンプ軸受の浮遊砂耐性について
15. 津波漂流物の調査要領について
16. 燃料等輸送船の係留索の耐力について
17. 燃料等輸送船の喫水高さと津波高さとの関係について
18. 漂流物の評価において考慮する津波の流速・流向について
19. 津波監視設備の監視に関する考え方
20. 耐津波設計において考慮する荷重の組合せについて
21. 基準類における衝突荷重算定式について
22. 耐津波設計における余震荷重と津波荷重の組合せについて
23. 防波壁通路防波扉，1号放水連絡通路防波扉及び水密扉の設計及び運用管理について
24. 審査ガイドとの整合性（耐津波設計方針）
25. 防波壁の設計方針及び構造成立性評価結果について
26. 防波壁及び防波扉の津波荷重の設定方針について
27. 津波流入防止対策について
28. タービン建物（耐震Sクラスの設備を設置するエリア）及び取水槽循環水ポンプエリアに設置する耐震Sクラスの設備に対する浸水影響について
29. 1号炉取水槽流路縮小工について
30. 取水槽除じん機エリア防水壁及び取水槽除じん機エリア水密扉の設計方針及び構造成立性の見通しについて
31. 施設護岸の漂流物評価における遡上域の範囲及び流速
32. 海水ポンプの実機性能試験について
33. 海水ポンプの吸込流速が砂の沈降速度を上回る範囲について
34. 水位変動・流向ベクトルについて
35. 荷揚場作業に係る車両・資機材の漂流物評価について

36. 津波の流況を踏まえた漂流物の取水口への到達可能性について
37. 津波時の運用対応について
38. 地震後の荷揚場の津波による影響評価について

(補足資料)

- ・津波防護上の地山範囲における地質調査 ルートマップ, 柱状図及びコア写真集

(参考資料)

- － 1 島根原子力発電所における津波評価について
- － 2 島根原子力発電所 2 号炉内部溢水の影響評価について(別添資料 1 第 9 章)
- － 3 島根原子力発電所 2 号炉内部溢水の影響評価について(別添資料 1 第 10 章)
- － 4 島根原子力発電所 2 号炉内部溢水の影響評価について (別添資料 1 補足説明資料 30)

下線は, 今回の提出資料を示す。

防波壁の設計方針及び構造成立性評価結果について

## 目次

### 1. 防波壁の要求機能と設計方針について

(1) 防波壁に要求される機能

(2) 防波壁の各部位の性能目標と許容限界

(3) 防波壁高さの設定方針

(4) 設計方針

a. 構造概要

(a) 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）

(b) 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）

(c) 防波壁（波返重力擁壁）

(d) 1号放水連絡通路防波扉

(e) 防波扉

(f) 止水目地

b. 防波壁設置位置の地質構造

c. 防波壁に作用する荷重と発生断面力

d. 損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮

e. 設計手順

(a) 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）

(b) 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）

(c) 防波壁（波返重力擁壁）

f. 解析概要

(a) 止水目地

(b) 2次元動的有限要素解析（有効応力解析）

(c) 静的フレーム解析

(d) 防波壁（波返重力擁壁）ケーソン

g. 設計荷重

h. 地下水位の設定方針

i. 解析用物性値

j. 構造成立性評価地震波

### 2. 構造成立性評価

(1) 構造成立性評価の基本方針

(2) 構造成立性評価断面の選定

a. 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）

b. 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）

c. 防波壁（波返重力擁壁）



(3) 構造成立性評価地震波の選定

(4) 解析条件

- a. 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）
- b. 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）
- c. 防波壁（波返重力擁壁）

(5) 構造成立性検討結果

- a. 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）
- b. 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）
- c. 防波壁（波返重力擁壁）

(6) 止水性に係る検討結果

(7) まとめ

(参考資料1) 島根防波壁の構造等に関する先行炉との比較

(参考資料2) 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の構造概要

(参考資料3) 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の構造概要

(参考資料4) 防波壁（波返重力擁壁）の構造概要

(参考資料5) 防波壁多重鋼管杭の設計方針

(参考資料6) 防波壁に作用する荷重と部位の役割

(参考資料7) 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の解析用物性値の準拠基準

(参考資料8) 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）に近接する施設護岸の役割

(参考資料9) 防波壁（波返重力擁壁）のケーソンの設計方針

(参考資料10) 施設護岸の役割の検討

(参考資料11) 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の地盤改良

(参考資料12) 1号放水連絡通路（既設）坑口部におけるクラックの成因・対処方法

(参考資料13) 引用文献の根拠資料

下線は、今回の提出資料を示す。

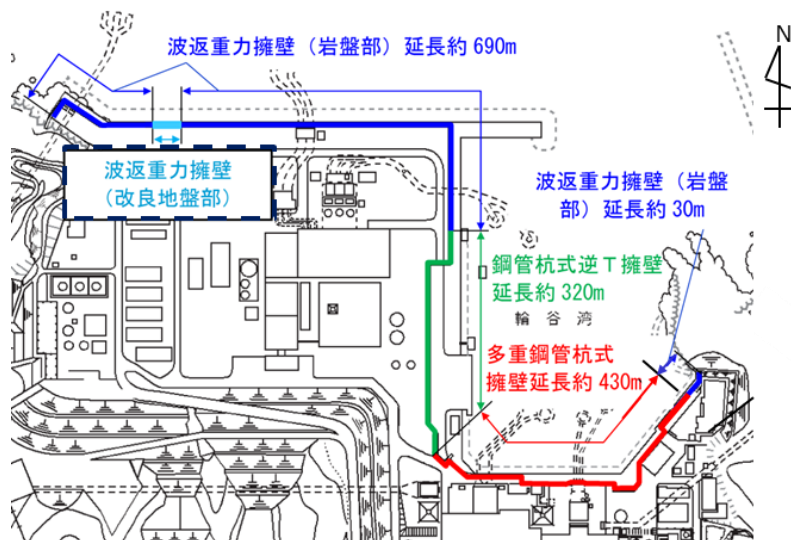
## 1. 防波壁の要求機能と設計方針について

### (1) 防波壁に要求される機能

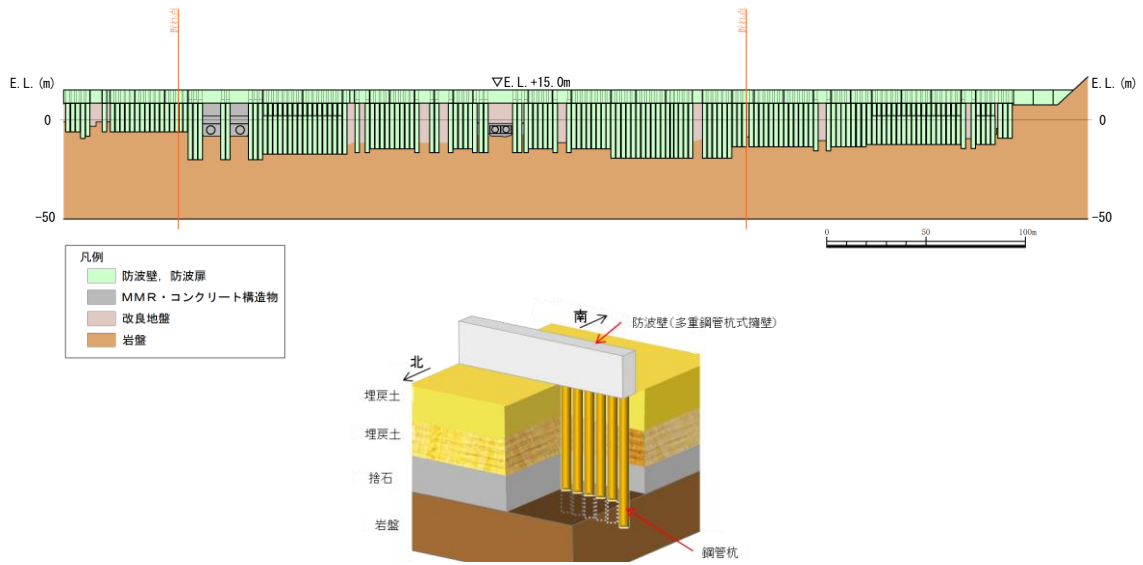
防波壁の構造形式は、多重鋼管杭式擁壁、鋼管式逆 T 擁壁及び波返重力擁壁に分類され、波返重力擁壁は、更に岩盤支持部と改良地盤部に分類される。防波壁の平面図を第 1-1 図に、防波壁の評価対象部位の概要図を第 1-2 図に示す。津波防護施設として防波壁に求められる要求機能は、繰返しの襲来を想定した遡上波に対して浸水を防止すること、基準地震動  $S_s$  に対し要求される機能を損なうおそれがないよう、構造物全体として変形能力に対し十分な構造強度を有することである。

上記の機能を確保するための性能目標は、基準津波による遡上波に対して余裕を考慮した防波壁高さを確保するとともに、構造物の境界部等の止水性を維持し、基準地震動  $S_s$  に対して止水性を損なわない構造強度を有した構造物とすることである。

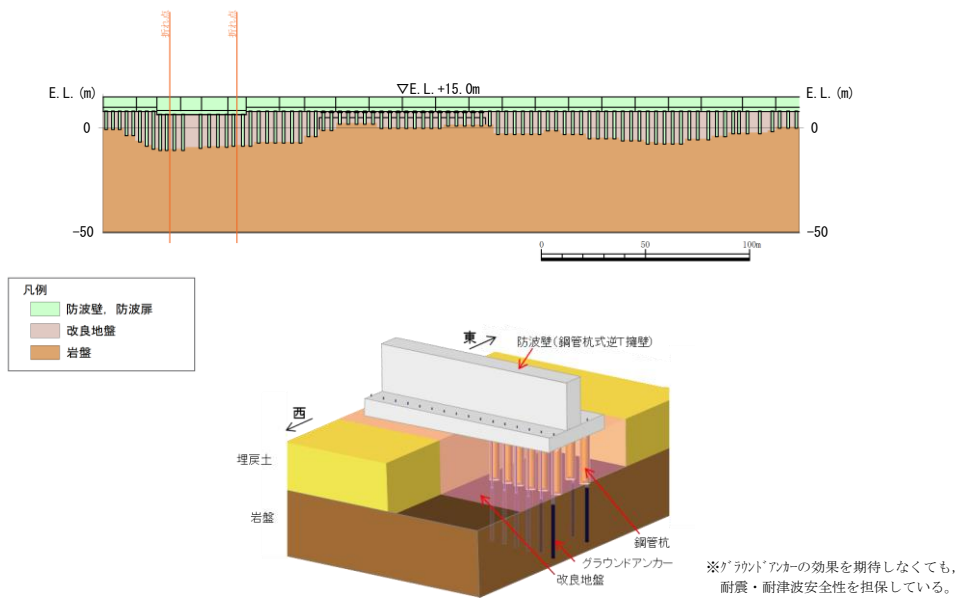
防波壁に関する要求機能と設計評価方針について第 1-1 表に示す。



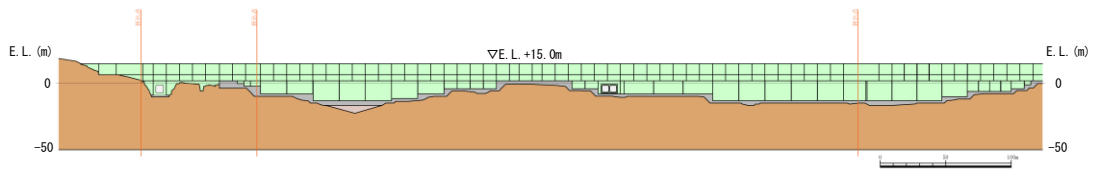
第 1-1 図 防波壁の平面図



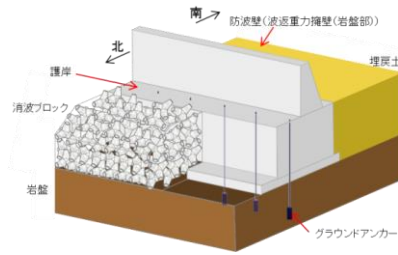
第 1-2(1) 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の評価対象部位



第 1-2(2) 図 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の評価対象部位

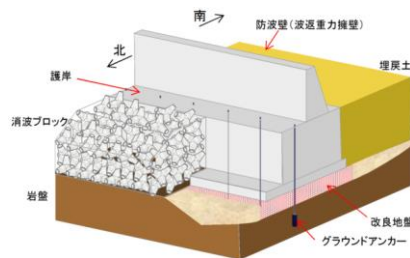


凡例	
■	防波壁、防波扉
■	MMR・コンクリート構造物
■	改良地盤
■	岩盤



(岩盤支持)

※グラウンドアンカーの効果を期待しなくても、耐震・耐津波安全性を担保している。



(改良地盤支持)

※グラウンドアンカーの効果を期待しなくても、耐震・耐津波安全性を担保している。

第 1-2(3) 図 防波壁 (波返重力擁壁) の評価対象部位

第1-1(1)表 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）に関する要求機能と設計評価方針

赤字：荷重条件  
 緑字：要求機能  
 青字：対応方針

施設名	要求機能		機能設計		構造強度設計				設計に用いる許容限界																
	審査ガイド	要求機能	性能目標	機能設計方針	性能目標	構造強度設計 (評価方針)	評価対象部位	応力等の状態		損傷モード															
防波壁（多重鋼管杭式擁壁）	基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド 5.1津波防護施設設計 津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計すること。 (1)要求事項に適合する設計方針であることを確認する。 (2)設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持できる設計がなされることの見通しを得るため、以下の項目について、設定の考え方を確認する。確認内容を以下に例示する。 ①荷重組合せ a)余震が考慮されていること。耐津波設計における荷重組合せ:常時+津波、常時+津波+地震(余震) ②荷重の設定 a)津波による荷重(波圧、衝撃力)の設定に関して、考慮する知見(例えば、国交省の暫定指針等)及びそれらの適用性。 b)余震による荷重として、サイト特性(余震の震源、ハザード)が考慮され、合理的な頻度、荷重レベルが設定される。 c)地震により周辺地盤に液化化が発生する場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考慮すること。 ③許容限界 a)津波防護機能に対する機能保持限界として、当該構造物全体の変形能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有し、津波防護機能を保持すること。(なお、機能損傷に至った場合、補修に、ある程度の期間が必要となることから、地震、津波後の再使用性に着目した許容限界にも留意する必要がある。) <b>基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド</b> 6.3津波防護施設、浸水防止設備等津波防護機能を有する施設、浸水防止機能を有する設備及び敷地における津波監視機能を有する設備のうち建物及び構築物は、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力の組合せに対して、当該建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能(津波防護機能、浸水防止機能)を保持すること	・防波壁（多重鋼管杭式擁壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護施設が要求される機能を損なう恐れがないよう、津波による浸水及び漏水を防止することが要求される。 ・防波壁（多重鋼管杭式擁壁）は、 <b>基準地震動 S s</b> に対し、津波防護施設が要求される機能を損なう恐れがないよう、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に対し、十分な構造強度を有した構造であることが要求される。	・防波壁（多重鋼管杭式擁壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した防波壁高さの設定及び構造体の境界部等への止水処置により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。 ・防波壁（多重鋼管杭式擁壁）は、 <b>基準地震動 S s</b> に対し、主要な構造部材の構造健全性を維持することで、津波時の止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。	・防波壁（多重鋼管杭式擁壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、①想定される津波高さに余裕を考慮した防波壁高さ(浸水高さEL+11.8mに余裕を考慮した天端高さEL+15.0m)の設定により、敷地前面に設置する設計とする。 ②防波壁の上部構造は、鋼管杭の周囲に設置する鉄筋コンクリート壁及び止水目地により止水性を保持する設計とする。 ③防波壁の杭周辺に改良地盤(薬液注入工)を構築することで杭の変形を抑制し、鉄筋コンクリート壁及び止水目地による止水性を保持する設計とする。 ④鉄筋コンクリート壁間は、波圧による変形に追随する。止水性を確認したゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地を設置することによる止水処置を講ずる設計とする。 ・防波壁（多重鋼管杭式擁壁）は、 <b>基準地震動 S s</b> に対し、⑤鋼製及びコンクリートの耐性のある部材を使用することで止水性能を保持する設計とする。 ⑥防波壁の杭周辺に、改良地盤(薬液注入工)を構築することで杭の変形を抑制し、鉄筋コンクリート壁及び止水目地による止水性を保持する設計とする。 ⑦鉄筋コンクリート壁間は、地震による変形に追随する。止水性を確認したゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地を設置することによる止水処置を講ずる設計とする。	・防波壁（多重鋼管杭式擁壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭及び鉄筋コンクリート壁で構成し、津波時においても主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。	基準地震動 S s による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、 <b>主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とするため、構造部材である鋼管杭が、概ね弾性状態に留まることを確認する。</b>	鋼管杭	曲げ・せん断	部材が弾性域に留まらず塑性域に入る状態	「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編(平成14年3月)」を踏まえた降伏モーメント(曲げ)及びせん断応力度(せん断)とする。															
											基準地震動 S s による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、 <b>主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とするため、構造部材である鉄筋コンクリート壁が、概ね弾性状態に留まることを確認する。</b>	被覆コンクリート壁	曲げ・せん断	部材が弾性域に留まらず塑性域に入る状態	「コンクリート標準示方書、構造性能照査編、2002年制定」を踏まえた短期許容応力度とする。										
																基準地震動 S s による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、 <b>被覆コンクリート壁間から有意な漏えいを生じない変形に留める設計とするため、被覆コンクリート壁間に設置するゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地が有意な漏えいを生じない変形量以下であることを確認する。</b> また、ゴムジョイント及びシートジョイントが止水性能を保持するための鋼製部材は、概ね弾性状態に留まることを確認する。	止水目地	変形・水圧	有意な漏えいに至る変形・水圧	メーカー規格及び今後必要に応じて実施する性能試験に基づく許容変形量及び許容水圧以下とする。					
																					基準地震動 S s による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、 <b>鋼管杭の変形を抑制し、地盤中からの回り込みによる浸水を防止する設計とするためセメントミルクがすべり破壊せずに津波が敷地に浸水しないことを確認する。</b>	止水目地の鋼製部材	曲げ・せん断	部材が弾性域に留まらず塑性域に入る状態	「建築基準法施行令2006年6月」を踏まえた許容応力度とする。
																基準地震動 S s による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、 <b>鋼管杭の変形を抑制し、地盤中からの回り込みによる浸水を防止する設計とするため改良地盤①(砂礫層)がすべり破壊せずに津波が敷地に浸水しないことを確認する。</b>	セメントミルク	すべり安全率	すべり破壊し、変形抑制機能や難透水性を喪失する状態	「耐津波設計に係る工認審査ガイド」を準用してすべり安全率1.2以上とする。					
																					基準地震動 S s による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、 <b>鋼管杭の変形を抑制し、地盤中からの回り込みによる浸水を防止する設計とするため改良地盤①(砂礫層)がすべり破壊せずに津波が敷地に浸水しないことを確認する。</b>	改良地盤①(砂礫層)	すべり安全率	すべり破壊し、変形抑制機能や難透水性を喪失する状態	「耐津波設計に係る工認審査ガイド」を準用してすべり安全率1.2以上とする。
																					基準地震動 S s による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、 <b>十分な支持性能を有する地盤に支持される設計とするため、作用する押し込み力が許容値以下に留まることを確認する。</b>	岩盤	支持力	鉛直支持機能を喪失する状態	「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編(平成14年3月)」を踏まえ、妥当な安全余裕を考慮した極限支持力度とする。

赤字：荷重条件  
 緑字：要求機能  
 青字：対応方針

## 第1-1(2)表 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）に関する要求機能と設計評価方針

施設名	要求機能		機能設計		構造強度設計				設計に用いる許容限界	
	審査ガイド	要求機能	性能目標	機能設計方針	性能目標	構造強度設計 (評価方針)	評価対象部位	応力等の状態		損傷モード
防波壁 (鋼管杭式逆T擁壁)	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>5.1津波防護施設の設計</p> <p>津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性を並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるよう設計すること。</p> <p>(1)要求事項に適合する設計方針であることを確認する。</p> <p>(2)設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分保持できる設計がなされることの見直しを得るため、以下の項目について、設定の考え方を確認する。確認内容を以下に例示する。</p> <p>①荷重組合せ</p> <p>a)余震が考慮されていること。耐津波設計における荷重組合せ:常時+津波、常時+津波+地震(余震)</p> <p>②荷重の設定</p> <p>a)津波による荷重(波圧、衝撃力)の設定に関して、考慮する知見(例えば、国交省の暫定指針等)及びそれらの適用性。</p> <p>b)余震による荷重として、サイト特性(余震の震源、ハザード)が考慮され、合理的な頻度、荷重レベルが設定される。</p> <p>c)地震により周辺地盤に液状化が発生する場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考慮すること。</p> <p>③許容限界</p> <p>a)津波防護機能に対する機能保持限界として、当該構造物全体の変形能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有し、津波防護機能を保持すること。(なお、機能損傷に至った場合、補修に、ある程度の期間が必要となることから、地震、津波後の再使用性に着目した許容限界にも留意する必要がある。)</p> <p>基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>6.3津波防護施設、浸水防止設備等津波防護機能を有する施設、浸水防止機能を有する設備及び敷地における津波監視機能を有する設備のうち建物及び構築物は、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力の組合せに対して、当該建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能(津波防護機能、浸水防止機能)を保持すること</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護施設が要求される機能を損なう恐れがないよう、津波による浸水及び漏水を防止することが要求される。</p> <p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> に対し、津波防護施設が要求される機能を損なう恐れがないよう、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に対し、十分な構造強度を有した構造であることが要求される。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した防波壁高さの設定及び構造体の境界部等への止水処置により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> に対し、主要な構造部材の構造健全性を維持することとして、津波時の止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した遡上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、①想定される津波高さに余裕を考慮した防波壁高さ（浸水高さEL+11.8mに余裕を考慮した天端高さEL+15.0m）の設定により、敷地前面に設置する設計とする。</p> <p>②防波壁の上部構造は、鋼管杭の上部に設置する鉄筋コンクリート製逆T擁壁及び止水目地により止水性を保持する設計とする。</p> <p>③防波壁の杭周辺に改良地盤（薬液注入工）を構築することで杭の変形を抑制し、鉄筋コンクリート製逆T擁壁及び止水目地による止水性を保持する設計とする。</p> <p>④鉄筋コンクリート製逆T擁壁間は、波圧による変形に追随する、止水性を確認したゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地を設置することによる止水処置を講ずる設計とする。</p> <p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> に対し、⑤鋼製及びコンクリートの耐性のある部材を使用することで止水性能を保持する設計とする。</p> <p>⑥防波壁の杭周辺に、改良地盤（薬液注入工）を構築することで杭の変形を抑制し、鉄筋コンクリート製逆T擁壁及び止水目地による止水性を保持する設計とする。</p> <p>⑦鉄筋コンクリート製逆T擁壁間は、地震による変形に追随する、止水性を確認したゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地を設置することによる止水処置を講ずる設計とする。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭及び鉄筋コンクリート製逆T擁壁で構成し、津波後の再使用性を考慮し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とするとともに、鉄筋コンクリート製逆T擁壁間は、ゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地を設置し、有意な漏えいを生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p> <p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重に対し、逆T式鉄筋コンクリート擁壁間から有意な漏えいを生じない変形に留める設計とするため、逆T式鉄筋コンクリート擁壁間に設置するゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地が有意な漏えいを生じない変形量以下であることを確認する。</p> <p>また、ゴムジョイント及びシートジョイントが止水性能を保持するための鋼製部材は、概ね弾性状態に留まることを確認する。</p>	<p>鋼管杭</p>	<p>曲げ・せん断</p>	<p>部材が弾性域に留まらず塑性域に入る状態</p>	<p>「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編（平成14年3月）」を踏まえた降伏モーメント（曲げ）及びせん断応力（せん断）とする。</p>	
		<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とするため、構造部材である鋼管杭が、概ね弾性状態に留まることを確認する。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、逆T式鉄筋コンクリート擁壁間から有意な漏えいを生じない変形に留める設計とするため、逆T式鉄筋コンクリート擁壁間に設置するゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地が有意な漏えいを生じない変形量以下であることを確認する。</p> <p>また、ゴムジョイント及びシートジョイントが止水性能を保持するための鋼製部材は、概ね弾性状態に留まることを確認する。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重に対し、鋼管杭及び鉄筋コンクリート製逆T擁壁で構成し、津波時においても主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とするとともに、鉄筋コンクリート製逆T擁壁間は、ゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地を設置し、有意な漏えいを生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭及び鉄筋コンクリート製逆T擁壁間から有意な漏えいを生じない変形に留める設計とするため、逆T式鉄筋コンクリート擁壁間に設置するゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地が有意な漏えいを生じない変形量以下であることを確認する。</p> <p>また、ゴムジョイント及びシートジョイントが止水性能を保持するための鋼製部材は、概ね弾性状態に留まることを確認する。</p>	<p>逆T擁壁</p>	<p>曲げ・せん断</p>	<p>部材が弾性域に留まらず塑性域に入る状態</p>	<p>「コンクリート標準示方書、構造性能照査編、2002年制定」を踏まえた短期許容応力度とする。</p>	
		<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、逆T式鉄筋コンクリート擁壁間から有意な漏えいを生じない変形に留める設計とするため、逆T式鉄筋コンクリート擁壁間に設置するゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地が有意な漏えいを生じない変形量以下であることを確認する。</p> <p>また、ゴムジョイント及びシートジョイントが止水性能を保持するための鋼製部材は、概ね弾性状態に留まることを確認する。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、逆T式鉄筋コンクリート擁壁間から有意な漏えいを生じない変形に留める設計とするため、逆T式鉄筋コンクリート擁壁間に設置するゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地が有意な漏えいを生じない変形量以下であることを確認する。</p> <p>また、ゴムジョイント及びシートジョイントが止水性能を保持するための鋼製部材は、概ね弾性状態に留まることを確認する。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭及び鉄筋コンクリート製逆T擁壁で構成し、津波時においても主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とするとともに、鉄筋コンクリート製逆T擁壁間は、ゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地を設置し、有意な漏えいを生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭及び鉄筋コンクリート製逆T擁壁間から有意な漏えいを生じない変形に留める設計とするため、逆T式鉄筋コンクリート擁壁間に設置するゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地が有意な漏えいを生じない変形量以下であることを確認する。</p> <p>また、ゴムジョイント及びシートジョイントが止水性能を保持するための鋼製部材は、概ね弾性状態に留まることを確認する。</p>	<p>止水目地</p>	<p>止水目地</p>	<p>変形・水圧</p>	<p>有意な漏えいに至る変形・水圧</p>	<p>メーカー規格及び今後必要に応じて実施する性能試験に基づく許容変形量及び許容水圧以下とする。</p>
		<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭及び鉄筋コンクリート製逆T擁壁で構成し、津波時においても主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とするとともに、鉄筋コンクリート製逆T擁壁間は、ゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地を設置し、有意な漏えいを生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭及び鉄筋コンクリート製逆T擁壁で構成し、津波時においても主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とするとともに、鉄筋コンクリート製逆T擁壁間は、ゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地を設置し、有意な漏えいを生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭及び鉄筋コンクリート製逆T擁壁で構成し、津波時においても主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とするとともに、鉄筋コンクリート製逆T擁壁間は、ゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地を設置し、有意な漏えいを生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭及び鉄筋コンクリート製逆T擁壁で構成し、津波時においても主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とするとともに、鉄筋コンクリート製逆T擁壁間は、ゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地を設置し、有意な漏えいを生じない設計とすることを構造強度設計上の性能目標とする。</p>	<p>止水目地の鋼製部材</p>	<p>曲げ・せん断</p>	<p>部材が弾性域に留まらず塑性域に入る状態</p>	<p>「建築基準法施行令2006年6月」を踏まえた許容応力度とする。</p>	
		<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭の変形を抑制し、地盤中からの回り込みによる浸水を防止する設計とするため改良地盤がすべり破壊せずに津波が敷地に浸水しないことを確認する。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭の変形を抑制し、地盤中からの回り込みによる浸水を防止する設計とするため改良地盤がすべり破壊せずに津波が敷地に浸水しないことを確認する。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭の変形を抑制し、地盤中からの回り込みによる浸水を防止する設計とするため改良地盤がすべり破壊せずに津波が敷地に浸水しないことを確認する。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭の変形を抑制し、地盤中からの回り込みによる浸水を防止する設計とするため改良地盤がすべり破壊せずに津波が敷地に浸水しないことを確認する。</p>	<p>改良地盤*</p>	<p>すべり安全率</p>	<p>すべり破壊し、変形抑制機能や難透水性を喪失する状態</p>	<p>「耐津波設計に係る工認審査ガイド」を準用してすべり安全率1.2以上とする。</p>	
		<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭の変形を抑制し、地盤中からの回り込みによる浸水を防止する設計とするため改良地盤がすべり破壊せずに津波が敷地に浸水しないことを確認する。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭の変形を抑制し、地盤中からの回り込みによる浸水を防止する設計とするため改良地盤がすべり破壊せずに津波が敷地に浸水しないことを確認する。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭の変形を抑制し、地盤中からの回り込みによる浸水を防止する設計とするため改良地盤がすべり破壊せずに津波が敷地に浸水しないことを確認する。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、鋼管杭の変形を抑制し、地盤中からの回り込みによる浸水を防止する設計とするため改良地盤がすべり破壊せずに津波が敷地に浸水しないことを確認する。</p>	<p>改良地盤 (鋼管杭前面)</p>	<p>すべり安全率</p>	<p>すべり破壊し、難透水性を喪失する状態</p>	<p>「耐津波設計に係る工認審査ガイド」を準用してすべり安全率1.2以上とする。</p>	
		<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、十分な支持性能を有する地盤に支持される設計とするため、作用する押し込み力が許容値以下に留まることを確認する。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、十分な支持性能を有する地盤に支持される設計とするため、作用する押し込み力が許容値以下に留まることを確認する。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、十分な支持性能を有する地盤に支持される設計とするため、作用する押し込み力が許容値以下に留まることを確認する。</p>	<p>・防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、<b>基準地震動 S s</b> による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、十分な支持性能を有する地盤に支持される設計とするため、作用する押し込み力が許容値以下に留まることを確認する。</p>	<p>地盤</p>	<p>岩盤</p>	<p>支持力</p>	<p>鉛直支持機能を喪失する状態</p>	<p>「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編（平成14年3月）」を踏まえ、妥当な安全余裕を考慮した極限支持力度とする。</p>

第 1-1(3)表 防波壁（波返重力擁壁）に関する要求機能と設計評価方針

赤字：荷重条件  
 緑字：要求機能  
 青字：対応方針

施設名	要求機能		機能設計		構造強度設計				設計に用いる許容限界	
	審査ガイド	要求機能	性能目標	機能設計方針	性能目標	構造強度設計 (評価方針)	評価対象部位	応力等の状態		損傷モード
防波壁 (波返重力擁壁)	<p>基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド</p> <p>5.1津波防護施設設計</p> <p>津波防護施設については、その構造に応じ、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できるように設計すること。</p> <p>(1)要求事項に適合する設計方針であることを確認する。</p> <p>(2)設計方針の確認に加え、入力津波に対して津波防護機能が十分に保持できる設計がなされることの見直しを得るため、以下の項目について、設定の考え方を確認する。確認内容を以下に例示する。</p> <p>①荷重組合せ</p> <p>a)余震が考慮されていること。耐津波設計における荷重組合せ:常時+津波、常時+津波+地震(余震)</p> <p>②荷重の設定</p> <p>a)津波による荷重(波圧、衝撃力)の設定に関して、考慮する知見(例えば、国交省の暫定指針等)及びそれらの適用性。</p> <p>b)余震による荷重として、サイト特性(余震の震源、ハザード)が考慮され、合理的な頻度、荷重レベルが設定される。</p> <p>c)地震により周辺地盤に液化が発生する場合、防潮堤基礎杭に作用する側方流動力等の可能性を考慮すること。</p> <p>③許容限界</p> <p>a)津波防護機能に対する機能保持限界として、当該構造物全体の変形能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有し、津波防護機能を保持すること。(なお、機能損傷に至った場合、補修に、ある程度の期間が必要となることから、地震、津波後の再使用性に着目した許容限界にも留意する必要がある。)</p> <p>基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド</p> <p>6.3津波防護施設、浸水防止設備等津波防護機能を有する施設、浸水防止機能を有する設備及び敷地における津波監視機能を有する設備のうち建物及び構築物は、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と基準地震動による地震力の組合せに対して、当該建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するとともに、その施設に要求される機能(津波防護機能、浸水防止機能)を保持すること</p>	<p>・防波壁（波返重力擁壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した入力津波に対して、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、津波防護施設が要求される機能を損なう恐れがないよう、津波による浸水及び漏水を防止することが要求される。</p> <p>・防波壁（波返重力擁壁）は、基準地震動 S s に対し、津波防護施設が要求される機能を損なう恐れがないよう、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に対し、十分な構造強度を有した構造であることが要求される。</p>	<p>・防波壁（波返重力擁壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した潮上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、想定される津波高さに余裕を考慮した防波壁高さの設定及び構造体の境界部等への止水処置により止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>・防波壁（波返重力擁壁）は、基準地震動 S s に対し、主要な構造部材の構造健全性を維持することで、津波時の止水性を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p>	<p>・防波壁（波返重力擁壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した潮上波に対し、余震、漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した場合においても、①想定される津波高さに余裕を考慮した防波壁高さ（輪谷湾外浸水高さ EL+11.8m、輪谷湾外浸水高さ EL+10.6mに余裕を考慮した天端高さ EL+15.0m）の設定により、敷地前面に設置する設計とする。</p> <p>②防波壁の上部構造は、施設護岸ケーン上部に設置する重力擁壁及び止水目地により止水性を保持する設計とする。</p> <p>③重力擁壁間は、波圧による変形に追随する、止水性を確認したゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地を設置することによる止水処置を講ずる設計とする。</p> <p>・防波壁（波返重力擁壁）は、基準地震動 S s に対し、④コンクリートの耐性のある部材を使用することで止水性を保持する設計とする。</p> <p>⑤重力擁壁間は、地震による変形に追随する、止水性を確認したゴムジョイント及びシートジョイントによる止水目地を設置することによる止水処置を講ずる設計とする。</p>	<p>・防波壁（波返重力擁壁）は、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。</p> <p>・防波壁（波返重力擁壁）は、基準地震動 S s による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。</p> <p>・防波壁（波返重力擁壁）は、基準地震動 S s による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とし、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。</p> <p>・防波壁（波返重力擁壁）は、基準地震動 S s による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とする。</p>	<p>基準地震動 S s による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とするため、構造部材である重力擁壁、ケーン（止水性能を有する部材）及びH鋼が、概ね弾性状態に留まることを確認する。</p> <p>基準地震動 S s による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、主要な構造部材の構造健全性を保持する設計とするため、構造部材である重力擁壁、ケーン（止水性能を有する部材）及びH鋼が、概ね弾性状態に留まることを確認する。</p> <p>基準地震動 S s による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とするため、作用する設置圧が許容値以下にとどまることを確認する。</p> <p>基準地震動 S s による地震時荷重、地震後の繰返しの襲来を想定した津波荷重、余震や漂流物の衝突、風及び積雪を考慮した荷重に対し、十分な支持性能を有する地盤に設置する設計とするため、作用する押し込み力が許容値以下に留まることを確認する。</p>	<p>重力擁壁</p> <p>止水目地</p> <p>止水目地の鋼製部材</p> <p>ケーン 前壁、後壁、側壁 底板、隔壁、フーチング</p> <p>H鋼</p> <p>MMR・改良地盤</p> <p>地盤</p> <p>岩盤</p>	<p>曲げ・せん断</p> <p>変形・水圧</p> <p>曲げ・せん断</p> <p>曲げ・せん断</p> <p>せん断</p> <p>支持力</p> <p>すべり安全率</p> <p>支持力</p>	<p>部材が弾性域に留まらず塑性域に入る状態</p> <p>有意な漏えいに至る変形・水圧</p> <p>部材が弾性域に留まらず塑性域に入る状態</p> <p>部材が弾性域に留まらず塑性域に入る状態</p> <p>部材の終局状態</p> <p>部材が弾性域に留まらず塑性域に入る状態</p> <p>鉛直支持性能を喪失する状態</p> <p>すべり破壊し、難透水性を喪失する状態</p> <p>支持機能を喪失する状態</p>	<p>「コンクリート標準示方書、構造性能照査編、2002年制定」を踏まえた短期許容応力度とする。</p> <p>メーカー規格及び今後必要に応じて実施する性能試験に基づき許容変形量及び許容水圧以下とする。</p> <p>「建築基準法施行令2006年6月」を踏まえた許容応力度とする。</p> <p>「コンクリート標準示方書、構造性能照査編、2002年制定」を踏まえた短期許容応力度とする。</p> <p>「原子力発電所屋外重要土木構造物の耐震性能照査指針・マニュアル、2005年」を踏まえ、曲げは限界層間変形角又は圧縮線コンクリート限界ひずみ、せん断はせん断耐力とする</p> <p>「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編（平成14年3月）」を踏まえたせん断応力度とする。</p> <p>「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編（平成14年3月）」を踏まえ、妥当な安全余裕を考慮した極限支持力度とする。</p> <p>「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編（平成14年3月）」を踏まえ、妥当な安全余裕を考慮した極限支持力度とする。</p>

## (2) 防波壁の性能目標と許容限界

### a. 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）

新規制基準への適合性において、防波壁（多重鋼管杭式擁壁）における設置許可基準規則の各条文に対する検討要旨を第 1-2 表に示す。以下の条文を確認することにより、防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の各条文への適合性を確認する。

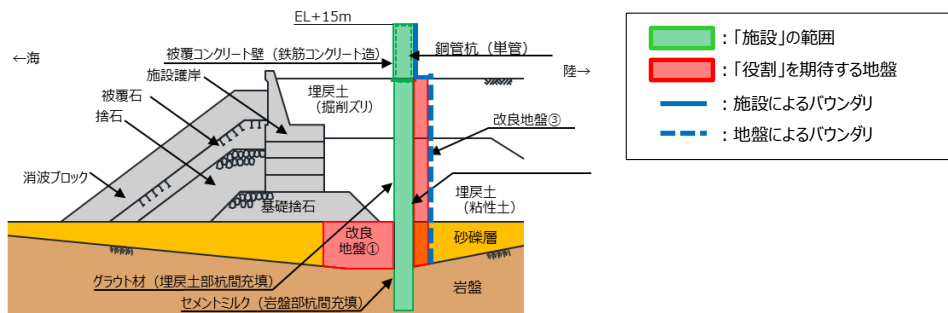
第 1-2 表 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）における検討要旨

規 則	検 討 要 旨
第 3 条 (設計基準対象施設の地盤)	• 施設（鋼管杭）を支持する地盤を対象とし、地盤内にすべり線を想定し、安定性を確認する。
第 4 条 (地震による損傷の防止)	• 施設と地盤との動的相互作用や液状化検討対象層の地震時の挙動を考慮した上で、施設の耐震安全性を確認する。
第 5 条 (津波による損傷の防止)	• 地震（本震及び余震）による影響を考慮した上で、機能を保持できることを確認する。 • 液状化検討対象層の地震時の挙動の考慮を含む。

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）における条文に対応する施設の範囲及び各部位の役割を第 1-3 図及び第 1-3 表に示す。なお、以下では、津波を遮断する役割を『遮水性』、材料として津波を通しにくい役割を『難透水性』とし、これらを総称して『止水性』と整理する。防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の周辺地盤及び施設護岸については、設置状況に応じて解析モデルに取り込むが、防波壁の前面に位置している施設護岸については、その損傷による防波壁への影響が大きいと考えられるため、それが損傷した場合の防波壁の耐震性への影響を確認する（参考資料 10 参照）。

鋼管杭間を間詰めしているグラウト材及び改良地盤②は難透水性の地盤ではあるが、地震により施設護岸が損傷し、杭間に直接津波波圧が作用した場合には、止水性を担保することが困難であることから、津波の地盤中からの回り込みに対して万全を期すため、防波壁の背後に地盤改良（改良地盤③）を実施する（参考資料 10 参照）。





第 1-3 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の役割を期待する範囲

第 1-3 表 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の各部位の役割

	部位の名称	地震時の役割	津波時の役割
施設	鋼管杭	・被覆コンクリート壁を支持する。	・被覆コンクリート壁を支持する。
	被覆コンクリート壁	・止水目地を支持する。	・止水目地を支持するとともに、遮水性を保持する。
	止水目地	・被覆コンクリート壁間の変形に追従する。	・被覆コンクリート壁間変形に追従し、遮水性を保持する。
地盤	セメントミルク	・鋼管杭の変形を抑制する。	・鋼管杭の変形を抑制する。 ・難透水性を保持する。
	改良地盤① (砂礫層)	・鋼管杭の変形を抑制する。	・難透水性を保持する。
	改良地盤② (1号炉取水路上部等)	・役割に期待しない。	・難透水性の地盤ではあるが、役割に期待しない。
	改良地盤③ (防波壁背後)	・役割に期待しない(解析モデルに取り込み、防波壁への相互作用を考慮する)。	・難透水性を保持する。
	岩盤	・鋼管杭及び被覆コンクリート壁を支持する。 ・基礎地盤のすべり安定性に寄与する。	・鋼管杭及び被覆コンクリート壁を支持する。
	埋戻土(掘削スリ)、埋戻土(粘性土)、砂礫層	・役割に期待しない(解析モデルに取り込み、防波壁への相互作用を考慮する)。	・防波壁より陸側については、津波荷重に対して地盤反力として寄与する。
	施設護岸、基礎捨石、捨石、被覆石	・役割に期待しない(解析モデルに取り込み、防波壁への波及的影響を考慮する)。	・役割に期待しない。
	消波ブロック	・役割に期待しない。	・役割に期待しない。
グラウト材	・役割に期待しない。	・難透水性の地盤ではあるが、役割に期待しない。	

各部位の『施設』と『地盤』を区分するに当たり、セメントミルク、改良地盤①(砂礫層)及び改良地盤③(防波壁背後)の具体的な役割を第 1-4 表のとおり整理した。

側方地盤としての鋼管杭の変形抑制を主な役割(第 1-4 表中「○」と記載)とするセメントミルク及び改良地盤①(砂礫層)、また、難透水性の保持を役割とする改良地盤③(防波壁背後)について、『地盤』と区別する。

なお、施設の役割を維持するための条件として設計に反映する項目「○」と評価した具体的な考え方を以下に示す。

- ・セメントミルク，改良地盤①（砂礫層）及び改良地盤③（防波壁背後）の役割である健全性については，鋼管杭の変形を抑制するために剛性（変形特性）を設計に反映することから「○」とした。
- ・セメントミルク，改良地盤①（砂礫層）及び改良地盤③（防波壁背後）の役割である止水性については，地盤中からの回り込みによる浸水を防止するために透水係数を設計に反映することから「○」とした。なお，透水係数を保守的に考慮しても津波の滞水時間中に敷地に浸水しないことを浸透流解析により確認する。

第 1-4 表 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の各部位の具体的な役割

部位	具体的な役割					『施設』と『地盤』の区分の考え方	
	地震時	津波時	鉛直支持	すべり安全率 (鋼管杭の変形抑制)	(遮水性・耐津波性) (遮水性・難透水性)		
セメントミルク	・鋼管杭間にセメントミルクを設置することで，鋼管杭の変形を抑制する。	・鋼管杭間にセメントミルクを設置することで，鋼管杭の変形を抑制する。 ・難透水性を有するセメントミルクを鋼管杭間に連続的に設置することで，津波時の水みちを形成しない。	-	-	○	○	鋼管杭の変形抑制が主な役割であり，施設の側方地盤に要求される役割と同等であること，難透水性の保持の役割をもつことから『地盤』と区分する。
改良地盤① (砂礫層)	・鋼管杭の海側に改良地盤を設置することで鋼管杭の変形を抑制する。	・難透水性を保持することで，遮水性を有する被覆コンクリート壁，止水目地の下部地盤中からの回り込みによる浸水を防止する。	-	-	○	○	鋼管杭の変形抑制が主な役割であり，施設の側方地盤に要求される役割と同等であること，難透水性の保持の役割をもつことから『地盤』と区分する。
改良地盤③ (防波壁背後)	・役割に期待しない。	・難透水性を保持することで，遮水性を有する被覆コンクリート壁，止水目地，下部地盤中からの回り込みによる浸水を防止する。	-	-	-	○	難透水性の保持の役割をもつことから『地盤』と区分する。

凡例  
 ○：要求機能を主体的に満たすために設計上必要な項目  
 (該当する部位を施設と区分する)  
 ○：施設の役割を維持するために設計に反映する項目  
 -：設計上考慮しない項目

以上を踏まえ，防波壁（多重鋼管杭式擁壁）における各部位の役割に対する性能目標を第 1-5 表に，性能目標を満足するための照査項目と許容限界を第 1-6 表に示す。岩盤は「鋼管杭の支持」及び「基礎地盤のすべり安定性に寄与」の役割を有していることから，支持力及び基礎地盤のすべり安全率により健全性を確認する。液状化の影響については有効応力解析により考慮し，埋戻土，砂礫層の変状に伴う施設評価への影響を検討する。

また，液状化に伴う海側の埋戻土，砂礫層の変状により護岸形状が変化し，荷重伝達経路や津波波圧に影響する可能性があることから，詳細設計時（工認段階）に影響の程度を検討する

なお，施設及び岩盤の各部位の役割や性能目標を長期的に維持していくために必要な保守管理方法を今後検討していく。

第1-5表 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の各部位の役割に対する性能目標

部位		性能目標			
		鉛直支持 (第3条)	すべり安定性 (第3条)	耐震性 (鋼管杭の変形抑制) (第4条)	耐津波性 (透水性、難透水性) (第5条)
施設	鋼管杭	-	-	構造部材の健全性を保持するために、鋼管杭が概ね弾性状態に留まること。	構造部材の健全性を保持するために、鋼管杭が概ね弾性状態に留まること。
	被覆コンクリート壁			構造部材の健全性を保持するために、被覆コンクリート壁が概ね弾性状態に留まること。	止水目地の支持機能を喪失して被覆コンクリート間から有意な漏えいを生じないために、被覆コンクリート壁が概ね弾性状態に留まること。
	止水目地			被覆コンクリート壁間から有意な漏えいを生じないために、止水目地の変形性能を保持すること。	被覆コンクリート壁間から有意な漏えいを生じないために、止水目地の変形・透水性能を保持すること。
地盤	セメントミルク	-	-	鋼管杭の変形を抑制するため、セメントミルクがすべり破壊しないこと。(内的安定を保持)	地盤中からの回り込みによる浸水を防止(難透水性を保持)するためセメントミルクがすべり破壊しないこと。(内的安定を保持)
	改良地盤① (砂礫層)	-	-	鋼管杭の変形を抑制するため、改良地盤がすべり破壊しないこと。(内的安定を保持)	地盤中からの回り込みによる浸水を防止(難透水性を保持)するため改良地盤がすべり破壊しないこと。(内的安定を保持)
	改良地盤③ (防波壁背後)	-	-	-	地盤中からの回り込みによる浸水を防止(難透水性を保持)するため改良地盤がすべり破壊しないこと。(内的安定を保持)
	岩盤	鋼管杭を鉛直支持するため、十分な支持力を保持すること。	基礎地盤のすべり安定性を確保するため、十分なすべり安全性を保持すること。	-	-

第1-6表 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）各部位の照査項目と許容限界  
(上段：照査項目，下段：許容限界)

部位		照査項目と許容限界			
		鉛直支持 (第3条)	すべり安定性 (第3条)	耐震性 (鋼管杭の変形抑制) (第4条)	耐津波性 <sup>※1</sup> (透水性、難透水性) (第5条)
施設	鋼管杭	-	-	曲げ・せん断 (降伏モーメント(曲げ)及びせん断応力度(せん断))	
	被覆コンクリート壁			曲げ・せん断 (短期許容応力度以下)	
	止水目地			変形 (許容変形量以下)	変形・水圧 (許容変形量・許容水圧以下)
地盤	セメントミルク	-	-	すべり安全率 <sup>※3</sup> (1.2以上)	
	改良地盤① (砂礫層)	-	-	すべり安全率 <sup>※3</sup> (1.2以上)	
	改良地盤③ (防波壁背後)	-	-	-	すべり安全率 <sup>※3</sup> (1.2以上)
	岩盤	支持力 (極限支持力度)	すべり安全率(基礎地盤) <sup>※2</sup> (1.5以上)	-	-

※1 設備及び地盤を含む範囲の透流解析により、セメントミルク及び改良地盤の透水係数を保守的に考慮しても津波の滞水時間中に浸水しないことを確認する。  
 ※2 第3条のすべり安全率は崩壊の外的安定の確認を目的としており、「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価結果に係る審査ガイド」に基づいて1.5以上を許容限界とする。  
 ※3 第4条・第5条のすべり安全率は各部位の内的安定の確認を目的としており、「耐津波設計に係る審査ガイド」を準用して1.2以上を許容限界とする。

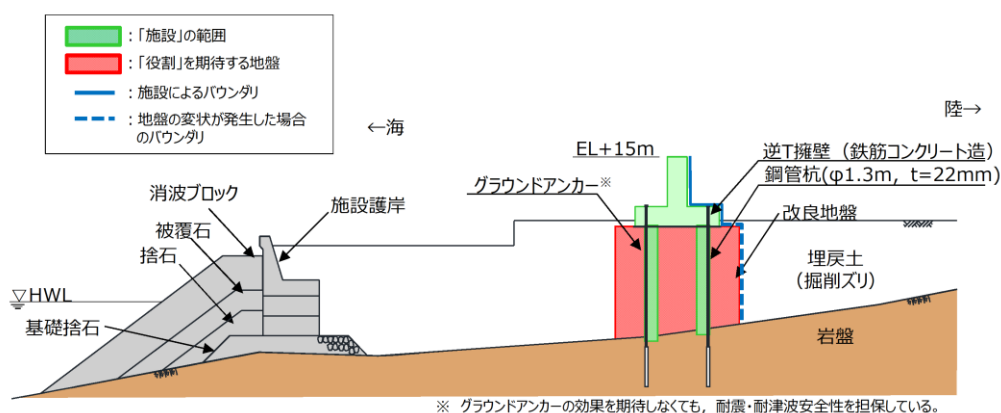
b. 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）

新規性基準への適合性において、防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）における設置許可基準規則の各条文に対する検討要旨を第 1-7 表に示す。以下の条文を確認することにより、防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の各条文への適合性を確認する。

第 1-7 表 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）における検討要旨

規 則	検 討 要 旨
第3条 (設計基準対象施設の地盤)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設（鋼管杭）を支持する地盤を対象とし、地盤内にすべり線を想定し、安定性を確認する。</li> </ul>
第4条 (地震による損傷の防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設と地盤との動的相互作用や液状化検討対象層の地震時の挙動を考慮した上で、施設の耐震安全性を確認する。</li> </ul>
第5条 (津波による損傷の防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震（本震及び余震）による影響を考慮した上で、機能を保持できることを確認する。</li> <li>液状化検討対象層の地震時の挙動の考慮を含む。</li> </ul>

防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）における条文に対応する施設の範囲及び各部位の役割を第 1-4 図及び第 1-8 表に示す。なお、以下では、津波を遮断する役割を『遮水性』、材料として津波を通しにくい役割を『難透水性』とし、これらを総称して『止水性』と整理する。防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の周辺地盤及び施設護岸については、設置状況に応じて解析モデルに取り込むが、防波壁の前面に位置している施設護岸については、その損傷による防波壁への影響が大きいと考えられるため、それが損傷した場合の防波壁の耐震性への影響を確認する。



第 1-4 図 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の役割を期待する範囲

第 1-8 表防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の各部位の役割

	部位の名称	地震時の役割	津波時の役割
施設	鋼管杭	・逆 T 擁壁を支持する。	・逆 T 擁壁を支持する。
	逆 T 擁壁	・止水目地を支持する。	・止水目地を支持するとともに、遮水性を保持する。
	止水目地	・逆 T 擁壁間の変形に追従する。	・逆 T 擁壁間の変形に追従し、遮水性を保持する。
地盤	改良地盤※	・鋼管杭の変形を抑制する。	・鋼管杭の変形を抑制する。 ・難透水性を保持する。
	改良地盤（鋼管杭前面）	・役割に期待しない（解析モデルに取り込み、防波壁への相互作用を考慮する）。	・難透水性を保持する。
	岩盤	・鋼管杭及び逆 T 擁壁を支持する。 ・基礎地盤のすべり安定性に寄与する。	・鋼管杭及び逆 T 擁壁を支持する。
	埋戻土（掘削スリ）	・役割に期待しない（解析モデルに取り込み、防波壁への相互作用を考慮する）。	・防波壁より陸側については、津波荷重に対して地盤反力として寄与する。
	施設護岸、基礎捨石被覆石、捨石	・役割に期待しない（解析モデルに取り込み、防波壁への波及的影響を考慮する）。	・役割に期待しない。
	消波ブロック	・役割に期待しない。	・役割に期待しない。

※ RC床板については、保守的に改良地盤として扱う。

各部位の『施設』と『地盤』を区分するに当たり、改良地盤及び改良地盤（鋼管杭前面）の具体的な役割を第 1-9 表のとおり整理した。

側方地盤としての鋼管杭の変形抑制を主な役割（第 1-9 表中「○」と記載）とする改良地盤、また、難透水性の保持を役割とする改良地盤（鋼管杭前面）について、『地盤』と区別する。

なお、施設の役割を維持するための条件として設計に反映する項目「○」と評価した具体的な考え方を以下に示す。

- ・改良地盤及び改良地盤（鋼管杭前面）の役割である健全性については、鋼管杭の変形を抑制するために剛性（変形特性）を設計に反映することから「○」とした。
- ・改良地盤及び改良地盤（鋼管杭前面）の役割である止水性については、地盤中からの回り込みによる浸水を防止するために透水係数を設計に反映することから「○」とした。なお、透水係数を保守的に考慮しても津波の滞水時間中に敷地に浸水しないことを浸透流解析により確認する。

第 1-9 表 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の各部位の具体的な役割

凡 例  
 ○：要求機能を主体的に満たすために設計上必要な項目  
 （該当する部位を施設と区分する）  
 ◎：施設の役割を維持するために設計に反映する項目  
 -：設計上考慮しない項目

部位	具体的な役割					『施設』と『地盤』の区分の考え方	
	地震時	津波時	鉛直支持	すべり安全率	耐震性 (鋼管杭の変形抑制)		耐津波性 (遮水性・難透水性)
改良地盤※	・鋼管杭周辺に改良地盤を設置することで逆 T 擁壁を支持する鋼管杭の変形を抑制する。	・鋼管杭周辺に改良地盤を設置することで鋼管杭の変形を抑制する。 ・難透水性を保持することで、遮水性を有する逆 T 擁壁、止水目地の下部地盤中からの回り込みによる浸水を防止する。	-	-	○	○	逆 T 擁壁を支持する鋼管杭の変形抑制が主な目的であり、側方地盤に要求される役割と同様であること、難透水性の保持の役割を持つことから『地盤』と区分する。
改良地盤 (鋼管杭前面)	・役割に期待しない。	・難透水性を保持することで、遮水性を有する逆 T 擁壁、止水目地、下部地盤中からの回り込みによる浸水を防止する。	-	-	-	○	難透水性の保持の役割をもつことから『地盤』と区分する。

※ RC床板については、保守的に改良地盤として扱う。

以上を踏まえ、防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）における各部位の役割に対する性能目標を第 1-10 表に、性能目標を満足するための照査項目と許容限界を第 1-11 表に示す。液状化の影響については有効応力解析により考慮し、埋戻土、砂礫層の変状に伴う施設評価への影響を検討する。防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）RC 床板部の海側に設置した改良地盤（鋼管杭前面）は、「鋼管杭の変形を抑制」及び「難透水性の保持」の役割を有するため、「内的安定の保持」を性能目標として、すべり安全率を 1.2 以上確保したうえで、止水性の観点から保守的に改良地盤を埋戻土として浸透流解析を実施する。

また、液状化に伴う海側の埋戻土、砂礫層の変状により護岸形状が変化し、荷重伝達経路や津波波圧に影響する可能性があることから、詳細設計段階において影響の程度を検討する。

なお、施設及び岩盤の各部位の役割や性能目標を長期的に維持していくために必要な保守管理方法を今後検討していく。

第 1-10 表 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の各部位の役割に対する性能目標

部位		性能目標			
		鉛直支持 (第 3 条)	すべり安定性 (第 3 条)	耐震性 (鋼管杭の変形抑制) (第 4 条)	耐津波性 (透水性、難透水性) (第 5 条)
施設	鋼管杭			構造部材の健全性を保持するために、鋼管杭が概ね弾性状態に留まること。	構造部材の健全性を保持するために、鋼管杭が概ね弾性状態に留まること。
	逆 T 擁壁	-	-	構造部材の健全性を保持するために、逆 T 擁壁が概ね弾性状態に留まること。	止水目地の支持機能を喪失して逆 T 擁壁間から有意な漏えいを生じないために、逆 T 擁壁が概ね弾性状態に留まること。
	止水目地			逆 T 擁壁間から有意な漏えいを生じないために、止水目地の変形性能を保持すること。	逆 T 擁壁間から有意な漏えいを生じないために、止水目地の変形・遮水性性能を保持すること。
地盤	改良地盤※	-	-	鋼管杭の変形を抑制するため、改良地盤がすべり破壊しないこと。(内的安定を保持)	地盤中からの回り込みによる浸水を防止(難透水性を保持)するため改良地盤がすべり破壊しないこと。(内的安定を保持)
	改良地盤 (鋼管杭前面)	-	-	-	地盤中からの回り込みによる浸水を防止(難透水性を保持)するため改良地盤がすべり破壊しないこと。(内的安定を保持)
	岩盤	鋼管杭を鉛直支持するため、十分な支持力を保持すること。	基礎地盤のすべり安定性を確保するため、十分なすべり安全性を保持すること。	-	-

※ RC床板については、保守的に改良地盤として扱う。

第 1-11 表 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）各部位の照査項目と許容限界  
(上段：照査項目，下段：許容限界)

部位		照査項目と許容限界			
		鉛直支持 (第 3 条)	すべり安定性 (第 3 条)	耐震性 (鋼管杭の変形抑制) (第 4 条)	耐津波性※ <sup>1</sup> (透水性、難透水性) (第 5 条)
施設	鋼管杭※ <sup>4</sup>			曲げ・せん断 (降伏モーメント(曲げ)及びせん断応力度(せん断))	
	逆 T 擁壁	-	-	曲げ・せん断 (短期許容応力度以下)	
	止水目地			変形 (許容変形量以下)	変形・水圧 (許容変形量・許容水圧以下)
地盤	改良地盤※ <sup>5</sup>	-	-	すべり安全率※ <sup>3</sup> (1.2以上)	
	改良地盤 (鋼管杭前面)	-	-	-	すべり安全率※ <sup>3</sup> (1.2以上)
	岩盤	支持力 (極限支持力度)	すべり安全率(基礎地盤)※ <sup>2</sup> (1.5以上)	-	-

- ※<sup>1</sup> 設備及び地盤を含む範囲の浸透流解析により、改良地盤の透水係数を保守的に考慮しても津波の耐水時間中に浸水しないことを確認する。
- ※<sup>2</sup> 第 3 条のすべり安全率は施設の外的安定の確認を目的としており、「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価結果に係る審査ガイド」に基づいて 1.5 以上を許容限界とする。
- ※<sup>3</sup> 第 4 条・第 5 条のすべり安全率は各部位の内的安定の確認を目的としており、「耐津波設計に係る審査ガイド」を準用して 1.2 以上を許容限界とする。
- ※<sup>4</sup> 鋼管杭の杭頭の水平変位量については、地盤改良を実施することにより変形を抑制していることから、許容限界は設定しない。
- ※<sup>5</sup> RC床板については、保守的に改良地盤として扱う。

c. 防波壁（波返重力擁壁）

新規性基準への適合性において、防波壁（波返重力擁壁）における設置許可基準規則の各条文に対する検討要旨を第 1-12 表に示す。

以下の条文を確認することにより、防波壁（波返重力擁壁）の各条文への適合性を確認する。

第 1-12 表 防波壁（波返重力擁壁）における検討要旨

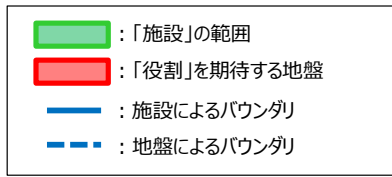
規 則	検 討 要 旨
第 3 条 (設計基準対象施設の地盤)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設（鋼管杭）を支持する地盤を対象とし、地盤内にすべり線を想定し、安定性を確認する。</li> </ul>
第 4 条 (地震による損傷の防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設と地盤との動的相互作用や液状化検討対象層の地震時の挙動を考慮した上で、施設の耐震安全性を確認する。</li> </ul>
第 5 条 (津波による損傷の防止)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震（本震及び余震）による影響を考慮した上で、機能を保持できることを確認する。</li> <li>液状化検討対象層の地震時の挙動の考慮を含む。</li> </ul>

防波壁（波返重力擁壁）における条文に対応する施設の範囲及び各部位の役割を第 1-5(1) 図及び第 1-13(1) 表に示す。なお、以下では、津波を遮断する役割を『遮水性』、材料として津波を通しにくい役割を『難透水性』とし、これらを総称して『止水性』と整理する。

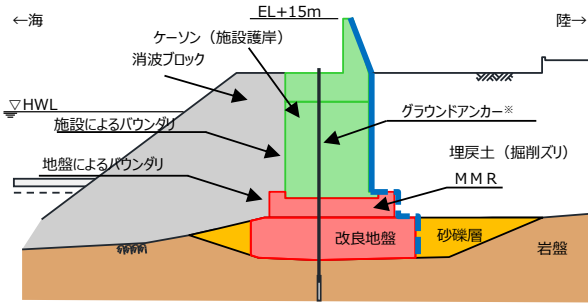
また、ケーソンの各部材の名称と地震時（海側方向）及び津波時にケーソンに作用する荷重図を第 1-5(2) 図に示す。

地震時及び津波時にケーソンに作用する荷重を踏まえ、ケーソンの各部材に期待する役割を第 1-13(2) 表のとおり整理すると、ケーソンは常に海に接しており、重力擁壁を支持していることから、地震時及び津波時の役割は同じとなる。

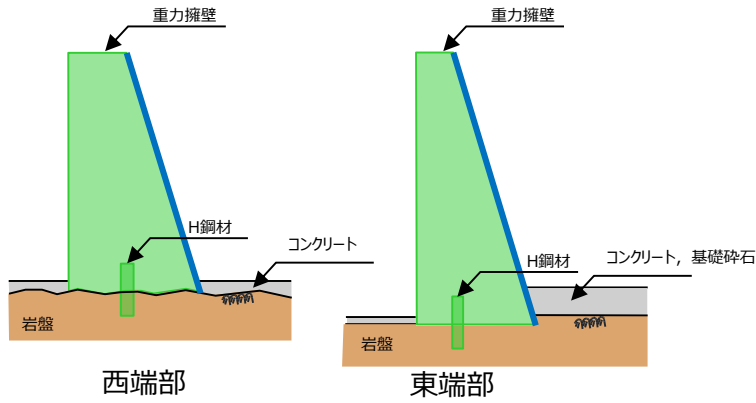




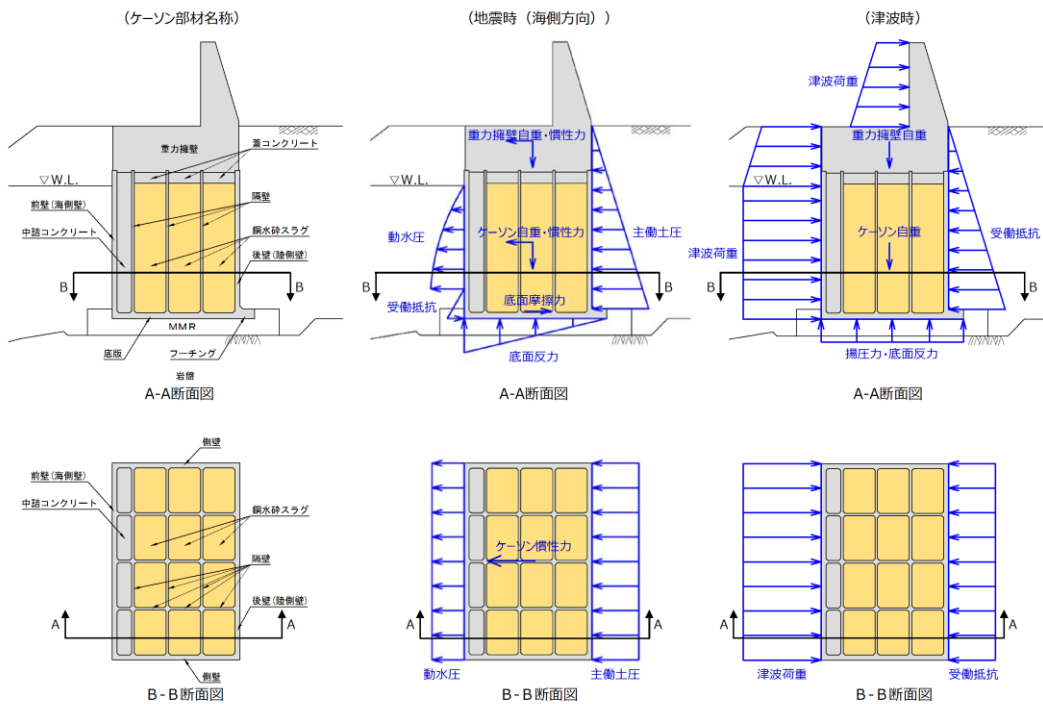
※ グラウンドアンカーの効果を期待しなくても、耐震・耐津波安全性を担保している。



地盤改良部



第 1-5(1) 図 防波壁 (波返重力擁壁) の役割を期待する範囲



ケーソンに作用する荷重図

第 1-5(2) 図 ケーソンに作用する荷重

第 1-13(1) 表 防波壁（波返重力擁壁）の各部位の役割

	部位の名称	地震時の役割	津波時の役割
施設	重力擁壁	・止水目地を支持する。	・止水目地を支持するとともに、遮水性を保持する。
	止水目地	・重力擁壁間の変形に追従する。	・重力擁壁間の変形に追従し、遮水性を保持する。
	ケーソン	・重力擁壁を支持するとともに、遮水性を保持する。	・重力擁壁を支持するとともに、遮水性を保持する。
	H鋼	・重力擁壁の滑動を抑制する。	・重力擁壁の滑動を抑制する。
地盤	MMR	・ケーソン及び重力擁壁を支持する。 ・基礎地盤のすべり安定性に寄与する。	・ケーソン及び重力擁壁を支持する。 ・難透水性を保持する。
	改良地盤	・ケーソン及び重力擁壁を支持する。 ・基礎地盤のすべり安定性に寄与する。	・ケーソン及び重力擁壁を支持する。 ・難透水性を保持する。
	岩盤	・ケーソン及び重力擁壁を支持する。 ・基礎地盤のすべり安定性に寄与する。	・ケーソン及び重力擁壁を支持する。
	埋戻土（掘削スリ）、砂礫層	・役割に期待しない（解析モデルに取り込み、防波壁への相互作用を考慮する）。	・津波荷重に対して地盤反力として寄与する。
	消波ブロック	・役割に期待しない。	・役割に期待しない。

第 1-13(2) 表 ケーソン部材に期待する役割

名称	地震時及び津波時の役割
・前壁 ・後壁 ・側壁	・重力擁壁を支持する ・遮水性を保持する
・底版	・前壁、後壁、側壁、隔壁を支持する
・隔壁	・重力擁壁を支持する ・前壁、後壁、側壁、底版の変形を抑制する
・フーチング	・滑動、転倒に対して安定性を確保する

各部位の『施設』と『地盤』を区分するに当たり、MMR及び改良地盤の具体的な役割を第 1-14 表のとおり整理した。

施設の支持及び難透水性の保持を主な役割（第 1-14 表中「○」と記載）とするMMR及び改良地盤について、『地盤』と区分する。

なお、施設の役割を維持するための条件として設計に反映する項目「○」と評価した具体的な考え方を以下に示す。

- ・MMR及び改良地盤の役割である鉛直支持については、ケーソン及び重力擁壁を鉛直支持するために支持力を設計に反映することから「○」とした。
- ・MMR及び改良地盤の役割であるすべり安定性については、基礎地盤のすべり安定性を確保するために滑動抵抗（強度特性）を設計に反映することから「○」とした。
- ・MMR及び改良地盤の役割である止水性については、地盤中からの回り込みによる浸水を防止するために透水係数を設計に反映することから「○」とした。なお、透水係数を保守的に考慮しても津波の滞水時間中に敷地に浸水しないことを浸透流解析により確認する。

第 1-14 表 防波壁（波返重力擁壁）の各部位の具体的な役割

部位	具体的な役割					『施設』と『地盤』の区分の考え方	
	地震時	津波時	鉛直支持	すべり・安全率	耐震性 (薬水性・難透水性)		
MMR	ケーソン及び重力擁壁の下方にMMRを設置することで、防波壁を鉛直支持するとともに、基礎地盤のすべり安定性に寄与する。	・ケーソン及び重力擁壁の下方にMMRを設置することで防波壁を鉛直支持する。 ・難透水性を保持することで、遮水性を有する重力擁壁、止水目地の下部地盤中からの回り込みによる浸水を防止する。	○	○	-	○	施設の鉛直支持が主な役割であり、施設の支持地盤に要求される役割と同様であることから、『地盤』と区分する。
改良地盤	ケーソン、重力擁壁及びMMRの下方の砂礫層を地盤改良（沈下防止）することで防波壁を鉛直支持するとともに、基礎地盤のすべり安定性に寄与する。	・ケーソン及び重力擁壁の下方の砂礫層を地盤改良（沈下防止）することで防波壁を鉛直支持する。 ・難透水性を保持することで、遮水性を有する重力擁壁、止水目地の下部地盤中からの回り込みによる浸水を防止する。	○	○	-	○	施設の鉛直支持が主な役割であり、施設の支持地盤に要求される役割と同様であること、難透水性の保持の役割を持つことから、『地盤』と区分する。

凡例  
 ◎：要求機能を主体的に満たすために設計上必要な項目  
 (該当する部位を施設と区分する)  
 ○：施設の役割を維持するために設計に反映する項目  
 -：設計上考慮しない項目

以上を踏まえ、防波壁（波返重力擁壁）における各部位の役割に対する性能目標を第 1-15 表に、性能目標を満足するための照査項目と許容限界を第 1-16 表に示す。

防波壁（波返重力擁壁）については、地上部である重力擁壁の性能照査に使用する応答値及び止水目地の変形量を算出するため、2次元動的 FEM 解析（有効応力）による地震応答解析を実施する。

ケーソン重量算定の考え方については「港湾の施設の技術上の基準・同解説（平成 19 年 7 月）（以下、「港湾基準」）」に準拠する。ケーソン重量の算定にあたっては、中詰材（銅水砕スラグ<sup>※1</sup>又は砂）を考慮することにより適切に設定する。中詰材で使用する銅水砕スラグは、砂状で粒子密度が砂よりも大きい材料であり、解析で考慮する重量については、工事記録や土質試験により得られた結果を用いることにより適切に評価する。港湾基準によると、護岸施設の地震応答解析において、ケーソン全体に対してコンクリートの解析用物性値（ヤング率等）を設定しているが、島根 2 号炉ケーソンについては中詰材の剛性を考慮せずに、ケーソンの躯体のコンクリート強度と構造に応じた剛性を考慮した解析用物性値を設定して地震応答解析を実施する。なお、中詰材の重量は、銅水砕スラグ又は砂の施工状況に応じて付加質量として考慮する。ケーソンの照査項目は、曲げ及びせん断とする。詳細は参考資料 9 に示す。

なお、施設及び岩盤の各部位の役割や性能目標を長期的に維持していくために必要な保守管理方法を今後検討していく。

※1 銅の精錬過程で発生するスラグを水で細かく砕いた砂状の物質で一般の砂に比べ密度が大きい。

第 1-15 表 防波壁（波返重力擁壁）の各部位の役割に対する性能目標

部位		性能目標			
		鉛直支持 (第 3 条)	すべり安定性 (第 3 条)	耐震性 (第 4 条)	耐津波性 (透水性, 難透水性) (第 5 条)
施設	重力擁壁	-	-	構造部材の健全性を保持するために, 重力擁壁が概ね弾性状態に留まること。	止水目地の支持機能を喪失して重力擁壁間から有意な漏えいを生じないために, 重力擁壁が概ね弾性状態に留まること。
	止水目地			重力擁壁間から有意な漏えいを生じないために, 止水目地の変形性能を保持すること。	重力擁壁間から有意な漏えいを生じないために, 止水目地の変形・遮水性能を保持すること。
	ケーソン			構造部材の健全性を保持するために, ケーソンが概ね弾性状態に留まること。	構造部材の健全性を保持し, 有意な漏えいを生じないために, ケーソンが概ね弾性状態に留まること。
	H鋼			構造部材の健全性を保持するために, H鋼が概ね弾性状態に留まること。	構造部材の健全性を保持するために, H鋼が概ね弾性状態に留まること。
地盤	MMR	・ケーソン及び重力擁壁を鉛直支持するため, 十分な支持力を保持すること。	基礎地盤のすべり安定性を確保するため, 十分なすべり安全性を保持すること。	-	地盤中からの回り込みによる浸水を防止 (難透水性を保持) するため, MMR及び改良地盤が破壊しないこと。(内的安定を保持)
	改良地盤				-
	岩盤				-

第 1-16 表 防波壁（波返重力擁壁）各部位の照査項目と許容限界  
(上段：照査項目, 下段：許容限界)

部位		照査項目と許容限界				
		鉛直支持 (第 3 条)	すべり安定性 (第 3 条)	耐震性 (第 4 条)	耐津波性*1 (透水性, 難透水性) (第 5 条)	
施設	重力擁壁	-	-	曲げ・せん断 (短期許容応力度以下)		
	止水目地			変形 (許容変形量以下)	変形・水圧 (許容変形量・許容水圧以下)	
	ケーソン (前壁, 後壁, 側壁)			曲げ・せん断 (短期許容応力度以下)		
	ケーソン (底版, 隔壁, フーチング)			曲げ・せん断 (限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみ以下・せん断耐力以下)		
	H鋼			せん断 (せん断応力度以下)		
地盤	MMR	支持力	すべり安全率 (基礎地盤) *2	-	すべり安全率*3	
	改良地盤	(極限支持力度)			(1.5以上)	(1.2以上)
	岩盤					-

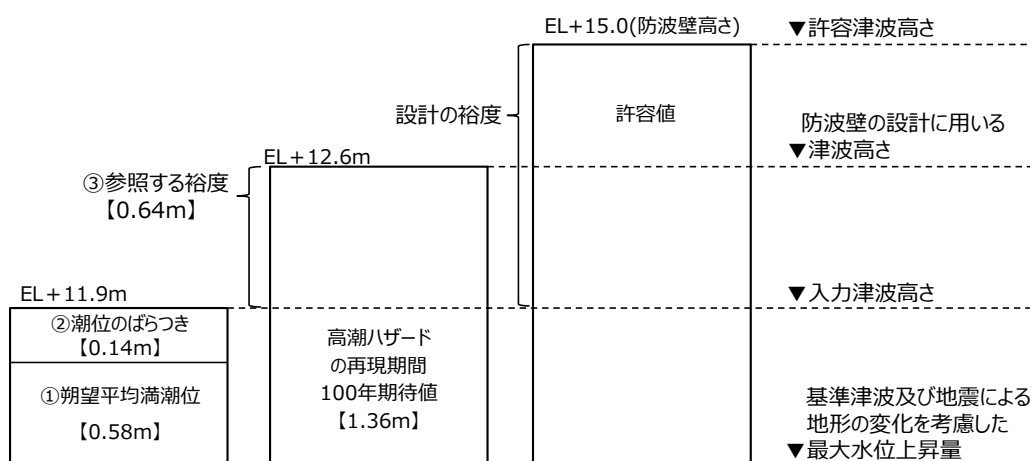
※ 1 設備及び地盤を含む範囲の浸透流解析により, MMR及び改良地盤の透水係数を保守的に考慮しても津波の耐水時間中に浸水しないことを確認する。  
 ※ 2 第3条のすべり安全率は施設の外的安定の確認を目的としており, 「基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価結果に係る審査ガイド」に基づいて1.5以上を許容限界とする。  
 ※ 3 第4条・第5条のすべり安全率は各部位の内的安定の確認を目的としており, 「耐津波設計に係る審査ガイド」を準用して1.2以上を許容限界とする。

(3) 防波壁高さの設定方針

防波壁は、設計に用いる津波高さ（入力津波高さ）に対して余裕を持った高さを設定している。設計に用いる津波高さと防波壁高さの関係を第 1-17 表 に、設計裕度のイメージを第 1-6 図に示す。

第 1-17 表 設計に用いる津波高さと防波壁高さの関係

設計に用いる津波高さ (高潮ハザードの裕度を参照)	EL+12.6m
防波壁高さ	EL+15.0m
設計裕度	2.4m



第 1-6 図 防波壁設計裕度のイメージ

(4) 設計方針

a. 構造概要

(a) 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）は、1，2号炉北側に配置し、鋼管杭を岩盤に打設した（根入れ深さ：5.0m程度）。鋼管杭は、コンクリートで中詰めされた大口径管の多重構造を採用している。また、岩盤部では隣り合う多重鋼管杭間にセメントミルクを間詰めし、埋戻土部はグラウト材で間詰めした。

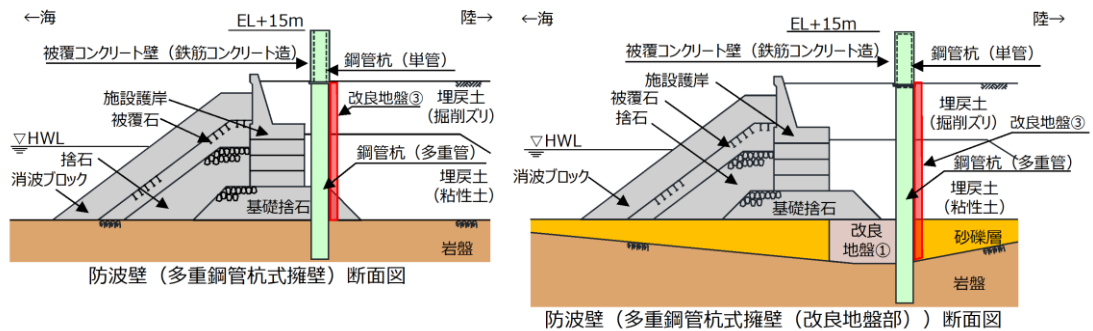
被覆コンクリート壁は、下部の鋼管杭から連続する鋼管杭を鉄筋コンクリートで被覆した部材で構成される。鋼管杭6本程度を1ブロックの標準とした壁体を連続して設置した。このブロック間の境界には、止水性を保持するための止水目地（(4) a. (f)参照）を設置する。

また、地中部の鋼管杭の最外管の間隔は約 30 cmであり、隣り合う多重

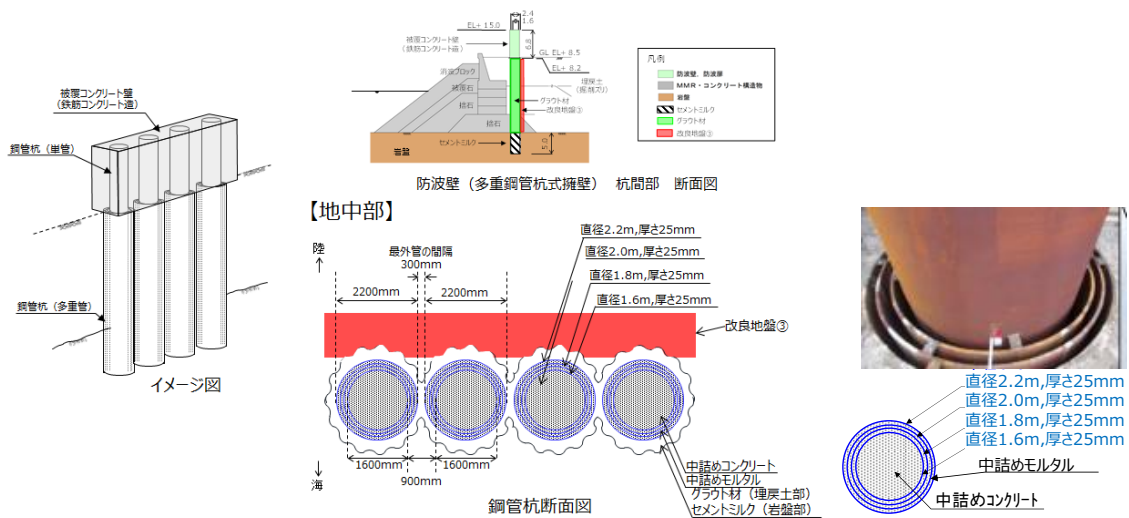
鋼管杭間はセメントミルク（岩盤部）又はグラウト材（埋戻土部）で充填されている。

なお、防波壁の背後に止水性を有する地盤改良を実施する対策を行う。（詳細は参考資料10参照）

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の断面図を第1-7図に、構造概要を第1-8図に示す。



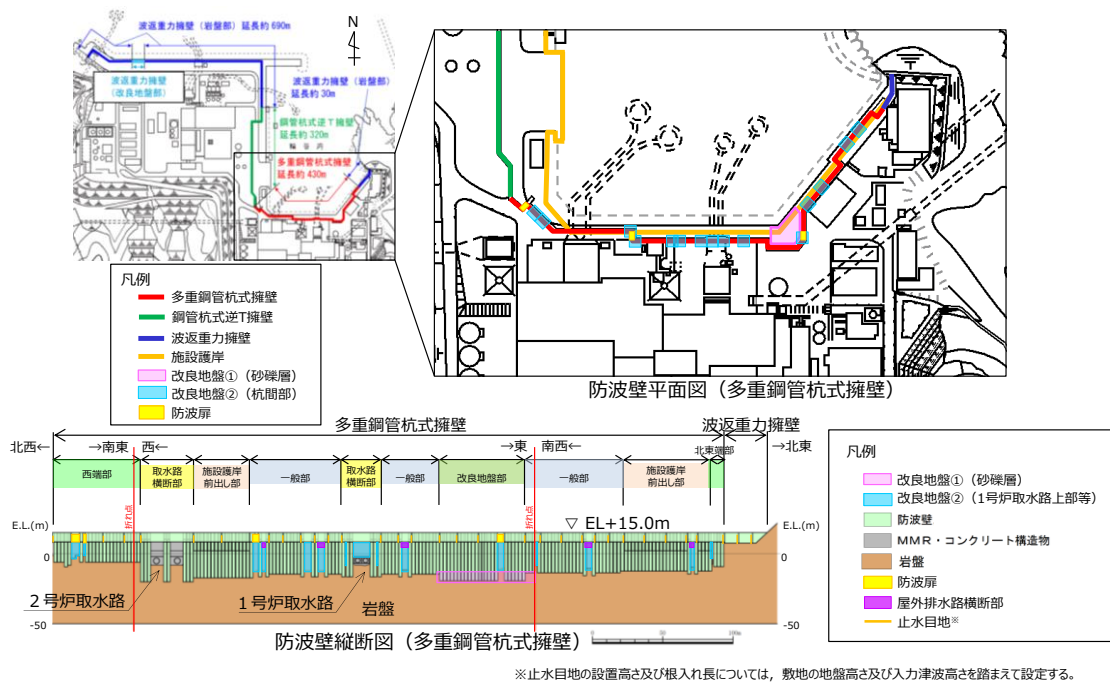
第1-7図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の断面図



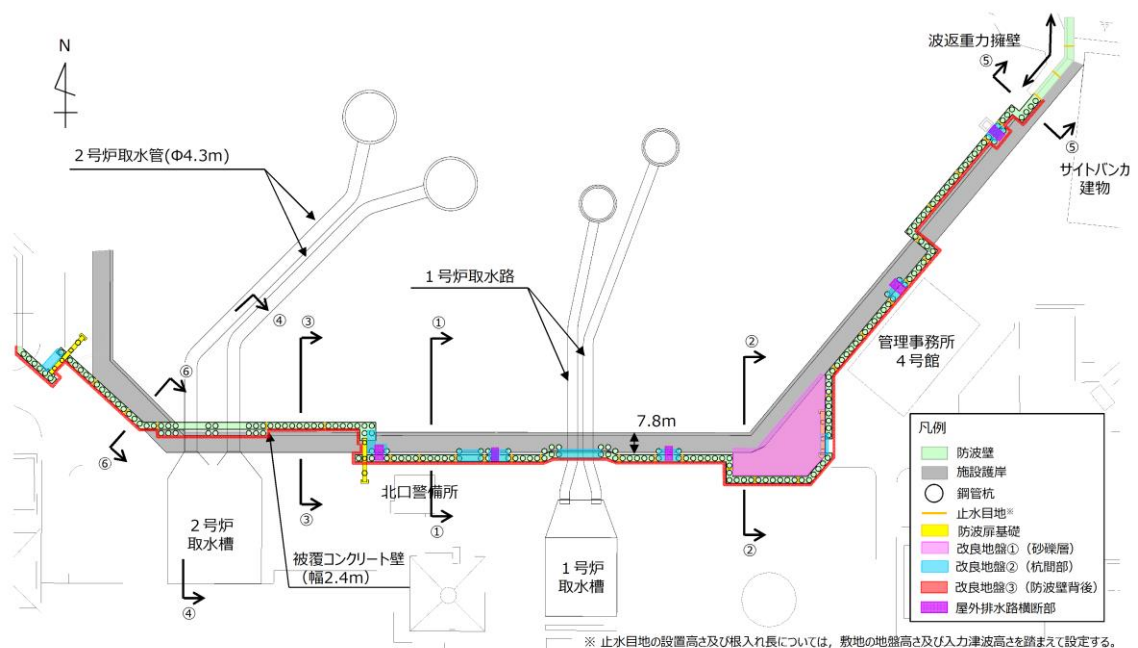
第1-8図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の構造概要図

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）については、1, 2号炉北側全線にわたり多重鋼管杭を連続的に設置した。岩盤上に砂礫層が堆積している範囲において防波壁前面で薬液注入工法（特殊スラグ系固化材）により地盤改良を実施した（改良地盤①）。また、取水路及び屋外排水路設置箇所等で杭間隔が大きい区間については、側方の鋼管杭に支持された上部工が横断する構

造としており、横断部の地中については、止水性を保持する観点から薬液注入工法（セメント系固化材）により地盤改良を実施した（改良地盤②）。防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の縦断図を第 1-9 図に、平面図（止水目地位置含む）を第 1-10 図に示す。防波壁取水路横断部（④-④断面）南側には2号炉取水槽，北東端部（⑤-⑤断面）東側にはサイトバンカ建物，及びその他の断面近傍には管理事務所 4 号館などの一般事務建物がそれぞれ隣接している。



第 1-9 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の縦断図



第 1-10 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の平面図

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）は、一般部、改良地盤部、施設護岸前出し部、取水路横断部、北東端部及び西端部で構成される。特徴は以下のとおり。

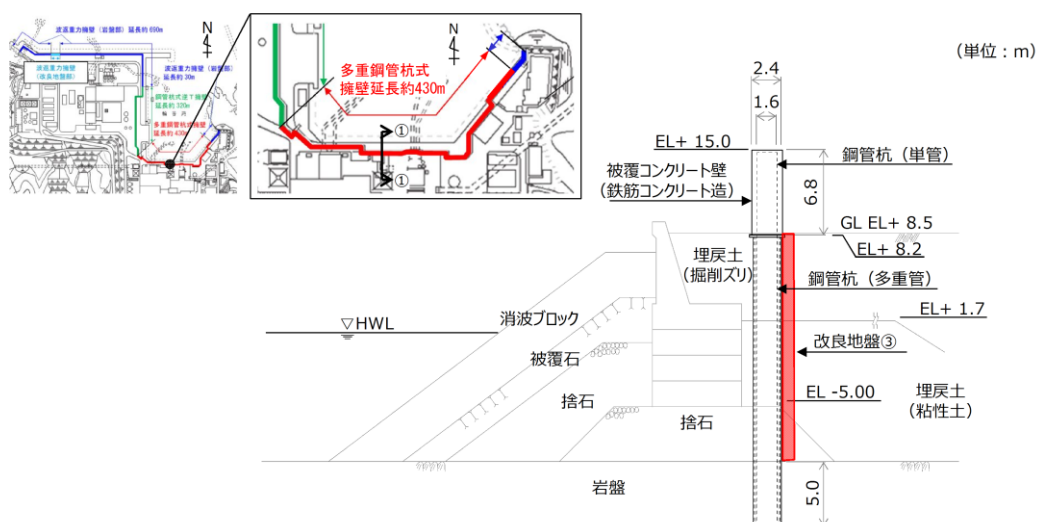
- ・防波壁（多重鋼管杭式擁壁）一般部（①－①断面）については、施設護岸の南側（陸側）に防波壁（多重鋼管杭式擁壁）が配置される構造となっている。
- ・防波壁（多重鋼管杭式擁壁）改良地盤部（②－②断面）については、防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の南東角部に位置し、支持地盤が深く、杭長が最も長い箇所である。周辺の砂礫層（海側）に対しては、薬液注入工法により地盤改良を実施した。
- ・防波壁（多重鋼管杭式擁壁）施設護岸前出し部（③－③断面）については、施設護岸の北側（海側）に防波壁（多重鋼管杭式擁壁）が配置される構造となっている。
- ・防波壁（多重鋼管杭式擁壁）取水路横断部（④－④断面）については、2号炉取水管（φ4.3m）を横断するため、側方の多重鋼管杭を南北方向に2列配置し、杭頭連結材を設置した（杭頭部の構造については参考資料2参照）。
- ・防波壁（多重鋼管杭式擁壁）北東端部（⑤－⑤断面）については、施設護岸上に防波壁（多重鋼管杭式擁壁）が配置される構造となっている。



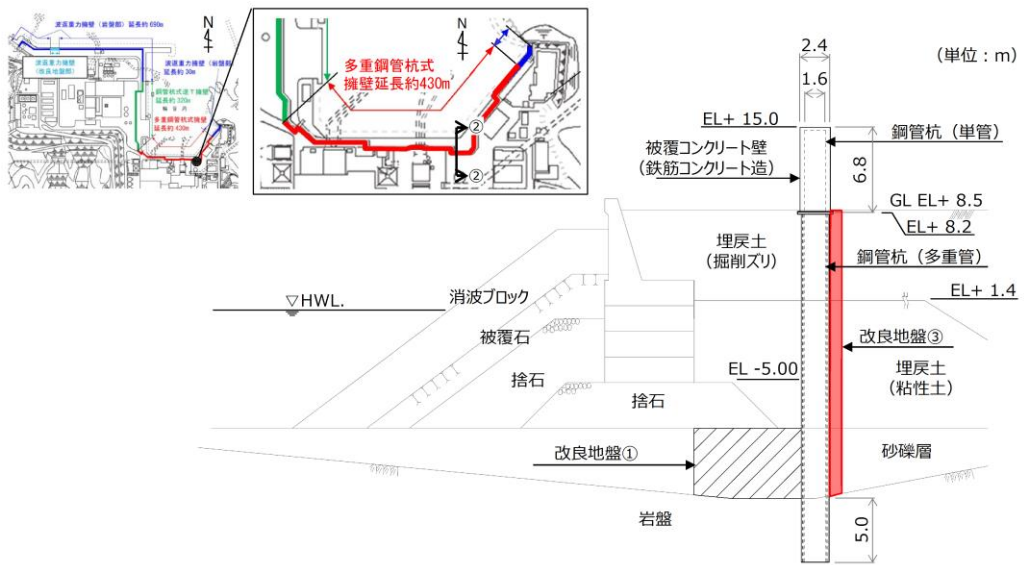
- ・防波壁（多重鋼管杭式擁壁）西端部（⑥－⑥断面）については，施設護岸の南西側（陸側）に防波壁（多重鋼管杭式擁壁）が配置される構造となっている。

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）一般部の構造を第 1-11(1) 図に，改良地盤部の構造を第 1-11(2) 図に，施設護岸前出し部の構造を第 1-11(3) 図に，取水路横断部の構造を第 1-11(4) 図に，北東端部の構造を第 1-11(5) 図に，西端部の構造を第 1-11(6) 図に示す。また，防波壁（多重鋼管杭式擁壁）を構成する評価対象部位及び構造上のバウンダリを第 1-18 表及び第 1-12 図に，各部位の仕様を第 1-19 表に示す。

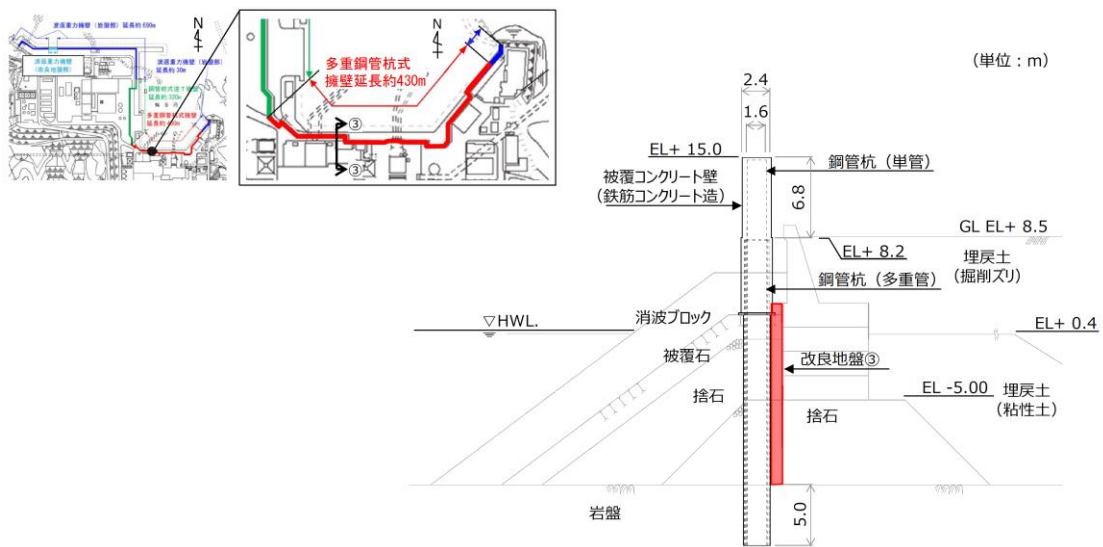
防波壁（多重鋼管杭式擁壁）は被覆コンクリート壁及び止水目地を構造上のバウンダリとする。また，地中部の改良地盤③についても構造上のバウンダリとする。



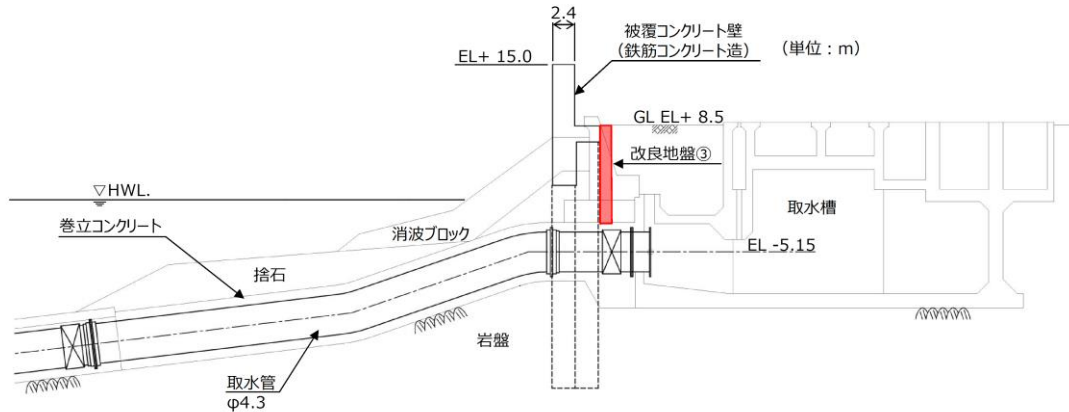
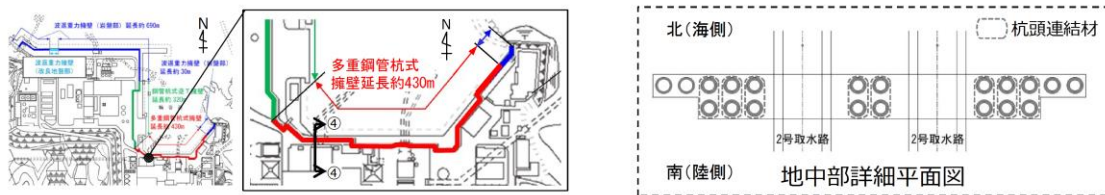
第 1-11(1) 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）一般部（①－①）断面図



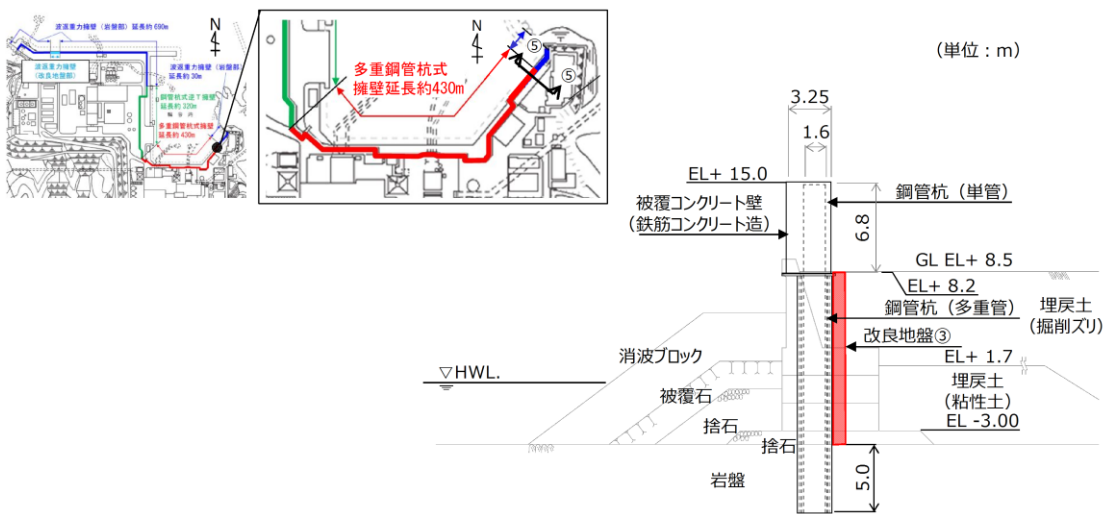
第 1-11 (2) 図 防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) 改良地盤部 (②-②) 断面図



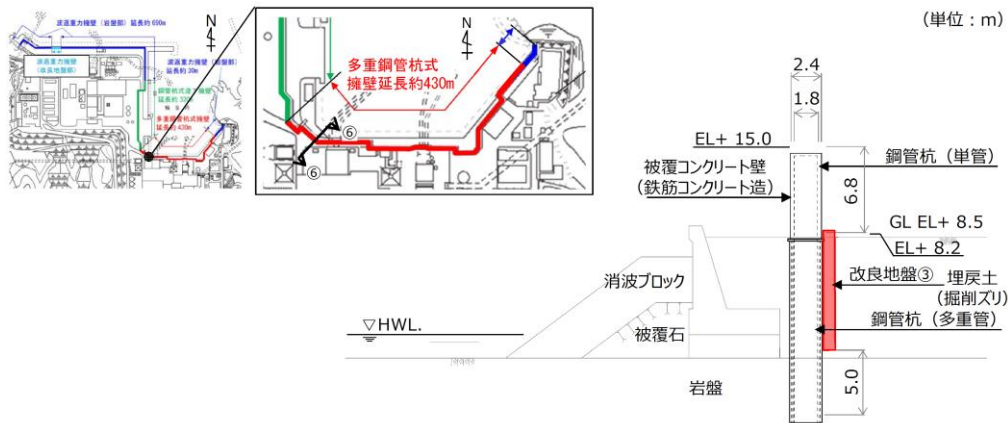
第 1-11 (3) 図 防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) 施設護岸前出し部 (③-③) 断面図



第 1-11(4) 図 防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) 取水路横断面部 (④-④) 断面図



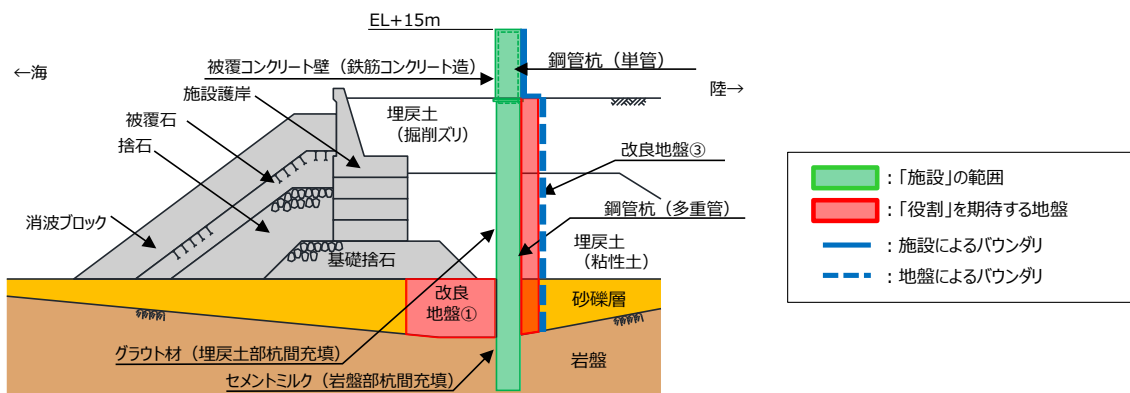
第 1-11(5) 図 防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) 北東端部 (⑤-⑤断面) 断面図



第1-11(6) 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）西端部（⑥-⑥断面）断面図

第1-18 表 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の評価対象部位の役割

評価対象部位	役割	備考
鋼管杭	被覆コンクリート壁を支持	
被覆コンクリート壁	止水目地を支持，遮水性の保持	
止水目地	被覆コンクリート壁間の遮水性の保持	
セメントミルク	鋼管杭の変形を抑制，難透水性の保持	
改良地盤①（砂礫層）	鋼管杭の変形を抑制，難透水性の保持	薬液注入工法
改良地盤③（防波壁背後）	難透水性の保持	薬液注入工法（計画）
岩盤	鋼管杭及び被覆コンクリート壁を支持，基礎地盤のすべり安定性に寄与	基礎地盤
改良地盤②（1号炉取水路上部等），埋戻土（掘削スリ），埋戻土（粘性土），砂礫層，施設護岸，被覆石，捨石，基礎捨石，消波ブロック，グラウト材	役割に期待しない	



第1-12 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）（改良地盤部）における構造上のバウンダリ

第 1-19 表 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の各部位の仕様

部位		仕様
<b>【施設】</b>		
	鋼管杭	最内管：φ1600mm,t=25mm,SKK490 最内から2番目の管：φ1800mm,t=25mm,SKK490 最内から3番目の管：φ2000mm,t=25mm,SKK490 最外管：φ2200mm,t=25mm,SKK490又はSM490Y 中詰コンクリート（f'ck=18N/mm <sup>2</sup> ）
	被覆コンクリート壁	コンクリート：f'ck=24N/mm <sup>2</sup> 鉄筋：SD345
	止水目地	ゴムジョイント, シートジョイント：クロロプレンゴム
<b>【地盤】*</b>		
	セメントミルク	q <sub>u</sub> =9.8N/mm <sup>2</sup> 以上
	改良地盤①（砂礫層）	薬液注入工法（セメント系固化材, 特殊スラグ系固化材）

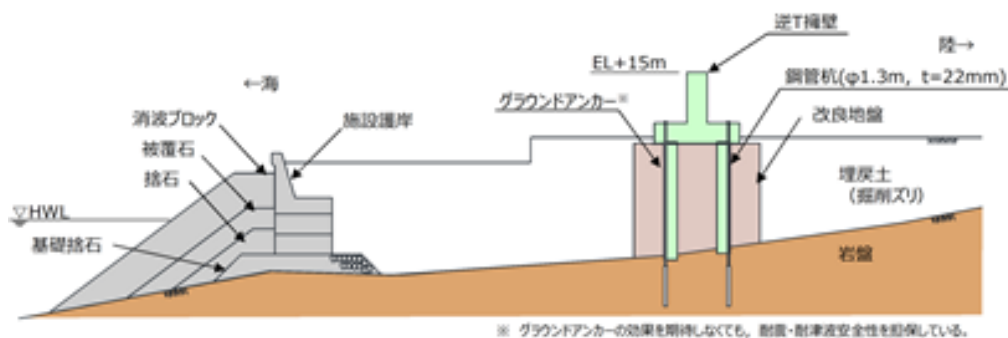
※防波壁の背後に実施する地盤改良（改良地盤③）の仕様は詳細設計段階において説明する。

(b)防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）

防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、3号炉東側に配置し、鋼管杭を岩盤に打設した。「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編（平成14年3月）」に示される式によると、極限支持力が杭先端における単位面積当たりの極限支持力と杭先端面積の積で表されることから、杭先端部全周を確実に支持させるため岩盤不陸を考慮し、0.5m程度の根入れ深さを確保した。（参考資料3参照）逆T擁壁は、鋼管杭8本程度（横断方向に2列、縦断方向に4列）を1ブロックの標準とした壁体を連続して設置した（杭頭部の構造については参考資料3参照）。このブロック間の境界には、止水性を保持するための止水目地（（4）a.（f）参照）を設置する。

なお、グラウンドアンカー（永久アンカー）を設置しているが、アンカーの効果を期待しなくても、耐震・耐津波性を担保している。

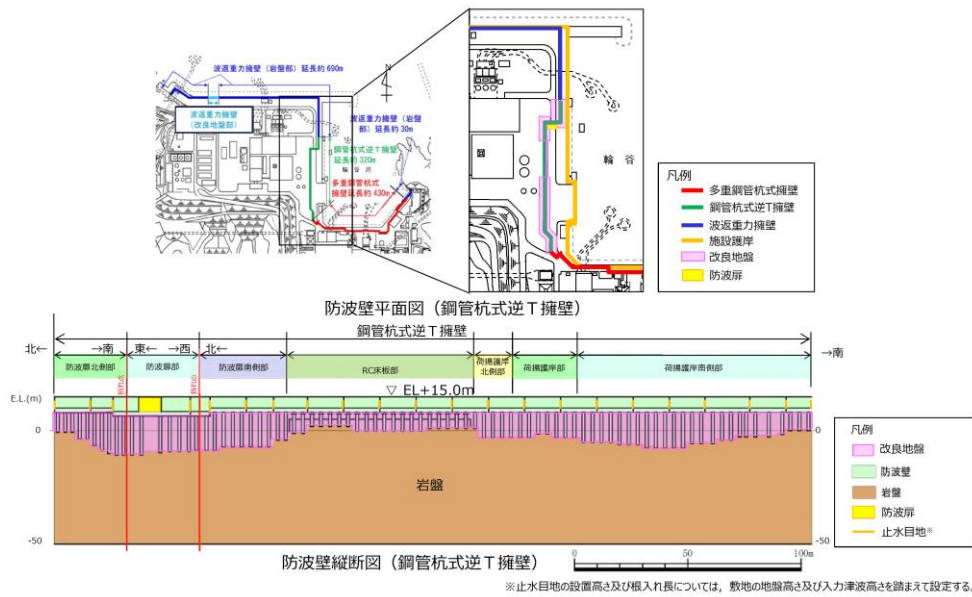
防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の構造概要を第1-13図に示す。



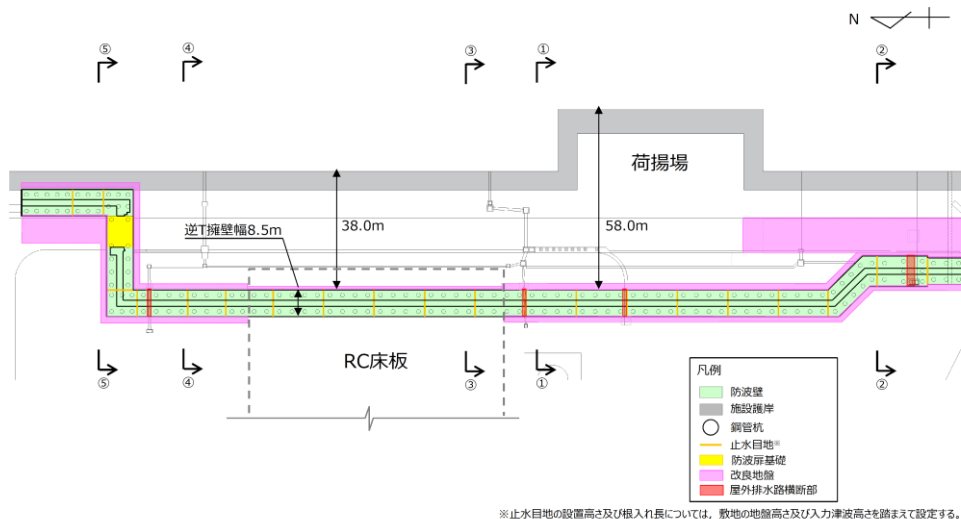
第1-13 図 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）構造概要図

防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）については、3号炉東側全線にわたり鋼管杭を約4m間隔で配置し、止水性の保持等の観点から杭間の埋戻土（掘削ズリ）に対して地盤改良を実施した。

防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の縦断図を第1-14図に、平面図（止水目地位置含む）を第1-15図に示す。



第 1-14 図 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）縦断面図



第 1-15 図 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）平面図

防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）は、荷揚護岸北側部、荷揚護岸南側部、RC床版部、防波屏南側部及び防波屏北側部で構成される。特徴は以下のとおり。

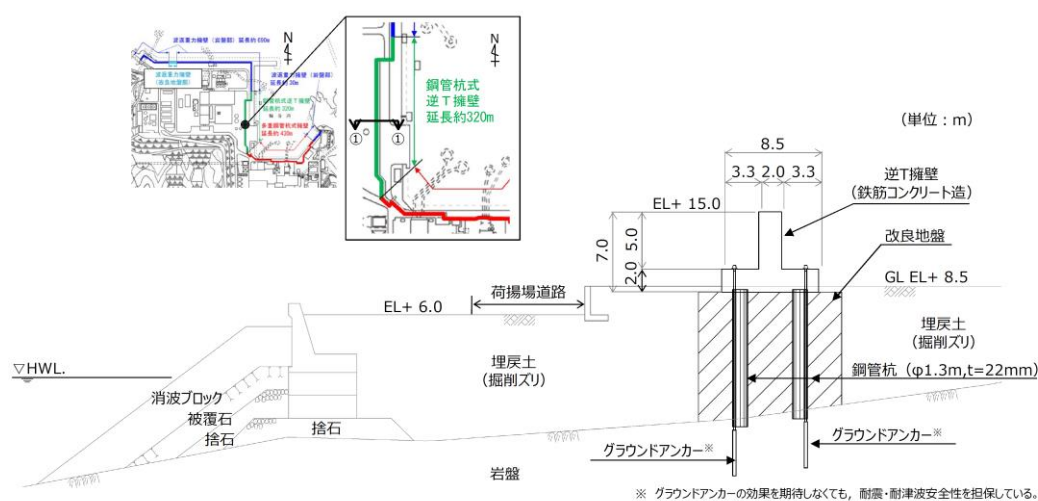
- ・防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）荷揚護岸北側部（①－①断面）については、施設護岸の西側（陸側）に防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）が配置される構造となっている。
- ・防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）荷揚護岸南側部（②－②断面）については、施設護岸の西側（陸側）に防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）が配置さ

れる構造となっている。

- ・防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）RC 床版部（③－③断面）については，施設護岸の西側（陸側）に防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）が配置される構造となっている。3号炉建設時において，地盤改良を実施し，その上部に RC 床版を設置している。当該区間は岩盤が浅く，鋼管杭が短いことから，地震時及び津波時の鋼管杭の変形量が小さいため，鋼管杭間の埋戻土（掘削ズリ）に対して地盤改良を実施していないが，津波による地盤中からの回り込みを防止することを目的として，鋼管杭の海側に幅の狭い地盤改良を実施した。
- ・防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）防波扉南側部（④－④断面）については，施設護岸の西側（陸側）に防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）が配置される構造となっている。
- ・防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）防波扉北側部（⑤－⑤断面）については，施設護岸の西側（陸側）に防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）が配置される構造となっている。

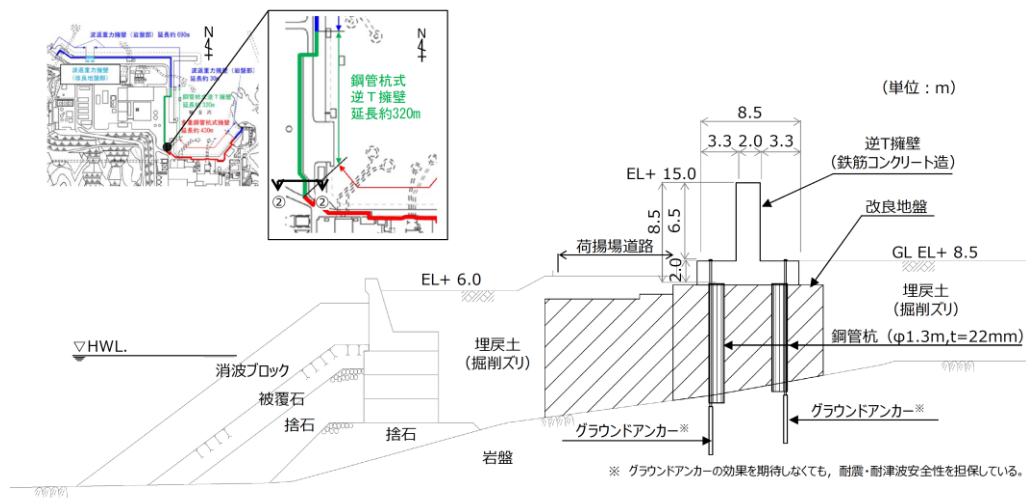
防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の荷揚護岸北側部の構造を第 1-16 (1) 図に，荷揚護岸南側部の構造を第 1-16 (2) 図に，RC 床版部の構造を第 1-16 (3) 図に，防波扉南側部の構造を第 1-16 (4) 図に，防波扉北側部の構造を第 1-16 (5) 図に示す。また，防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）を構成する評価対象部位及び構造上のバウンダリを第 1-20 表及び第 1-17 図に，各部位の仕様を第 1-21 表に示す。

防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）は逆 T 擁壁及び止水目地を構造上のバウンダリとする。また，地中部の改良地盤についても構造上のバウンダリとする。

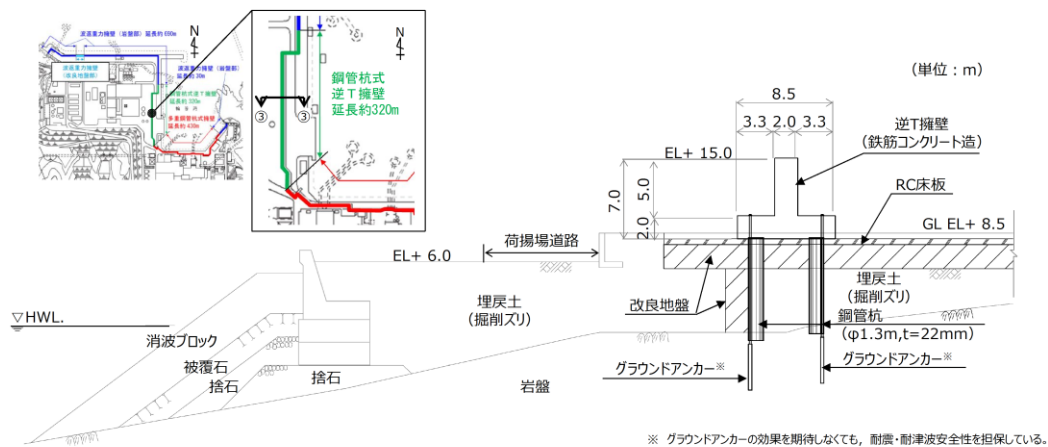


第 1-16(1) 図 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）荷揚護岸北側部（①－①断面）  
断面図

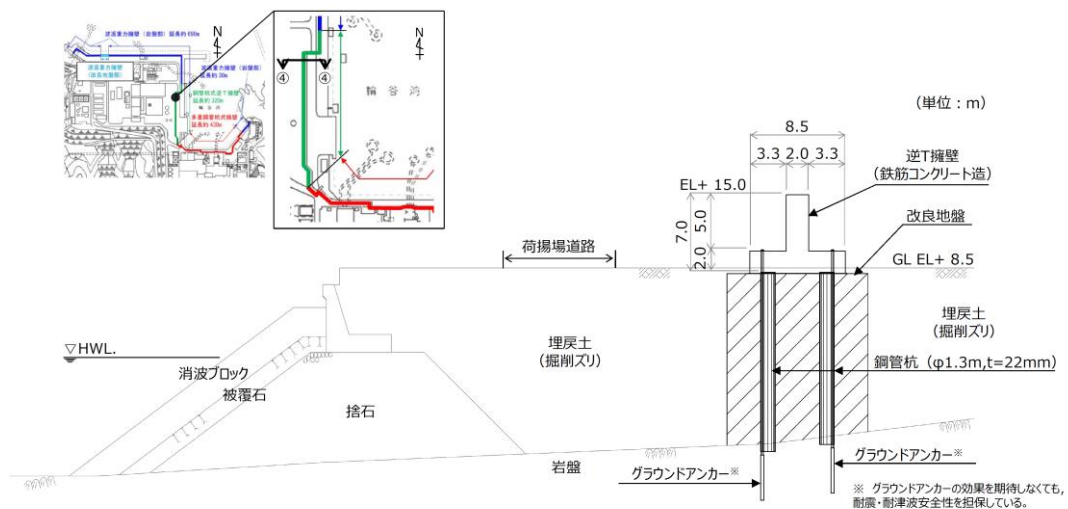




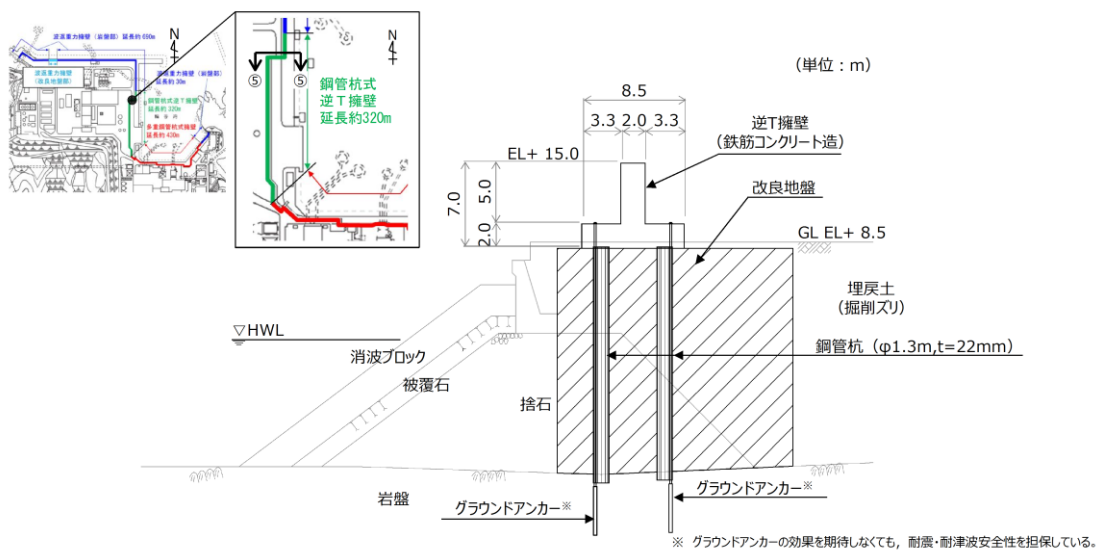
第1-16(2) 図 防波壁 (鋼管杭式逆T擁壁) 荷揚護岸南側部 (②-②断面) 断面図



第1-16(3) 図 防波壁 (鋼管杭式逆T擁壁) RC床版部 (③-③断面) 断面図



第1-16(4) 図 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）防波扉南側部（④-④断面）  
断面図

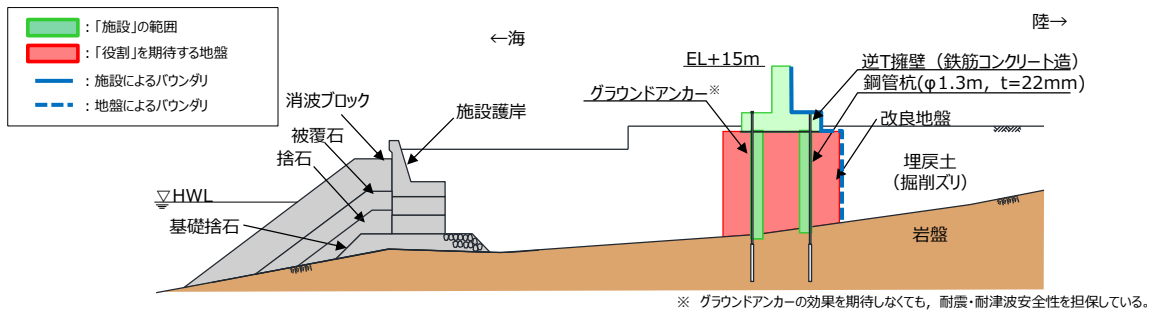


第1-16(5) 図 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）防波扉北側部（⑤-⑤断面）  
断面図

第 1-20 表 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の評価対象部位の役割

評価対象部位	役割	備考
鋼管杭	逆 T 擁壁を支持	
逆 T 擁壁	止水目地を支持，遮水性の保持	
止水目地	逆 T 擁壁間の遮水性の保持	
改良地盤*	鋼管杭の変形を抑制，難透水性の保持	薬液注入工法，表層改良工法
改良地盤（鋼管杭前面）	難透水性の保持	薬液注入工法
岩盤	鋼管杭及び逆 T 擁壁を支持，基礎地盤のすべり安定性に寄与	基礎地盤
埋戻土（掘削スリ），施設護岸，被覆石，捨石，基礎捨石，消波ブロック	役割に期待しない	

※ RC床板については，保守的に改良地盤として扱う。



第 1-17 図 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）（荷揚護岸北側部）における「施設」と「地盤」の区分

第 1-21 表 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の各部位の仕様

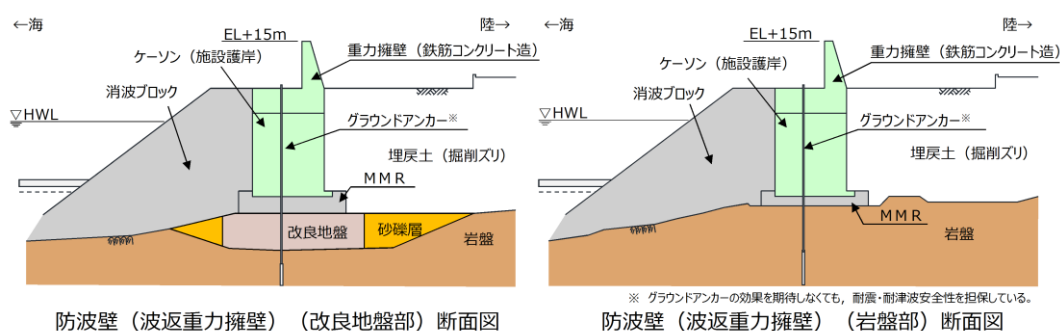
部位	仕様
<b>【施設】</b>	
鋼管杭	φ 1300mm, t= 22mm, SKK490
逆 T 擁壁	コンクリート : $f'_{ck}=24\text{N/mm}^2$ 鉄筋 : SD345
止水目地	ゴムジョイント，シートジョイント : クロロプレングム
<b>【地盤】</b>	
改良地盤	薬液注入工法（セメント系固化材，特殊スラグ系固化材）， 表層改良工法（セメント系固化材）
改良地盤（鋼管杭前面）	薬液注入工法（セメント系固化材，特殊スラグ系固化材）

(c)防波壁（波返重力擁壁）

防波壁（波返重力擁壁）は、3号炉北側及び防波壁両端部に配置した。3号炉北側についてはケーソン及びMMR（マンメイドロック）を介して岩盤上に設置し、防波壁両端部については堅硬な地山に直接設置した。（ケーソンの構造については参考資料4参照）。なお、砂礫層が分布する箇所については、地盤改良を実施した。重力擁壁は、約10mを1ブロックとした壁体を連続して設置する。このブロック間の境界には、止水性を保持するための止水目地（(4) a. (f)参照）を設置する。

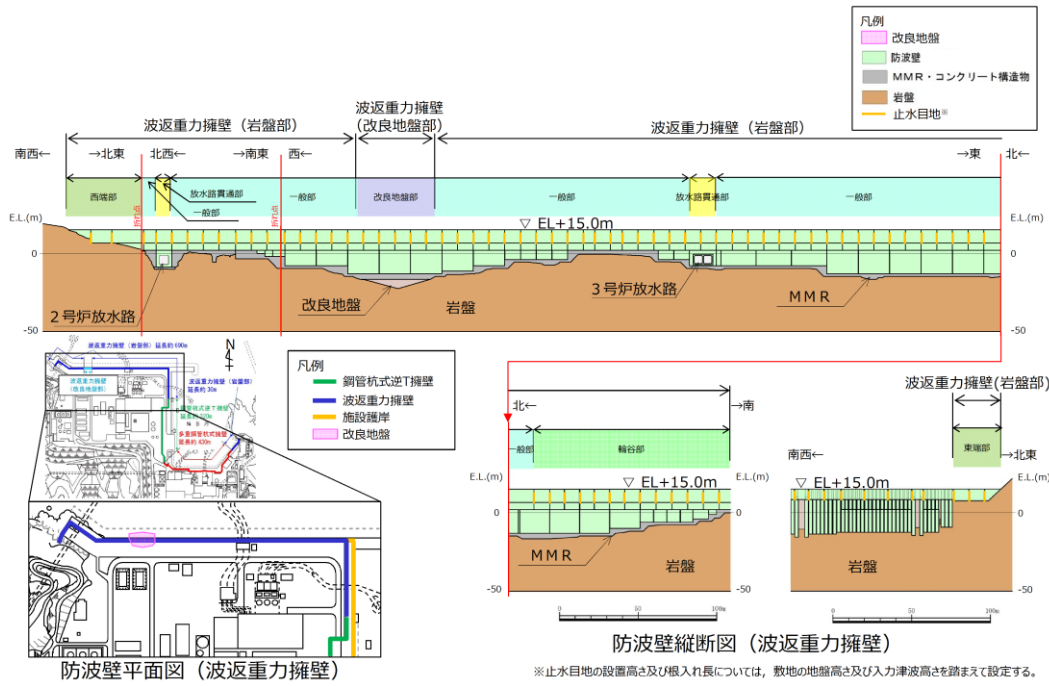
なお、グラウンドアンカー（永久アンカー）を設置しているが、アンカーの効果を期待しなくても、耐震・耐津波性を担保している。

防波壁（波返重力擁壁）の構造概要を第1-18図に示す。

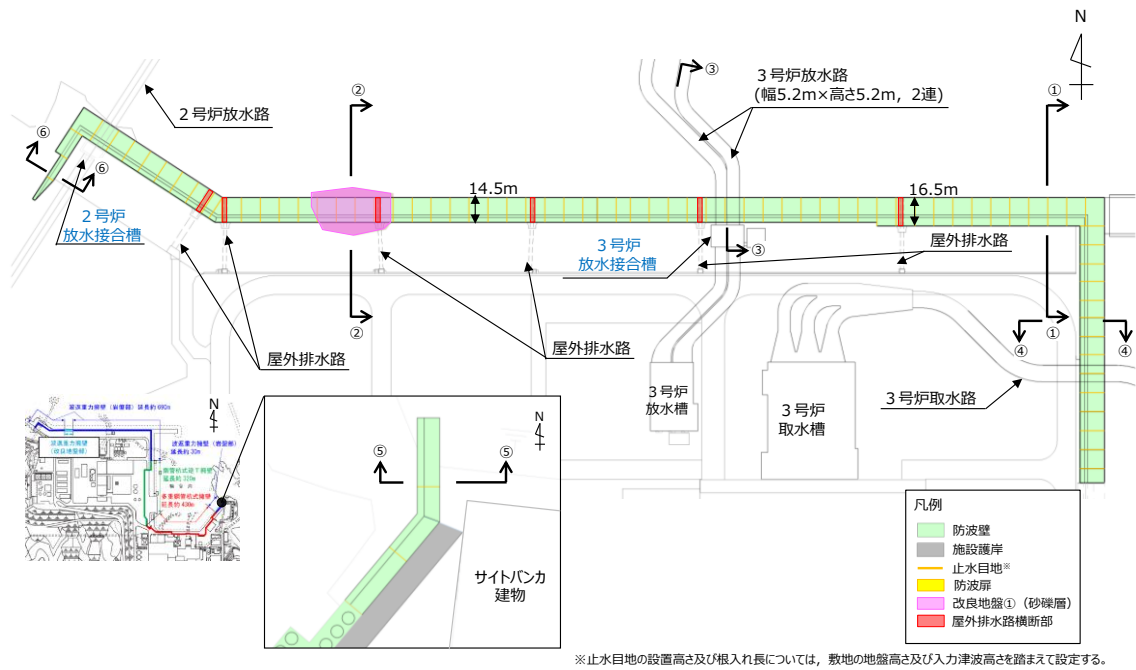


第1-18 図 防波壁（波返重力擁壁）の構造概要図

防波壁（波返重力擁壁）については、3号炉北側の概ね全線にわたり岩盤に支持されているが、一部に砂礫層が介在する箇所に対して地盤改良を実施した。また、2, 3号炉放水路がケーソンを貫通する箇所がある。防波壁（波返重力擁壁）の縦断図を第1-19図に、平面図（止水目地位置含む）を第1-20図に示す。防波壁放水路横断部（③-③断面）には3号炉放水路（放水接合槽を含む）、また、東端部（⑤-⑤断面）東側にはサイトバンカ建物がそれぞれ隣接している。



第 1-19 図 防波壁 (波返重力擁壁) の縦断面図



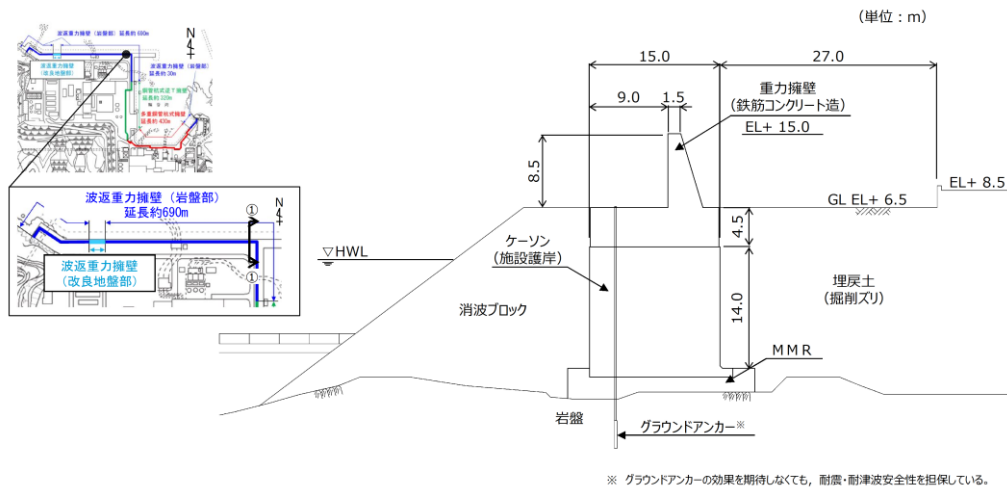
第 1-20 図 防波壁 (波返重力擁壁) の平面図

防波壁（波返重力擁壁）は、一般部、改良地盤部、放水路貫通部、輪谷部、東端部及び西端部で構成される。特徴は以下のとおり。

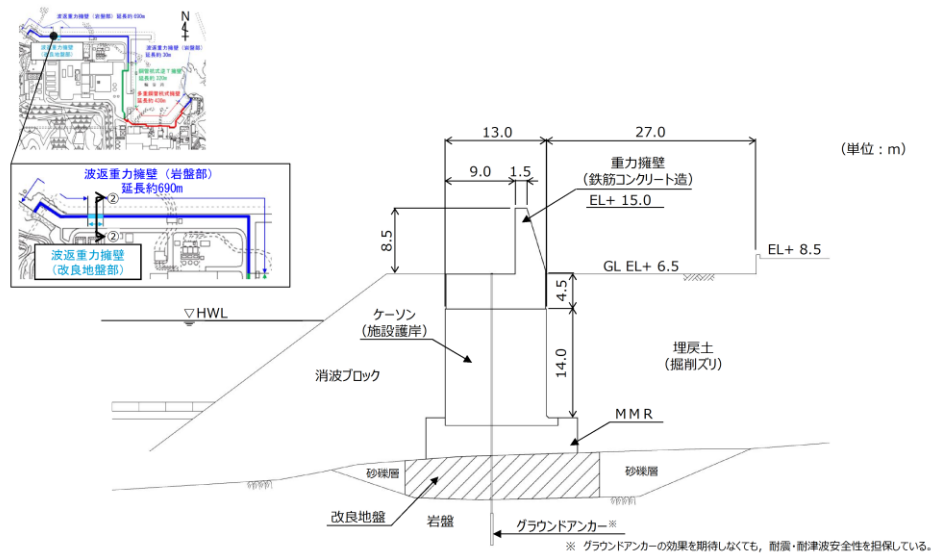
- ・防波壁（波返重力擁壁）一般部（①－①断面）については、MMR を介して岩盤に直接設置されたケーソン上に重力擁壁を設置した。
- ・防波壁（波返重力擁壁）改良地盤部（②－②断面）については、ケーソン下部に砂礫層を介在していたことから、高圧噴射攪拌工法による地盤改良を実施した。
- ・防波壁（波返重力擁壁）放水路貫通部（③－③断面）については、3号炉放水路（幅 5.2m×高さ 5.2m, 2連）が貫通するケーソン上に重力擁壁を設置した。3号炉放水路貫通部の放水路（ケーソン）は重力擁壁を間接支持する構造物とする。
- ・防波壁（波返重力擁壁）輪谷部（④－④断面）については、防波壁（波返重力式擁壁）の東側に位置し、輪谷湾に面しており、防波壁の海側に消波ブロックを設置していない断面である。
- ・防波壁（波返重力擁壁）東端部（⑤－⑤断面）については、地震及び津波による沈下やずれを生じさせないため、岩盤を露出させ、H 鋼（H-350×350×12×19）を 1m 間隔で打設し、重力擁壁を堅硬な地山に直接設置する設計とした。また、前面及び背面をコンクリートで被覆した。
- ・防波壁（波返重力擁壁）西端部（⑥－⑥断面）については、地震及び津波による沈下やずれを生じさせないため、岩盤を露出させ、H 鋼（H-350×350×12×19）を 1m 間隔で打設し、重力擁壁を堅硬な地山に直接設置する設計とした。また、前面及び背面をコンクリートで被覆した。

防波壁（波返重力擁壁）一般部の構造を第 1-21(1) 図に、改良地盤部の構造を第 1-21(2) 図に、放水路貫通部の構造を第 1-21(3) 図に、輪谷部の構造を第 1-21(4) 図に、東端部の構造を第 1-21(5) 図に、西端部の構造を第 1-21(6) 図に示す。また、東端部の状況写真を第 1-22(1) 図に、西端部の状況写真を第 1-22(2) 図に、防波壁（多重鋼管杭式擁壁）を構成する評価対象部位及び構造上のバウンダリを第 1-22 表及び第 1-23 図に、各部位の仕様を第 1-23 表に示す。

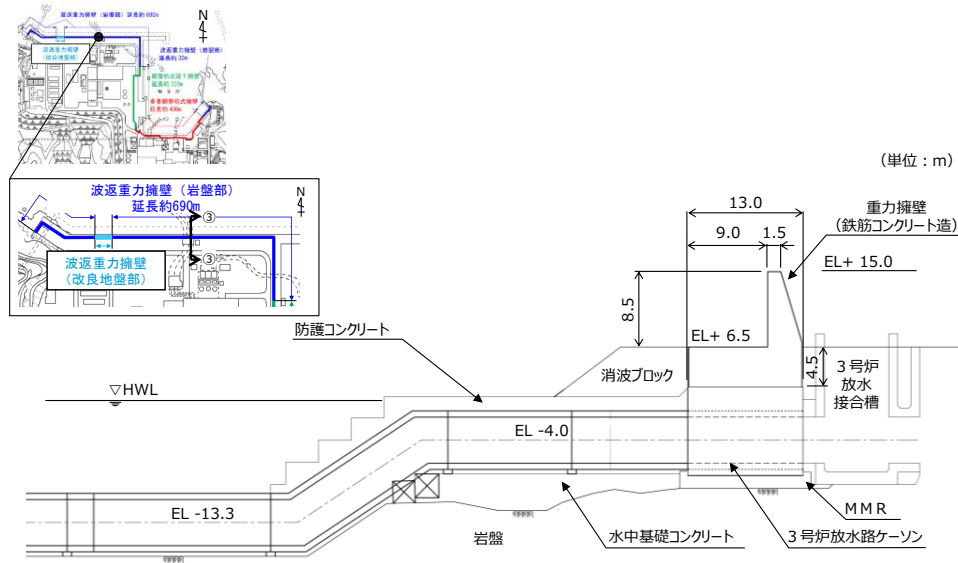
防波壁（波返重力擁壁）は重力擁壁、止水目地、ケーソン、MMR 及び地盤改良を構造上のバウンダリとする。



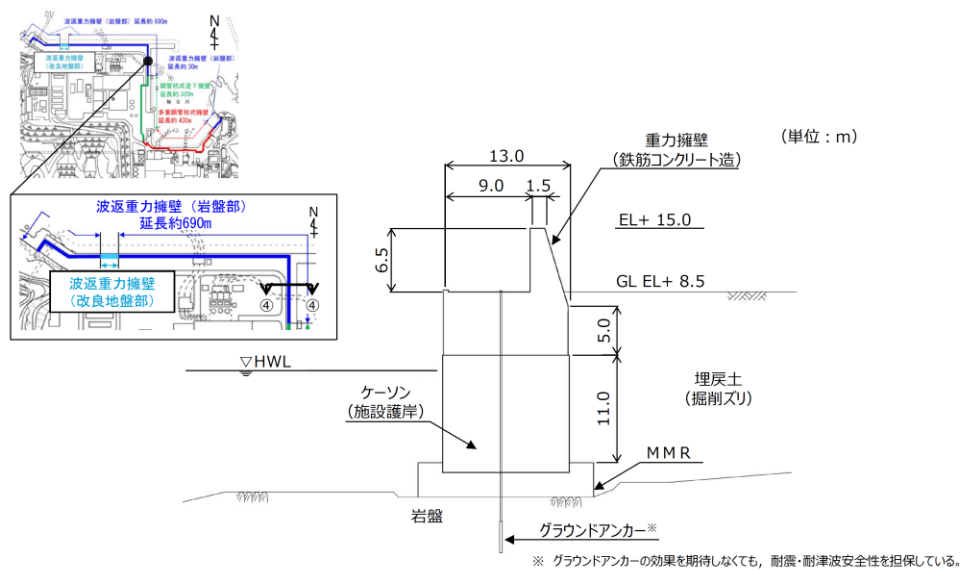
第 1-21 (1) 図 防波壁 (波返重力擁壁) 一般部 (①-①) 断面図



第 1-21 (2) 図 防波壁 (波返重力擁壁) 改良地盤部 (②-②) 断面図

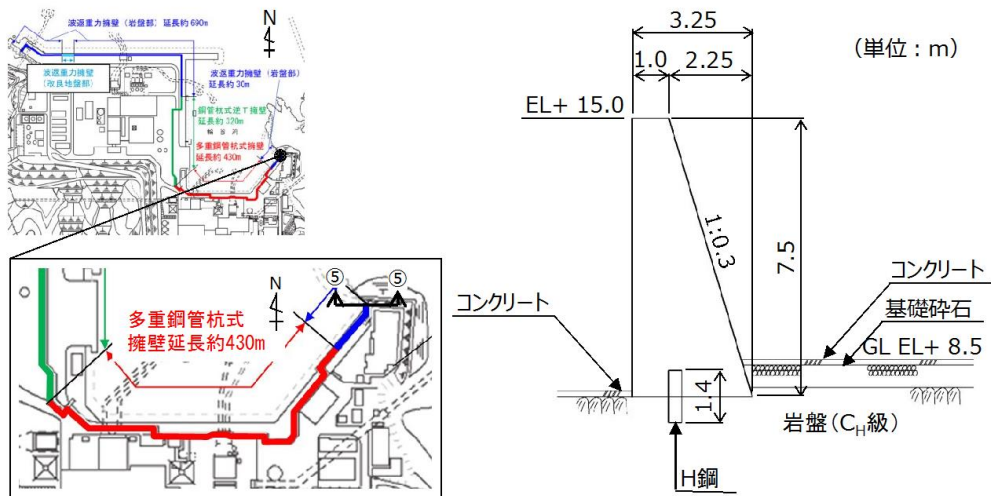


第 1-21 (3) 図 防波壁 (波返重力擁壁) 放水路貫通部 (③-③) 断面図

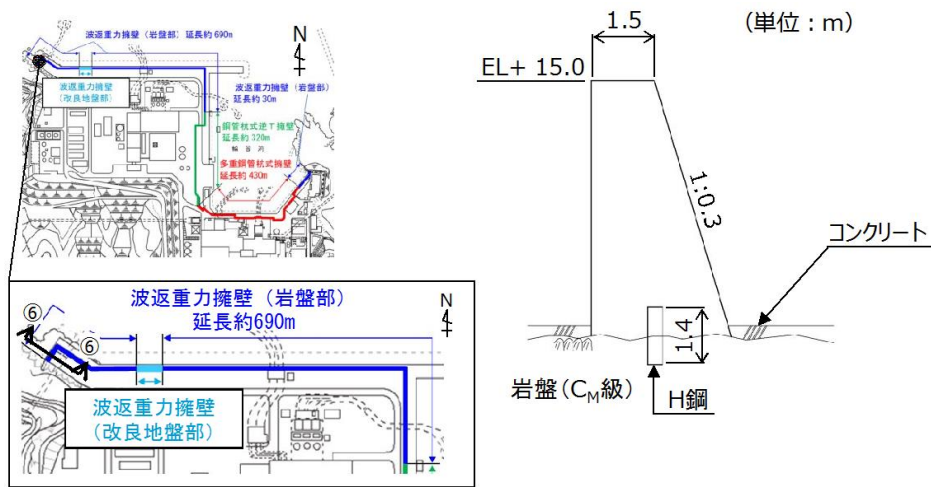


第 1-21 (4) 図 防波壁 (波返重力擁壁) 輪谷部 (④-④) 断面図

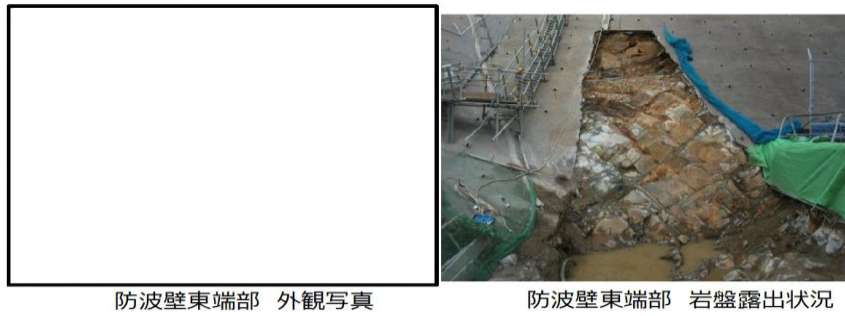




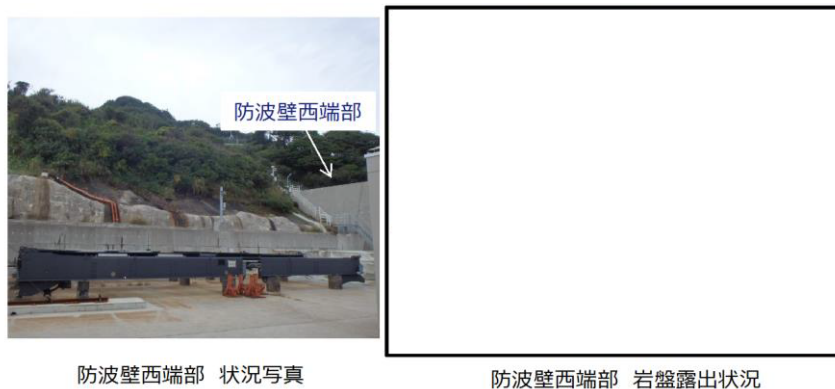
第 1-21 (5) 図 防波壁 (波返重力擁壁) 東端部 (⑤-⑤) 断面図



第 1-21 (6) 図 防波壁 (波返重力擁壁) 西端部 (⑥-⑥) 断面図



第 1-22(1) 図 防波壁（波返重力擁壁）東端部 状況写真

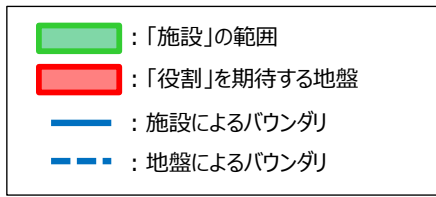


第 1-22(2) 図 防波壁（波返重力擁壁）西端部 状況写真

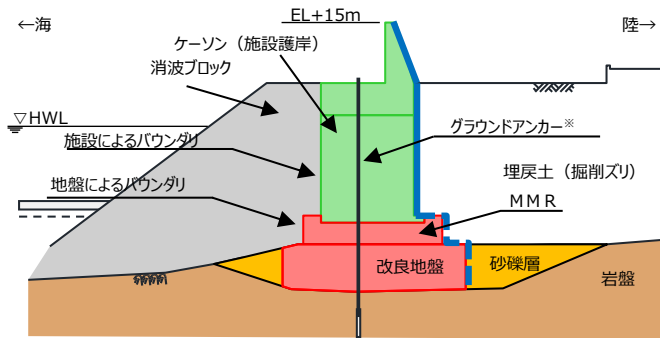
第 1-22 表 防波壁（波返重力擁壁）の評価対象部位の役割

評価対象部位	役割	備考
重力擁壁	止水目地を支持，遮水性の保持	
止水目地	重力擁壁間の遮水性の保持	
ケーソン	重力擁壁を支持，遮水性の保持	
H鋼	重力擁壁の滑動を抑制	東端部，西端部に設置
MMR	ケーソン及び重力擁壁を支持，基礎地盤のすべり安定性に寄与，難透水性の保持	基礎地盤，24N/mm <sup>2</sup>
改良地盤	ケーソン及び重力擁壁を支持，基礎地盤のすべり安定性に寄与，難透水性の保持	基礎地盤（ケーソン下面と岩盤上面の間に，砂礫層が介在している区間のみ），高圧噴射攪拌工法
岩盤	ケーソン及び重力擁壁を支持，基礎地盤のすべり安定性に寄与	基礎地盤
埋戻土（掘削ズリ），砂礫層，消波ブロック	役割に期待しない	

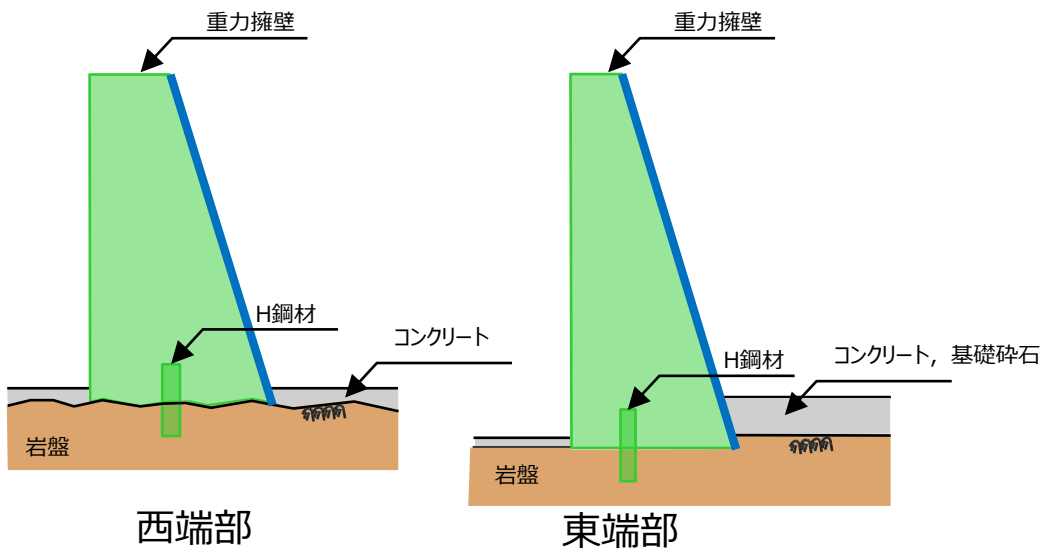
本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



※ グラウンドアンカーの効果も期待しなくても、耐震・耐津波安全性を担保している。



地盤改良部



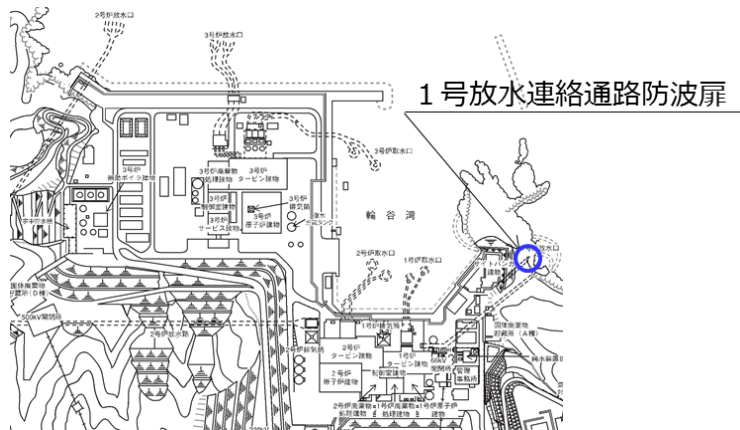
第 1-23 図 防波壁（波返重力擁壁）における構造上のバウンダリ

第 1-23 表 防波壁（波返重力擁壁）の各部位の仕様

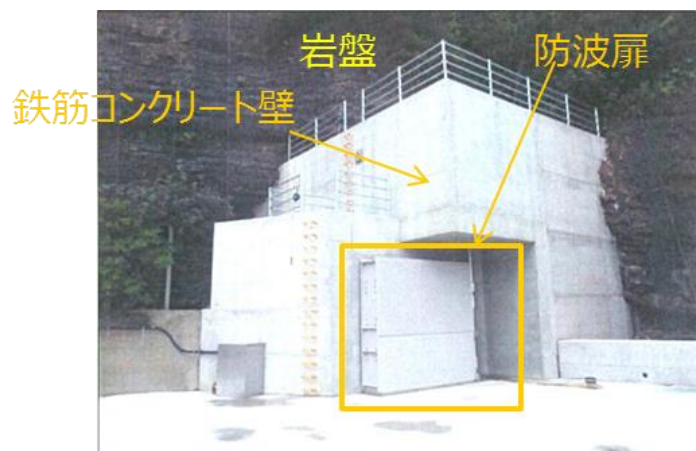
部位	仕様
【施設】	
重力擁壁	コンクリート : $f'_{ck}=24\text{N/mm}^2$ 鉄筋 : SD345
止水目地	ゴムジョイント, シートジョイント : クロロプレンゴム
ケーソン	プレキャストコンクリート
H鋼	H-350×350×12×19, SM490
【地盤】	
MMR	ケーソン架台に打設した基礎コンクリート, $f'_{ck}=24\text{N/mm}^2$
改良地盤	高圧噴射攪拌工法 (セメント系固化材)

(d) 1号放水連絡通路防波扉

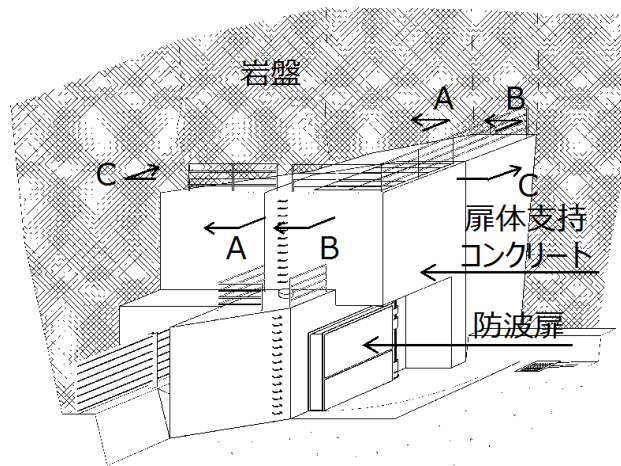
1号放水連絡通路防波扉は、防波扉及び扉体支持コンクリート（開閉機構を支持する鉄筋コンクリート構造物）で構成される。地震及び津波による沈下やずれを生じさせないため、岩盤を露出させ、MMR（マンメイドロック）を介し、堅硬な地山に設置しており、津波荷重や地震荷重等に対して津波防護機能を十分に保持する設計とした。津波の流入を防止するため、1号放水連絡通路坑口部（既設）と扉体支持コンクリートとの取り合い部に止水目地を設置する。また、両構造物周辺に間詰コンクリートを打設して周辺地山と一体化を図ることにより地震による変形を抑制する設計とした。1号放水連絡通路防波扉の設置位置図を第1-24図に、設置状況写真を第1-25図に、鳥瞰図を1-26図に、断面図を1-27図に示す。



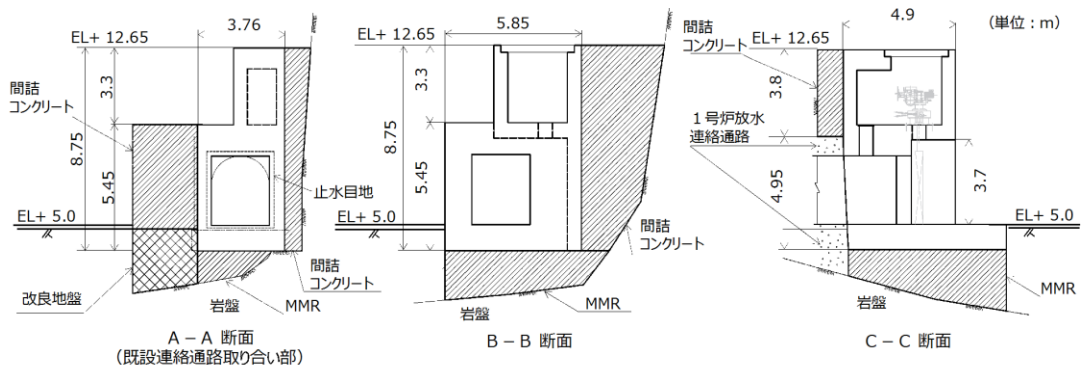
第1-24図 1号放水連絡通路防波扉の位置図



第1-25図 1号放水連絡通路防波扉の設置状況写真

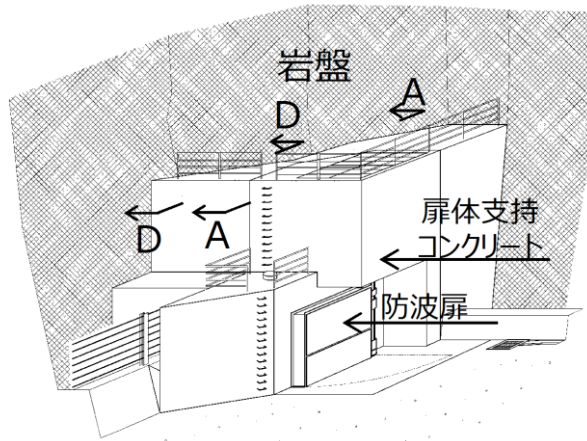


第 1-26 図 1号放水連絡通路防波扉の鳥瞰図（1）

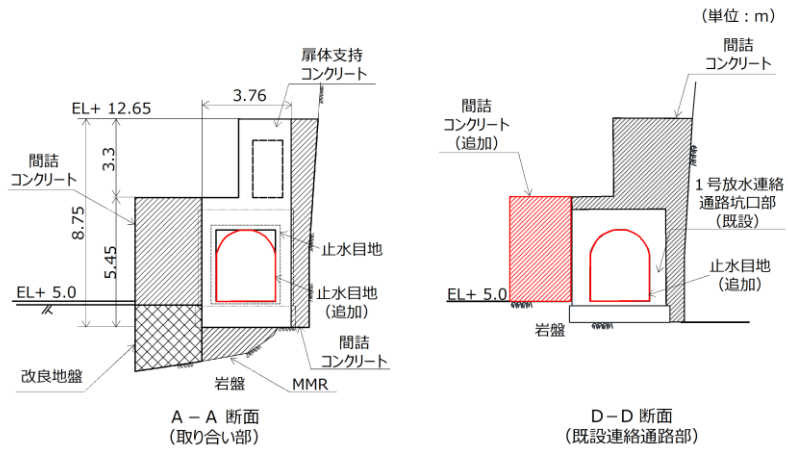


第 1-27 図 1号放水連絡通路防波扉の断面図（1）

1号放水連絡通路坑口部（既設）については、一部区間において既設コンクリートが設置されていないため、コンクリートにより補強する。1号放水連絡通路坑口部（既設）及び既設連絡津路取り合い部については、追加で実施するコンクリートにより耐震・耐津波性を有する構造とするが、念のため変形・遮水性能を保持する止水目地を追加で設置する。1号放水連絡通路防波扉の鳥瞰図を第 1-28 図に、断面図を第 1-29 図に、構造部位とその役割及び施設の範囲を第 1-24 表及び第 1-30 図に、評価対象部位の仕様を第 1-25 表に示す。



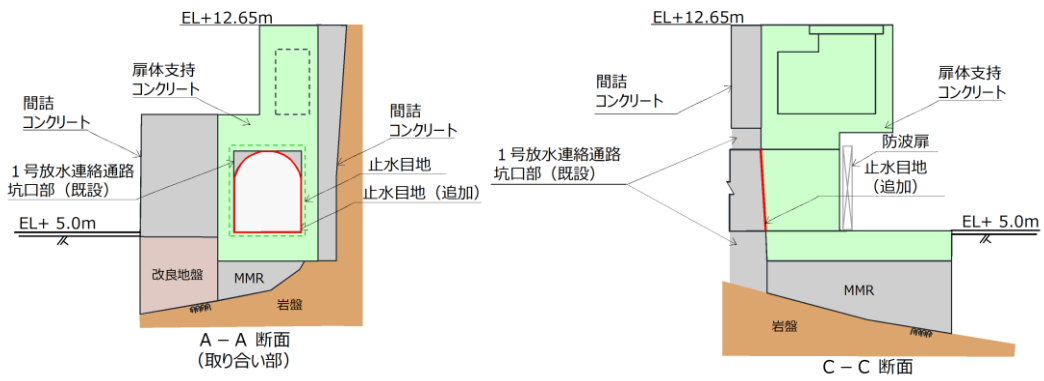
第 1-28 図 1 号放水連絡通路防波扉の鳥瞰図 (2)



第 1-29 図 1 号放水連絡通路防波扉の断面図 (2)

第 1-24 表 1 号放水連絡通路防波扉の各部位の役割

評価対象部位	役割	備考
防波扉	遮水性の保持	
扉体支持コンクリート	防波扉 (開閉機構含む) の支持, 止水目地の支持, 遮水性の保持	
止水目地 (追加)	1 号炉放水連絡通路間の止水機能の保持	
【地盤】		
MMR	防波扉及び扉体支持コンクリートを支持	基礎地盤
間詰コンクリート	扉体支持コンクリートの変形を抑制	
改良地盤	間詰コンクリートを支持	周辺地盤 表層改良工法
岩盤	防波扉及び扉体支持コンクリートを支持	基礎地盤



第 1-30 図 1号放水連絡通路防波扉「施設」の範囲

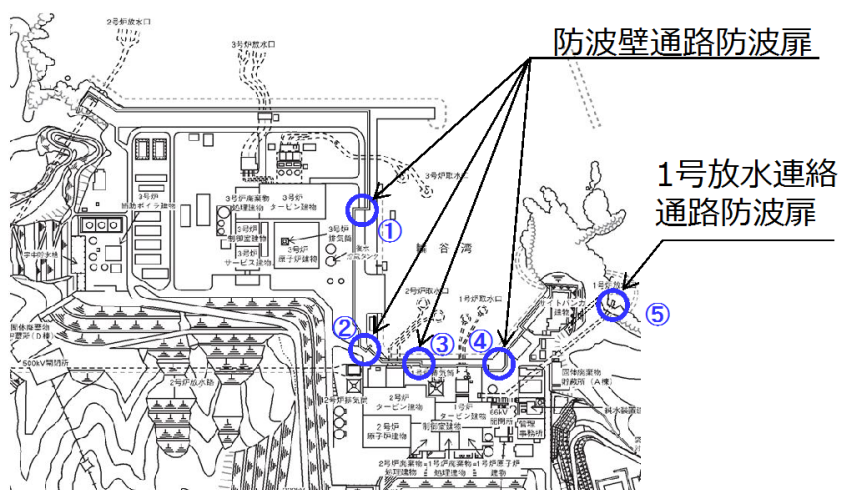
第 1-25 表 1号放水連絡通路防波扉の各部位の仕様

評価対象部位	仕様
扉体支持 コンクリート	コンクリート：24N/mm <sup>2</sup> 鉄筋：SD345
止水目地	ゴム止水材
MMR・ 間詰コンクリート	コンクリート：18N/mm <sup>2</sup>
改良地盤	表層改良工法

(e)防波扉

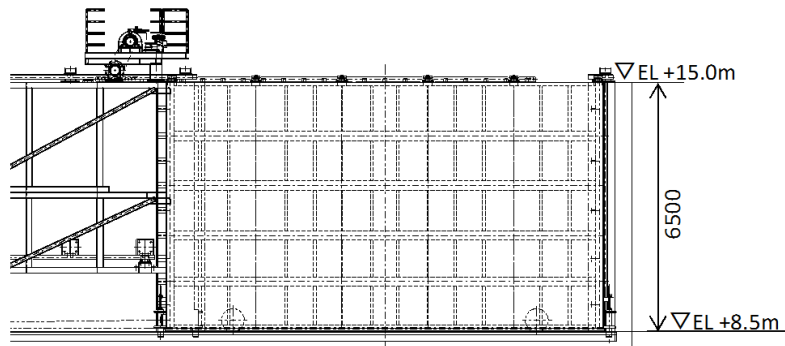
防波壁通路防波扉は、3号炉東側に1箇所、1、2号炉北側に3箇所、1号放水連絡通路に1箇所の計5箇所に設置しており、鋼製の主桁、補助縦桁及びスキンプレート等により構成される。防波壁通路防波扉は津波荷重や地震荷重等に対して浸水防止機能を十分に保持設計とした。3号炉東側の防波扉（①）及び1、2号炉北側の防波扉（②～④）は下部及び側部に設置した水密ゴムにより遮水性を確保している。防波扉下部に設置した水密ゴムは津波による水圧により扉に押し付けられる構造としている（防波扉断面図 詳細図参照）。なお、防波壁通路防波扉（1、2号炉北側）については、開状態において扉を支持する受枠構造物が設置されている。この受枠構造物は、上位クラス施設の防波壁に近接していることから、波及的影響を評価するものとする。

防波扉の位置図を第1-31図に、構造を第1-32～40図に、設置状況を第1-41～45図に、防波扉を構成する評価対象部位の役割及び施設の範囲を第1-26表及び第1-46図に示す。

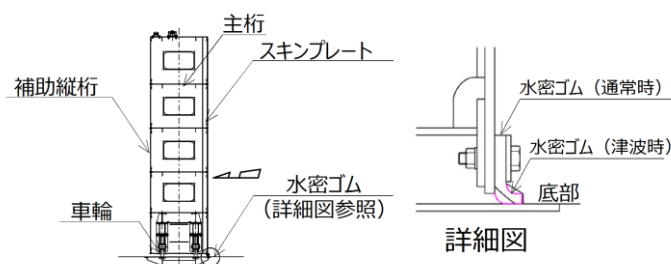


第1-31図 防波壁通路防波扉の位置図

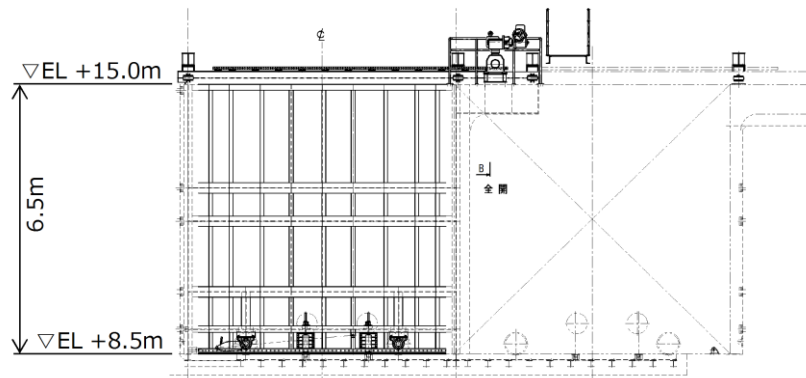




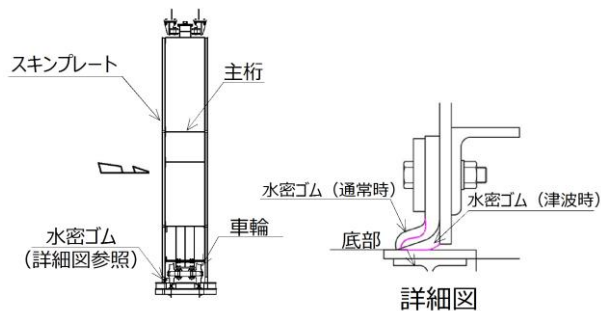
第 1-32 図 防波壁通路防波扉（3号炉東側）① 正面図



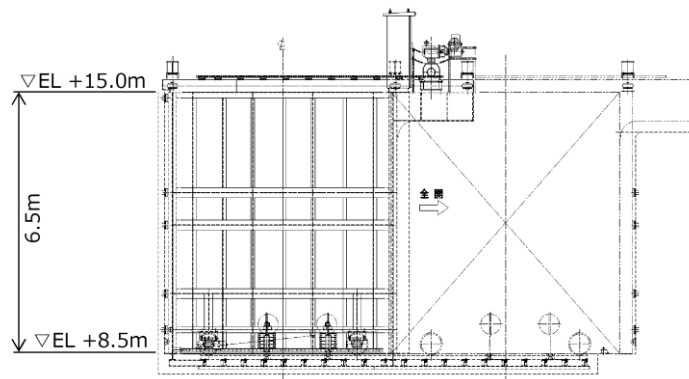
第 1-33 図 防波壁通路防波扉（3号炉東側）① 断面図



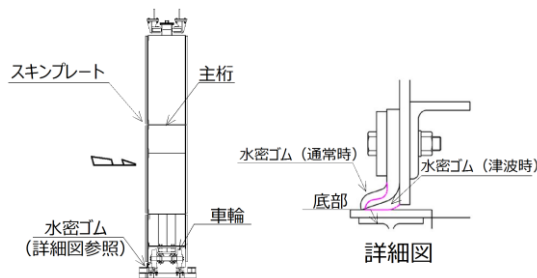
第 1-34 図 防波壁通路防波扉（1，2号炉北側）② 正面図



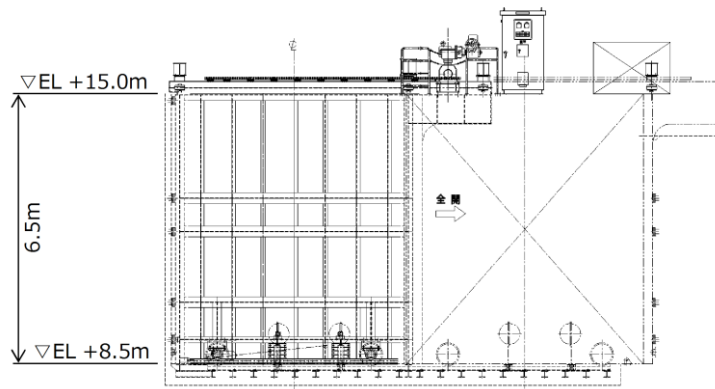
第 1-35 図 防波壁通路防波扉（1，2号炉北側）② 断面図



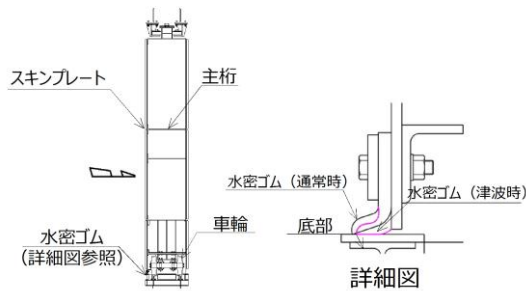
第 1-36 図 防波壁通路防波扉（1，2号炉北側）③ 正面図



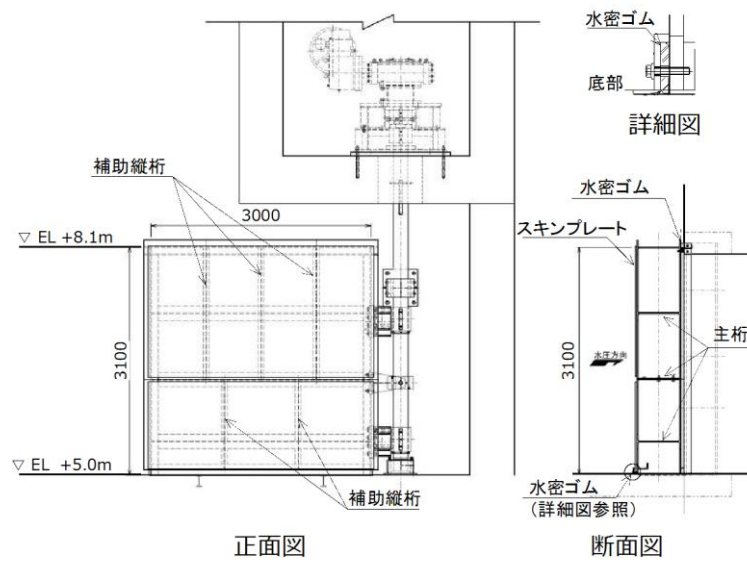
第 1-37 図 防波壁通路防波扉（1，2号炉北側）③ 断面図



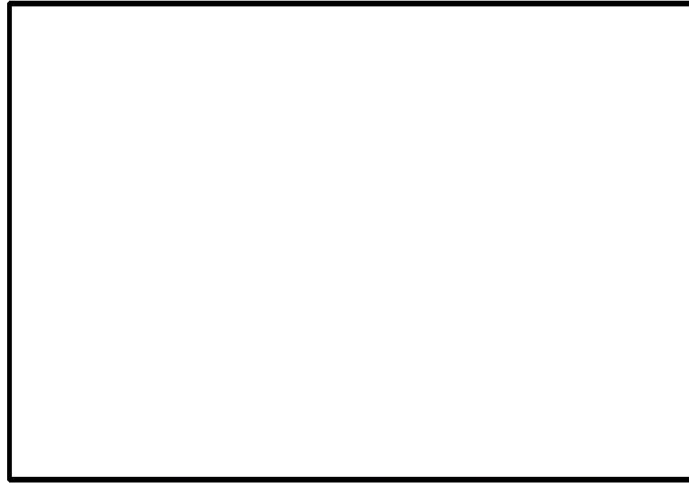
第 1-38 図 防波壁通路防波扉（1，2号炉北側）④ 正面図



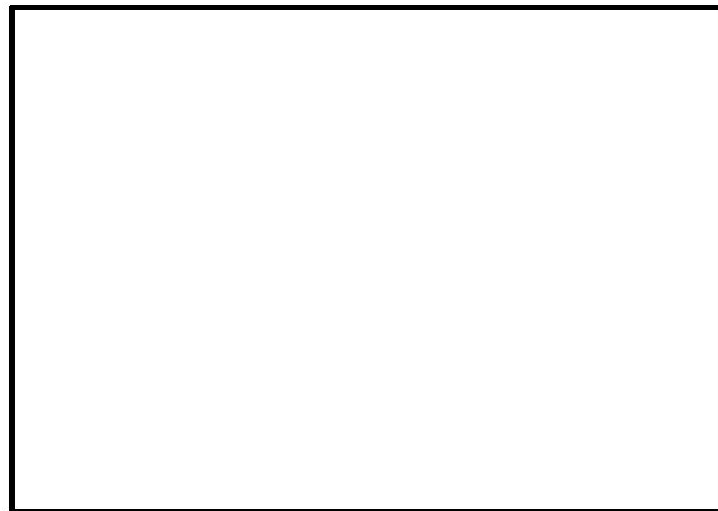
第 1-39 図 防波壁通路防波扉（1，2号炉北側）④ 断面図



第 1-40 図 防波壁通路防波扉（1号放水連絡通路） 正面図・断面図



第 1-41 図 防波壁通路防波扉（3号炉北側）① 設置状況



第 1-42 図 防波壁通路防波扉（1，2号炉北側）② 設置状況

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。



第 1-43 図 防波壁通路防波扉（1，2号炉北側）③ 設置状況



第 1-44 図 防波壁通路防波扉（1，2号炉北側）④ 設置状況

1号放水連絡通路防波扉（⑤）は扉前面に設置した下部水密ゴム，背面に取り付けた側部及び上部水密ゴムにより遮水性を確保している。

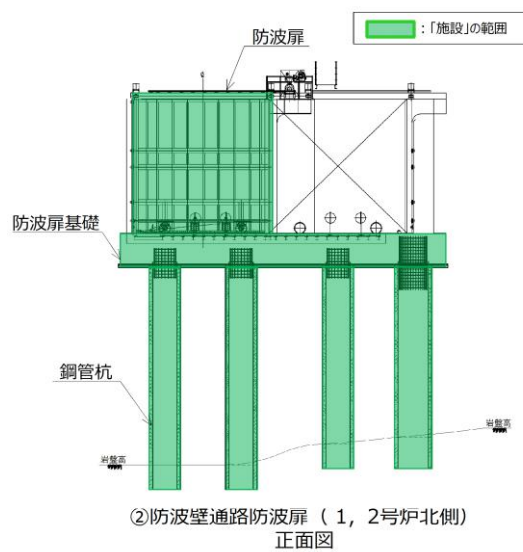
1号放水連絡通路防波扉は開閉時に上昇・下降する機構となっており，下部水密ゴムは閉状態で押さえ板に押し付けられる構造としている。



第 1-45 図 防波壁通路防波扉（1号放水連絡通路防波扉）⑤ 設置状況

第 1-26 表 防波壁通路防波扉の各部位の役割

評価対象部位	役割	備考
防波扉	遮水性の保持	
防波扉基礎	防波扉を支持	
鋼管杭	防波扉を支持	
水密ゴム	遮水性の保持	
【地盤】		
改良地盤	鋼管杭の変形を抑制，難透水性の保持	
岩盤	鋼管杭を支持，基礎地盤のすべり安定性に寄与	



第 1-46 図 防波壁通路防波扉「施設」の範囲

(f) 止水目地

防波壁の施工ブロック間の目地部からの津波の流入を防止するため、止水目地を設置する。なお、防波壁の縦断方向に地形の急変部はないことから、隣合う施工ブロック同士の地震時の変形量及び位相は概ね一致するが、保守的に位相が逆になったことを考慮して、最大相対変形量を2倍して算出（絶対値和に保守性を考慮）し、それに応じて決定した仕様を、同一構造型式内のすべての止水目地に採用する。（詳細は1.（4）f. (a)参照）

止水目地は、隣接する防波壁の施工ブロック間の地震時の相対変形に並び、ゴムジョイント又はシートジョイントを採用する。また、遡上する津波波圧に対する耐津波性を有し、入力津波高さを踏まえた設計とする。

ゴムジョイント及びシートジョイントは止水性を保持させるため、鋼製部材（押え板、アンカーボルト）で固定する。止水目地の許容変形量、許容水圧及び耐久性は、メーカー規格及び基準を参考に定める。また、施工ブロック間の地震時の相対変形及び津波波圧に対して、メーカー規格及び基準と比較し、上回る場合は性能試験を実施し、許容限界を再設定する。止水目地は、津波漂流物の衝突による損傷を防止するため、防波壁の陸側に設置する。

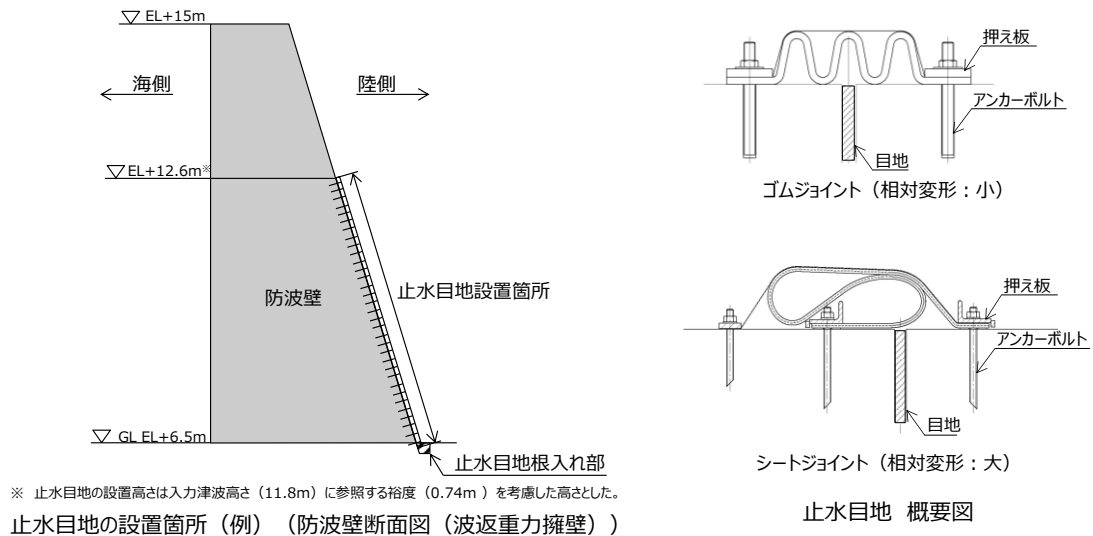
防波壁（波返壁重力式擁壁）を例に止水目地の設置箇所、及びを第1-47図に示す。

各構造形式の防波壁において、最も相対変形が大きくなる断面は以下のとおり。

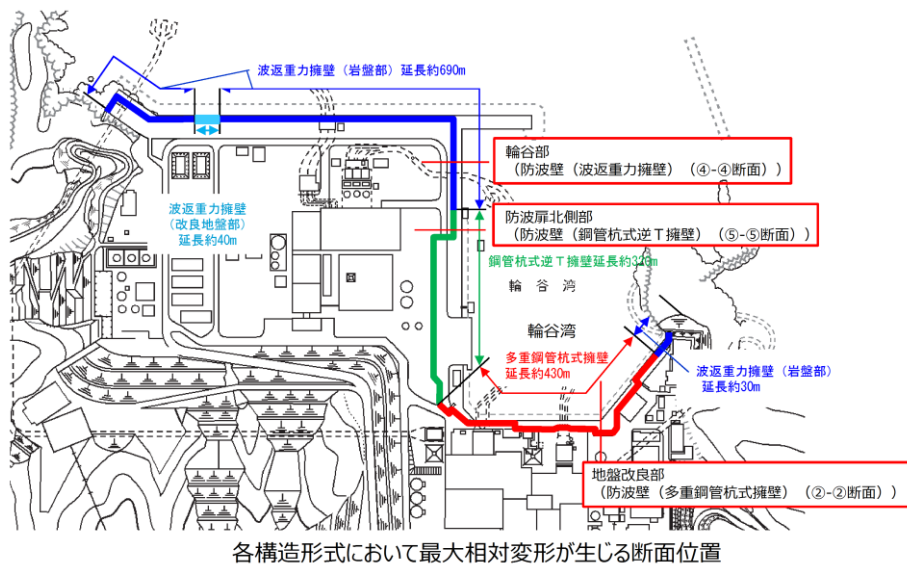
- ・防波壁（多重鋼管杭式擁壁）：岩盤が最も深部に位置し、かつ基礎捨石の下側に改良地盤及び砂礫層が存在する「②-②断面」
- ・防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）：岩盤が最も深部に位置する「⑤ - ⑤断面」
- ・防波壁（波返重力擁壁）：輪谷湾に面し、岩盤が最も深部に位置する「④-④断面」

なお、詳細設計段階において決定する地下水位に基づき、地震時及び津波時の解析を実施し、最も相対変形が大きくなる断面位置と最終変形量を確定する。

各構造形式において最大相対変形が生じる断面位置を第1-48図に示す。



第 1-47 図 防波壁の止水目地の設置箇所及び概要図

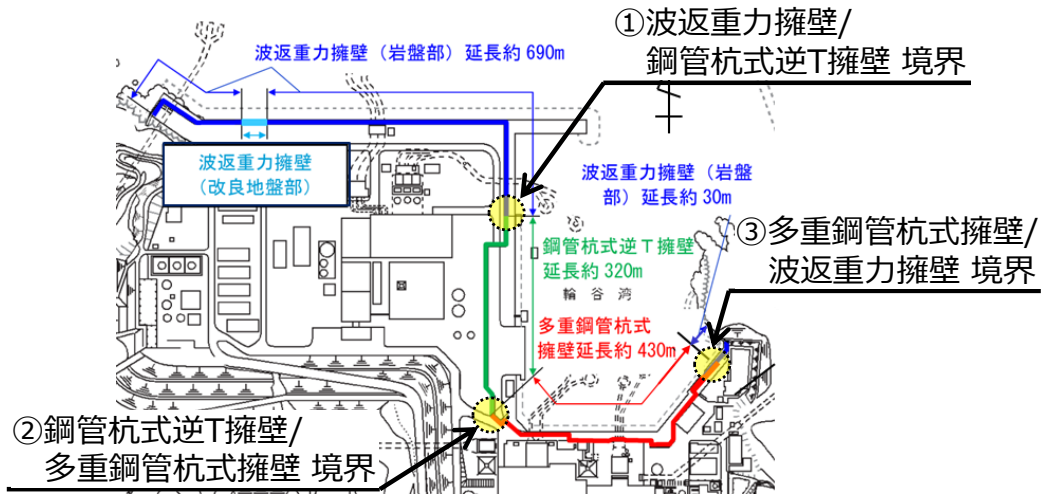


第 1-48 図 各構造形式において最大相対変形が生じる断面位置

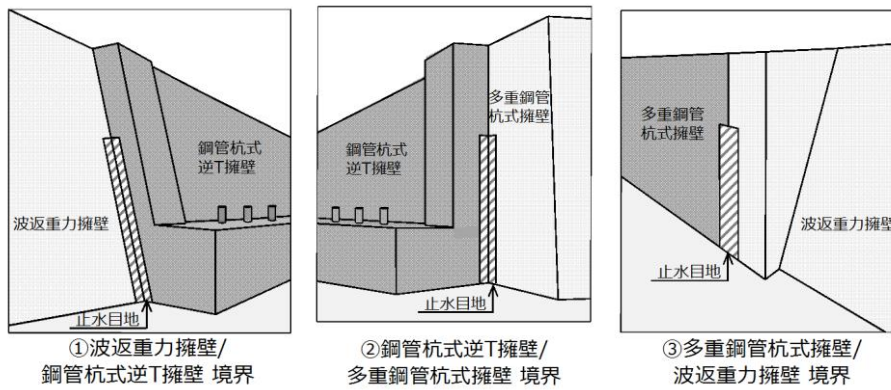
防波壁には異種構造型式の境界部が 3 箇所存在するため、構造を擦り付けることで離隔が生じないように設置した。目地からの津波の流入を防止するため、境界に止水目地を設置する。異種構造形式間の止水目地は、隣合う構造形式のそれぞれの最大変形量に位相差を考慮して最大相対変形量を算出し、それに応じて決定した仕様を採用する。

防波壁構造形式の境界位置図を第 1-49 図に、境界部の止水目地の形状を第 1-50 図に示す。





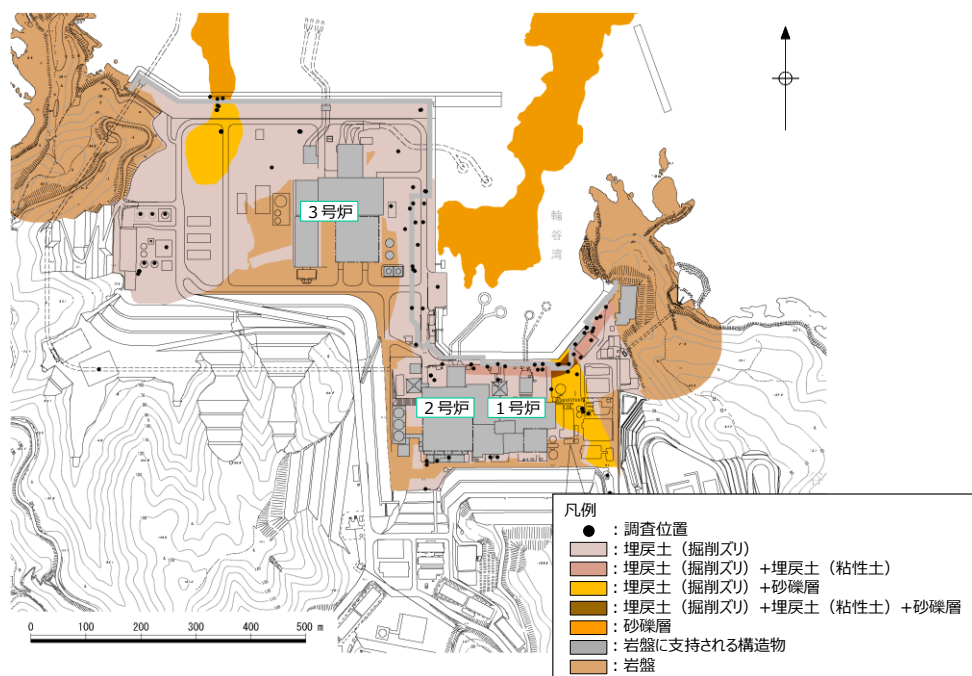
第 1-49 図 防波壁の構造形式の境界位置図



第 1-50 図 防波壁構造形式境界部の止水目地形状

b. 防波壁設置位置の地質構造

防波壁周辺の被覆層の分布状況及び地山の岩盤の分布状況を第 1-51 図に示す。

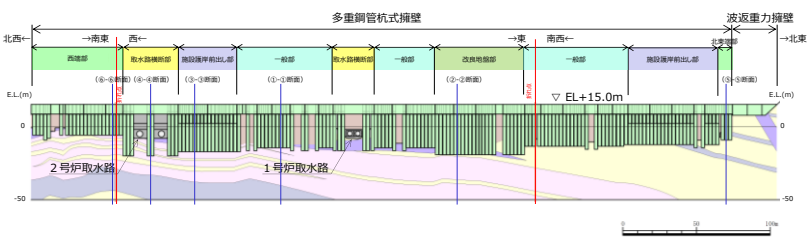
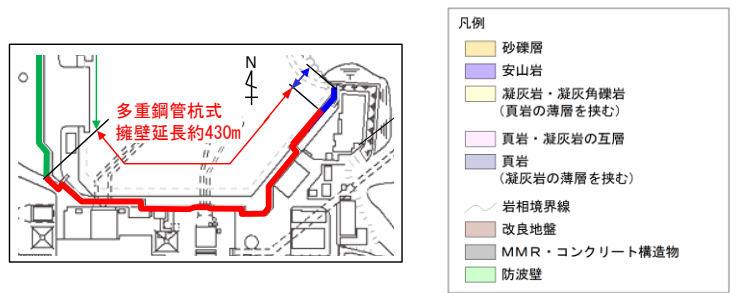


第 1-51 図 敷地の被覆層 平面図

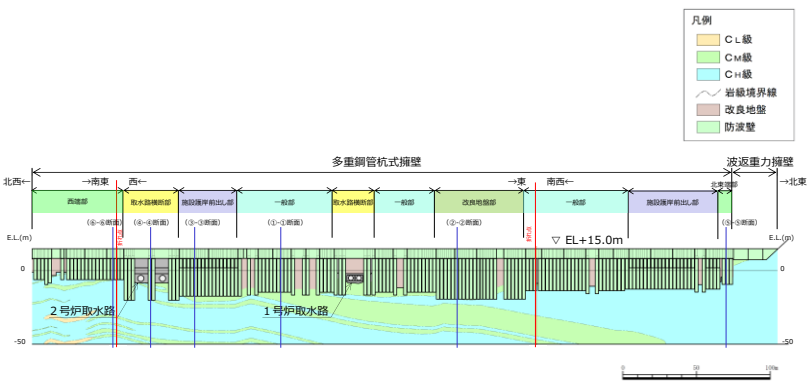
(a) 防波壁 (多重鋼管杭式擁壁)

防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) の岩相縦断図を第 1-52 図 に, 岩級縦断図を第 1-53 図 に, 地質断面図を 第 1-54~58 図に示す。防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) は, 杭を介して主に CM 級及び CH 級岩盤に支持されており, 縦断方向に応じた地質変化部は存在しない。また, 耐震評価候補断面の整理方針を第 1-27 表に示す。各断面の特徴は以下のとおり。

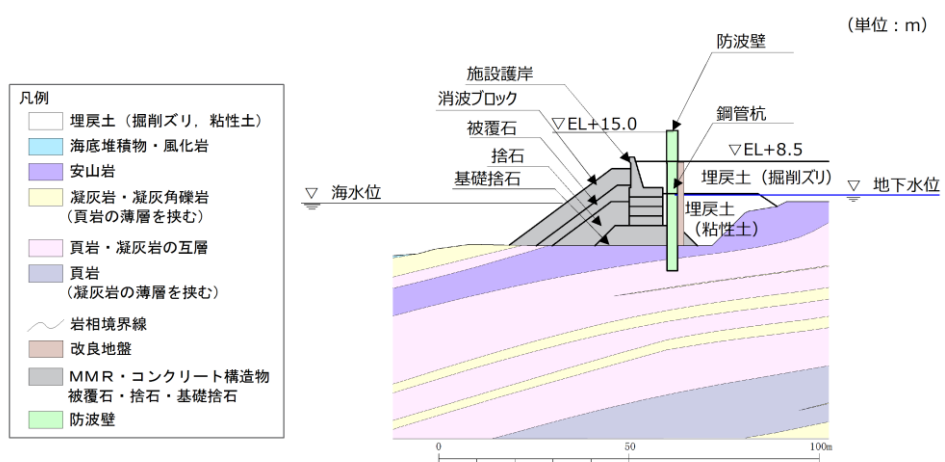
- ・ ①-①断面は, 鋼管杭を岩盤に根入れしている。また, 周辺には埋戻土 (掘削ズリ) 等が分布している。
- ・ ②-②断面は, 鋼管杭を岩盤に根入れしている。また, 周辺には埋戻土 (掘削ズリ), 砂礫層等が分布している
- ・ ③-③断面は, 鋼管杭を岩盤に根入れしている。また, 周辺には埋戻土 (掘削ズリ) 等が分布している。
- ・ ④-④断面は, 鋼管杭を岩盤に根入れしている。また, 周辺には埋戻土 (掘削ズリ) が分布している。
- ・ ⑤-⑤断面は, 鋼管杭を岩盤に根入れする。また, 周辺には埋戻土 (掘削ズリ) 等が分布している。



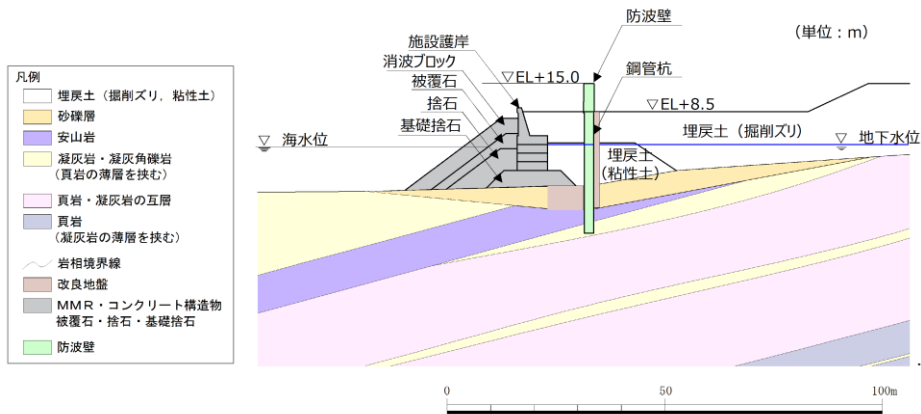
第 1-52 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の岩相縦断面図



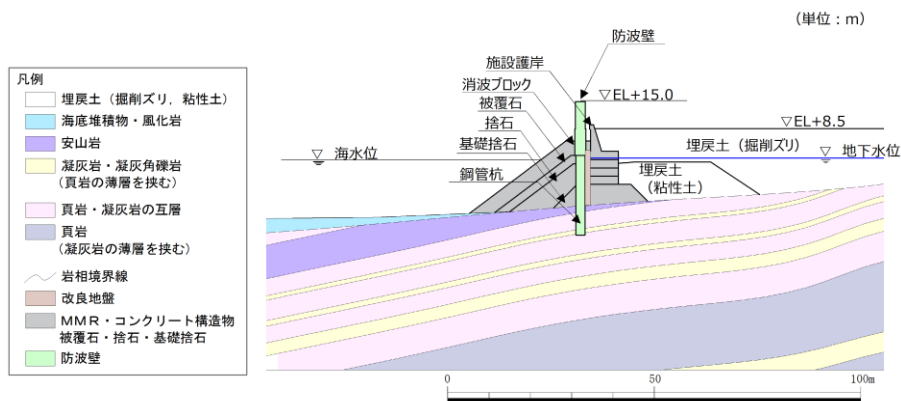
第 1-53 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の岩級縦断面図



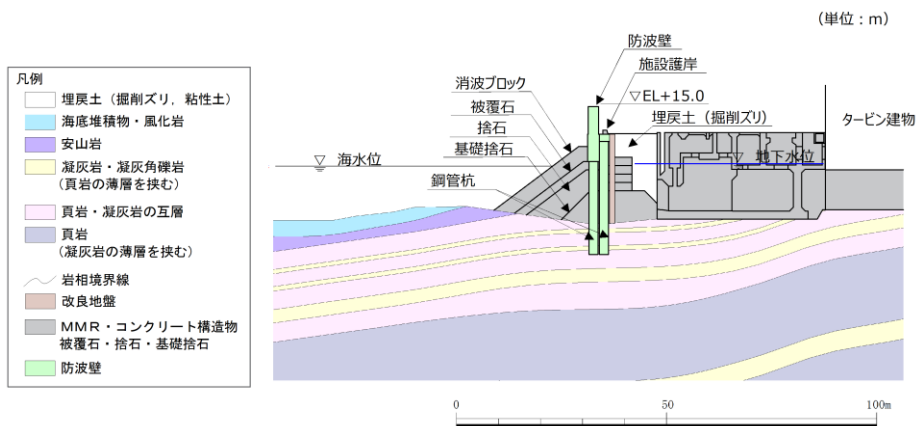
第 1-54 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の地質断面図 (①-①)



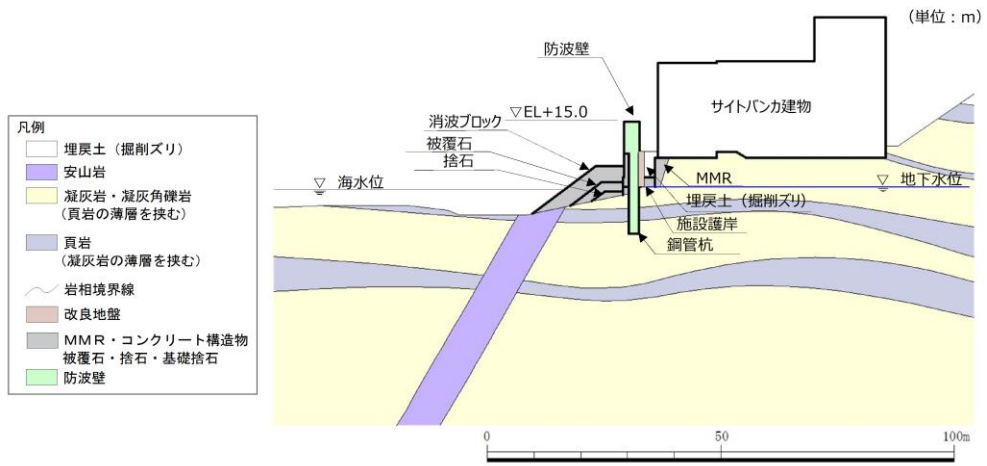
第 1-55 図 防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) の地質断面図 (②-②)



第 1-56 図 防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) の地質断面図 (③-③)



第 1-57 図 防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) の地質断面図 (④-④)



第 1-58 図 防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) の地質断面図 (⑤-⑤)

第 1-27 表 耐震評価候補断面の整理  
(防波壁 (多重鋼管杭式擁壁))

観点		防波壁 (多重鋼管杭式擁壁)	
		一般部 (①-①断面)	改良地盤部 (②-②断面)
要求機能		津波防護施設	
①間接支持する設備		なし	
②構造的特徴	形式	・線状構造物 ・多重鋼管杭式擁壁は、鋼管杭4,5本程度を標準とした壁体を連続して設置している。 ・被覆コンクリート壁は、下部の鋼管杭から連続する鋼管杭を鉄筋コンクリートで被覆した部材で構成されている。	・線状構造物 ・多重鋼管杭式擁壁は、鋼管杭6本程度を標準とした壁体を連続して設置している。 ・被覆コンクリート壁は、下部の鋼管杭から連続する鋼管杭を鉄筋コンクリートで被覆した部材で構成されている。
	寸法	・被覆コンクリート壁：幅2.40m、高さ6.80m ・鋼管杭：φ1.60～2.20m	・被覆コンクリート壁：幅2.40m、高さ6.80m ・鋼管杭：φ1.60～2.20m
③周辺状況	周辺地質	・鋼管杭を根入れ深さ5.0m程度で主にCM級岩盤に打設し、支持されている。 ・周辺地質は、埋戻土 (掘削スリ) 及び埋戻土 (粘性土) が分布している。 ・地表面から岩盤までの深さ：18.1m	・鋼管杭を根入れ深さ5.0m程度で主にCM級岩盤に打設し、支持されている。 ・周辺地質は、埋戻土 (掘削スリ) 及び埋戻土 (粘性土) が分布し、基礎層の下側に改良地盤及び砂礫層が分布している。 ・地表面から岩盤までの深さ：22.9m
	地下水位*	・解析結果等を踏まえて整理する。	
	隣接構造物	・北側に施設護岸が隣接する。 ・南側に埋戻土 (掘削スリ) 上に直接基礎形式で設置された北口警備所が隣接する。	・北側に施設護岸が隣接する。 ・北東側に埋戻土 (掘削スリ) 上に直接基礎形式で設置された管理事務所4号館が隣接する。
④地震力特性		・観点③での整理のとおり、周辺地質の差はないため、観点④での断面選定は不要である。	
⑤床応答特性		・間接支持する設備なし。	

観点		防波壁 (多重鋼管杭式擁壁)	
		施設護岸前出し部 (③-③断面)	取水路横断面部 (④-④断面)
要求機能		津波防護施設	
①間接支持する設備		なし	
②構造的特徴	形式	・線状構造物 ・多重鋼管杭式擁壁は、鋼管杭8本程度を標準とした壁体を連続して設置している。 ・被覆コンクリート壁は、下部の鋼管杭から連続する鋼管杭を鉄筋コンクリートで被覆した部材で構成されている。	・線状構造物 ・多重鋼管杭式擁壁は、鋼管杭16本程度による壁体を設置している。 ・被覆コンクリート壁は、下部の鋼管杭から連続する鋼管杭を鉄筋コンクリートで被覆した部材で構成されている。
	寸法	・被覆コンクリート壁：幅2.40m、高さ13.00m ・鋼管杭：φ1.60～2.20m	・被覆コンクリート壁：幅2.40m、高さ13.00m ・鋼管杭：φ1.60～2.20m (海側、陸側に2列配置)
③周辺状況	周辺地質	・鋼管杭を根入れ深さ5.0m程度で主にCM級岩盤に打設し、支持されている。 ・周辺地質は、埋戻土 (掘削スリ) 及び埋戻土 (粘性土) が分布している。 ・地表面から岩盤までの深さ：20.8m	・鋼管杭を根入れ深さ7.0m程度で主にCM級及びCH級岩盤に打設し、支持されている。 ・周辺地質は、埋戻土 (掘削スリ) が分布している。 ・地表面から岩盤までの深さ：16.8m
	地下水位*	・解析結果等を踏まえて整理する。	
	隣接構造物	・南側に施設護岸が隣接する。	・南側に施設護岸及び2号炉取水槽が隣接する。
④地震力特性		・観点③での整理のとおり、周辺地質の差はないため、観点④での断面選定は不要である。	
⑤床応答特性		・間接支持する設備なし。	

観点		防波壁 (多重鋼管杭式擁壁)	
		北東端部 (⑤-⑤断面)	西端部 (⑥-⑥断面)
要求機能		津波防護施設	
①間接支持する設備		なし	
②構造的特徴	形式	・線状構造物 ・多重鋼管杭式擁壁は、鋼管杭4本を標準とした壁体を設置している。 ・被覆コンクリート壁は、下部の鋼管杭から連続する鋼管杭を鉄筋コンクリートで被覆した部材で構成されている。	・線状構造物 ・多重鋼管杭式擁壁は、鋼管杭5本程度による壁体を連続して設置している。 ・被覆コンクリート壁は、下部の鋼管杭から連続する鋼管杭を鉄筋コンクリートで被覆した部材で構成されている。
	寸法	・被覆コンクリート壁：幅3.25m、高さ6.80m ・鋼管杭：φ1.60～2.20m	・被覆コンクリート壁：幅2.40m、高さ6.80m ・鋼管杭：φ1.80～2.20m
③周辺状況	周辺地質	・鋼管杭を根入れ深さ5.0m程度で主にCH級岩盤に打設し、支持されている。 ・周辺地質は、埋戻土 (掘削スリ) 及び埋戻土 (粘性土) が分布している。 ・地表面から岩盤までの深さ：12.7m	・鋼管杭を根入れ深さ5.0m程度で主にCM級及びCH級岩盤に打設し、支持されている。 ・周辺地質は、埋戻土 (掘削スリ) が分布している。 ・地表面から岩盤までの深さ：9.5m
	地下水位*	・解析結果等を踏まえて整理する。	
	隣接構造物	・施設護岸上に鋼管杭を設置している。 ・東側に岩盤上に直接基礎形式で設置されたサイトバンカ建物が隣接する。	・北東側に施設護岸が隣接する。
④地震力特性		・観点③での整理のとおり、周辺地質の差はないため、観点④での断面選定は不要である。	
⑤床応答特性		・間接支持する設備なし。	

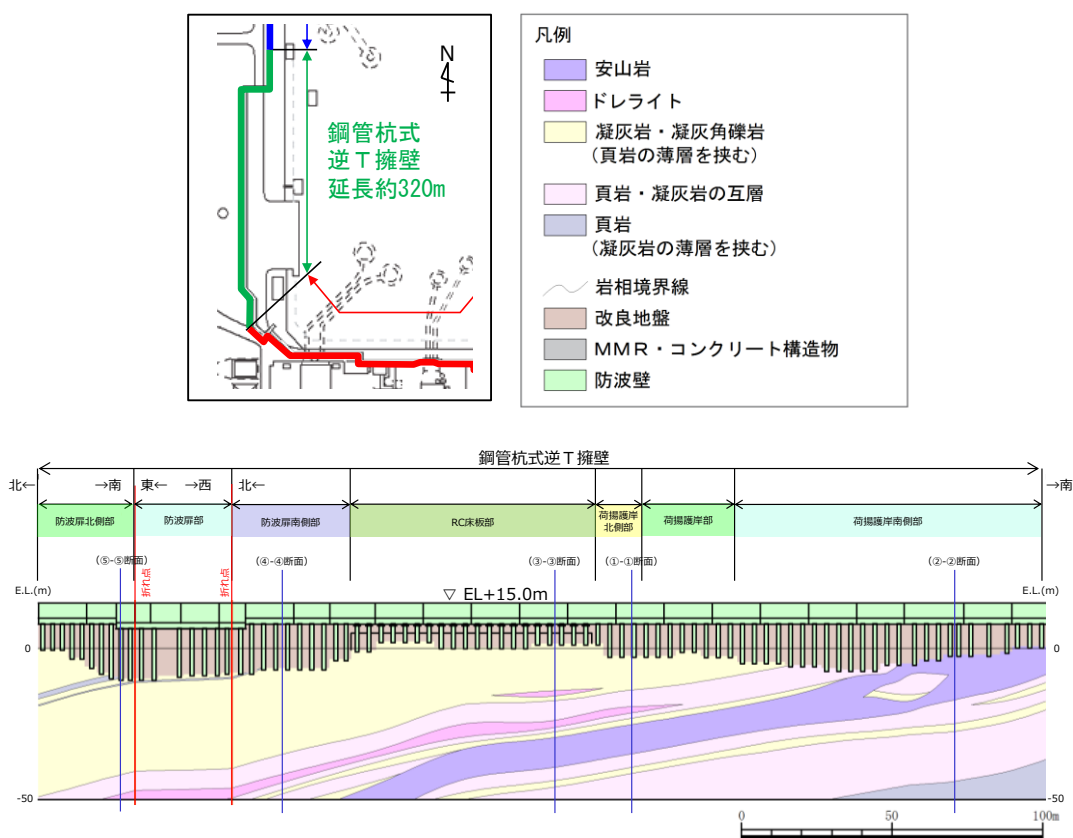
※ 地下水位は解析等による地下水位に係る検討結果を踏まえて詳細設計段階で設定する。

(b)防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）

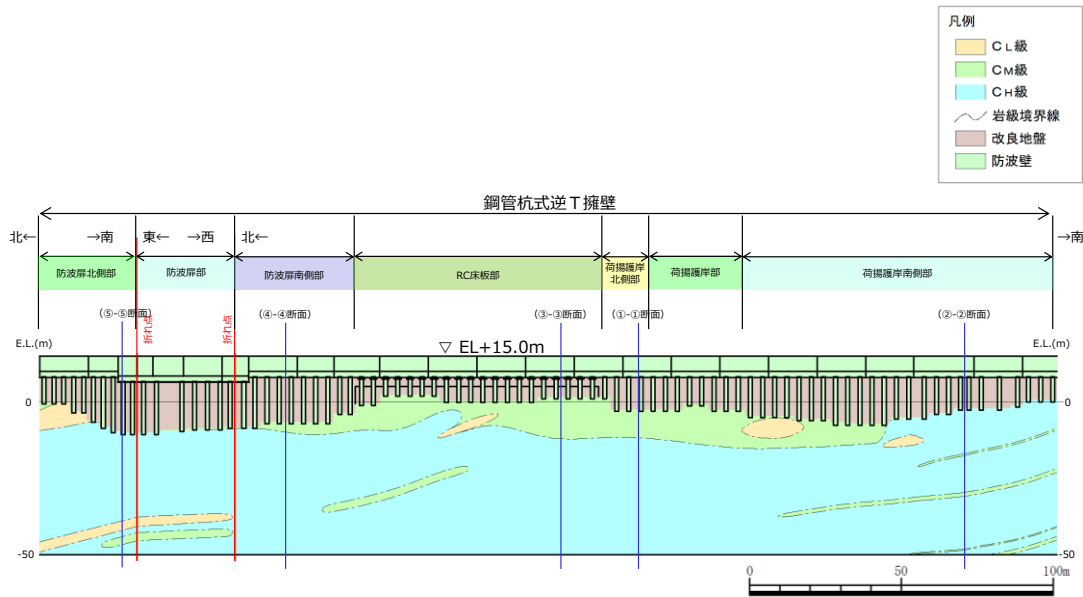
防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の岩相縦断面図を第1-59図に、岩級縦断面図を第1-60図に、地質断面図を第1-61～64図に示す。防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は、杭を介して主にCM級及びCH級岩盤に支持されており、縦断方向に亘じた地質変化部は存在しない。

また、耐震評価候補断面の整理方針を第1-28表に示す。各断面の特徴は以下のとおり。

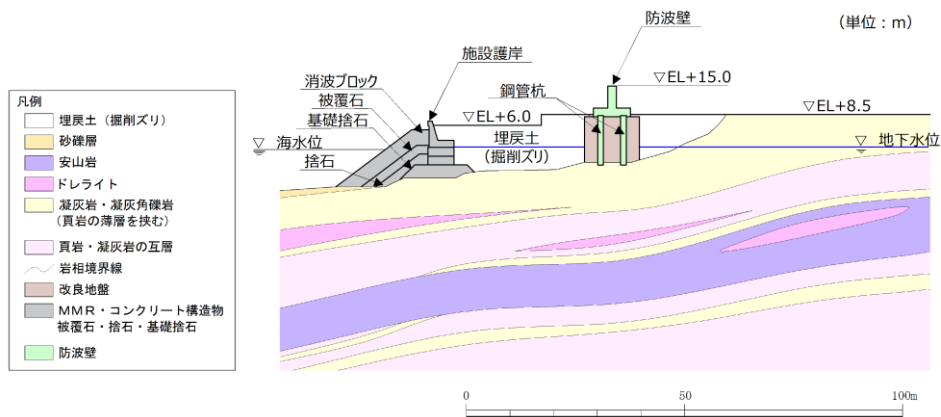
- ・①-①断面は、鋼管杭を岩盤に根入れしている。また、周辺の埋戻土（掘削ズリ）を地盤改良している。
- ・③-③断面は、鋼管杭を岩盤に根入れする。また、周辺の埋戻土（掘削ズリ）を地盤改良している。
- ・④-④断面は、鋼管杭を岩盤に根入れする。また、周辺の埋戻土（掘削ズリ）を地盤改良している。
- ・⑤-⑤断面は、鋼管杭を岩盤に根入れする。また、周辺の埋戻土（掘削ズリ）を地盤改良している。



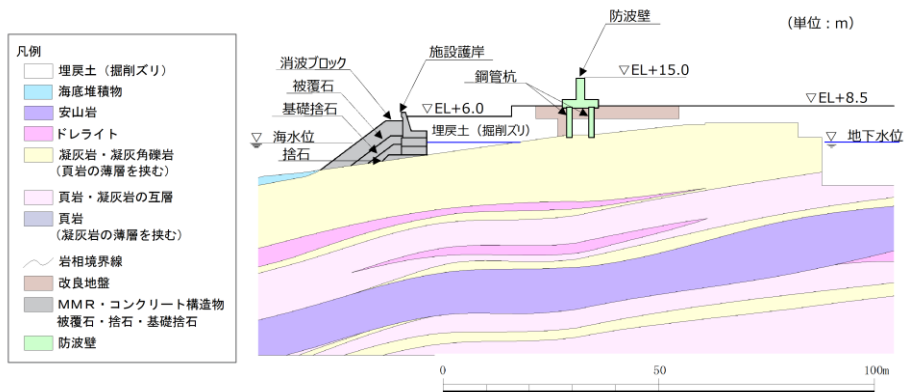
第1-59図 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の岩相縦断面図



第 1-60 図 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の岩級縦断面図

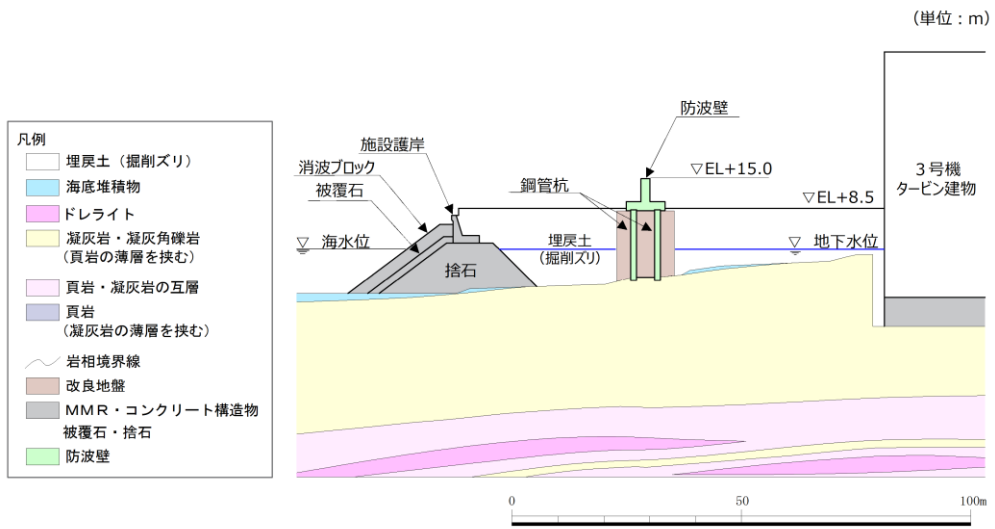


第 1-61 図 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の地質断面図 (①-①)

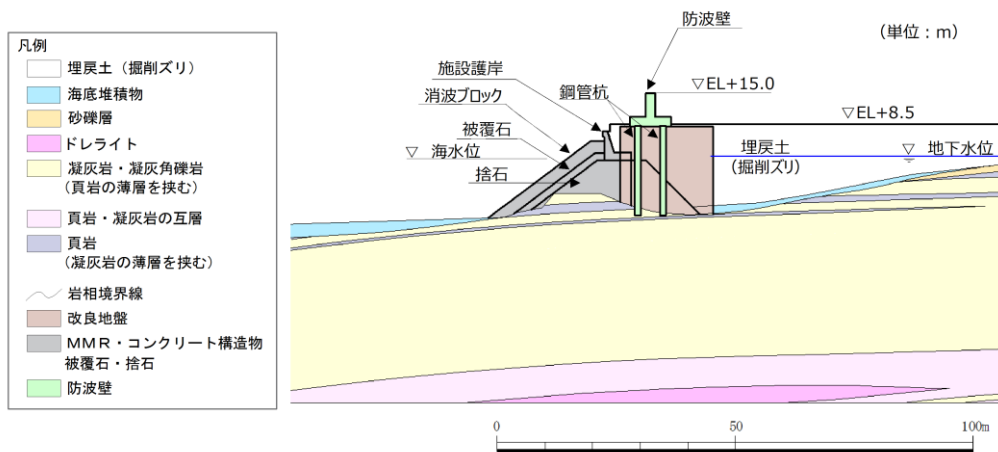


第 1-62 図 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の地質断面図 (③-③)





第 1-63 図 防波壁 (鋼管杭式逆 T 擁壁) の地質断面図 (④-④)



第 1-64 図 防波壁 (鋼管杭式逆 T 擁壁) の地質断面図 (⑤-⑤)

第 1-28 表 耐震評価候補断面の整理  
(防波壁 (鋼管杭式逆 T 擁壁) )

観点		防波壁 (鋼管杭式逆 T 擁壁)	
		荷揚護岸北側部 (①-①断面)	荷揚護岸南側部 (②-②断面)
要求機能		津波防護施設	
①間接支持する設備		・なし	
②構造的 特徴	形式	・線状構造物 ・鉄筋コンクリート構造物 ・鋼管杭8本を1ブロックとした壁体を連続して設置した。	・線状構造物 ・鉄筋コンクリート構造物 ・鋼管杭6本又は8本を1ブロックとした壁体を連続して設置した。
	寸法	・逆 T 擁壁：幅8.5m，高さ7.0m ・鋼管杭：φ1.3m	・逆 T 擁壁：幅8.5m，高さ7.0m ・鋼管杭：φ1.3m
③周辺 状況	周辺地質	・鋼管杭を根入れ0.5m程度で主にCM級岩盤に対して打設し，支持されている。 ・周辺地質は埋戻土（掘削スリ）及び改良地盤が分布している。 ・地表面から岩盤までの深さ：10.3m	・鋼管杭を根入れ0.5m程度で主にCH級岩盤に対して打設し，支持されている。 ・周辺地質は埋戻土（掘削スリ）及び改良地盤が分布している。 ・地表面から岩盤までの深さ：10.0m
	地下水位※	・解析結果等を踏まえて整理する。	
	隣接 構造物	横断 方向	・なし
縦断 方向		・なし	
④地震力特性		・観点③での整理のとおり，周辺地質の差はないため，観点④での断面選定は不要である。	
⑤床応答特性		・間接支持する設備なし。	

観点		防波壁 (鋼管杭式逆 T 擁壁)	
		RC床板部 (③-③断面)	防波岸南側部 (④-④断面)
要求機能		津波防護施設	
①間接支持する設備		・なし	
②構造的 特徴	形式	・線状構造物 ・鉄筋コンクリート構造物 ・鋼管杭8本を1ブロックとした壁体を連続して設置した。	・線状構造物 ・鉄筋コンクリート構造物 ・鋼管杭6本又は8本を1ブロックとした壁体を連続して設置した。
	寸法	・逆 T 擁壁：幅8.5m，高さ7.0m ・鋼管杭：φ1.3m	・逆 T 擁壁：幅8.5m，高さ7.0m ・鋼管杭：φ1.3m
③周辺 状況	周辺地質	・鋼管杭を根入れ0.5m程度で主にCM級岩盤に対して打設し，支持されている。 ・周辺地質は埋戻土（掘削スリ）及び改良地盤が分布している。なお，一部岩盤が浅い区間において，防波壁前面のみ改良地盤を設置している。 ・地表面から岩盤までの深さ：6.3m	・鋼管杭を根入れ0.5m程度で主にCM級岩盤に対して打設し，支持されている。 ・周辺地質は埋戻土（掘削スリ）及び改良地盤が分布している。 ・地表面から岩盤までの深さ：14.5m
	地下水位※	・解析結果等を踏まえて整理する。	
	隣接 構造物	横断 方向	・なし
縦断 方向		・なし	
④地震力特性		・観点③での整理のとおり，周辺地質の差はないため，観点④での断面選定は不要である。	
⑤床応答特性		・間接支持する設備なし。	

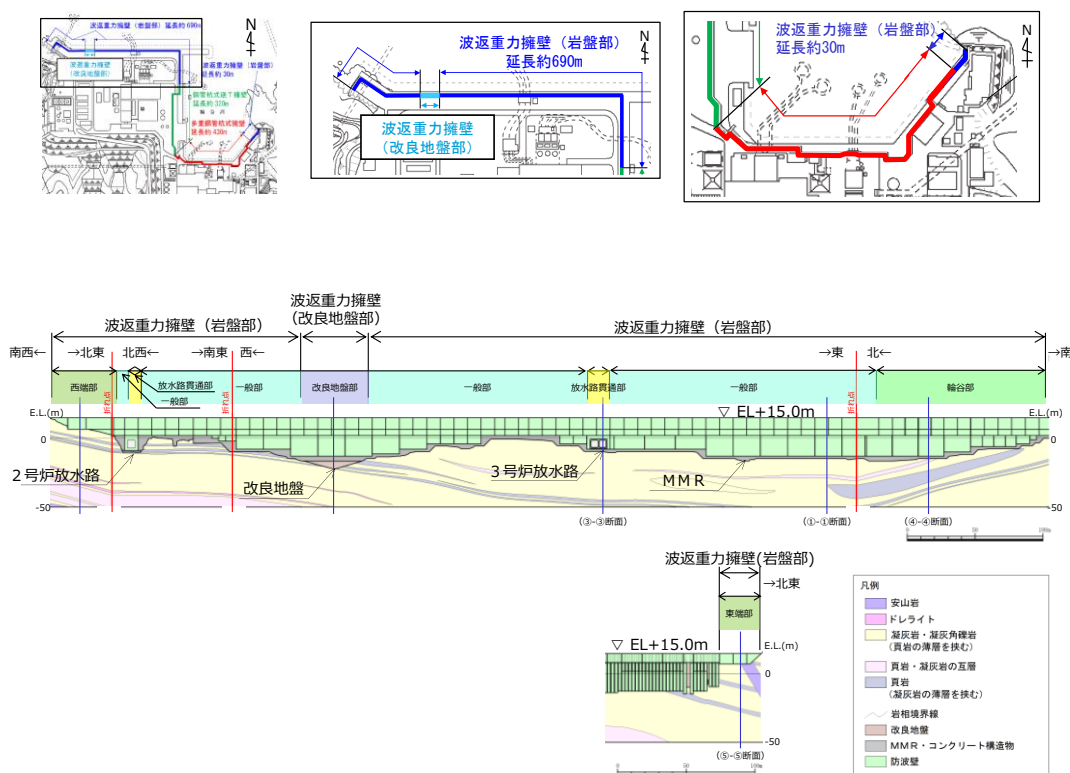
観点		防波壁 (鋼管杭式逆 T 擁壁)	
		防波岸北側部 (⑤-⑤断面)	
要求機能		津波防護施設	
①間接支持する設備		・なし	
②構造的 特徴	形式	・線状構造物 ・鉄筋コンクリート構造物 ・鋼管杭6本又は10本を1ブロックとした壁体を連続して設置した。	
	寸法	・逆 T 擁壁：幅8.5m，高さ8.5m ・鋼管杭：φ1.3m	
③周辺 状況	周辺地質	・鋼管杭を根入れ0.5m程度で主にCM級岩盤に対して打設し，支持されている。 ・周辺地質は埋戻土（掘削スリ）及び改良地盤が分布している。 ・捨石部の一部については，地盤改良を実施している。 ・地表面から岩盤までの深さ：16.5m	
	地下水位※	・解析結果等を踏まえて整理する。	
	隣接 構造物	横断 方向	・東側に施設護岸が隣接する。
縦断 方向		・異種構造形式（波返重力擁壁）が隣接する。	
④地震力特性		・観点③での整理のとおり，周辺地質の差はないため，観点④での断面選定は不要である。	
⑤床応答特性		・間接支持する設備なし。	

※ 地下水位は解析等による地下水位に係る検討結果を踏まえて詳細設計段階で設定する。

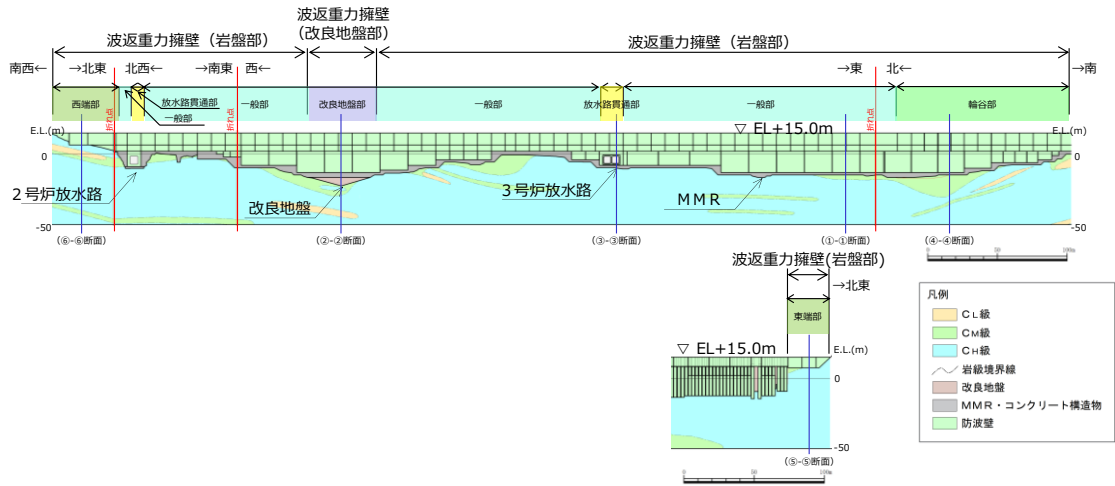
(c)防波壁（波返重力擁壁）

防波壁（波返重力擁壁）岩相縦断図を第 1-65 図 に、岩級縦断図を第 1-66 図 に、地質断面図を 第 1-67 図～第 1-72 図に示す。防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）は、直接又はケーソンを介して主に CM 級及び CH 級岩盤に支持されており、縦断方向に応じた地質変化部は存在しない。また、耐震評価候補断面の整理方針を第 1-29 表に示す。各断面の特徴は以下のとおり。

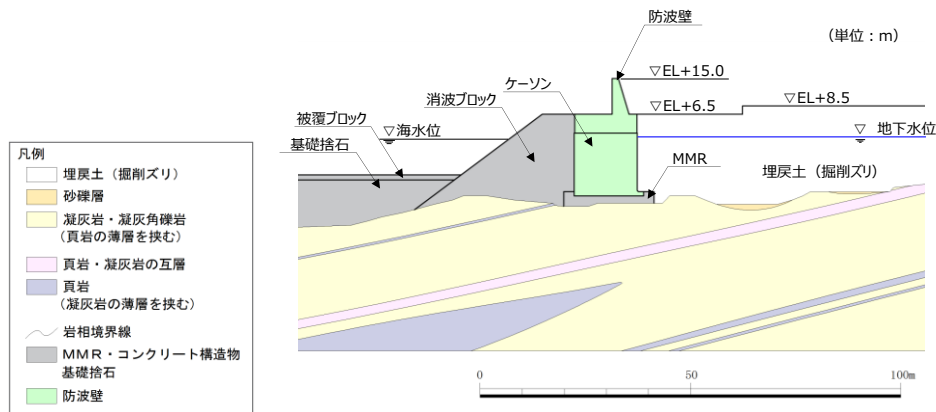
- ・①－①断面は、岩盤上にケーソンを介して重力擁壁を設置した。また、背面の周辺地盤には埋戻土（掘削ズリ）が分布している。
- ・②－②断面は、岩盤上の砂礫層を高圧噴射攪拌工法により地盤改良し、その上部にケーソンを介して重力擁壁を設置した。また、背面の周辺地盤には埋戻土（掘削ズリ）が分布している。
- ・③－③断面は、防波壁下部のケーソンを 3 号炉放水路が貫通している。
- ・④－④断面は、岩盤上にケーソンを介して重力擁壁を設置した。また、背面の周辺地盤には埋戻土（掘削ズリ）が分布している。
- ・⑤－⑤断面は、岩盤上に直接、重力擁壁を設置した。
- ・⑥－⑥断面は、岩盤上に直接、重力擁壁を設置した。



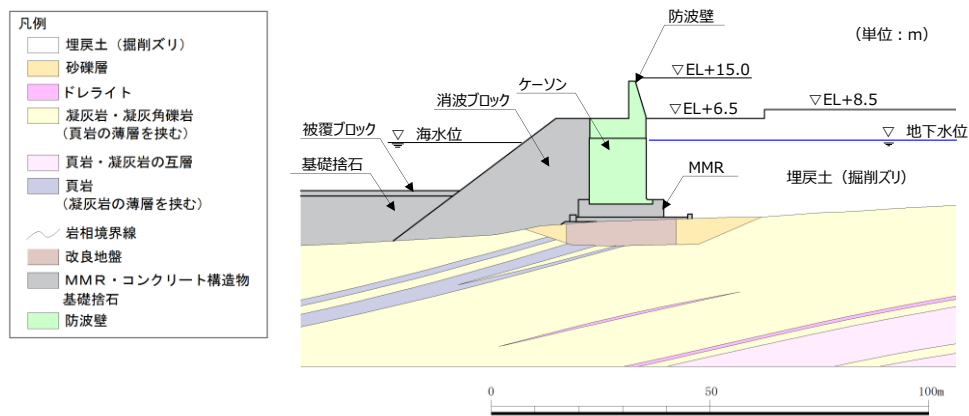
第 1-65 図 防波壁（波返重力擁壁）の岩相縦断図



第 1-66 図 防波壁（波返重力擁壁）の岩級縦断図

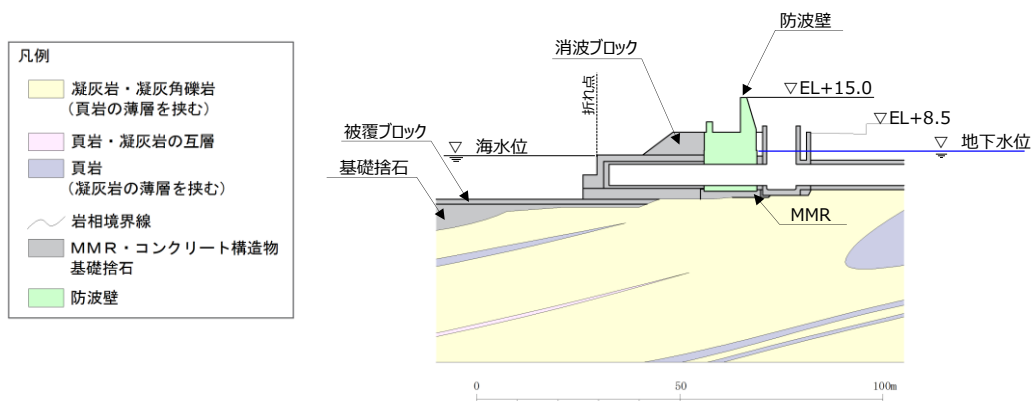


第 1-67 図 防波壁（波返重力擁壁）の地質断面図 (①-①)

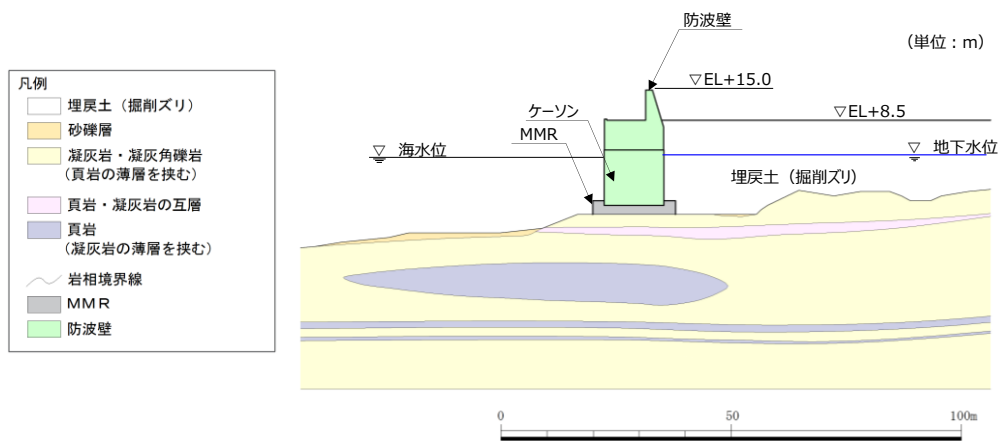


第 1-68 図 防波壁（波返重力擁壁）の地質断面図 (②-②)

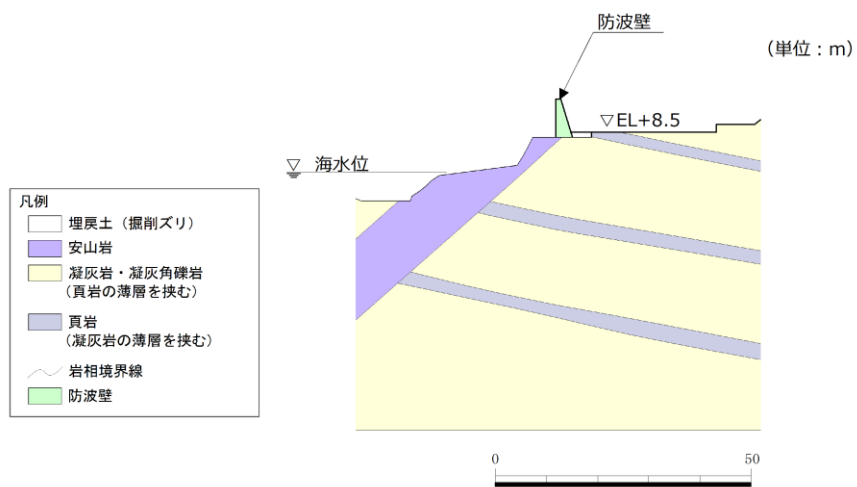
(単位：m)



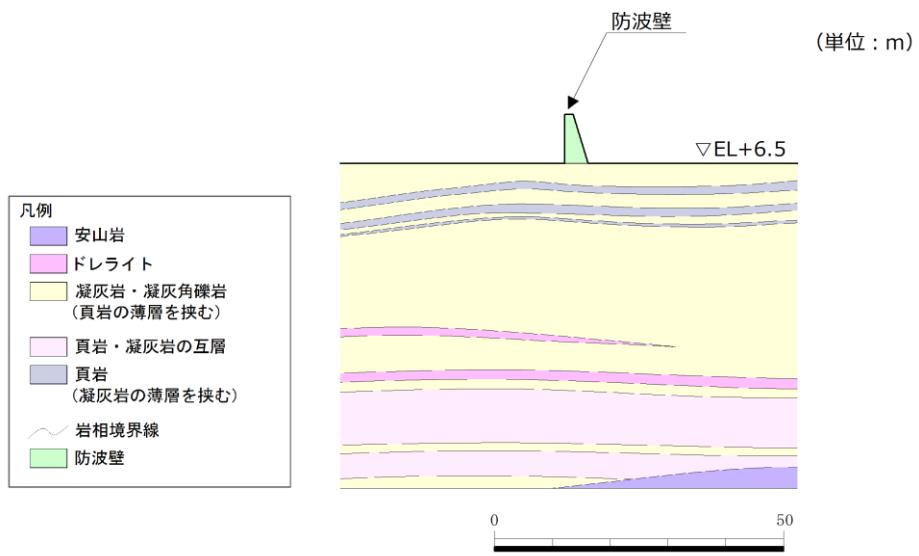
第 1-69 図 防波壁 (波返重力擁壁) の地質断面図 (③-③)



第 1-70 図 防波壁 (波返重力擁壁) の地質断面図 (④-④)



第 1-71 図 防波壁 (波返重力擁壁) の地質断面図 (⑤-⑤)



第 1-72 図 防波壁（波返重力擁壁）の地質断面図（⑥—⑥）

第 1-29 表 耐震評価候補断面の整理  
(防波壁 (波返重力擁壁) )

観点		防波壁 (波返重力擁壁)		
		一般部 (①-①断面)	改良地盤部 (②-②断面)	放水路貫通部 (③-③断面)
要求機能		津波防護施設	津波防護施設	津波防護施設
①間接支持する設備		・なし	・なし	・なし
②構造的 特徴	形式	・線状構造物 ・約10mを1ブロックとした鉄筋コンクリート造の壁体を連続で設置している。	・線状構造物 ・約10mを1ブロックとした鉄筋コンクリート造の壁体を連続で設置している。	・線状構造物 ・約10mを1ブロックとした鉄筋コンクリート造の壁体を連続で設置している。
	寸法	・幅1.50m ・高さ8.50m (地上部のみ)	・幅1.50m ・高さ8.50m (地上部のみ)	・幅1.50m ・高さ8.50m (地上部のみ)
③周辺 状況	周辺地質	・ケーソンを介して主にCM級岩盤に支持される。 ・周辺地質は、埋戻土 (掘削スリ) が分布している。 ・地表面から岩盤までの深さ: 21.2m	・高圧噴射攪拌工法により地盤改良を実施している改良地盤部が存在する。 ・ケーソンを介して主にCM級岩盤または改良地盤に支持される。 ・周辺地質は、埋戻土 (掘削スリ) 及び砂礫層が分布している。 ・地表面から岩盤までの深さ: 29.0m	・ケーソンを介して主にCH級岩盤に支持される。 ・周辺地質は、埋戻土 (掘削スリ) が分布している。 ・地表面から岩盤までの深さ: 16.3m
	地下水位*	・解析結果等を踏まえて整理する。	・解析結果等を踏まえて整理する。	・解析結果等を踏まえて整理する。
	隣接 構造物	横断方向 ・なし	・なし	・南北両側に3号炉放水路が隣接する。 ・南側に放水路接合槽が隣接する。
		縦断方向 ・なし	・なし	・なし
④地震力特性		・観点③での整理のとおり、周辺地質の差はないため、観点④での断面選定は不要である。		
⑤床応答特性		・間接支持する設備なし。		

観点		防波壁 (波返重力擁壁)		
		輪谷部 (④-④断面)	東端部 (⑤-⑤断面)	西端部 (⑥-⑥断面)
要求機能		津波防護施設	津波防護施設	津波防護施設
①間接支持する設備		・なし	・なし	・なし
②構造的 特徴	形式	・線状構造物 ・約10mを1ブロックとした鉄筋コンクリート造の壁体を連続で設置している。 ・下端部にH鋼 (H-350×350×12×19) を1m間隔で設置している。	・線状構造物 ・約10mを1ブロックとした鉄筋コンクリート造の壁体を連続で設置している。 ・端部にかけて岩盤に擦り付く。 ・下端部にH鋼 (H-350×350×12×19) を1m間隔で設置している。	・線状構造物 ・約10mを1ブロックとした鉄筋コンクリート造の壁体を連続で設置している。 ・端部にかけて岩盤に擦り付く。 ・下端部にH鋼 (H-350×350×12×19) を1m間隔で設置している。
	寸法	・幅1.50m ・高さ6.50m (地上部のみ)	・幅1.00m ・高さ7.50m	・幅1.50m ・高さ8.50m
③周辺 状況	周辺地質	・ケーソンを介して主にCM級岩盤に支持される。 ・周辺地質は、埋戻土 (掘削スリ) が分布している。 ・地表面から岩盤までの深さ: 23.2m	・主にCH級岩盤に直接支持される。 ・地表面から岩盤までの深さ: 0.0m	・CM級岩盤に直接支持される。 ・地表面から岩盤までの深さ: 0.0m
	地下水位*	・解析結果等を踏まえて整理する。	・解析結果等を踏まえて整理する。	・解析結果等を踏まえて整理する。
	隣接 構造物	横断方向 ・なし	・東側に岩盤上に直接基礎形式で設置されたサイトバンカ建物が隣接する。	・なし
		縦断方向 ・異種構造形式 (鋼管杭式逆T擁壁) が隣接する。	・異種構造形式 (多重鋼管杭式擁壁) が隣接する。	・なし
④地震力特性		・観点③での整理のとおり、周辺地質の差はないため、観点④での断面選定は不要である。		
⑤床応答特性		・間接支持する設備なし。		

※ 地下水位は解析等による地下水位に係る検討結果を踏まえて詳細設計段階で設定する。

c. 防波壁に作用する荷重と発生断面力

防波壁は，多重鋼管杭式擁壁，鋼管杭式逆T擁壁及び波返重力擁壁の3つの構造形式に分かれているが，それぞれに作用する荷重に対し各部位が所要の機能を発揮して構造成立性を確保することが必要であることから，作用する荷重，構造体の発生断面力について，地震時及び津波時に分けて整理する。

(a) 地震時

i. 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の地震時（海側方向）の荷重図と発生断面力（応力状態）のイメージ図を第1-73図に示す。

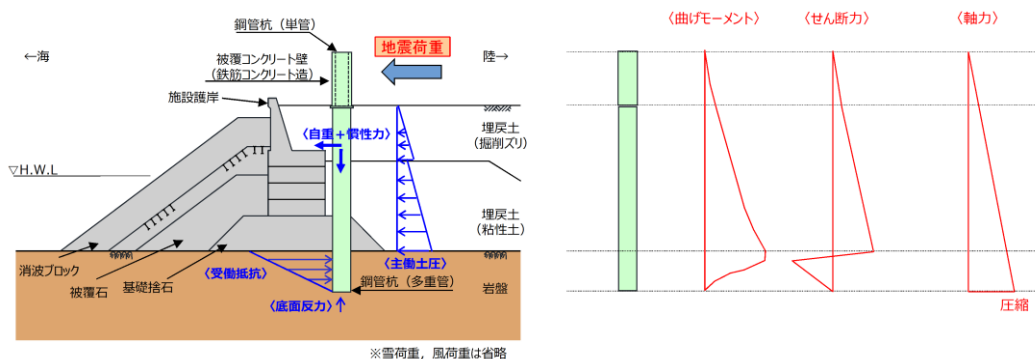
【荷重伝達メカニズム】

海側に位置する施設護岸及び埋戻土の受働抵抗は考慮しない。

防波壁を介して鋼管杭前面の岩盤に伝わり，反力として受働抵抗が働く。

【発生断面力（応力状態）】

発生断面力は基礎捨石と岩盤との境界に集中する。



第1-73 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の地震時（海側方向）の荷重図と発生断面力イメージ図

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の地震時（陸側方向）の荷重図と発生断面力（応力状態）のイメージ図を第1-74図に示す。

【荷重伝達メカニズム】

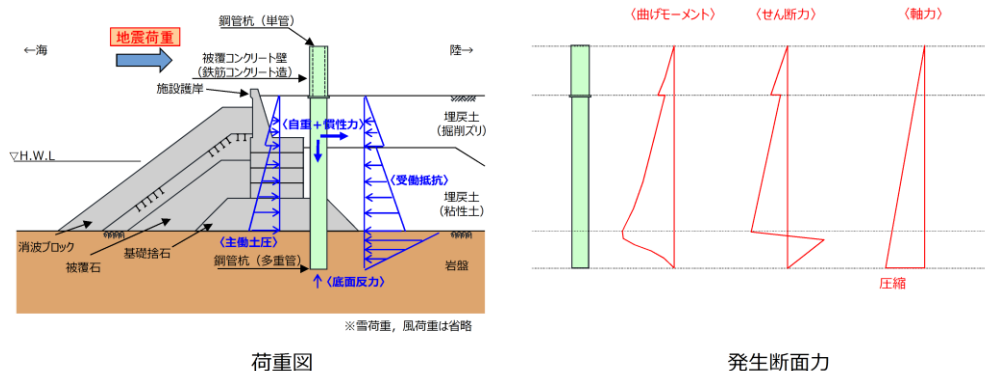
海側に位置する施設護岸及び埋戻土は，主働土圧として考慮する。

防波壁に作用する地震力（慣性力及び主働土圧）は，防波壁を介して鋼管杭背後の岩盤及び埋戻土に伝わり，反力として受働抵抗が働く。

【発生断面力（応力状態）】

基礎捨石と岩盤（根入れ部）の剛性差によって岩盤の受働抵抗が大きくなることから，せん断及び曲げモーメントは埋戻土と岩盤との境界に集中する。





第 1-74 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の地震時（陸側方向）の荷重図と発生断面力イメージ図

ii. 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）

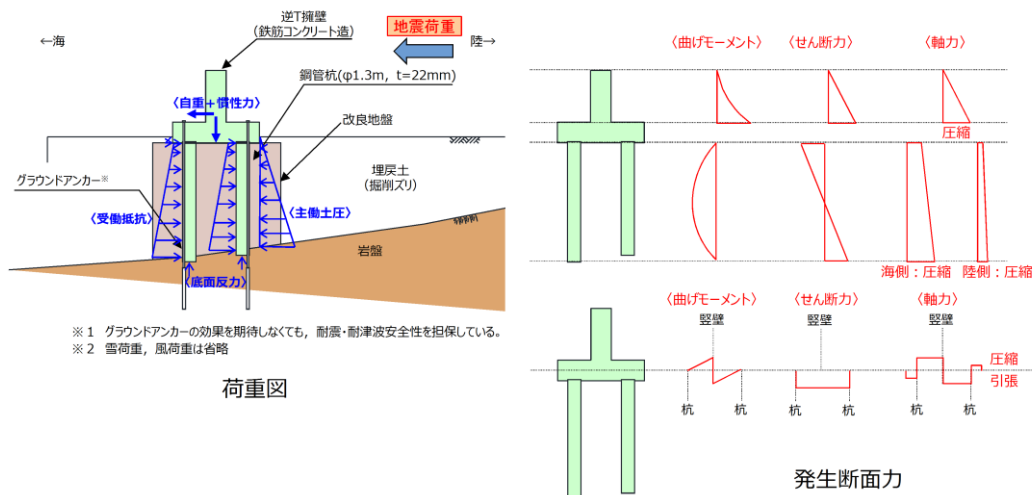
防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の地震時（海側方向）の荷重図と発生断面力断面力（応力状態）のイメージ図を第 1-75 図に示す。

【荷重伝達メカニズム】

逆 T 擁壁及び鋼管杭に作用する地震力（慣性力及び主働土圧）は、堅壁・フーチング・鋼管杭を介して鋼管杭前面の改良地盤に伝わり、反力として受働抵抗が働く。

【発生断面力（応力状態）】

逆 T 擁壁の断面力は堅壁とフーチングとの接合部に集中する。また、鋼管杭とフーチング及び岩盤との接合部がヒンジ構造であるため、鋼管杭の曲げモーメントは鋼管杭中央付近、せん断力は鋼管杭両端に集中する。



第 1-75 図 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の地震時（海側方向）の荷重図と発生断面力イメージ図

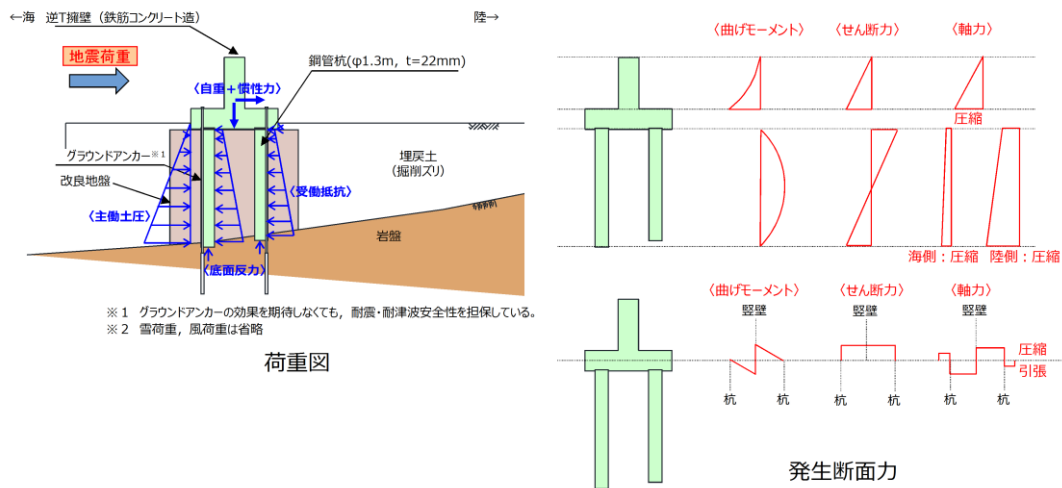
防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の地震時（陸側方向）の荷重図と発生断面力（応力状態）のイメージ図を第 1-76 図に示す。

【荷重伝達メカニズム】

逆T擁壁及び鋼管杭に作用する地震力（慣性力及び主働土圧）は、  
 堅壁・フーチング・鋼管杭を介して鋼管杭背後の改良地盤に伝わり、  
 反力として受働抵抗が働く。

【発生断面力（応力状態）】

逆T擁壁の断面力は堅壁とフーチングとの接合部に集中する。また、  
 鋼管杭とフーチング及び岩盤との接合部がヒンジ構造であるため、鋼  
 管杭の曲げモーメントは鋼管杭中央付近、せん断力は鋼管杭両端に集  
 中する。



第 1-76 図 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の地震時（陸側方向）の荷重図と発生断面力イメージ図

### iii. 防波壁（波返重力擁壁）

防波壁（波返重力擁壁）の地震時（海側方向）の荷重図と発生断面力（応力状態）のイメージ図を第 1-77 図に示す。

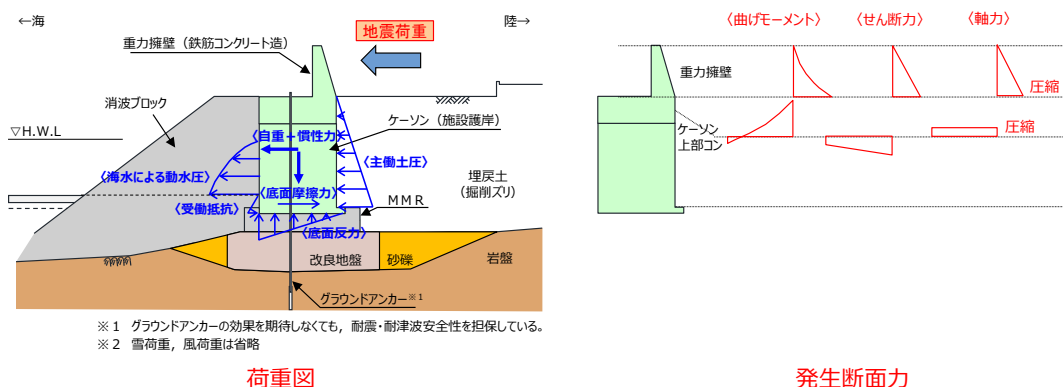
#### 【荷重伝達メカニズム】

地震力に対して海側に位置する消波ブロックは、受働抵抗として期待しない。

重力擁壁およびケーソンに作用する地震力（慣性力及び主働土圧）は、重力擁壁・ケーソンを介して前面の捨石およびケーソンの底面に伝わり、反力として受働抵抗および底面摩擦が働く。

#### 【発生断面力（応力状態）】

重力擁壁には受働抵抗が作用しないため、重力擁壁の発生断面力は重力擁壁付け根に集中する。



第 1-77 図 防波壁（波返重力擁壁）の地震時（海側方向）の荷重図と発生断面力イメージ図

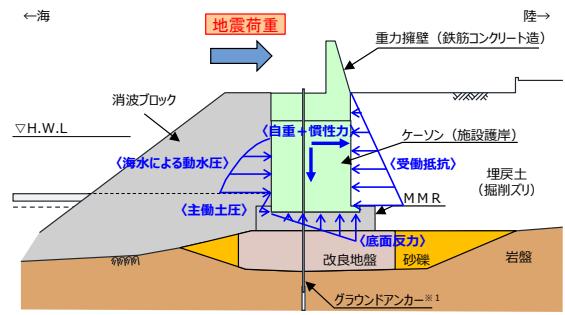
防波壁（波返重力擁壁）の地震時（陸側方向）の荷重図と発生断面力（応力状態）のイメージ図を第 1-78 図に示す。

#### 【荷重伝達メカニズム】

重力擁壁およびケーソンに作用する地震力（慣性力及び主働土圧）は、重力擁壁・ケーソンを介して背後の埋戻土および底面に伝わり、反力として受働抵抗およびケーソンの底面反力が働く。

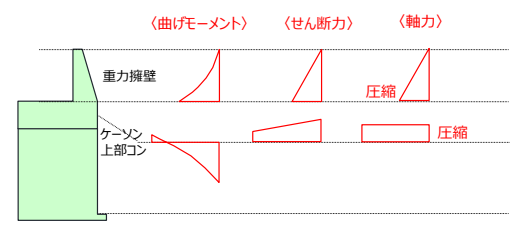
#### 【発生断面力（応力状態）】

重力擁壁には受働抵抗が作用しないため、重力擁壁の発生断面力は重力擁壁付け根に集中する。



※ 1 グラウンドアンカーの効果も期待しなくても、耐震・耐津波安全性を担保している。  
 ※ 2 雪荷重、風荷重は省略

荷重図



発生断面力

第 1-78 図 防波壁（波返重力擁壁）の地震時（陸側方向）の荷重図と発生断面力イメージ図

(b) 津波時

i. 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の津波時の荷重図と発生断面力（応力状態）のイメージ図を第 1-79 図に示す。

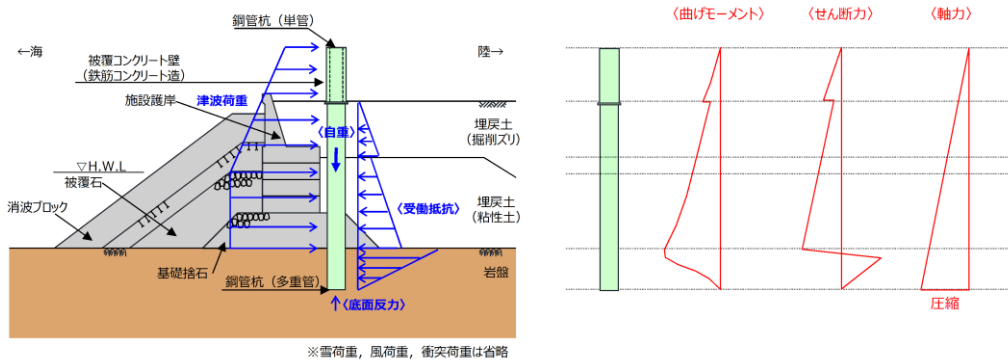
【荷重伝達メカニズム】

津波荷重に対して海側に位置する施設護岸及び埋戻土は考慮せず，津波荷重は防波壁に直接作用させる。

防波壁に作用する津波荷重は，防波壁を介して鋼管杭背後の岩盤及び埋戻土に伝わり，反力として受働抵抗が働く。

【発生断面力（応力状態）】

埋戻土と岩盤（根入れ部）の剛性差によって岩盤の受働抵抗が大きくなることから，せん断及び曲げモーメントは埋戻土と岩盤との境界に集中する。



荷重図

発生断面力

第 1-79 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の津波時の荷重図と発生断面力イメージ図

ii. 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）

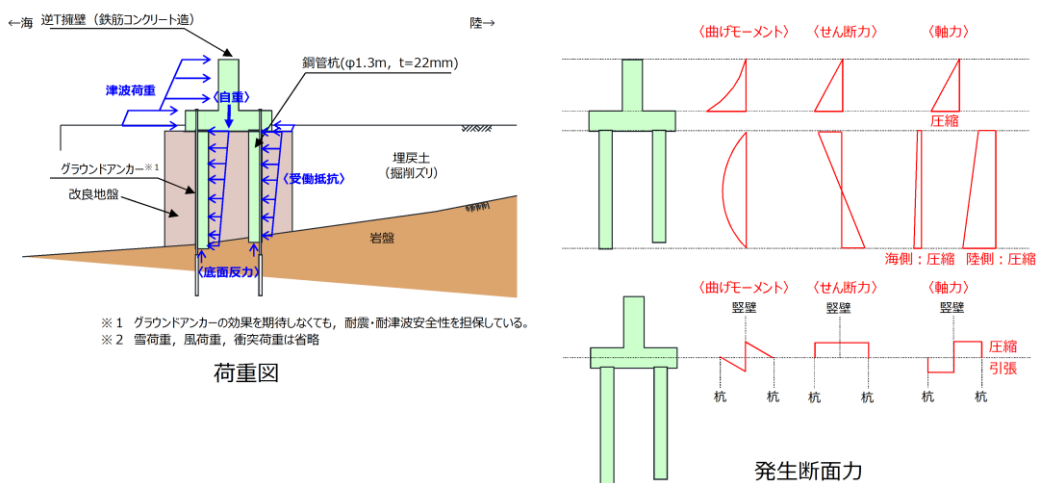
防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の津波時の荷重図と発生断面力（応力状態）のイメージ図を第1-80図に示す。

【荷重伝達メカニズム】

逆T擁壁に作用する津波荷重は、堅壁・フーチング・鋼管杭を介して鋼管杭背後の改良地盤に伝わり、反力として受働抵抗が働く。

【発生断面力（応力状態）】

逆T擁壁の発生断面力は堅壁とフーチングとの接合部に集中する。また、鋼管杭とフーチング及び岩盤との接合部がヒンジ構造であるため、鋼管杭の曲げモーメントは鋼管杭中央付近、せん断力は鋼管杭両端に集中する。



第1-80図 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の津波時の荷重図と発生断面力イメージ図

iii. 防波壁（波返重力擁壁）

防波壁（波返重力擁壁）の津波時の荷重図と発生断面力（応力状態）のイメージ図を第 1-81 図に示す。

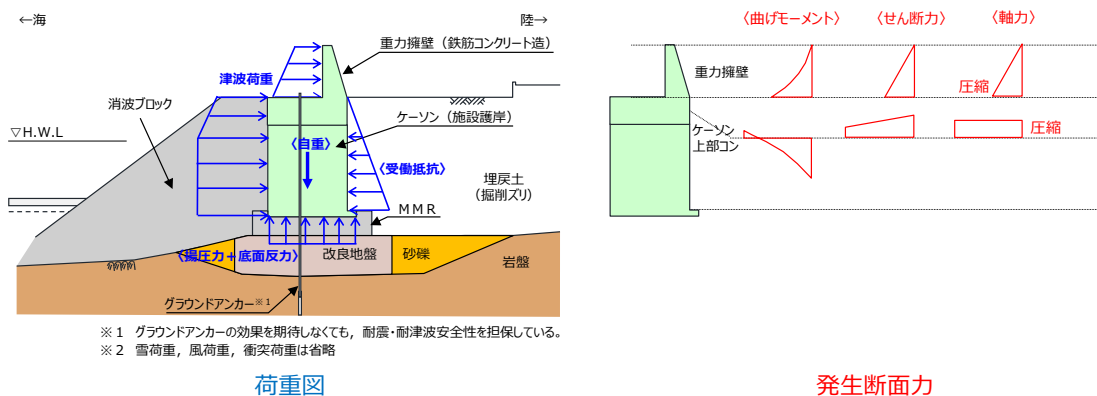
【荷重伝達メカニズム】

津波荷重に対して海側に位置する消波ブロックは考慮せず、津波荷重はケーソンに直接作用させる。

重力擁壁およびケーソンに作用する津波荷重は、重力擁壁・ケーソンを介して背後の埋戻土および底面に伝わり、反力として受働抵抗が働く。

【発生断面力（応力状態）】

重力擁壁には受働抵抗が作用しないため、重力擁壁の発生断面力は重力擁壁付け根に集中する。



第 1-81 図 防波壁（波返重力擁壁）の津波時の荷重図と発生断面力イメージ図

(c) 重畳時（津波＋余震時）

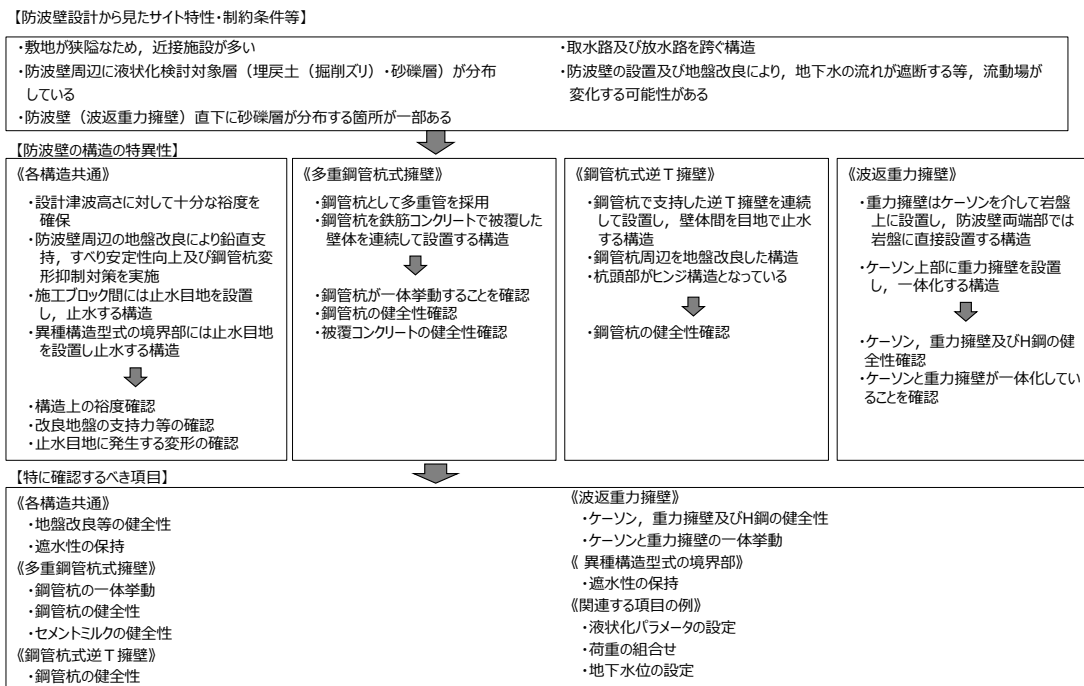
「津波＋余震時」の外力は、「地震時」又は「津波時」の外力に包絡されることから、検討を省略する。詳細は参考資料 6 を参照。

d. 損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮

防波壁は、多重鋼管杭式擁壁、鋼管杭式逆T擁壁及び波返重力擁壁の3つの構造形式に分かれている。ここでは、防波壁の設計方針について、サイト特性を踏まえた構造の特異性及び設計の保守性を整理した上で、地震時及び津波時に、防波壁が維持すべき機能を喪失し得る事象（損傷モード）を仮定し、その損傷モードに対し設計・施工上どのような配慮が必要となるかを整理する。

(a) サイト特性・制約条件を踏まえた構造の特異性

防波壁設計から見たサイト特性・制約条件等を抽出し、防波壁の各構造の特異性と特に確認すべき項目を整理した結果を第1-82図に示す。



第1-82図 防波壁の各構造の特異性と特に確認すべき項目の整理



(b) 損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮

防波壁について、設計の保守性の観点から、以下に示すように津波高さに対する裕度及び想定を超える事象に対する配慮をしている。

i. 津波高さに対する裕度

- ・ 入力津波高さ EL+11.8m に対し EL+15.0m の高さの防波壁を設置しており、十分な裕度を有する設計
- ・ 防波壁天端高さにまで津波が遡上したとしても、防波壁の健全性が維持できる構造上の裕度を確保

ii. 想定を超える事象に対する配慮

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）について、各部位が損傷して要求機能を喪失する事象を抽出し、それに対する設計・施工上の配慮について整理した。また、これに合わせて、防波壁の構造上の弱部を抽出した。結果を第 1-30 表に示す

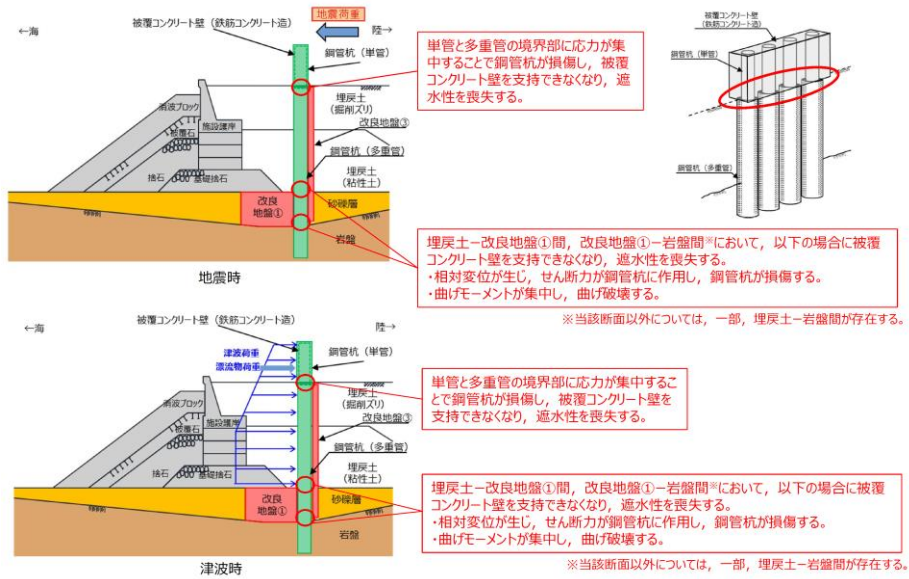
第 1-30(1)表 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
鋼管杭	・ 地震又は津波荷重により埋戻土－改良地盤間、埋戻土－岩盤間、改良地盤－岩盤間に曲げモーメントが集中し、曲げ破壊することで、被覆コンクリート壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。【弱部①】	①, ②	・ 地震後や津波後の再使用性、津波時の影響（繰返し津波）を考慮して、被覆コンクリート壁や止水目地の変形を許容限界以下に留めて遮水性を確保するために、鋼管杭の変形が概ね弾性範囲であることを確認する。	○
	・ 地震又は津波荷重により埋戻土－改良地盤間、改良地盤－岩盤間に相対変形が生じ、せん断力が鋼管杭に作用し、鋼管杭が損傷し、被覆コンクリート壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。【弱部①】	①, ②		○
	・ 地震又は津波荷重により、単管と多重管の境界部で鋼管杭が損傷し、被覆コンクリート壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。【弱部①】	①, ②		○
	・ 地震又は津波荷重により、杭頭連結部に応力が集中することで、杭頭連結部が破損し、被覆コンクリート壁が損傷するか、位置を保持できなくなり、遮水性を喪失する。	①, ②	・ 杭頭連結部が損傷しないことを確認する。（杭頭連結材を設置している取水路横断部の構造については次頁以降参照）	○
	・ 防波壁と干渉する取水路横断部において、鋼管杭のピッチが広いことから、地震又は津波荷重に対する十分な抵抗力が確保できず、遮水性を喪失する。【弱部②】	①, ②	・ 取水路横断部では、側方の多重鋼管杭を南北方向に2列配置し、杭頭連結材を設置する。	○
	・ 津波荷重により、鋼管杭の下部が転倒するようなモードが発生し、被覆コンクリート壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。	②	・ 鋼管杭が転倒しないことを確認する。	○
	・ 地震時に施設護岸が損傷し、鋼管杭に衝突することにより鋼管杭が損傷し、被覆コンクリート壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。	①	・ 施設護岸を適切にモデル化した2次元動的FEM解析（有効応力）により、鋼管杭の変形が概ね弾性範囲であることを確認する。	○
	・ 地震時に施設護岸が損傷し、仮に施設護岸が無いものとした場合に、鋼管杭が露出した状態で津波が来襲し、鋼管杭間から津波が遡上する。【弱部③】	②	・ 隣合う多重鋼管杭間について、地中部はセメントミルク、岩盤面より上部はグラウト材を注入する。 ・ 仮に施設護岸が無いものとした場合に、鋼管杭間の止水性をより確実なものとするため、鋼管杭背面を地盤改良する。（参考資料10参照）	○
	・ 地震時に施設護岸が損傷し、受働土圧が低下することにより鋼管杭が損傷し被覆コンクリート壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。【弱部③】	①, ②	・ 施設護岸を適切にモデル化した2次元動的FEM解析（有効応力）により、鋼管杭の変形が概ね弾性範囲であることを確認する。 ・ 防波壁前面の施設護岸をモデル化しないケースにおいて、防波壁の構造成立性を確認する。（参考資料10参照）	○
	・ 汀線方向の地震荷重により、曲げ・せん断破壊し、被覆コンクリート壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。	①	・ 地震荷重については汀線方向についても考慮し、被覆コンクリート壁や止水目地の変形を許容限界以下に留めて遮水性を確保するために、鋼管杭の変形が概ね弾性範囲であることを確認する。	○
・ 隣接するブロックからの荷重により、鋼管杭が損傷し被覆コンクリート壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。	①	・ 地震荷重については汀線方向についても考慮し、隣接ブロックの影響を確認する。	○	
・ 地震時又は津波時に施設護岸の一部が崩壊し、漂流物として被覆コンクリート壁に衝突することで鋼管杭が損傷し、被覆コンクリート壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。	②	・ 数値シミュレーションにより、護岸際は流速が小さいことを確認しているため、護岸構成部材は津波により漂流物とならないと判断する。	—	

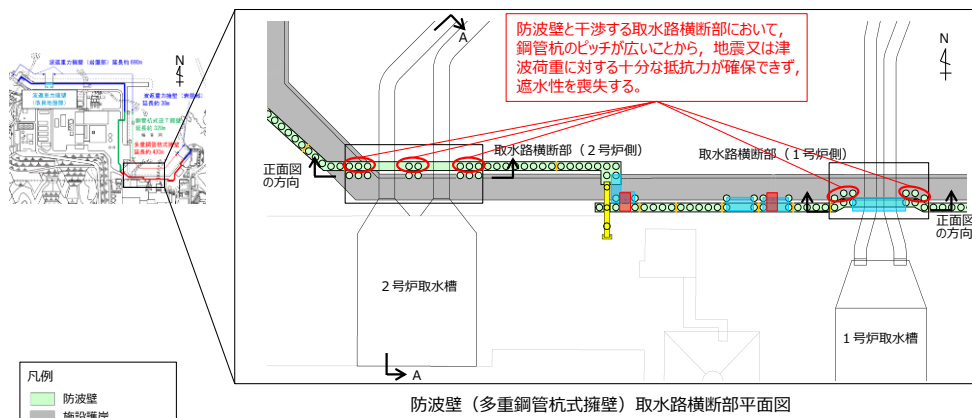
※1 ①地震時、②津波時  
※2 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は（-）。

鋼管杭について、地震時及び津波時に局所的に応力が集中し、構造上の弱部となる箇所を第 1-83 図に示す。

また、防波壁（多重鋼管杭式擁壁）取水路横断部の構造上の弱部となる箇所を第 1-84 図に示す。取水路横断部では、1号炉及び2号炉の取水管を横断するため、地震又は津波荷重に対する十分な抵抗力が確保できず、遮水性を喪失する可能性があることから、取水管側方の多重鋼管杭を南北方向に2列配置した。



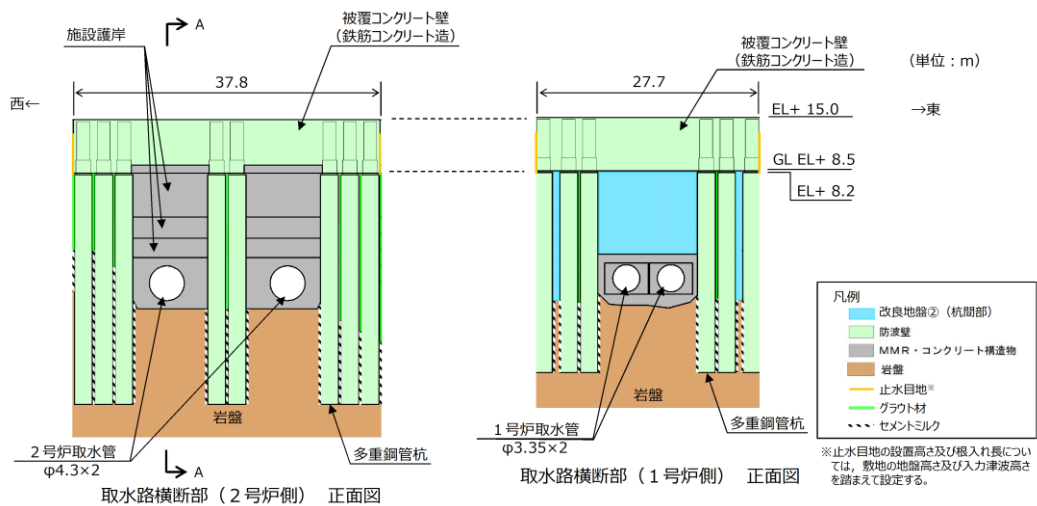
第 1-83 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）弱部①概要図



※止水目地の設置高さ及び根入れ長については、敷地の地盤高さ及び入り力津波高さを踏まえて設定する。

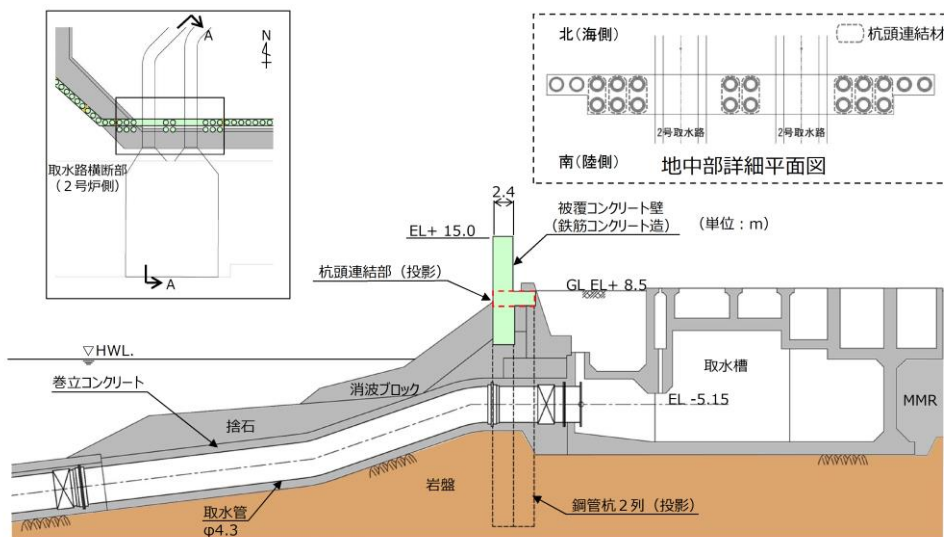
第 1-84 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）弱部②概要図（取水路横断部）

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）取水路横断部の正面図を第 1-85 図に示す。取水路横断部の耐震及び耐津波評価は、下図に示すとおり、2号炉側のスパンが1号炉側より大きく、構造上の弱部となる箇所での発生断面力が大きくなることから、2号炉側に代表させて行う。



第 1-85 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）弱部②概要図（取水路横断部正面図）

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）取水路横断部（2号炉側，A-A断面）の断面図を第 1-86 図に示す。取水路横断部（2号炉）では、2号炉取水管（φ4.3m）を横断するため、側方の多重鋼管杭を南北方向に2列配置し、杭頭連結材を設置した（杭頭部の構造については参考資料2参照）。



第 1-86 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）弱部②概要図（取水路横断部（2号炉側，A-A断面）断面図）

第 1-30(2)表 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
被覆コンクリート壁	・地震又は津波荷重により曲げ・せん断破壊し、遮水性を喪失する。	①, ②	・被覆コンクリート壁の発生応力度が、許容応力度以下であることを確認する。	○
	・地震又は津波荷重により、同一ブロック内で鋼管杭に相対変形が発生し、被覆コンクリート壁がねじれ、曲げ・せん断破壊し、遮水性を喪失する。	①, ②		○
	・津波荷重により鋼管杭接続部に押抜きせん断応力が働き、押抜きせん断破壊が生じることで被覆コンクリート壁が損傷し、遮水性を喪失する。【弱部①】	①, ②		○
	・竜巻の風荷重や飛来物荷重により、被覆コンクリート壁が損傷する、あるいは止水目地を支持できなくなり、遮水性を喪失する。	—	・万一、竜巻及びその随件事象により損傷した場合には、津波防護機能が必要となる前に修復等の対応を実施。	—
	・津波時の漂流物荷重により、被覆コンクリート壁が損傷し、遮水性を喪失する。	②	・漂流物荷重による被覆コンクリート壁の発生応力度が許容応力度以下であることを確認する。	○
	・地震時又は津波時に施設護岸の一部が崩壊し、津波により運ばれて被覆コンクリート壁に衝突することで被覆コンクリート壁が損傷し、遮水性を喪失する。	②	・数値シミュレーションにより、護岸際は流速が小さいことを確認しているため、護岸構成部材は津波により漂流物とならないと判断する。	—

※1 ①地震時、②津波時

※2 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は（—）。

第 1-30(3)表 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
止水目地 (支持部含む)	・地震又は津波時により発生した施工ブロック間の相対変形により、目地の許容変形量を超える変形が生じ、遮水性を喪失する。	①, ②	・メーカー規格及び性能試験に基づく許容変形量及び許容水圧以下であることを確認する。 ・異種構造形式の境界部、防波壁周辺の隣接構造物、改良地盤の有無を考慮して選定した断面について止水目地の相対変形量を算定し、許容変形量及び許容水圧以下であることを確認する。	○
	・津波時の漂流物が衝突することにより、目地が損傷し遮水性を喪失する。	②	・止水目地は、津波漂流物の衝突による損傷を防止するため、防波壁の陸側に設置する。	—
	・竜巻の風荷重や飛来物荷重により、止水目地が損傷し、遮水性を喪失する。	—	・万一、竜巻及びその随件事象により損傷した場合には、津波防護機能が必要となる前に修復等の対応を実施。	—

※1 ①地震時、②津波時

※2 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は（—）。

第 1-30(4)表 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
改良地盤① (砂礫層)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震時又は津波時に、改良地盤がせん断破壊又は引張破壊し、杭の横抵抗を喪失し、杭の変形量が大きくなり、被覆コンクリート壁を支持できなくなることで、被覆コンクリート壁の遮水性を喪失する。</li> </ul>	①, ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼管杭の変形を抑制するため、改良地盤がすべり破壊しないこと（内的安定を保持）を確認する。</li> <li>施設及び地盤を含む範囲の浸透流解析により、透水係数を保守的に考慮しても津波の滞水時間中に敷地に浸水しないことを確認する。</li> </ul>	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震又は津波荷重により、改良地盤がせん断破壊又は引張破壊し、過度なひび割れが連続することで水みちが形成される。</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震時又は津波時に、改良地盤がせん断破壊又は引張破壊し、地盤としての有効応力を喪失した状態で地下水や津波による浸透圧が作用することで、ボイリング・パイピング現象により土粒子が流出して水みちが形成される。</li> </ul>			
改良地盤③ (防波壁背後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震又は津波荷重により、改良地盤がせん断破壊又は引張破壊し、過度なひび割れが連続することで水みちが形成される。</li> </ul>	①, ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤中からの回り込みによる浸水を防止（難透水性を保持）するため、改良地盤がすべり破壊しないこと（内的安定を保持）を確認する。</li> <li>施設及び地盤を含む範囲の浸透流解析により、透水係数を保守的に考慮しても津波の滞水時間中に敷地に浸水しないことを確認する。（参考資料10参照）</li> </ul>	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震時又は津波時に、改良地盤がせん断破壊又は引張破壊し、地盤としての有効応力を喪失した状態で地下水や津波による浸透圧が作用することで、ボイリング・パイピング現象により土粒子が流出して水みちが形成される。</li> </ul>			

※1 ①地震時, ②津波時

※2 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は(-)。

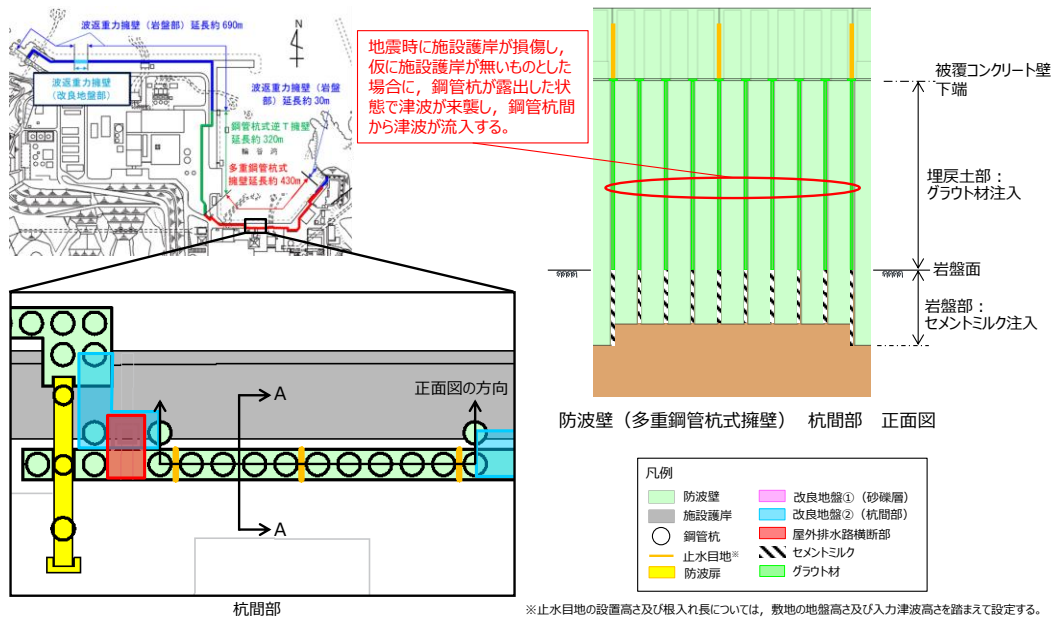
第 1-30(5)表 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
セメントミルク	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震時又は津波時に、セメントミルクがせん断破壊し、鋼管杭の変形を抑制できなくなることで、杭の変形量が大きくなり、被覆コンクリート壁を支持できなくなることで、被覆コンクリート壁の遮水性を喪失する。</li> </ul>	①, ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼管杭の変形を抑制するため、セメントミルクがすべり破壊しないこと（内的安定を保持）を確認する。（多重鋼管杭間の岩盤部の構造については次頁以降参照）</li> </ul>	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>取水路からの漏水により改良地盤が洗掘され、難透水性を喪失する。</li> </ul>			
岩盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震時に鋼管杭下端底面のすべりが生じ、杭の変形量が大きくなり、杭が被覆コンクリート壁を支持できなくなることで、被覆コンクリート壁の遮水性を喪失する。</li> </ul>	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべり安全率が許容値以上であることを確認する。（3条で確認）</li> </ul>	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震時に鋼管杭に伝わる荷重により岩盤が破壊し、鉛直支持機能を喪失する。</li> </ul>			

※1 ①地震時, ②津波時

※2 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は(-)。

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）前面の施設護岸が地震により損傷し、鋼管杭が露出した状態で津波が襲来した場合、構造上の弱部となる杭間部の正面図を第 1-87 図に示す。隣り合う多重鋼管杭間について、地中部（岩盤部）はセメントミルク、岩盤面より上部はグラウト材を注入した。

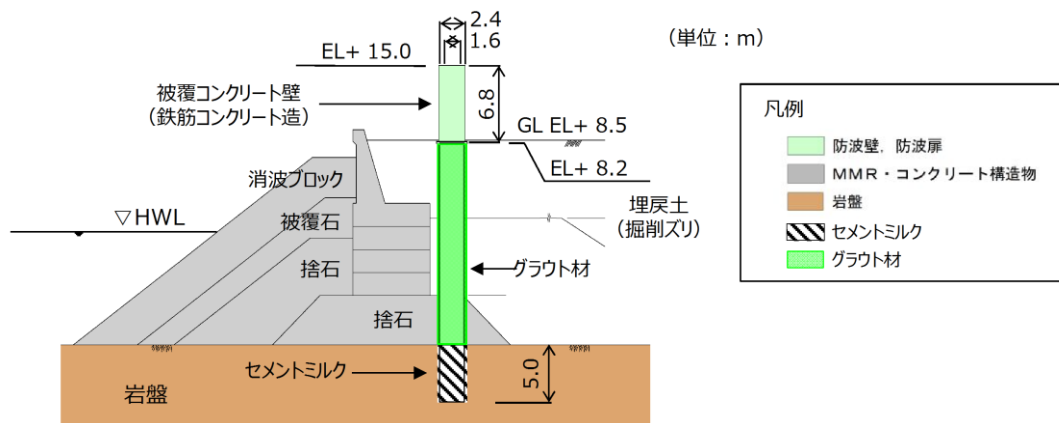


第 1-87 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）弱部③概要図（杭間部正面図）

セメントミルク及びグラウト材の設計上の役割等について第 1-31 表及び第 1-88 図のとおり整理した。

第 1-31 表 セメントミルク及びグラウトの設計上の役割

	セメントミルク（地中部（岩盤部）に注入）	グラウト材（地中部（埋戻土部）に注入）
造成目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼管杭（最外管）の岩盤根入れ部（下端の 5.0m）と周辺岩盤を一体化するために造成。</li> <li>周辺はCM級岩盤以上であることから、所定の設計基準強度を有するセメントミルクを採用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼管杭（最外管）と周辺地盤（埋戻土部）との空隙を充填するために造成。</li> <li>グラウト材が空隙に確実に留まり、施工後に固化体が長期的に品質を持続すること、及び流動性を有して空隙に均一に充填可能であること等を考慮して、ゲルタイムを有する瞬結性懸濁型注入材を採用。</li> </ul>
強度仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>一軸圧縮強度：9.8 (N/mm<sup>2</sup>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一軸圧縮強度：0.7～1.4 (N/mm<sup>2</sup>)</li> </ul>
管理項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>所定の一軸圧縮強度を有すること、及び鋼管杭下端から岩盤面まで注入していることを確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「薬液注入工事における施工管理方式について（H2.10（社）日本薬液注入協会）」に基づき、注入量等を確認する。</li> </ul>
設計上の役割 （杭の変形抑制・止水性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度特性は周辺の岩盤相当であることから、地震時及び津波時の鋼管杭の変形を抑制する役割を有する。</li> <li>また、津波時の地盤中からの回り込みに対しては、周辺の岩盤相当の強度を有することから、難透水性の保持の役割を有する。（防波壁より陸側の地下水位に対しては、難透水性の保持による、地下水位上昇側の影響要因となる。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>強度特性は周辺の埋戻土を若干上回る程度であることから、地震時及び津波時の鋼管杭の変形を抑制するものではなく、埋戻土と同様に扱う。</li> <li>また、津波時の地盤中からのまわり込みに対しても、難透水性の地盤ではあるが、埋戻土と同様に扱い、浸透流影響評価を行う。</li> </ul>



第 1-88 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）弱部③概要図（杭間部（A-A 断面）断面図）

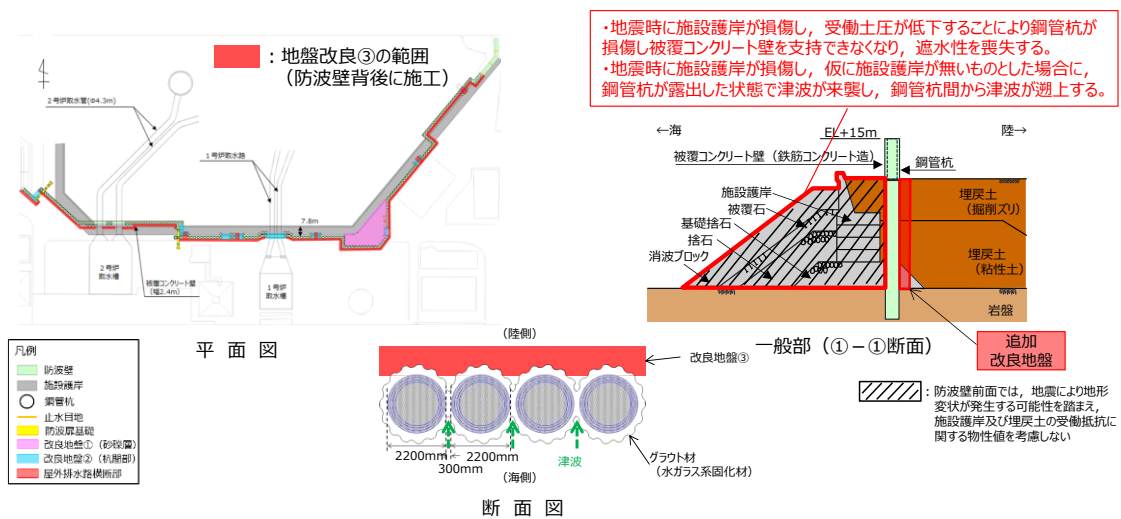
防波壁（多重鋼管杭式擁壁）前面の施設護岸が損傷した場合，構造上の弱部となる防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の概要図を第 1-89 図に示す。

【地震時】

施設護岸が地震により損傷することによる防波壁への影響の検討は，防波壁より海側の施設護岸及び埋戻土が無いと仮定した場合の解析を実施し，施設護岸がある場合と比較することにより行う。（詳細は参考資料 10 参照）

【津波時】

地震による施設護岸損傷後に，仮に施設護岸が無いものとした場合に，鋼管杭が露出した状態で津波が襲来することを想定し，津波の地盤中からの回り込みに対して万全を期すため，防波壁の背後に耐震性を有する地盤改良を実施することにより対策を行う。（詳細は参考資料 10 参照）



第 1-89 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）弱部③概要図

防波壁（鋼管杭式逆T擁壁），防波壁（波返重力擁壁）及び境界部について，各部位が損傷して要求機能を喪失する事象を抽出し，それに対する設計・施工上の配慮について整理した。また，これに合わせて，防波壁の構造上の弱部を抽出した。結果を第 1-32 表～第 1-34 表に示す。



第 1-32 (1) 表 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
鋼管杭	地震又は津波荷重により曲げ・せん断破壊し、逆T擁壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。	①, ②	地震後や津波後の再使用性、津波時の影響（繰返し津波）を考慮して、逆T擁壁や止水目地の変形を許容限界以下に留めて遮水性を確保するために、鋼管杭の変形が概ね弾性範囲であることを確認する。	○
	地震又は津波荷重により逆T擁壁-改良地盤間、改良地盤-岩盤間に相対変形が生じ、せん断力が鋼管杭に作用して鋼管杭が損傷することで、逆T擁壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。	①, ②		○
	汀線方向の地震荷重により、曲げ・せん断破壊し、逆T擁壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。	①	地震荷重については汀線方向についても考慮し、逆T擁壁や止水目地の変形を許容限界以下に留めて遮水性を確保するために、鋼管杭が概ね弾性範囲であることを確認する。	○
	隣接するブロックからの荷重により、鋼管杭が損傷し逆T擁壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。	①	地震荷重については汀線方向についても考慮し、隣接ブロックの影響を確認する。	○
	津波荷重により、鋼管杭の下部が転倒するようなモードが発生し、逆T擁壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。	②	鋼管杭が転倒しないことを確認する。	○
	地震により杭頭部に曲げモーメントが集中し、曲げ破壊することで、逆T擁壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。【弱部①】	①	曲げモーメントが大きい設計荷重状態ではヒンジ結合として挙動すると考えているため、模型実験により杭頭部の力学的特性について確認するとともに、杭頭部に曲げモーメントが発生する剛結合による影響検討も行い、両ケースについて防波壁に損傷が発生しないことを確認する。（参考資料3参照）	○
	地震時に施設護岸の一部が損傷し、津波により運ばれて逆T擁壁に衝突することで鋼管杭が損傷し、逆T擁壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。 地震時に施設護岸の一部が損傷し、受働抵抗が低下することにより鋼管杭が損傷し逆T擁壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。【弱部②】	①	数値シミュレーションにより、護岸際は流速が小さいことを確認しているため、護岸構成部材は津波により漂流物とならないと判断する。 防波壁前面の施設護岸をモデル化しないケースにおいて、防波壁の構造成立性を確認する。	—

※1 ①地震時, ②津波時

※2 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は(—)。

第 1-32 (2) 表 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
逆T擁壁	地震又は津波荷重により曲げ・せん断破壊し、遮水性を喪失する。	①, ②	逆T擁壁の発生応力度が、許容応力度以下であることを確認する。	○
	地震又は津波荷重により、杭頭接合部に応力が集中することで、杭頭接合部が破損し、逆T擁壁が損傷するか、位置を保持できなくなり、遮水性を喪失する。	①, ②		○
	津波荷重により鋼管杭接続部に押抜きせん断応力が働き、押抜きせん断破壊が生じること逆T擁壁が損傷し、遮水性を喪失する。【弱部①】	①, ②		○
	津波時の漂流物荷重により、逆T擁壁が損傷し、遮水性を喪失する。	②	漂流物荷重による逆T擁壁の発生応力度が短期許容応力度以下であることを確認する。	○
	竜巻の風荷重や飛来物荷重により、被覆コンクリート壁が損傷する、あるいは止水目地を支持できなくなり、遮水性を喪失する。	—	万一、竜巻及びその随伴事象により損傷した場合には、津波防護機能が必要となる前に修復等の対応を実施。	—
	地震又は津波荷重により、逆T擁壁が転倒もしくは滑動により遮水性を喪失する。	①, ②	逆T擁壁の転倒及び滑りの有無を確認する。	○
	地震時又は津波時に施設護岸の一部が崩壊し、津波により運ばれて逆T擁壁に衝突することで逆T擁壁が損傷し、遮水性を喪失する。	②	数値シミュレーションにより、護岸際は流速が小さいことを確認しているため、護岸構成部材は津波により漂流物とならないと判断する。	—

※1 ①地震時, ②津波時

※2 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は(—)。

第 1-32 (3) 表 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
止水目地 (支持部含む)	地震又は津波時により発生した施工ブロック間の相対変形により、目地の許容変形量を超える変形が生じ、遮水性を喪失する。	①, ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>メーカー規格及び性能試験に基づく許容変形量及び許容水圧以下であることを確認する。</li> <li>異種構造形式の境界部、防波壁周辺の隣接構造物、改良地盤の有無を考慮して選定した断面について止水目地の相対変形量を算定し、許容変形量及び許容水圧以下であることを確認する。</li> </ul>	○
	津波時の漂流物が衝突することにより、目地が損傷し遮水性を喪失する。	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>止水目地は、津波漂流物の衝突による損傷を防止するため、防波壁の陸側に設置する。</li> </ul>	—
	竜巻の風荷重や飛来物荷重により、止水目地が損傷し、遮水性を喪失する。	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>万一、竜巻及びその随件事象により損傷した場合には、津波防護機能が必要となる前に修復等の対応を実施。</li> </ul>	—

※1 ①地震時, ②津波時  
 ※2 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は(—)。

第 1-32 (4) 表 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
改良地盤	地震時又は津波時に、改良地盤がせん断破壊又は引張破壊し、杭の横抵抗を喪失し、杭の変形量が大きくなり、逆 T 擁壁を支持できなくなることで、逆 T 擁壁の遮水性を喪失する。	①, ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼管杭の変形を抑制すること及び地盤中からの回り込みによる浸水を防止（難透水性を保持）するため、改良地盤がすべり破壊しないこと（内的安定を保持）を確認する。</li> <li>施設及び地盤を含む範囲の浸透流解析により、透水係数を保守的に考慮しても津波の滞水時間中に敷地に浸水しないことを確認する。</li> </ul>	○
	地震又は津波荷重により、改良地盤がせん断破壊又は引張破壊し、過度なひび割れが連続することで水みちが形成される。			
	地震時又は津波時に、改良地盤がせん断破壊又は引張破壊し、地盤としての有効応力を喪失した状態で地下水や津波による浸透圧が作用することで、ボイリング・パイピング現象により土粒子が流出して水みちが形成される。			
改良地盤 (鋼管杭前面)	地震又は津波荷重により、改良地盤がせん断破壊又は引張破壊し、過度なひび割れが連続することで水みちが形成される。	①, ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤中からの回り込みによる浸水を防止（難透水性を保持）するため、改良地盤がすべり破壊しないこと（内的安定を保持）を確認する。（参考資料11参照）</li> <li>施設及び地盤を含む範囲の浸透流解析により、透水係数を保守的に考慮しても津波の滞水時間中に敷地に浸水しないことを確認する。</li> </ul>	○
	地震時又は津波時に、改良地盤がせん断破壊又は引張破壊し、地盤としての有効応力を喪失した状態で地下水や津波による浸透圧が作用することで、ボイリング・パイピング現象により土粒子が流出して水みちが形成される。			

※1 ①地震時, ②津波時  
 ※2 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は(—)。

第 1-32 (5) 表 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

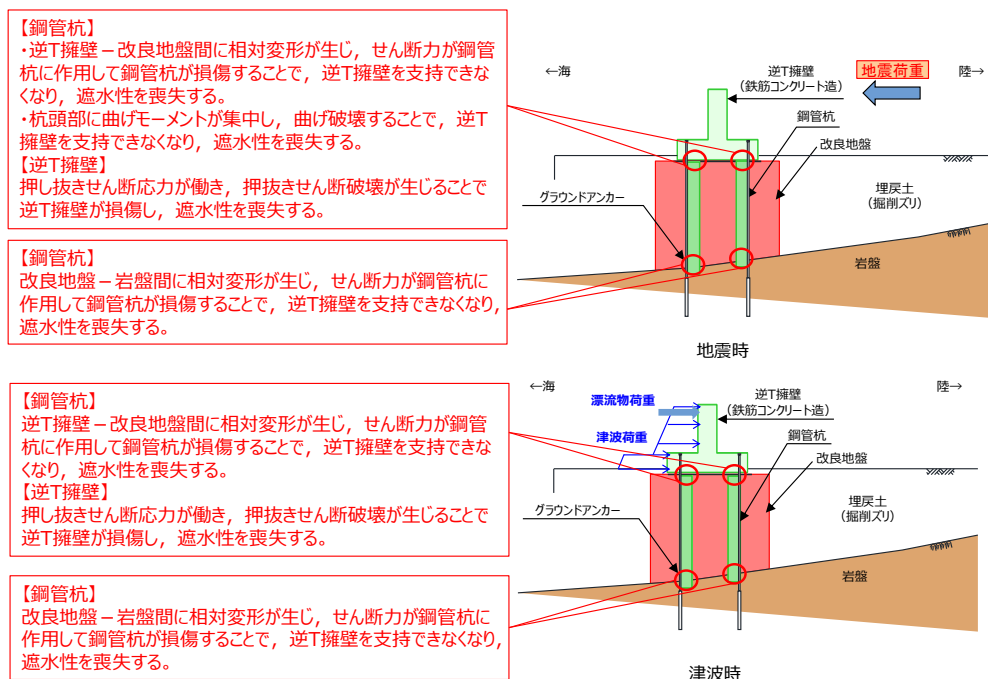
部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
岩盤	地震時に鋼管杭下端底面のすべりが生じ、杭の変形量が大きくなり、杭が逆 T 擁壁を支持できなくなることで、鋼製遮水壁の遮水性を喪失する。	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべり安全率が許容値以上であることを確認する。(3条で確認)</li> </ul>	○
	地震時に鋼管杭に伝わる荷重により岩盤が破壊し、鉛直支持機能を喪失する。【弱部①】	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>杭先端部の最大軸力が地盤の極限支持力以下であることを確認する。(参考資料3参照)</li> </ul>	○

※1 ①地震時, ②津波時  
 ※2 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は(—)。

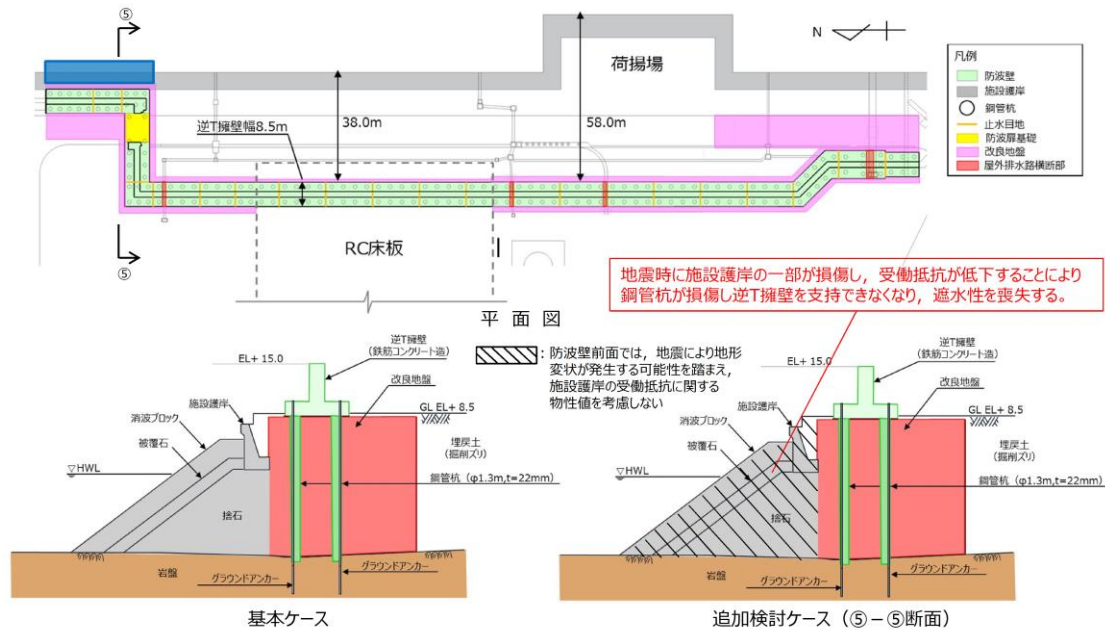
鋼管杭及び逆 T 擁壁について、地震時及び津波時に局所的に応力が集中し、構造上の弱部となる箇所を第 1-90 図に示す。

防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）のうち、前面の施設護岸の一部が地震により損傷し、受働抵抗が低下することにより構造上の弱部となる防波扉北側部の平面図及び断面図を第 1-91 図に示す。

施設護岸が地震により損傷することによる防波壁への影響（耐震性）の検討は、防波壁前面の施設護岸及び埋戻土が無いと仮定した場合の解析を実施することにより行う。



第 1-90 図 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）弱部①概要図



第1-91 図 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）弱部②概要図

第1-33(1)表 防波壁（波返重力擁壁）の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
重力擁壁	地震又は津波荷重により曲げ・せん断破壊し、遮水性を喪失する。	①, ②	重力擁壁の発生応力度が、許容応力度以下であることを確認する。	○
	津波時の漂流物荷重により、重力擁壁が損傷し、遮水性を喪失する。	②	漂流物荷重による重力擁壁の発生応力度が許容応力度以下であることを確認する。	○
	竜巻の風荷重や飛来物荷重により、重力擁壁が損傷する、あるいは止水目地を支持できなくなり、遮水性を喪失する。	—	万一、竜巻及びその随伴事象により損傷した場合には、津波防護機能が必要となる前に修復等の対応を実施。	—
	地震荷重により、重力擁壁が滑動し、ケーソンと重力擁壁の境界に水みちが形成されることで、遮水性を喪失する。【弱部①】	①, ②	ケーソンと重力擁壁の境界は、蓋コンクリート天端をケーソン天端から20cm下げて打設することで、一体構造としている。ケーソンと重力擁壁の境界部であるケーソン張出部の健全性を確認し、遮水性を確保することを確認する。（参考資料4参照）	○
	地震又は津波荷重により、重力擁壁の既設コンクリートと新設コンクリートの取合い部が損傷し、遮水性を喪失する。【弱部②】	①, ②	既設コンクリートの表面は目荒らしを実施し、必要な付着強度を確保している。また、高上げた重力擁壁は、海側及び陸側に新たに鉛直鉄筋を主筋として配置し、この鉄筋を施設護岸に定着させ、一体化させた構造としている。（参考資料4参照）	○
	地震時又は津波時に施設護岸の一部が崩壊し、津波により運ばれて重力擁壁に衝突することで重力擁壁が損傷し、遮水性を喪失する。	②	数値シミュレーションにより、護岸際は流速が小さいことを確認しているため、護岸構成部材は津波により漂流物とならないと判断する。	—

※1 ①地震時, ②津波時

※2 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は(—)。

第 1-33 (2) 表 防波壁（波返重力擁壁）の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
止水目地 (支持部含む)	地震又は津波時により発生した施工ブロック間の相対変形により、目地の許容変形量を超える変形が生じ、遮水性を喪失する。	①, ②	メーカー規格及び性能試験に基づく許容変形量及び許容水圧以下であることを確認する。 異種構造形式の境界部、防波壁周辺の隣接構造物、改良地盤の有無を考慮して選定した断面について止水目地の相対変形量を算定し、許容変形量及び許容水圧以下であることを確認する。	○
	津波時の漂流物が衝突することにより、目地が損傷し遮水性を喪失する。	②	止水目地は、津波漂流物の衝突による損傷を防止するため、防波壁の陸側に設置する。	—
	竜巻の風荷重や飛来物荷重により、止水目地が損傷し、遮水性を喪失する。	—	万一、竜巻及びその随伴事象により損傷した場合には、津波防護機能が必要となる前に修復等の対応を実施する。	—

※1 ①地震時, ②津波時  
 ※2 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は(—)。

第 1-33 (3) 表 防波壁（波返重力擁壁）の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
ケーソン	地震時又は津波時に、ケーソンが曲げ及びせん断破壊し、重力擁壁を支持できなくなることで、重力擁壁の遮水性を喪失する。	①, ②	ケーソンの各部材の層間変形角又は圧縮縁コンクリートひずみが限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみ以下であることを確認する。 ケーソンの各部材のせん断力がせん断耐力以下であることを確認する。	○
	地震時又は津波時に、放水路貫通部のケーソンが曲げ及びせん断破壊し、重力擁壁を支持できなくなることで、重力擁壁の遮水性を喪失する。	①, ②		○
	地震又は津波荷重により、ケーソンが曲げ及びせん断破壊し、遮水性を喪失する。	①, ②	ケーソン（前壁、後壁、側壁）の発生応力度が、許容応力度以下であることを確認する。	○
	地震又は津波荷重により、ケーソンが滑動及び転倒することで、重力擁壁を支持できなくなり、遮水性を喪失する。	①, ②	ケーソンの滑動及び転倒の有無を確認する。	○
H鋼	地震時又は津波時に、H鋼のせん断破壊又は周辺岩盤のすべり破壊により、重力擁壁を支持できなくなることで重力擁壁の遮水性を喪失する。	①, ②	H鋼の発生応力度がせん断耐力以下であることを確認する。	○

※1 ①地震時, ②津波時  
 ※2 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は(—)。

第 1-33 (4) 表 防波壁（波返重力擁壁）の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
MMR	地震又は津波荷重によりMMRがすべり破壊し、ケーソン及び重力擁壁を支持できなくなることで遮水性を喪失する。	①, ②	すべり安全率が許容値以上であることを確認する。 (3条で確認)	○
	地震又は津波荷重により、MMRがせん断破壊し、過度なひび割れが連続することで水みちが形成される。	②	施設及び地盤を含む範囲の浸透流解析により、透水係数を保守的に考慮しても津波の滞水時間中に敷地に浸水しないことを確認する。	○
	地震又は津波時に重力擁壁及びケーソンに伝わる荷重によりMMRが破壊し、ケーソンを支持できなくなる。	①, ②	防波壁直下またはケーソン直下の地盤の鉛直圧縮応力が極限支持力以下であることを確認する。	○

※1 : ①地震時, ②津波時  
 ※2 : 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は(—)。

第 1-33 (5) 表 防波壁（波返重力擁壁）の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
改良地盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震又は津波荷重により、改良地盤がせん断破壊又は引張破壊し、過度なひび割れが連続することで水みちが形成される。</li> </ul>	①, ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤中からの回り込みによる浸水を防止（難透水性を保持）するため、改良地盤がすべり破壊しないこと（内的安定を保持）を確認する。</li> <li>施設及び地盤を含む範囲の浸透流解析により、透水係数を保守的に考慮しても津波の滞水時間中に敷地に浸水しないことを確認する。</li> </ul>	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震時又は津波時に、改良地盤がせん断破壊又は引張破壊し、地盤としての有効応力を喪失した状態で地下水や津波による浸透圧が作用することで、ボイリング・パイピング現象により土粒子が流出して水みちが形成される。</li> </ul>			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震又は津波荷重により改良地盤がすべり破壊し、安定性を喪失して防波壁の高さを維持できなくなり、重力擁壁の遮水性を喪失する。</li> </ul>	①, ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべり安全率が許容値以上であることを確認する。（3条で確認）</li> </ul>	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震時に重力擁壁及びケーソンに伝わる荷重により改良地盤が破壊し、ケーソンを支持できなくなる。</li> </ul>	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>防波壁直下またはケーソン直下の地盤の鉛直圧縮応力が極限支持力以下であることを確認する。</li> </ul>	○

※1 ①地震時, ②津波時  
 ※2 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は(-)。

第 1-33 (6) 表 防波壁（波返重力擁壁）の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
岩盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震又は津波荷重により岩盤がすべり破壊し、安定性を喪失して防波壁の高さを維持できなくなり、重力擁壁の遮水性を喪失する。</li> </ul>	①, ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>すべり安全率が許容値以上であることを確認する。（3条で確認）</li> </ul>	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震時に重力擁壁及びケーソンに伝わる荷重により岩盤が破壊し、重力擁壁又はケーソンを支持できなくなる。</li> </ul>	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>防波壁直下またはケーソン直下の地盤の鉛直圧縮応力が極限支持力以下であることを確認する。</li> </ul>	○

※1 ①地震時, ②津波時  
 ※2 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は(-)。

第 1-34 表 境界部の損傷モードの抽出と設計・施工上の配慮及び構造上の弱部の抽出

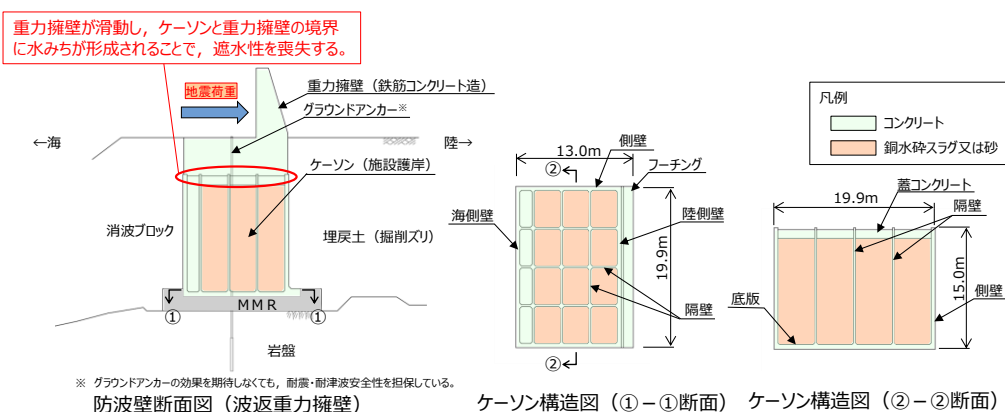
部位の名称	要求機能を喪失する事象	想定ケース※1	設計・施工上の配慮	照査※2
波返重力擁壁と銅管杭式逆T擁壁の境界部	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震又は津波荷重により逆T擁壁と重力擁壁の間に相対変形が生じ、水みちとなり、波返重力擁壁と銅管杭式逆T擁壁の境界部での遮水性を喪失する。</li> </ul>	①, ②	<ul style="list-style-type: none"> <li>異種構造型式の境界部では構造をすりつけたうえ、止水目地を設置することで、遮水性に配慮する。</li> <li>メーカー規格及び性能試験に基づく許容変形量及び許容水圧以下であることを確認する。</li> </ul>	○
銅管杭式逆T擁壁と多重銅管杭式擁壁の境界部	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震又は津波荷重により逆T擁壁と被覆コンクリート壁の間に相対変形が生じ、水みちとなり、銅管杭式逆T擁壁と多重銅管杭式擁壁の境界部での遮水性を喪失する。</li> </ul>			○
多重銅管杭式擁壁と波返重力擁壁の境界部	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震又は津波荷重により被覆コンクリート壁と重力擁壁の間に相対変形が生じ、水みちとなり、多重銅管杭式擁壁と波返重力擁壁の境界部での遮水性を喪失する。</li> </ul>			○
波返重力擁壁 西端・東端部	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により地山が崩壊して、高さが維持できなくなり、波返重力擁壁と端部地山の境界部での遮水性を喪失する。</li> </ul>	①	<ul style="list-style-type: none"> <li>地山斜面が崩壊しないことを確認する。</li> </ul>	○
	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波により地山が洗掘され、高さが維持できなくなり、波返重力擁壁と端部地山の境界部での遮水性を喪失する。</li> </ul>	②	<ul style="list-style-type: none"> <li>硬固な岩盤であるため、洗掘されない。</li> </ul>	—

※1 ①地震時, ②津波時  
 ※2 照査を実施する場合は○。照査不要と判断している場合は(-)。

ケーソンの構造及び地震時に局所的に応力が集中し、構造上の弱部となる箇所を第 1-92 図に示す。ケーソンは鉄筋コンクリート製であり、隔壁で仕切られたケーソン内は、中詰材（コンクリート、銅水砕スラグ又は砂）で充填されており、中詰材の流出を防止するため、中詰材の上部に蓋コンクリートを打設している。中詰材は銅水砕スラグ又は砂を使用しており、これらの飽和単位体積重量は、 $22.6\text{kN/m}^3$ 、 $20.0\text{kN/m}^3$  である。

ケーソンと重力擁壁の境界は、蓋コンクリート天端をケーソン天端から 20cm 下げて打設することで、一体構造としている。また、保守的にケーソンと重力擁壁の境界部のケーソン張出部の健全性を確認し、遮水性を確保することを確認した（詳細は参考資料 4 参照）。

蓋コンクリート打設前の中詰材の充填状況を第 1-93 図に示す。



第 1-92 図 防波壁（波返重力擁壁）弱部①概要図



中詰材（銅水砕スラグ）充填状況  
（蓋コンクリート打設前）

第 1-93 図 防波壁（波返重力擁壁）ケーソン中詰材充填状況

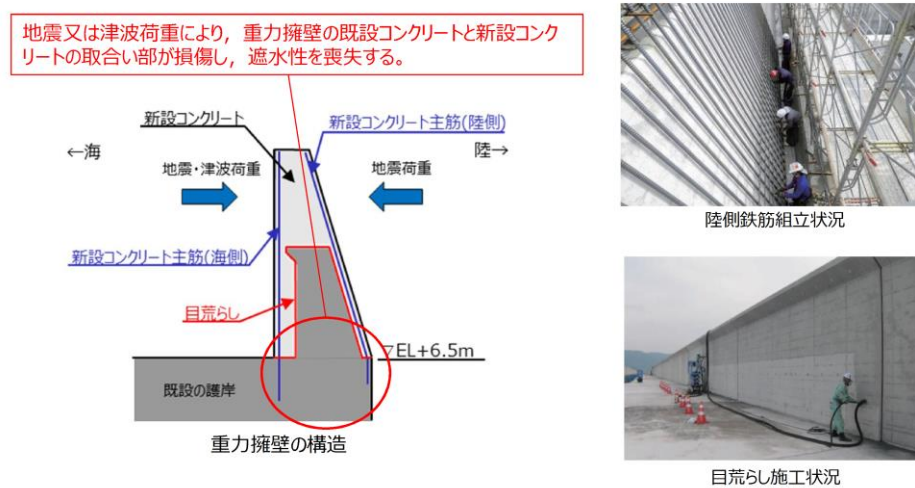
重力擁壁の構造及び構造上の弱部となる箇所を第 1-94 図に示す。

重力擁壁は、津波による敷地内への浸水を防止するため、既設の護岸を嵩上げした構造としている。

新設コンクリートは、既設の護岸の重力擁壁表面に目荒らしを行い、既設コンクリートを巻き込むように打設し、新設コンクリートに配置する鉄筋を既設の護岸に定着することにより、既設コンクリートと新設コンクリートの一体化を図っている。

したがって、設置許可段階においては、新設コンクリート主筋の既設の護岸への定着長と新設コンクリートの付着強度について確認する。

(詳細は参考資料 4 参照)。



第 1-94 図防波壁（波返重力擁壁）弱部②概要図



e. 設計手順

防波壁の耐震・耐津波設計は、津波防護施設であること、Sクラスの設計基準対象施設であることを踏まえ、第1-1(1)表～第1-1(3)表の防波壁に関する要求機能と設計評価方針、第1-6表、第1-11表及び第1-16表の照査項目と許容限界に従い、防波壁の各部位の設計を行う。設計の対象断面や解析条件等について、設置許可段階において提示する内容を整理した結果を第1-35表に示す。

第1-35(1)表 設置許可段階と詳細設計段階における解析条件等の整理

		設置許可段階(設計方針と構造成立性評価)	本資料の説明範囲
対象断面	構造成立性 (4条・5条)	[防波壁(多重鋼管杭式擁壁)] ・ 支持岩盤が深く、鋼管杭の長さが最大となり、また、砂礫層、埋戻土(掘削スリ)埋戻土(粘性土)及び改良地盤が分布しており、当該構造区間における応答が相対的に大きいと考えられる断面(1断面)を構造成立性評価断面として選定。	○
		[防波壁(鋼管杭式逆T擁壁)] ・ 支持地盤が深く、鋼管杭の長さが最大となり、当該構造区間における応答が相対的に大きいと考えられる断面(1断面)を構造成立性評価断面として選定。	
		[防波壁(波返重力擁壁)] ・ 支持岩盤が深く、擁壁高さが高くなり、砂礫層、埋戻土(掘削スリ)、改良地盤が分布しており、当該構造区間における応答が相対的に大きいと考えられる断面(2断面)を構造成立性評価断面として選定。	
地盤安定性 (3条)	[防波壁(多重鋼管杭式擁壁)・防波壁(鋼管杭式逆T擁壁)・防波壁(波返重力擁壁)] ・ 照査項目であるすべり安全率が、地質状況等から最も小さくなると考えられる断面を代表断面(各1断面)として選定。	- (基礎地盤の安定性評価にて説明予定)	

第1-35(2)表 設置許可段階と詳細設計段階における解析条件等の整理

		設置許可段階(設計方針と構造成立性評価)	本資料の説明範囲
対象地震波	構造成立性 (4条・5条)	・ 構造物への影響が大きい地震波(1波)を構造成立性評価地震波として選定。	○
	地盤安定性 (3条)	・ 全基準地震動5波	- (基礎地盤の安定性評価にて説明予定)
解析方法		[防波壁(多重鋼管杭式擁壁)] ・ 「e.(a)防波壁(多重鋼管杭式擁壁)の設計手順」を基本とし、「2.(1)構造成立性評価の基本方針」に示すフローにより、構造成立性を確認する。	○
		[防波壁(鋼管杭式逆T擁壁)] ・ 「e.(b)防波壁(鋼管杭式逆T擁壁)の設計手順」を基本とし、「2.(1)構造成立性評価の基本方針」に示すフローにより、構造成立性を確認する。	
		[防波壁(波返重力擁壁)] ・ 「e.(c)防波壁(波返重力擁壁)の設計手順」を基本とし、「2.(1)構造成立性評価の基本方針」に示すフローにより、構造成立性を確認する。	

第 1-35 (3) 表 設置許可段階と詳細設計段階における解析条件等の整理

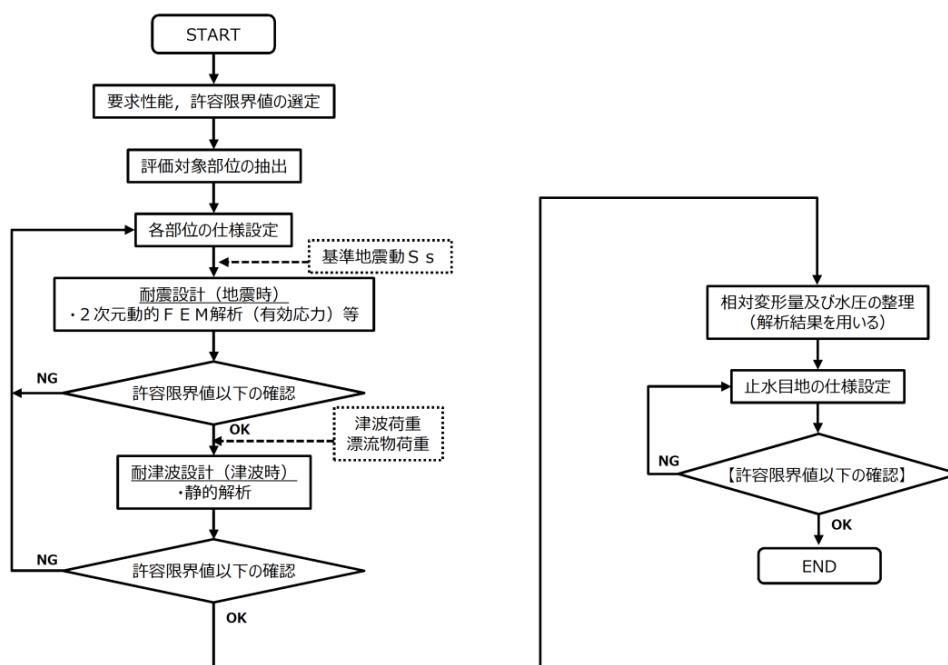
	設置許可段階(設計方針と構造成立性評価)	本資料の説明範囲	
地下水位	防波壁 (多重鋼管杭式擁壁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防波壁から陸側：EL+0.30m</li> <li>・施設護岸から防波壁まで：EL+0.14m</li> <li>・施設護岸から海側：EL-0.02m</li> </ul>	○
	防波壁 (鋼管杭式逆T擁壁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設護岸から陸側：地表面</li> <li>・施設護岸から防波壁まで：EL+0.14m</li> <li>・施設護岸から海側：EL-0.02m</li> </ul>	○
	防波壁 (波返重力擁壁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防波壁から陸側：地表面</li> <li>・防波壁から海側：EL-0.02m</li> </ul>	○
液状化 (液状化 強度特性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液状化検討対象層 (埋戻土 (掘削スリ, 砂礫層)) に対して, 液状化試験結果及び有効応力解析 (FLIP) の簡易設定法により設定する。なお, 簡易設定法より設定された液状化強度特性は, 液状化試験結果下限値の液状化強度特性よりも保守的であることを確認する。</li> </ul>	-	

第 1-35 (4) 表 設置許可段階と詳細設計段階における解析条件等の整理

	設置許可段階(設計方針と構造成立性評価)	本資料の説明範囲
地盤物性のばらつき	<p>各断面で解析用物性値 (基本物性) に基づいた評価を行い, 構造成立性が確保できる見通しであることを確認する。</p> <p>[防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) ] (剛性) 解析用物性値 (強度) 解析用物性値</p> <p>[防波壁 (鋼管杭式逆T擁壁) ] (剛性) 解析用物性値 (強度) 解析用物性値</p> <p>[防波壁 (波返重力擁壁) ] (剛性) 解析用物性値 (強度) 解析用物性値</p>	○

(a)防波壁（多重鋼管杭式擁壁）

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の設計フローを第 1-95 図に、解析モデル及び解析概要を第 1-96 図及び第 1-97 図に示す。

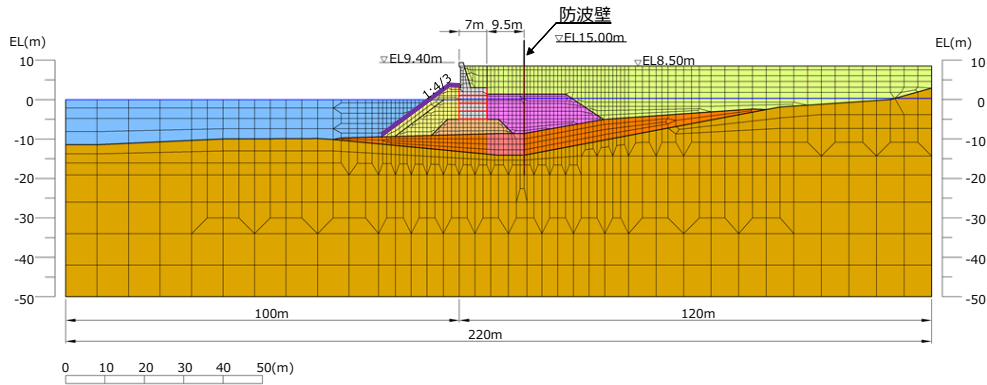


第 1-95 図 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の設計フロー

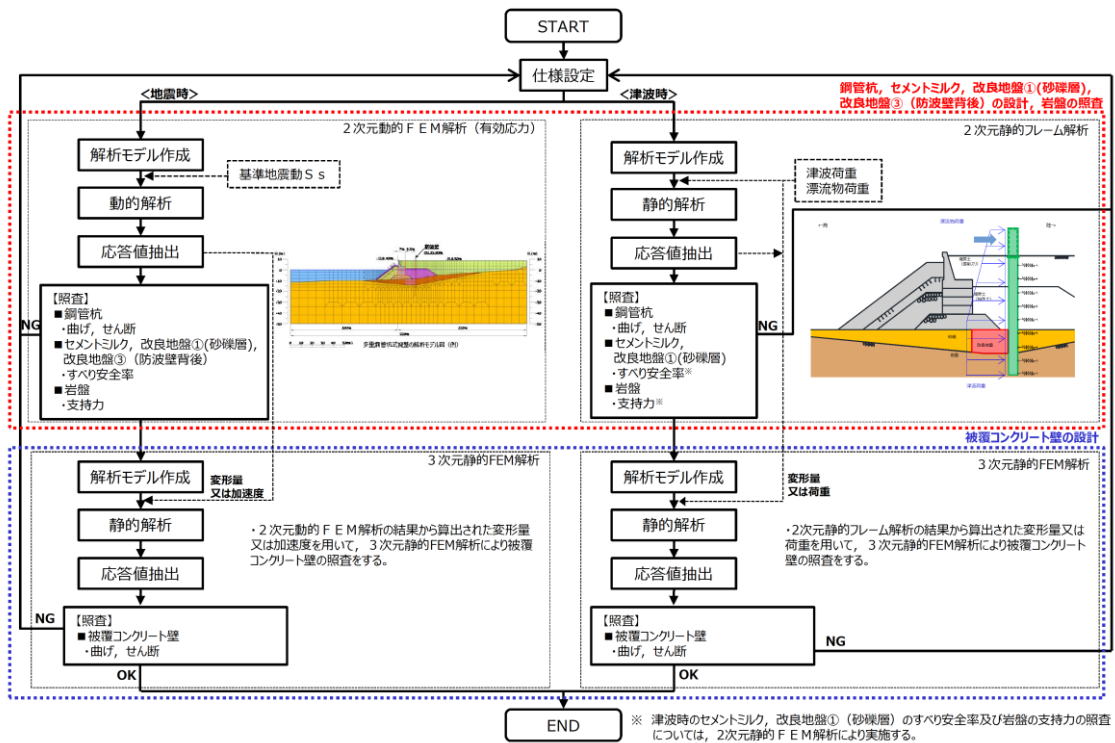
モデル化方針について、以下に示す。

- ・鋼管杭は線形はり要素でモデル化する（多重鋼管杭のモデル化に関しては参考資料 5 参照）。
- ・岩盤及び施設護岸は線形平面要素でモデル化する。
- ・埋戻土（掘削ズリ），埋戻土（粘性土），砂礫層，改良地盤，被覆石及び基礎捨石はマルチスプリング要素でモデル化する。消波ブロックは荷重で考慮する。
- ・液状化評価対象層である埋戻土（掘削ズリ）及び砂礫層は液状化パラメータを設定する。
- ・海水は流体要素でモデル化する。
- ・防波壁と背後地盤など，要素間の滑り・剥離を考慮する箇所は，ジョイント要素でモデル化する。

- 岩盤
- 砂礫層
- 埋戻土 (粘性土)
- ジョイント要素
- 埋戻土 (掘削スリ)
- 改良地盤
- 被覆土 (捨石を含む)
- 消波ブロック荷重
- 基礎捨石
- 施設護岸



第 1-96 図 防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) の解析モデル



第 1-97 図 防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) の解析概要

防波壁 (多重鋼管杭式擁壁) の部位ごとの設計方針を第 1-36 表に示す。  
被覆コンクリート壁の役設計方針概要については以下に示す。

【被覆コンクリート壁の役設計方針概要】

2次元動的 FEM 解析及び 2次元静的フレーム解析の結果から算出さ

れた加速度と変形量を用いて、3次元静的FEM解析により被覆コンクリート壁の照査をする。また、取水路横断部の被覆コンクリート壁についても、前後2列に配置される鋼管杭を含む3次元的な挙動を精緻に評価するため、鋼管杭の配置を考慮した梁モデルによる静的解析から3次元静的FEM解析による照査に見直す。

参考として、取水路横断部における当初の設計方針をf. 解析概要（参考）に示す。

第1-36表 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の部位ごとの設計方針

評価部位	検討ケース	解析方法	照査項目	設計で用いる許容限界	適用基準
鋼管杭	地震時	2次元動的FEM解析 (有効応力解析)	曲げ せん断	(曲げ) 降伏モーメント (せん断) せん断応力度	道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 (平成14年3月)
	津波時	2次元静的フレーム解析			
被覆 コンクリート壁	地震時	3次元静的FEM解析	曲げ せん断	短期許容応力度	コンクリート標準示方書、構造性能照査編、 2002年制定
	津波時				
止水目地	地震時	2次元動的FEM解析 (有効応力解析)	変形・水 圧	メーカー規格及び性能試験に基づく許容変形量及び許容水圧以下とする。	
	津波時	2次元静的フレーム解析			
止水目地の 鋼製部材	地震時	2次元動的FEM解析 (有効応力解析)	曲げ・せん 断	「建築基準法施行令2006年6月」を踏まえた許容応力度とする。	
	津波時	波圧算定式により算定			
岩盤	地震時	2次元動的FEM解析 (有効応力解析)	支持力	極限支持力	道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 (平成14年3月)
	津波時	2次元静的FEM解析			
改良地盤① (砂礫層)	地震時	2次元動的FEM解析 (有効応力解析)	すべり安全 率	すべり安全率1.2以上	耐津波設計に係る工認審査ガイド
	津波時	2次元静的FEM解析			
改良地盤③ (防波壁背後)	地震時	2次元動的FEM解析 (有効応力解析)	すべり安全 率	すべり安全率1.2以上	耐津波設計に係る工認審査ガイド
	津波時	2次元静的FEM解析			
セメントミルク	地震時	2次元動的FEM解析 (有効応力解析)	すべり安全 率	すべり安全率1.2以上	耐津波設計に係る工認審査ガイド
	津波時	2次元静的FEM解析			

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の支持力は、岩盤の支持力試験から定めた極限支持力と地震応答解析により求められる杭先端の杭先端の最大軸力を比較することにより確認する。

「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編（平成14年3月）」に示される極限支持力の推定式について以下の記載がされている。

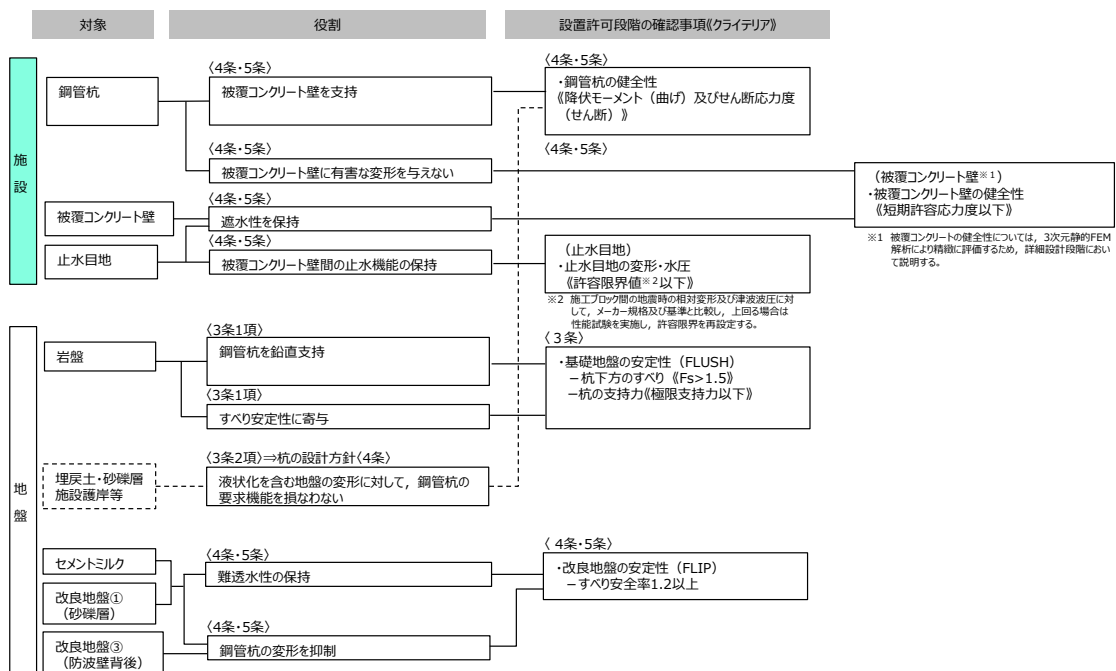
・支持杭の軸方向支持力は杭先端支持力と周面摩擦力の和として表されるが、多重鋼管杭式擁壁の支持力評価に当たっては、周面摩擦力による抵抗に期待しない設計とする。

《「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編（平成14年3月）」に示される極限支持力の推定式》

$$R_u = q_d A + \underbrace{U \sum L_i f_i}_{\text{周面摩擦力}}$$

$q_d$ : 杭先端における単位面積あたりの極限支持力度 (kN/m<sup>2</sup>)  
 $A$ : 杭先端面積 (m<sup>2</sup>)

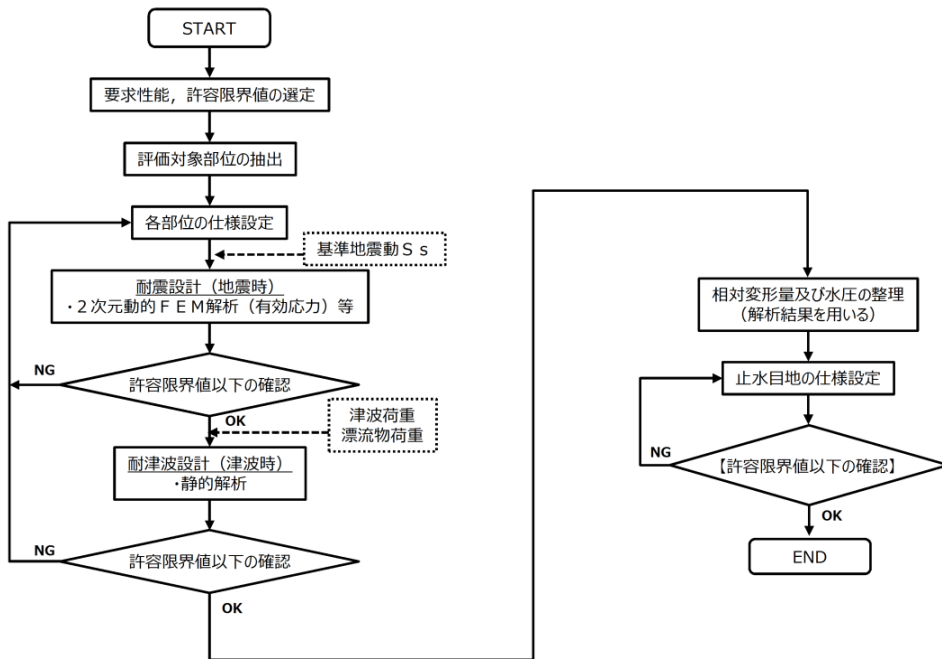
また、防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の設置許可段階における確認項目を第1-98図に示す。



第1-98図 設置許可段階における確認項目 [防波壁（多重鋼管杭式擁壁）]

(b)防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）

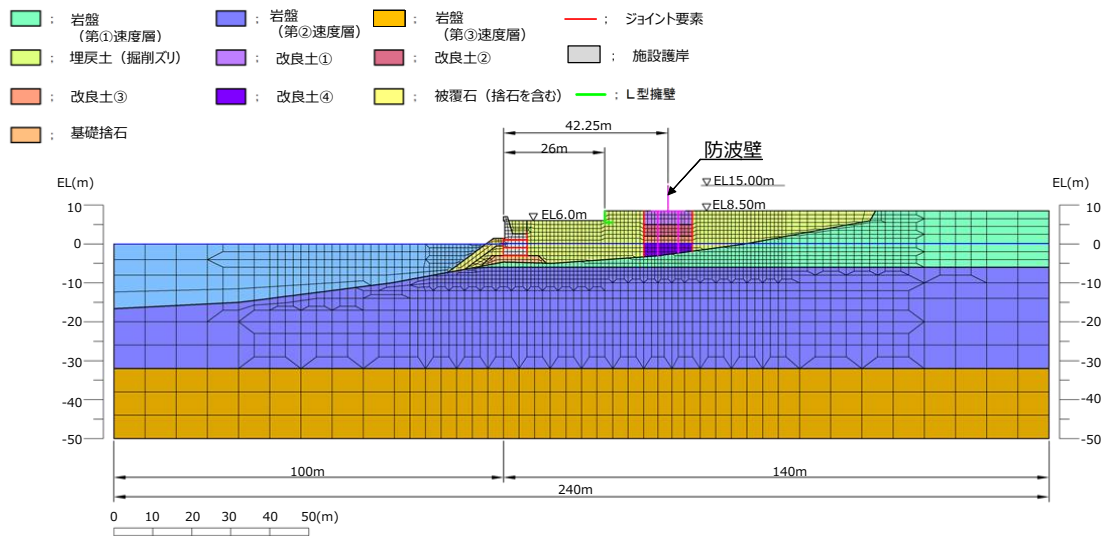
防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の設計フローを第1-99図に、解析モデル及び解析概要を第1-100図及び第1-101図に示す。



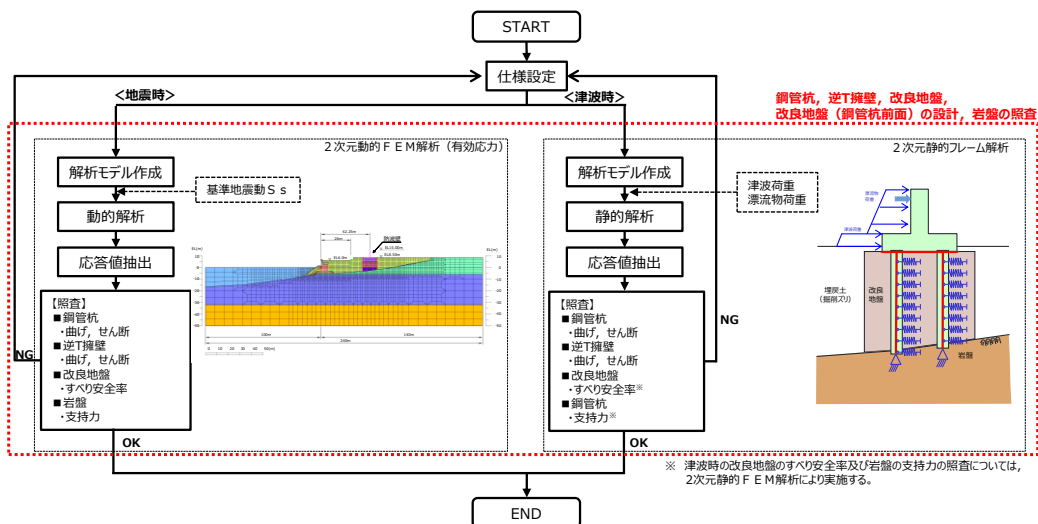
第1-99図 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の設計フロー

モデル化方針について、以下に示す。

- ・防波壁及び鋼管杭は線形はり要素でモデル化する。
- ・岩盤及び施設護岸は線形平面要素でモデル化する。
- ・埋戻土（掘削ズリ）、改良地盤、被覆石及び基礎捨石はマルチスプリング要素でモデル化する。消波ブロックは荷重で考慮する。
- ・液状化評価対象層である埋戻土（掘削ズリ）は液状化パラメータを設定する。
- ・海水は流体要素でモデル化する。
- ・防波壁と背後地盤など、要素間の滑り・剥離を考慮する箇所は、ジョイント要素でモデル化する。



第1-100 図 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の解析モデル



第1-101 図 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の解析概要

防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の部位ごとの設計方針を第1-37表に示す。

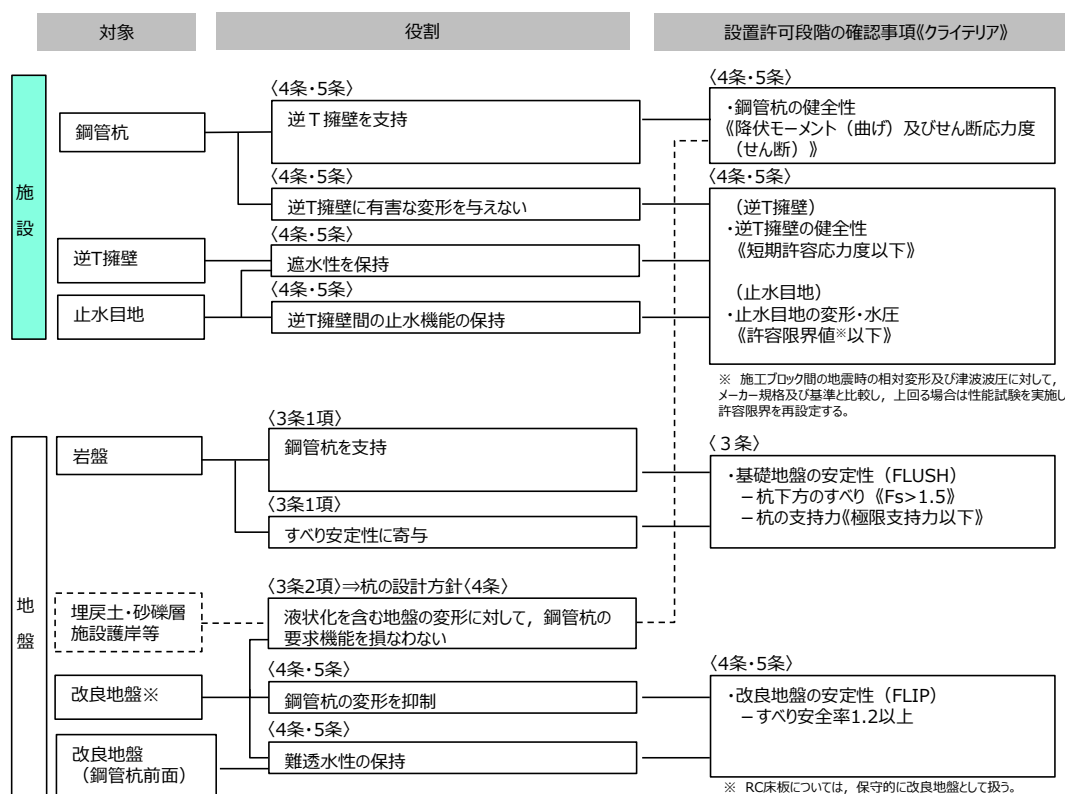
また、防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の設置許可段階における確認項目を第1-102図に示す。



第 1-37 表 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の部位ごとの設計方針

評価部位	検討ケース	解析方法	照査項目	設計で用いる許容限界	適用基準
鋼管杭	地震時	2次元動的 FEM解析 (有効応力解析)	曲げ せん断	(曲げ) 降伏モーメント (せん断) せん断応力度	道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 (平成14年3月)
	津波時	2次元静的フレーム解析			
逆T擁壁	地震時	2次元動的 FEM解析 (有効応力解析)	曲げ せん断	短期許容応力度	コンクリート標準示方書, 構造性能照査編 2002年制定
	津波時	2次元静的フレーム解析			
止水目地	地震時	2次元動的 FEM解析 (有効応力解析)	変形・水 圧	メーカー規格及び性能試験に基づく許容変形量及び許容水圧以下とする。	
	津波時	2次元静的フレーム解析			
止水目地の 鋼製部材	地震時	2次元動的 FEM解析 (有効応力解析)	曲げ・せん 断	「建築基準法施行令2006年6月」を踏まえた許容応力度とする。	
	津波時	波圧算定式により算定			
岩盤	地震時	2次元動的 FEM解析 (有効応力解析)	支持力	極限支持力	道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 (平成14年3月)
	津波時	2次元静的 FEM解析			
・改良地盤※ ・改良地盤 (鋼管杭前面)	地震時	2次元動的 FEM解析 (有効応力解析)	すべり安全 率	すべり安全率1.2以上	耐津波設計に係る工認審査ガイド
	津波時	2次元静的 FEM解析			

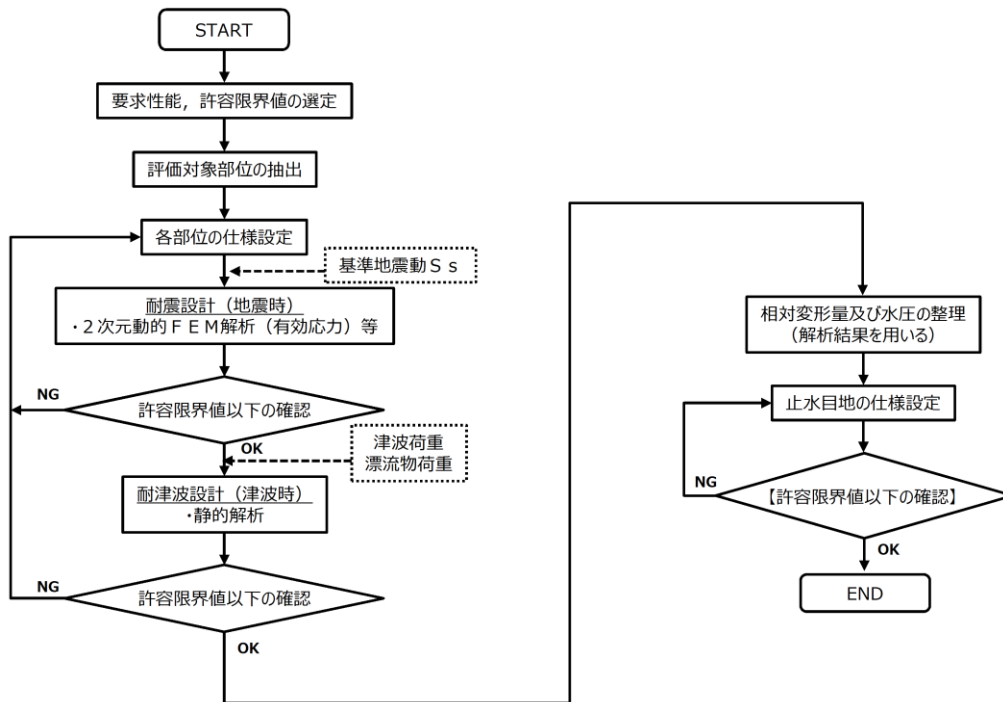
※ RC床板については、保守的に地盤改良として扱う。



第 1-102 図 設置許可段階における確認項目 [防波壁 (鋼管杭式逆 T 擁壁)]

(c)防波壁（波返重力擁壁）

防波壁（波返重力擁壁）の設計フローを第 1-103 図に、解析モデルを第 1-104 図に、解析概要を第 1-105 図に示す。なお、防波壁（波返重力擁壁）を構成するケーソンは、複数の隔壁を有しており、その影響を考慮する必要があるので、重力擁壁を含めた 3 次元モデルにより、耐震評価を行う。

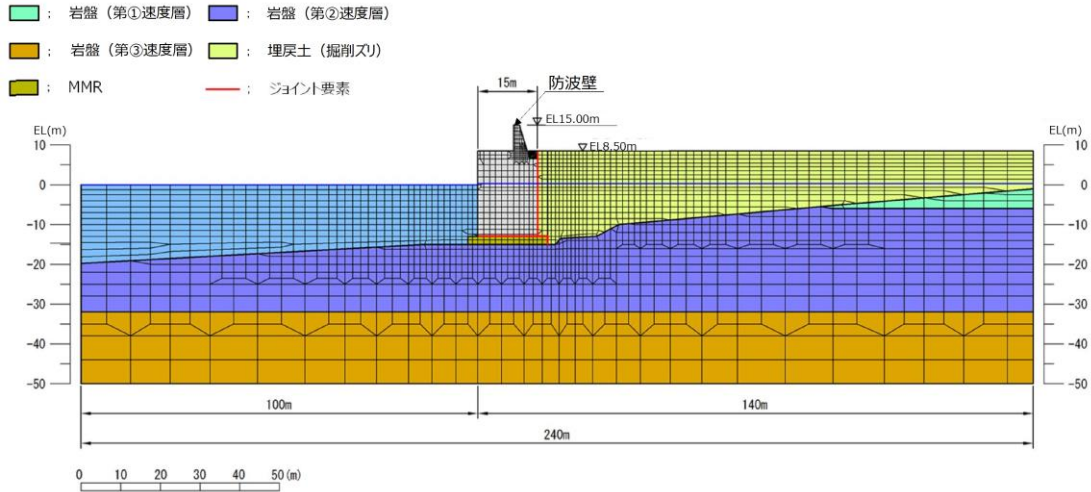


第 1-103 図 防波壁（波返重力擁壁）の設計フロー

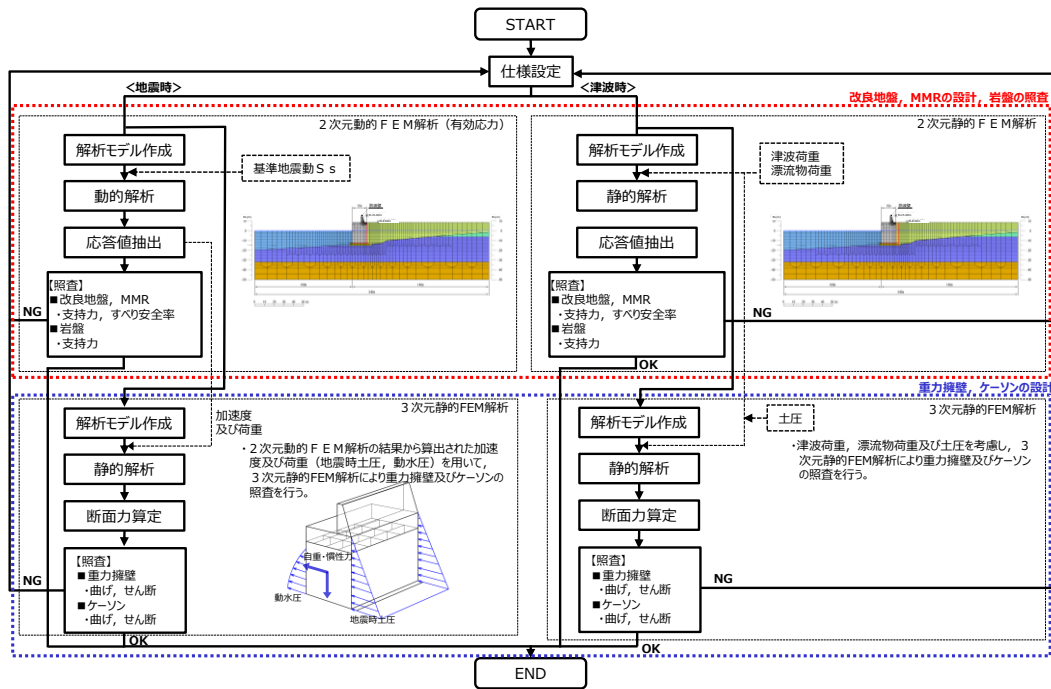
モデル化方針について、以下に示す。

- ・波返重力擁壁は施設護岸と一体化した構造のため線形はり要素でモデル化する。
- ・岩盤及びMMRは線形平面要素でモデル化する。
- ・埋戻土（掘削ズリ）、砂礫層、改良地盤はマルチスプリング要素でモデル化する。消波ブロックは荷重で考慮する。なお、ケーソン前面の基礎捨石天端以深に存在する消波ブロック（一般部①-①断面他）は、基礎捨石天端以深の範囲を設置状況に応じてモデル化を行う。
- ・液状化評価対象層である埋戻土（掘削ズリ）は液状化パラメータを設定する。
- ・海水は流体要素でモデル化する。
- ・防波壁と背後地盤など、要素間の滑り・剥離を考慮する箇所は、ジョ

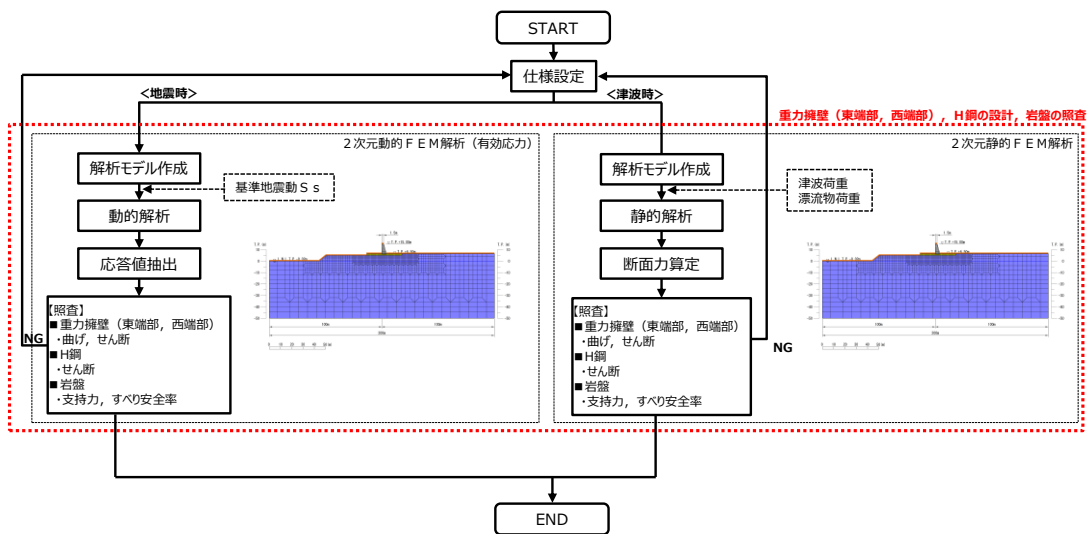
イント要素でモデル化する。



第1-104 図 防波壁（波返重力擁壁）の解析モデル



第1-105 図(1) 防波壁（波返重力擁壁）の解析概要



第 1-105 図(2) 防波壁（波返重力擁壁）東端部及び西端部の解析概要

防波壁（波返重力擁壁）の部位ごとの設計方針を第 1-38 表に示す。重力擁壁，ケーソン及びH鋼の設計方針概要については，以下に示す。

【重力擁壁の設計方針概要】

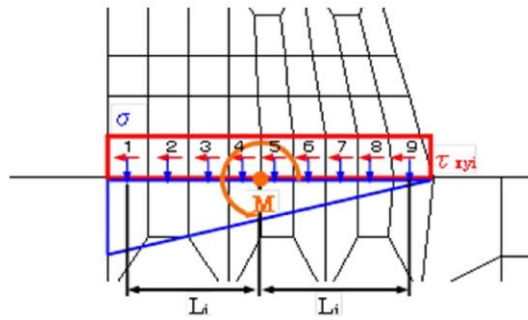
重力擁壁は，ケーソンを含めてモデル化した3次元静的FEM解析により，地震時及び津波時の照査を行う。なお，東端部及び西端部は，地震時は2次元動的FEM解析により，津波時は2次元静的FEM解析により照査を行う。

2次元動的FEM解析において平面要素でモデル化する重力擁壁は，重力擁壁付根各要素での発生応力（垂直応力 $\sigma_y$ ，せん断応力 $\tau_{xy}$ ）を基に，重力擁壁付根中心位置における，軸力 $N$ ，曲げモーメント $M$ ，せん断力 $Q$ を算定する。

本照査方法は，JGAG4601-1987におけるp.381「基礎マット等の厚いコンクリートの断面評価法」に準じたものである。モデル図を第 1-106 図に示す。

$$\begin{aligned} \text{軸力} & N = \sum (\sigma_{yi} \times l_i) \\ \text{曲げモーメント} & M = \sum (\sigma_{yi} \times l_i \times L_i) \\ \text{せん断力} & Q = \sum (\tau_{xyi} \times l_i) \end{aligned}$$

ここに， $\sigma_{yi}$ ：防波壁付根要素の垂直応力 (kN/m<sup>2</sup>)  
 $\tau_{xyi}$ ：防波壁付根要素のせん断応力 (kN/m<sup>2</sup>)  
 $l_i$ ：防波壁付根各要素の要素幅 (m)  
 $L_i$ ：防波壁付根中心からのアーム長 (m)



第 1-106 図 2次元動的 FEM 解析モデル図

【ケーソンの設計方針概要】

ケーソンの各部位に対しては、重力擁壁を含めてモデル化した 3次元静的 FEM 解析により、地震時及び津波時の照査を行う。

【H鋼の設計方針概要】

重力擁壁の転倒に伴う H鋼の引抜きについては、岩盤の支持力照査を踏まえて評価する。

第 1-38 表 防波壁（波返重力擁壁）の部位ごとの設計方針

評価部位	検討ケース	解析方法	照査項目	設計で用いる許容限界	適用基準
重力擁壁	地震時	3次元静的 FEM 解析 又は 2次元動的 FEM 解析	曲げ せん断	短期許容応力度	コンクリート標準示方書、構造性能照査編 2002年制定
	津波時	3次元静的 FEM 解析 又は 2次元静的 FEM 解析			
ケーソン (前壁、後壁、 側壁)	地震時	3次元静的 FEM 解析	曲げ せん断	短期許容応力度	コンクリート標準示方書、構造性能照査編、 2002年制定
	津波時				
ケーソン (底板、隔壁、 フーチング)	地震時	3次元静的 FEM 解析	曲げ せん断	曲げ：限界層間変形角 又は圧縮縁コンクリート限界ひずみ せん断：せん断耐力	原子力発電所屋外重要土木建造物の耐震 性能照査指針・マニュアル、2005年
	津波時				
H鋼	地震時	2次元動的 FEM 解析 (有効応力解析)	せん断	せん断応力度	道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 (平成14年3月)
	津波時	2次元静的 FEM 解析			
止水目地	地震時	2次元動的 FEM 解析 (有効応力解析)	変形・水 圧	メーカー規格及び性能試験に基づく許容変形量及び許容水圧以下とする。	
	津波時	静的解析			
止水目地の 鋼製部材	地震時	2次元動的 FEM 解析 (有効応力解析)	曲げ・せん 断		「建築基準法施行令2006年6月」を踏まえた許容応力度とする。
	津波時	波圧算定式により算定			
岩盤	地震時	2次元動的 FEM 解析 (有効応力解析)	支持力	極限支持力	道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 (平成14年3月)
	津波時	2次元静的 FEM 解析			
改良地盤及び MMR	地震時	2次元動的 FEM 解析 (有効応力解析)	支持力	極限支持力	道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 (平成14年3月)
			すべり安全 率	すべり安全率 1.2 以上	耐津波設計に係る工認審査ガイド
	津波時	2次元静的 FEM 解析	支持力	極限支持力	道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 (平成14年3月)
			すべり安全 率	すべり安全率 1.2 以上	耐津波設計に係る工認審査ガイド

また、防波壁（波返重力擁壁）の設置許可段階における確認項目を第 1-107 図に示す。



第 1-107 図 設置許可段階における確認項目 [防波壁（波返重力擁壁）]

f. 解析概要

各解析の設計方針の概要を以下に示す。

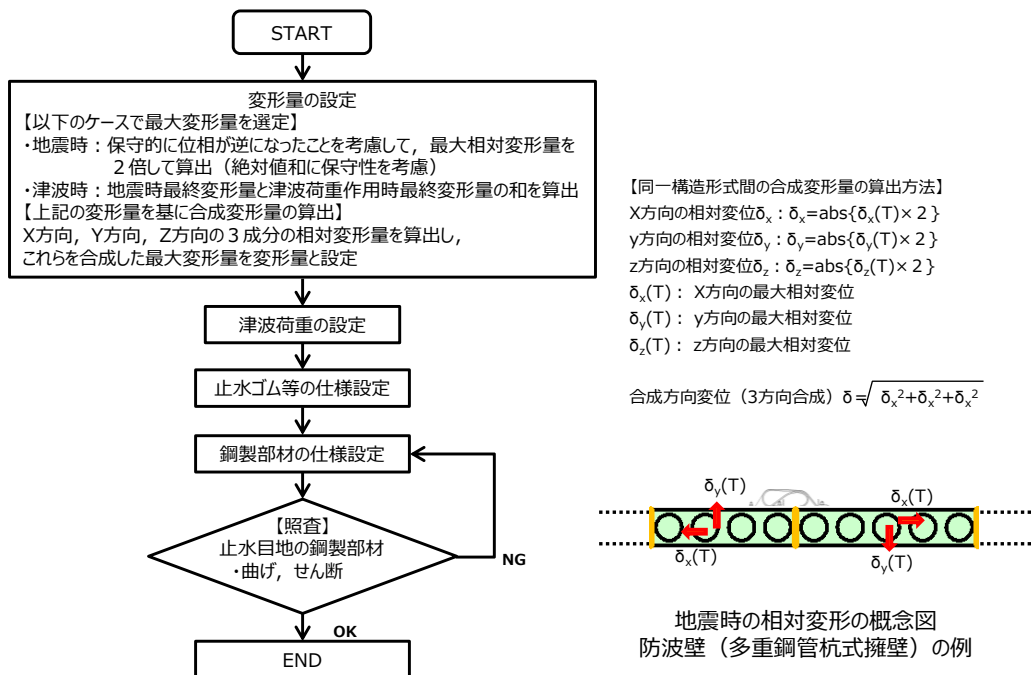
(a) 止水目地

止水ジョイントの設計フロー及び地震時の相対変形の概念図を第 1-108 図に示す。

止水目地の構造成立性評価については、基準地震動  $S_s$  を用いた地震応答解析及び津波荷重を用いた静的フレーム解析により算出された変形量と、入力津波を用いて津波波圧算定式より算出した津波荷重に対して止水ゴム等の止水性が維持できる仕様であることを確認する。

止水ゴム等の仕様設定は、性能試験（耐圧試験・引張変形試験）により津波荷重に耐え、止水機能を維持できる変形量となるよう設定するとともに、構造物間に生じる相対変形に対し追従可能な材料を選定する。

止水目地の鋼製部材に発生する応力が許容応力度以下であることを確認する。

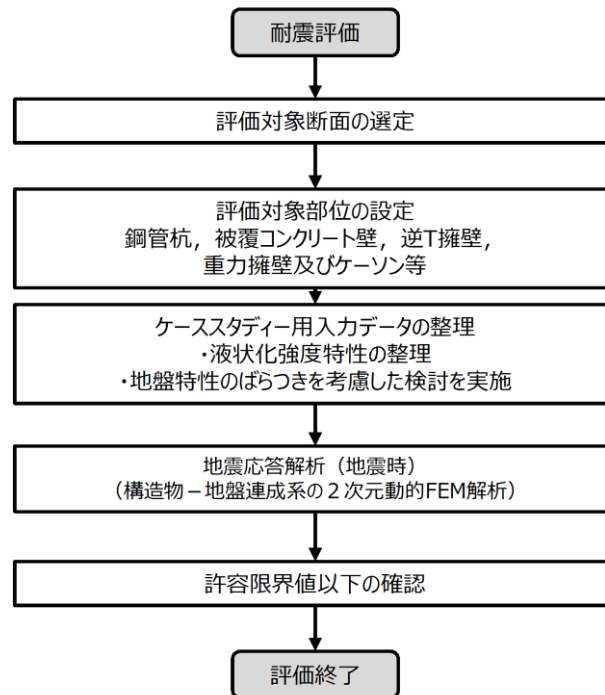


第 1-108 図 設計フロー及び地震時の相対変形の概念図

(b) 2次元動的有限要素解析（有効応力解析）

地震時の検討は、2次元動的有限要素解析（有効応力解析）にて行う。2次元動的有限要素解析（有効応力解析）の設計フローを第 1-109 図に、代表断面選定の考え方を第 1-39 表に示す。

- i. 解析の目的
  - ・鋼管杭，被覆コンクリート壁，逆T擁壁，重力擁壁，ケーソン，埋戻土，基礎捨石，砂礫層，改良地盤，施設護岸，岩盤等を含めた全体の動的挙動評価
  - ・地盤特性及び液状化を考慮した影響評価
- ii. 結果の利用
  - ・鋼管杭，被覆コンクリート壁，逆T擁壁，重力擁壁及びケーソン等の照査
  - ・止水目地の変形量
  - ・地震時応答（変形量を含む）
- iii. 解析条件
  - ・地盤物性のばらつきを考慮する



第 1-109 図 設計フロー

第 1-39 表 代表断面選定の考え方

着目点	概要	代表断面の選定
地質分布	構造的特徴，周辺の地質分布及び隣接構造物を考慮して，代表断面を選定する。	詳細設計段階において，地震応答解析により耐震評価を行う上で，構造物の応答が耐震評価上最も厳しくなると考えられる断面を選定する。



(c) 静的フレーム解析

津波時の検討は、静的フレーム解析にて行う。静的フレーム解析の設計フローを第 1-110 図に示す。

i. 解析の目的

- ・鋼管杭，逆 T 擁壁の挙動評価（津波時）

ii. 結果の利用

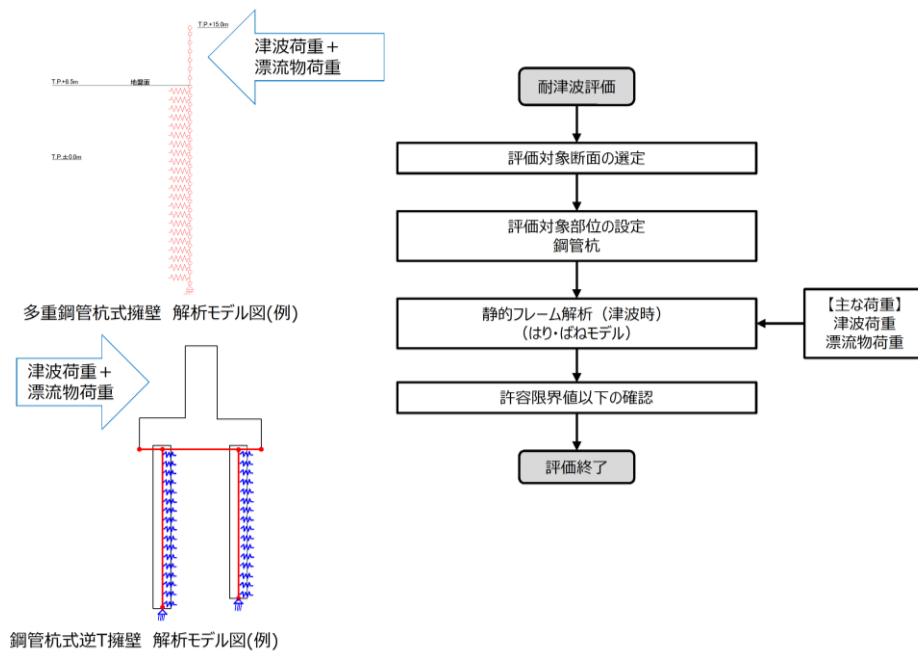
- ・鋼管杭，逆 T 擁壁の照査
- ・止水目地の変形量

iii. モデル化方針

- ・鋼管杭，逆 T 擁壁は線形はり要素（ビーム要素）でモデル化する
- ・岩盤は地盤ばねでモデル化する

IV. 解析条件

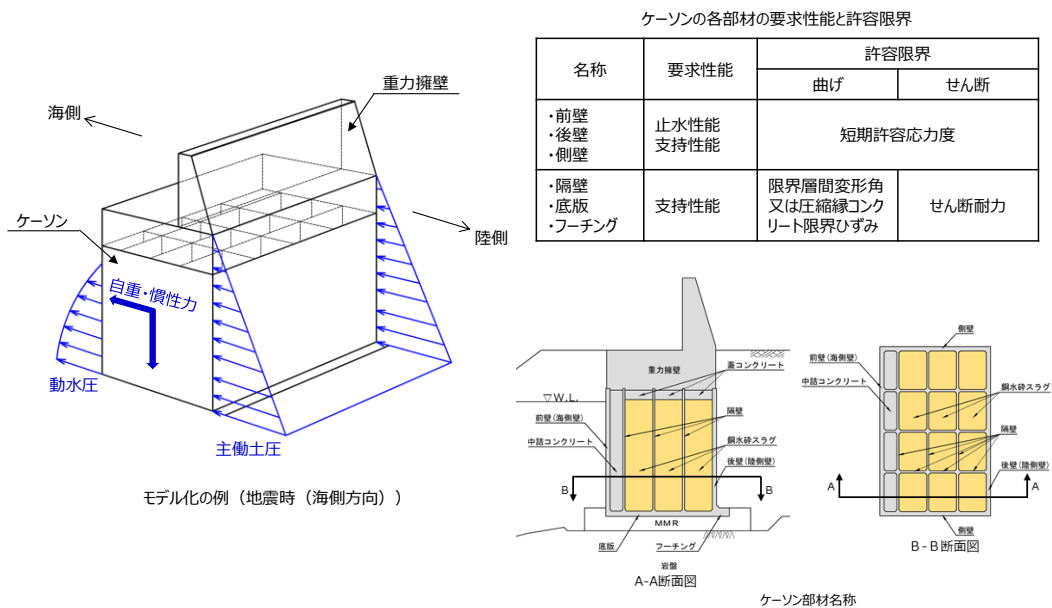
- ・解析用物性値（静的物性）を用いる



第 1-110 図 設計フロー

(d) 防波壁（波返重力擁壁）ケーソン

防波壁（波返重力擁壁）ケーソンは長辺方向及び短辺方向に配置された隔壁を有することから，各部材の照査は 3 次元モデルによる静的 F E M 解析により行う。3 次元モデル化の例を第 1-111 図に示す。



第 1-111 図 防波壁（波返重力擁壁）ケーソンの 3 次元モデル化の例

(参考) 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）取水路横断部

取水路横断部の当初の設計方針における解析モデルを第 1-112 図に示す。

取水路横断部は、一般部同様、地震荷重や津波荷重に対し、各部位に発生する断面力や応力度が許容限界以下であることを確認する。

被覆コンクリート壁の評価について、水平方向荷重に対しては、取水路横断箇所以外は鋼管杭と一体構造であることを考慮し、第 1-112 図 (a) に示すとおり、鋼管杭をばねによる弾性支承とし、被覆コンクリート壁を梁でモデル化して評価する。鉛直方向荷重に対しては、第 1-112 図 (b) に示すとおり、鋼管杭を固定支承とし、被覆コンクリート壁を梁でモデル化して評価する。

鋼管杭の評価について、鋼管杭は、多重管構造を 1 本の梁としてモデル化し、上部コンクリート及び内部の間詰めコンクリートの剛性及び強度は考慮しない。

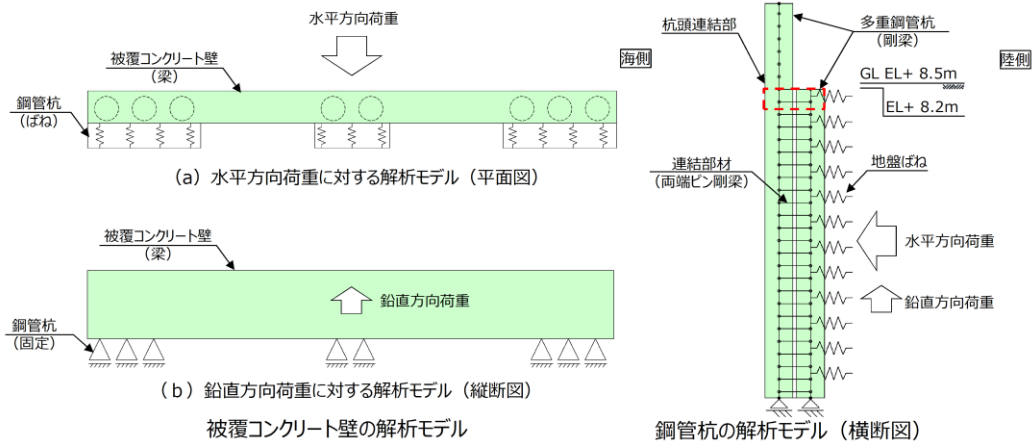
また、海側と陸側に 2 本の杭が隣接し、杭頭連結部で一体化していることから、第 1-112 図に示すとおり、両端ピン剛梁で相対する節点を結合したモデルでモデル化し、杭頭連結部以外で両端ピン剛梁に引張が生じている箇所は、この梁を取り外して評価する。

なお、地盤は地盤ばねでモデル化する。

ここで、地震時検討における水平方向の震度は、被覆コンクリート壁下端位置における基準地震動  $S_s$  に対する地震応答解析結果から得られ

た加速度応答スペクトルから、予め算定した防波壁（多重鋼管杭式擁壁）取水路横断部の水平方向1次固有周期に対応する応答加速度を用いて算定する。

鉛直方向の震度は、地震応答解析から得られた鉛直上向き及び下向きそれぞれの最大応答加速度から算定する。



第 1-112 図 解析モデル

g. 設計荷重

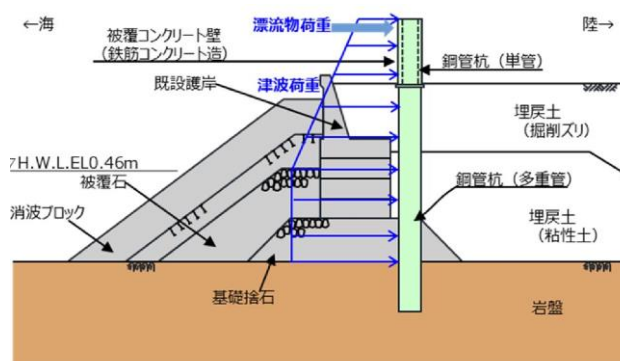
設計に用いる荷重の組合せを第 1-40 表に、各荷重の内容を第 1-41 表に、防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の津波時の例を第 1-113 図に示す。

第 1-40 表 荷重の組合せ

検討ケース	荷重の組合せ
地震時	常時荷重 + 地震荷重
津波時	常時荷重 + 津波荷重 + 漂流物衝突荷重
重畳時 (津波 + 余震時)	常時荷重 + 津波荷重 + 余震荷重 ※ 海域活断層より想定される地震による津波は、防波壁の敷地の壁体部（被覆コンクリート部等）には到達しないが、到達する部位については個別に評価を実施する。 (参考資料6参照)

第 1-41 表 荷重の内容

荷重	内容
常時荷重	構造物の自重, 土圧, 水圧, 積雪荷重及び風荷重
地震荷重	基準地震動 $S_s$ を作用させる
津波荷重	入力津波高さと防波壁前面の静水面高さ（朔望平均満潮位EL+0.46m）の差の1/2を入射津波高さとし、港湾基準に基づき谷本式により津波波力を算定し、作用させる
漂流物衝突荷重	漂流物、荷重算定式について詳細検討を行った上で防波壁天端高さに作用させる



第 1-113 図 荷重の概念図

(防波壁（多重鋼管杭式擁壁）における津波荷重 + 漂流物荷重の例)

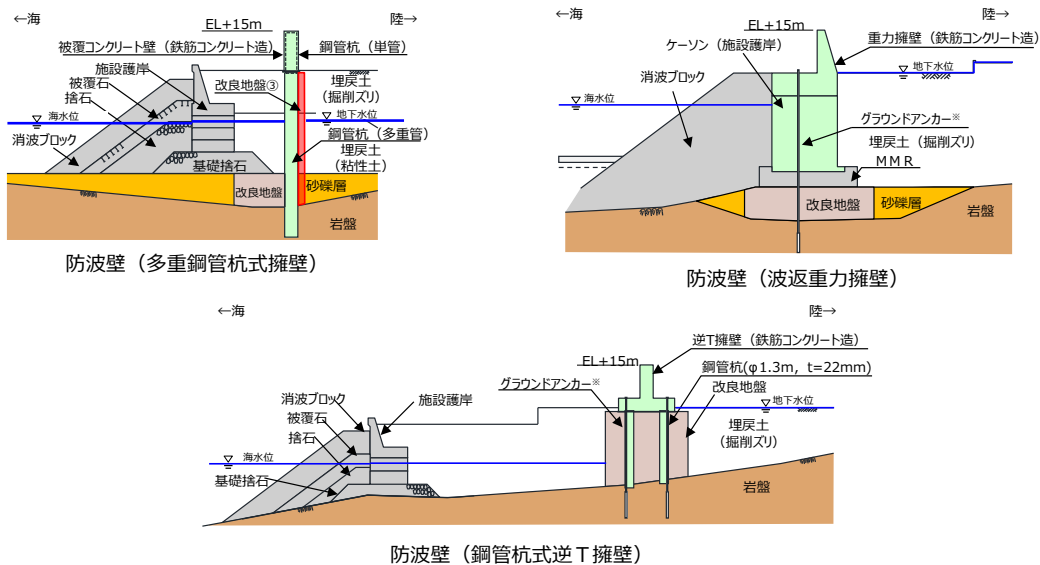
h. 地下水位の設定方針

地下水位については、護岸前面は T. P. -0.02m とする。施設護岸より陸側の地下水位設定は港湾基準に準拠して残留水位とする。なお、3号炉エリアの防波壁より陸側については、保守的に地表面とする。

地下水位の設定方針を第 1-42 表及び第 1-114 図に示す。

第 1-42 表 地下水位の設定方針（設置許可段階）

構造型式	水位
防波壁（多重鋼管杭式擁壁）	<ul style="list-style-type: none"> <li>防波壁から陸側：EL+0.30m</li> <li>施設護岸から防波壁まで：EL+0.14m</li> <li>施設護岸から海側：EL-0.02m</li> </ul>
防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）	<ul style="list-style-type: none"> <li>防波壁から陸側：地表面</li> <li>施設護岸から防波壁まで：EL+0.14m</li> <li>施設護岸から海側：EL-0.02m</li> </ul>
防波壁（波返重力擁壁）	<ul style="list-style-type: none"> <li>防波壁から陸側：地表面</li> <li>防波壁から海側：EL-0.02m</li> </ul>



※ グラウンドアンカーの効果を期待しなくても、耐震・耐津波安全性を担保している。

第 1-114 図 地下水位設定の概要

i. 解析用物性値

防波壁の設計に用いる解析条件（解析用物性値等）の設定方針は、以下のとおりとする。

**【施設・地盤の解析用物性値】**

- ・施設の解析用物性値は、「コンクリート標準示方書〔構造性能照査編〕（社）土木学会，2002年制定」等に基づき設定する。
- ・地盤の解析用物性値は，原位置試験結果及び室内試験結果に基づき設定することを基本とするが，一部については，港湾基準等に準拠し，妥当性を確認の上，慣用値を用いる。

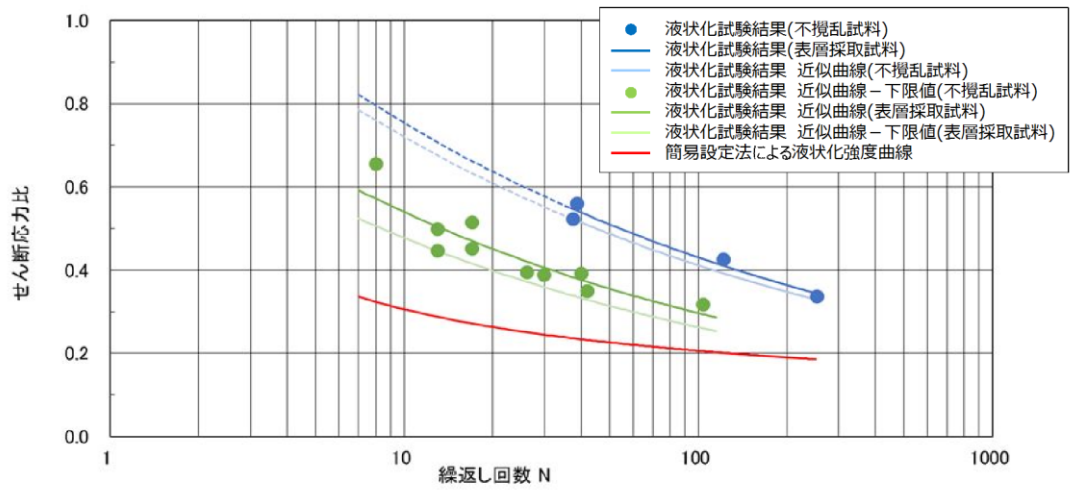
**【設計地下水位】**

- ・詳細設計段階において，防波壁や改良地盤等をモデル化した浸透流解析を実施し，自然水位より保守的に設定した水位を設計地下水位として設定する。

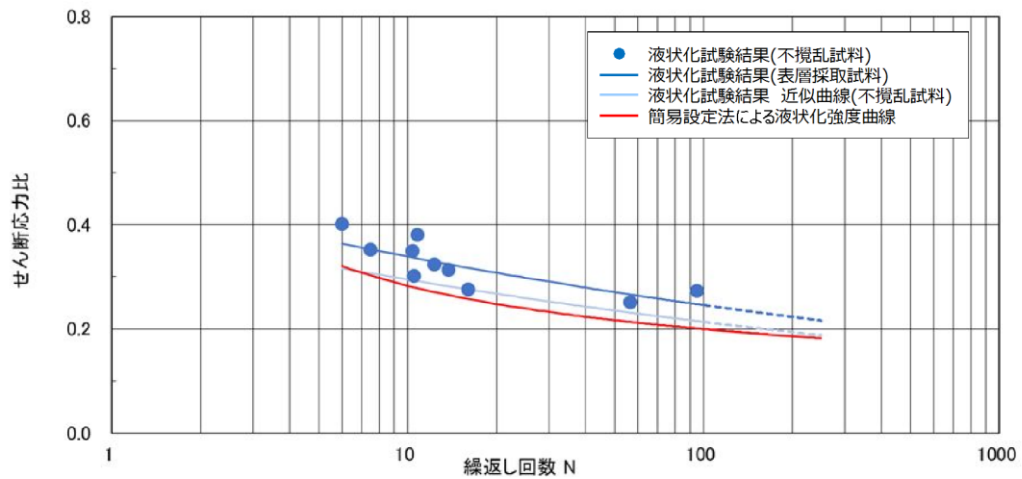
**【液状化強度特性】**

- ・液状化評価対象層（埋戻土（掘削ズリ），砂礫層）に対して実施した液状化試験結果に基づく液状化強度特性よりも保守的な有効応力解析（FLIP）の簡易パラメータ設定法により液状化強度特性を設定する。簡易設定法及び液状化試験結果による液状化強度曲線の比較を第 1-115 図に示す。

地盤の解析用物性値を第 1-43 表に，構造物の解析用物性値を第 1-44 表に，解析用物性値の準拠基準を第 1-45 表に示す。



(a) 埋戻土 (掘削ズリ)



(b) 砂礫層

第 1-115 図簡易設定法及び液状化試験結果による液状化強度曲線の比較

第1-43(1)表 解析用物性値 (地盤) (1/2)

材料種別		物理特性			強度特性			変形特性		
		単位体積重量		せん断抵抗角 $\phi_f$ (°)	せん断強度 $T_{f,1,2}$ (kN/m <sup>2</sup> )	せん断弾性係数 $G_{*1,3,4}$ (kN/m <sup>2</sup> )	ポアソン比 $\nu$	最大減衰定数 $h_{max}$		
		飽和, 湿潤 $\gamma_{sat}, \gamma_t$ (kN/m <sup>3</sup> )	水中 $\gamma'$ (kN/m <sup>3</sup> )						粘着力 $c$ (kN/m <sup>2</sup> )	
地盤	防波壁 (多重鋼管杭式擁壁)	気中	19.6	—	40.05	$\sigma'_m \sin 40.05^\circ$	94550 ( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>	0.33	0.24	
		水中	20.7	10.6	39.18	$\sigma'_m \sin 39.18^\circ$	72420 ( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>			
	防波壁 (鋼管杭式逆T擁壁)	気中	19.6	—	40.86	$\sigma'_m \sin 40.86^\circ$	118700 ( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>	0.33	0.24	
		水中	20.7	10.6	39.07	$\sigma'_m \sin 39.07^\circ$	89650 ( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>			
	防波壁 (波返重力擁壁)	気中	19.6	—	40.54	$\sigma'_m \sin 40.54^\circ$	107800 ( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>	0.33	0.24	
		水中	20.7	10.6	38.72	$\sigma'_m \sin 38.72^\circ$	81240 ( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>			
	埋戻土 (掘削ズリ) (輪谷部) I.P.+8.5m盤	気中	19.6	—	41.16	$\sigma'_m \sin 41.16^\circ$	125100 ( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>	0.33	0.24	
		水中	20.7	10.6	39.23	$\sigma'_m \sin 39.23^\circ$	73560 ( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>			
	埋戻土 (掘削ズリ) (地盤改良部) I.P.+8.5m盤	気中	19.6	—	41.44	$\sigma'_m \sin 41.44^\circ$	133200 ( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>	0.33	0.24	
		水中	20.7	10.6	39.52	$\sigma'_m \sin 39.52^\circ$	80890 ( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>			
	埋戻土 (掘削ズリ) (地盤改良部) I.P.+8.5m盤	気中	19.6	—	41.16	$\sigma'_m \sin 41.16^\circ$	125100 ( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>	0.33	0.24	
		水中	20.7	10.6	39.27	$\sigma'_m \sin 39.27^\circ$	74450 ( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>			

※1  $\sigma'_m$  は各要素における平均有効拘束圧  
 ※2 せん断強度式は  $\tau_f = \sigma'_m \sin \phi_f + c \cos \phi_f$   
 ※3 せん断弾性係数の式は  $G = C_0 \cdot (\sigma'_m / \sigma'_{m0})^n$ 。ここに  $C_0$  は基準平均有効拘束圧における基礎せん断弾性係数、 $\sigma'_{m0}$  は基準平均有効拘束圧、 $n$  は拘束圧依存性のパラメータ (標準値=0.5)。  
 ※4 せん断弾性係数を求める際の基準平均有効拘束圧については、粘性土は層中央部における平均有効拘束圧を設定し、粘性土以外については一律 98kN/m<sup>2</sup> (標準値) とする。



第1-43(2)表 解析用物性値 (地盤) (2/2)

材料種別	物理特性			強度特性			変形特性		
	単位体積重量			せん断抵抗角 $\phi_f$ (°)	せん断強度 $T_{f,1,2}$ (kN/m <sup>2</sup> )	せん断弾性係数 $G_{*1,2,3,4}$ (kN/m <sup>2</sup> )	ポアソン比 $\nu$	最大減衰定数 $h_{max}$	
	飽和, 湿潤 $\gamma_{sat}, \gamma_t$ (kN/m <sup>3</sup> )	水中 $\gamma'$ (kN/m <sup>3</sup> )	粘着力 $C$ (kN/m <sup>2</sup> )						
地盤	埋戻土 (粘性土) ※5 (施設護岸~鋼管杭間)	気中	16.7	0	30.00	$\sigma'_m \sin 30.00^\circ$	12750( $\sigma'_m/112.3$ ) <sup>0.5</sup>	0.20	
		水中	16.7	6.6	30.00	$\sigma'_m \sin 30.00^\circ$	12750( $\sigma'_m/141.8$ ) <sup>0.5</sup>		
	埋戻土 (粘性土) ※5 (鋼管杭背面)	気中	16.7	—	30.00	$\sigma'_m \sin 30.00^\circ$	12750( $\sigma'_m/111.3$ ) <sup>0.5</sup>		
		水中	16.7	6.6	30.00	$\sigma'_m \sin 30.00^\circ$	12750( $\sigma'_m/140.2$ ) <sup>0.5</sup>		
	防波壁 (多重鋼管杭式擁壁)	砂礫層 (施設護岸~鋼管杭間)	20.7	10.6	0	38.48	$\sigma'_m \sin 38.48^\circ$		55540( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>
			砂礫層 (鋼管杭背面)	20.7	10.6	0	38.49		$\sigma'_m \sin 38.49^\circ$
		改良地盤① (砂礫層)	20.7	10.6	1677	38.00	$1677 \cos 38.00^\circ + \sigma'_m \sin 38.00^\circ$		751900( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>
		被覆石 (捨石を含む)	18.0	—	0	35.00	$20 \cos 35.00^\circ + \sigma'_m \sin 35.00^\circ$		180000( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>
		基礎捨石・被覆石 (捨石を含む) (水中)	20.0	9.9	0	35.00	$20 \cos 35.00^\circ + \sigma'_m \sin 35.00^\circ$		180000( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>
		改良地盤 (上部) (気中)	19.6	—	628	38.00	$628 \cos 38.00^\circ + \sigma'_m \sin 38.00^\circ$		404600( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>
改良地盤 (中部) (気中)		19.6	—	490	40.54	$490 \cos 40.54^\circ + \sigma'_m \sin 40.54^\circ$	327900( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>		
改良地盤 (下部) (気中)		19.6	—	1140	38.71	$1140 \cos 38.71^\circ + \sigma'_m \sin 38.71^\circ$	742900( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>		
防波壁 (波逐重力擁壁)	改良地盤 (水中)	20.7	10.6	1253	38.71	$1253 \cos 38.71^\circ + \sigma'_m \sin 38.71^\circ$	777300( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>		
	砂礫層	20.0	9.9	0	38.49	$\sigma'_m \sin 38.49^\circ$	55870( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>		
	改良地盤	20.0	9.9	500	0	500	93980( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>		
	基礎捨石 (水中)	20.0	9.9	0	35.00	$20 \cos 35.00^\circ + \sigma'_m \sin 35.00^\circ$	180000( $\sigma'_m/98$ ) <sup>0.5</sup>		

※1  $\sigma'_m$  は各要素における平均有効拘束圧  
 ※2 せん断強度式は  $\tau_f = \sigma'_m \sin \phi_f + C \cos \phi_f$   
 ※3 せん断弾性係数の式は  $G = G_{ms}(\sigma'_m/\sigma'_{ms})^{ms}$ 。ここに  $G_{ms}$  は基準平均有効拘束圧における基準せん断弾性係数、 $\sigma'_{ms}$  は基準平均有効拘束圧、 $mG$  は拘束圧依存性のパラメータ(標準値=0.5)。  
 ※4 せん断弾性係数を求める際の基準平均有効拘束圧については、粘性土は層中央部における平均有効拘束圧を設け、粘性土以外については一律98kN/m<sup>2</sup>(標準値)とする。  
 ※5 粘性土は在来地盤の粘性土ではないため、正規圧密粘土と仮定してモデル化し、『設計事例集 第2編 第1章 p.1-63』に準拠した強度特性( $\phi_f = 30^\circ$ ,  $C=0$ )を設定する。

第 1-44 表 解析用物性値 (構造物)

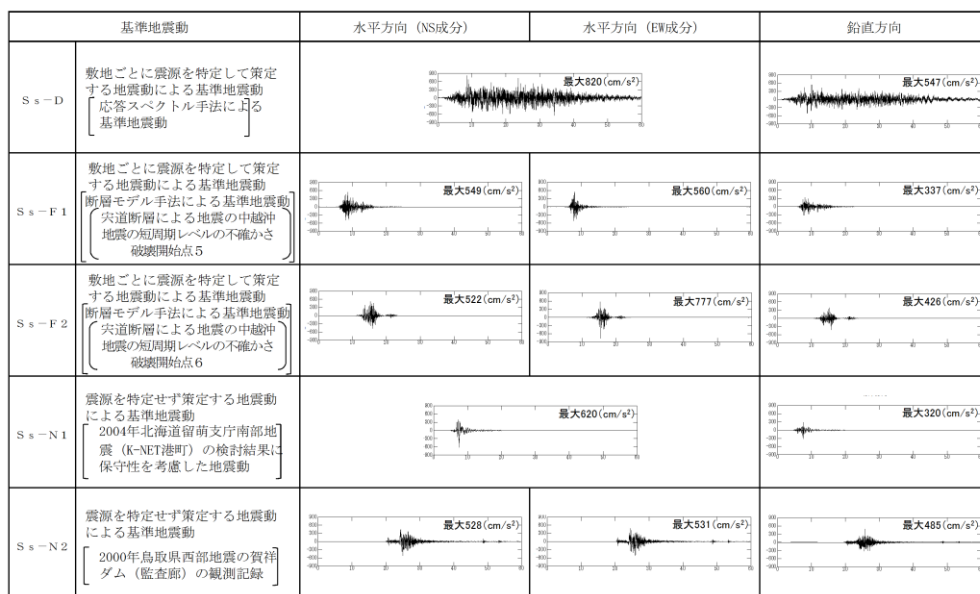
材料種別		物理特性		強度特性			変形特性			
		単位体積重量		粘着力 C (kN/m <sup>2</sup> )	せん断 抵抗角 $\Phi_f$ (°)	せん断強度 T <sub>f</sub> (kN/m <sup>2</sup> )	ヤング率 E (kN/m <sup>2</sup> )	ポアソン比 ν	最大 減衰定数 h <sub>max</sub>	
		飽和, 湿潤 γ <sub>sat</sub> , γ <sub>t</sub> (kN/m <sup>3</sup> )	水中 γ' (kN/m <sup>3</sup> )							
構造物	防波壁 (多重鋼管杭式擁壁)	埋戻土 (掘削スリ) (施設護岸上部)	19.6	-	-	-	2.330×10 <sup>7</sup>	0.20	-	
		埋戻土 (掘削スリ) (施設護岸上部)	19.6	-	-	-	2.330×10 <sup>7</sup>			
	防波壁 (鋼管杭式逆T擁壁)	重力擁壁 (上部)	24.0	-	-	-	2.500×10 <sup>7</sup>			
		重力擁壁 (下部)	22.6	-	-	-	2.200×10 <sup>7</sup>			
	防波壁 (波返重力擁壁)	ケーソン (地盤改良部)	気中	22.9	-	-	-			2.500×10 <sup>7</sup>
			水中	22.9	12.8	-	-			2.500×10 <sup>7</sup>
		ケーソン (輪谷部)	気中	20.9	-	-	-			2.500×10 <sup>7</sup>
			水中	20.9	10.8	-	-			2.500×10 <sup>7</sup>
	共通 防波壁(鋼管杭式逆T 擁壁, 多重鋼管杭式 擁壁)	MMR	MMR	24.0	13.9	-	-			2.500×10 <sup>7</sup>
			埋戻土 (護岸上部)	19.6	-	-	-			2.500×10 <sup>7</sup>
		消波ブロック (空隙率 = 50%)	水中	20.7	10.6	-	-			2.500×10 <sup>7</sup>
			施設護岸 (パラペット)	11.3	6.3	-	-			1.100×10 <sup>7</sup>
		施設護岸 (上部コンクリート)	施設護岸 (パラペット)	24.0	-	-	-			2.330×10 <sup>7</sup>
			施設護岸 (上部コンクリート)	22.6	-	-	-			2.040×10 <sup>7</sup>
施設護岸 (セラーブロック) (コンクリート詰)	気中		23.0	-	-	-	2.330×10 <sup>7</sup>			
	水中		23.0	12.9	-	-	2.330×10 <sup>7</sup>			
施設護岸 (セラーブロック) (黒石詰)	22.0	11.9	-	-	2.330×10 <sup>7</sup>					

第 1-45 表 解析用物性値の準拠基準

解析用物性値		準拠基準
物理特性	飽和, 湿潤 $\gamma_{sat}, \gamma_t$ ( $\text{kN}/\text{m}^3$ )	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋戻土 (掘削スリ), 砂礫層, 改良地盤 (多重鋼管杭式擁壁, 鋼管杭式逆丁擁壁) : 現地調査結果により設定</li> <li>埋戻土 (粘性土), 石材 (基礎捨石, 被覆石, 人工リフト), 砂礫層 (波返重力擁壁), 改良地盤 (波返重力擁壁) : 『港湾基準』に準拠し設定</li> <li>構造物 : 『港湾基準, p.415』および『コンクリート標準示方書 (土木学会, 2002), p.29』に準拠し設定</li> </ul>
	水中 $\gamma'$ ( $\text{kN}/\text{m}^3$ )	
強度特性	粘着力 C ( $\text{kN}/\text{m}^2$ )	<ul style="list-style-type: none"> <li>『港湾構造物設計事例集 第2編 第1章, p.1-69』に準拠し,</li> <li>埋戻土 (掘削スリ, 粘性土) : 0 (<math>\text{kN}/\text{m}^2</math>), 石材 (基礎捨石, 被覆石, 人工リフト) : 20 (<math>\text{kN}/\text{m}^2</math>)</li> <li>『浸透固化処理工法技術マニュアル, p.26』に準拠し,</li> <li>改良地盤 (多重鋼管杭式擁壁, 鋼管杭式逆擁壁) : <math>qu / (2 \times \tan (45^\circ + \phi/2))</math></li> <li>『シフトグラウト工法 技術資料 (第23版), p.21』に準拠し,</li> <li>改良地盤 (波返重力擁壁) : 500<math>\text{kN}/\text{m}^2</math></li> </ul>
	せん断 抵抗角 $\Phi_f$ ( $^\circ$ )	<ul style="list-style-type: none"> <li>埋戻土 (掘削スリ) : 液化化パラメータ設定支援環境 FLIPSIM (Ver.3.0.1) により算定</li> <li>石材 (基礎捨石, 被覆石, 人工リフト) : 『港湾構造物設計事例集 第2編 第1章, p.1-65』に準拠し設定 35°</li> <li>改良地盤 (多重鋼管杭式擁壁, 鋼管杭式逆擁壁) : 原地盤 (埋戻土 (掘削スリ)) 相当の値を設定</li> <li>改良地盤 (波返重力擁壁) : 摺拌系の改良である高圧噴射摺拌工法による改良のため, 安全側である 0° に設定</li> <li>埋戻土 (粘性土) : 『港湾構造物設計事例集 第2編 第1章, p.1-65』に準拠し設定 30°</li> </ul>
変形特性	せん断強度 $T_f$ ( $\text{kN}/\text{m}^2$ )	<ul style="list-style-type: none"> <li>『FLIP取扱説明書, p.8-1』に示された定義式 (<math>\tau = \sigma_m \sin \phi + C \cos \phi</math>) に基づき設定</li> </ul>
	せん断弾性係数 G ( $\text{kN}/\text{m}^2$ )	<ul style="list-style-type: none"> <li>液化化パラメータ設定支援環境 FLIPSIM (Ver.3.0.1) により基準せん断弾性係数 <math>G_{ma}</math> を算出し, 『FLIP取扱説明書, p.8-2』に示された定義式に基づき設定</li> </ul>
	ポアソン比 v	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤 : 『港湾構造物設計事例集 第2編 第1章, p.1-61』に準拠し設定 0.33</li> <li>構造物 : 『コンクリート標準示方書 (土木学会, 2002), p.29』に準拠し設定 0.20</li> </ul>
	最大 減衰定数 $H_{max}$	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土技術政策総合研究所HP公開の『一次元FLIP入力データ作成プログラム1D-MAKER 操作マニュアル, p.14, 19』に準拠し設定</li> <li>埋戻土 (掘削スリ), 石材 (基礎捨石, 被覆石, 人工リフト) : 0.24, 埋戻土 (粘性土) : 0.20</li> </ul>

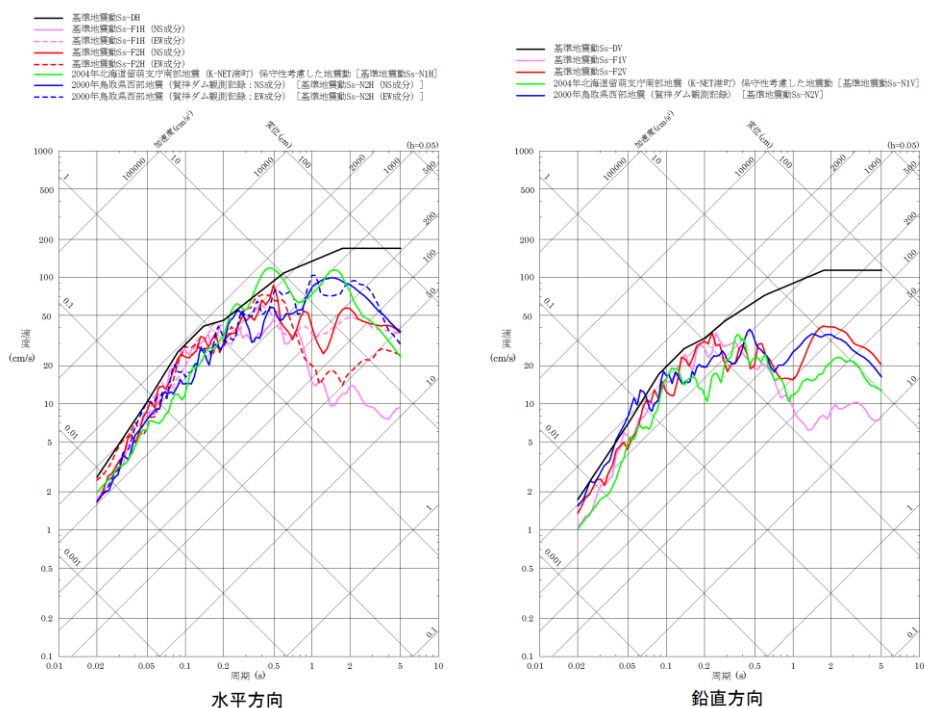
j. 構造成立性評価地震波

構造成立性評価断面（地点）における基準地震動5波の応答結果から、構造成立性評価地震波を選定する。基準地震動 S<sub>s</sub> の時刻歴波形及び応答スペクトルを第 1-116 図及び第 1-117 図に示す。



※ 表中のグラフは各基準地震動の加速度時刻歴波形【縦軸：加速度 (cm/s<sup>2</sup>)，横軸：時間 (s)】

第 1-116 図 基準地震動 S<sub>s</sub> の時刻歴波形



第 1-117 図 基準地震動 S<sub>s</sub> の応答スペクトル

## 防波壁の構造等に関する先行炉との比較

### 1. 比較の観点

島根原子力発電所の防波壁は、多重鋼管杭式擁壁、鋼管杭式逆T擁壁及び波返重力擁壁の3つの構造型式に分かれている。

これらの設計において留意すべき事項を整理するため、島根原子力発電所と先行炉（日本原子力発電(株)東海第二発電所、東北電力(株)女川原子力発電所及び関西電力(株)美浜発電所）の防潮堤等について構造等を比較する。

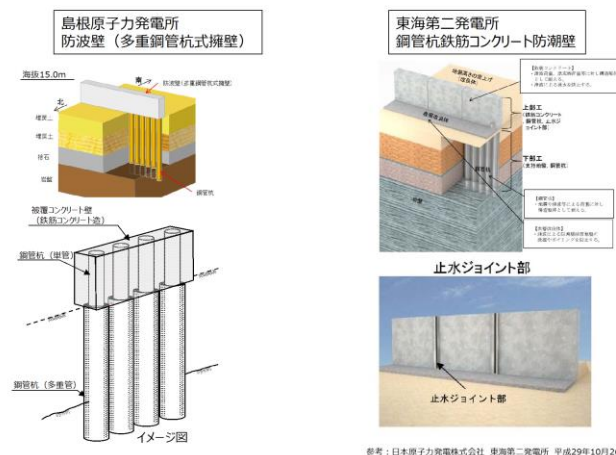
また、先行炉との比較を踏まえ、先行炉実績との類似点を踏まえた設計方針の適用性及び先行炉実績との相違点を踏まえた設計への反映事項を示す。

### 2. 先行炉との比較

#### (1) 多重鋼管杭式擁壁

防波壁のうち多重鋼管杭式擁壁については、岩盤に支持された鋼管杭に上部工として被覆コンクリート壁を設置する構造であることから、類似する先行炉津波防護施設として、東海第二発電所における鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁を選定する。それぞれの構造概要を第1図に示す。

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）は港湾基準の自立矢板式護岸に準拠し設計を行う。島根原子力発電所の防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の構造及び設計条件等に関する特徴を示すとともに、東海第二発電所の鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁と比較を行い、類似点及び相違点を抽出した。類似点についてはその適用性を、相違点についてはそれを踏まえた設計への反映事項を、それぞれ第1表のとおり整理した。



第1図 構造イメージ（島根原子力発電所 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）及び東海第二発電所 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁）

第1表 防波壁（多重鋼管杭擁壁）の構造等に関する先行炉との比較

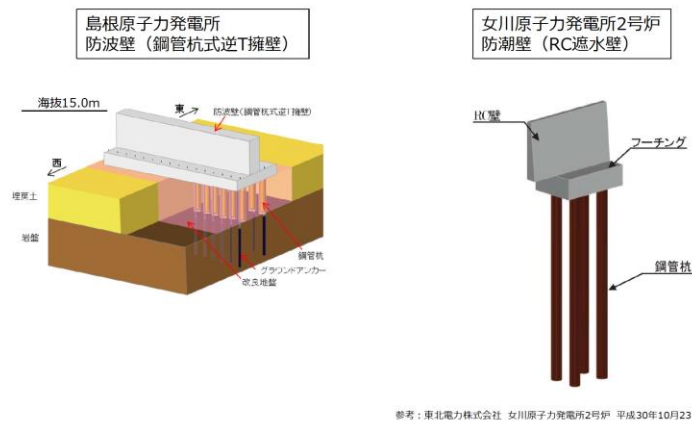
評価項目	島根原子力発電所 防波壁（多重鋼管杭式擁壁） の構造等	先行炉の構造等*	島根原子力発電所と先行炉との比較		先行炉実績との類似点を踏まえた設計 方針の 適用性	先行炉実績との相違点を踏まえた設計 への 反映事項	
		日本原子力発電(株) 東海第二発電所 （鋼管杭鉄筋コンクリート防 潮壁）	類似点	相違点			
防波壁の構造	下部工の構造	・鋼管杭は岩盤に支持させる。	・鋼管杭を岩盤に支持。	－	・同様の支持形態である。	－	
		・上部工から伝達される荷重に耐える構造とするため、鋼管杭（多重鋼管杭）を採用する。	・鋼管杭（単管）を採用する。	－	・鋼管杭の構造の違い	－	・多重鋼管杭が一体として挙動することを、水平載荷実験により確認している。
		・鋼管杭の許容限界：（曲げ）降伏モーメント（せん断）せん断応力度	・鋼管杭の許容限界：短期許容応力度	－	・鋼管杭の許容限界の違い	－	・鋼管杭の許容限界について、道路橋示方書・同解説（平成14年3月）に基づき、曲げについては降伏モーメント、せん断についてはせん断応力度をそれぞれ設定し、設計する。
		・遮水性保持のために、防波壁背後に地盤改良を実施する。	・遮水性保持のために、海側にシートパイルを施工する。	－	・遮水性保持を期待する設備の違い	－	・今後、2次元動的FEM解析により改良地盤の健全性を確認する。
	上部工の構造	・鋼管杭間からの津波の浸水を防止する観点で、鋼管杭を鉄筋コンクリートで被覆する。 ・地震荷重並びに津波荷重は、鋼管で負担する設計としている。	・鋼管杭間からの津波の浸水を防止する観点で、鋼管杭を鉄筋コンクリートで被覆する。 ・地震荷重並びに津波荷重を全て鉄筋コンクリートで負担できる設計としている。	－	・遮水性を確保する部材の設計方針の違い	－	・今後、3次元静的FEM解析により被覆コンクリート壁の健全性を確認する。
止水対策	止水目地	・止水目地材として、相対変形量に応じ、ゴムジョイント若しくはシートジョイントを採用する。 ・設置箇所：防波壁の陸側に設置する。 ・止水目地の許容限界：メーカー規格及び今後必要に応じて実施する性能試験に基づく許容変形量及び許容水圧以下とする。	・止水目地材として、相対変形量に応じ、シートジョイントを採用する。 ・設置箇所：防潮堤の堤内側と堤外側に設置する。 ・止水目地の許容限界：許容変形量、許容引張強度	・同等の仕様の止水目地を採用している。	・止水目地は、防波壁の陸側に設置する。	・同様の止水目地材の採用であることから、先行炉の止水目地の設計方針が適用可能である。	・止水目地取り換え時に一時的に遮水性が確保できなくなることが懸念されるが、耐用年数が30年であり、経年劣化による取り換えは不要と考えられる。万一取り換えの必要が生じた場合については、津波襲来までの時間で取り換えを行うよう、今後運用面の手順を整備する。
液状化影響に関する設計への反映	・液状化検討対象層（埋戻土（掘削スリ、砂礫層））に対して、液状化試験結果及び有効応力解析（FLIP）の簡易設定法に基づき液状化強度特性を設定する。	・液状化検討対象層に対して、液状化試験結果を踏まえ、地盤を強制的に液状化させる条件（豊浦標準砂の考慮）も含めて保守的な液状化強度特性を設定する。	－	・液状化強度特性の設定において、有効応力解析（FLIP）の簡易設定法を採用している。	－	・簡易設定法による液状化強度比が、液状化強度試験に基づく液状化強度特性より保守的となっていることを確認している。 ・別途、「地盤の液状化強度特性」の審査において説明する。	

※先行炉の情報に係る記載内容については、会合資料等をもとに弊社の責任において独自に解釈したものです。

## (2) 鋼管杭式逆T擁壁

防波壁のうち鋼管杭式逆T擁壁については、岩盤に支持された鋼管杭上に上部工として鉄筋コンクリート壁を設置する構造であることから、類似する先行炉津波防護施設として、女川原子力発電所2号炉における防潮壁（RC遮水壁）を選定する。それぞれの構造イメージを第2図に示す。

防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）は港湾基準の外郭施設（護岸）に準拠し設計を行う。島根原子力発電所の防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の構造及び設計条件等に関する特徴を示すとともに、女川原子力発電所2号炉の防潮壁（RC遮水壁）と比較を行い、類似点及び相違点を抽出した。類似点についてはその適用性を、相違点についてはそれを踏まえた設計への反映事項を、それぞれ第2表のとおり整理した。



第2図 構造イメージ（島根原子力発電所 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）及び女川原子力発電所2号炉 防潮壁（RC遮水壁））

第2表 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）の構造等に関する先行炉との比較

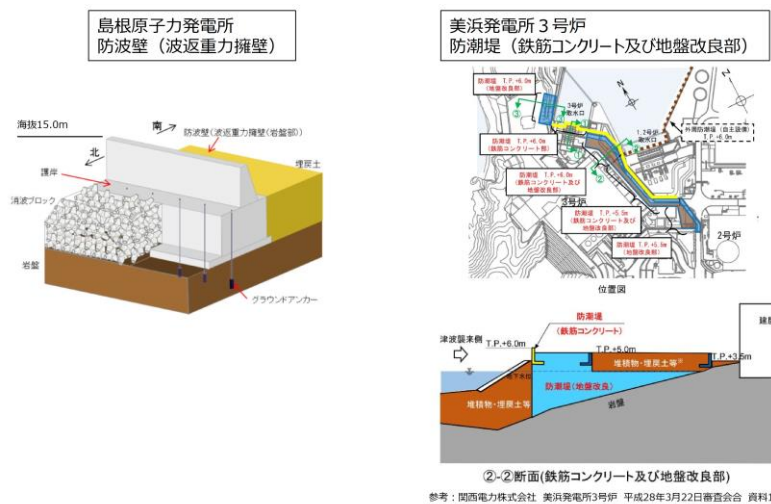
項目	島根原子力発電所 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁） の構造等	先行炉の構造等*	島根原子力発電所と先行炉との比較		先行炉実績との類似点を 踏まえた設計方針の 適用性	先行炉実績との相違点を 踏まえた設計への 反映事項	
		東北電力(株) 女川原子力発電所2号炉 防潮壁（RC遮水壁）	類似点	相違点			
防波壁の構造	下部工の構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼管杭は岩盤に支持させる。</li> <li>杭頭部は、ヒンジ結合として設計</li> <li>鋼管杭の許容限界： （曲げ）降伏モーメント （せん断）せん断応力度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼管杭は岩盤に支持させる。</li> <li>杭頭部は、剛結合として設計</li> <li>鋼管杭の許容限界： （曲げ）降伏強度以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼管杭を岩盤に支持させる設計とする。</li> <li>鋼管杭の許容限界を降伏強度に基づき設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>杭頭部をヒンジ結合として設計している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>許容限界については、降伏強度に基づく考え方となっており、先行炉の設計方針が適用可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>杭頭を剛結とした場合についても成立性を確認する。</li> <li>今後、模型実験により杭頭部の力学挙動を確認する。</li> </ul>
	上部工の構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート製の逆T擁壁を地上部に設置する。</li> <li>逆T擁壁（鉄筋コンクリート）の許容限界：短期許容応力度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート製の遮水壁を地上部に設置する。</li> <li>遮水壁の許容限界： （曲げ）降伏耐力以下 （せん断）せん断耐力以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼管杭に支持された鉄筋コンクリート壁を地上部に設置する。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>同様の構造である。先行炉の上部工の設計方針が適用可能である。</li> </ul>	—
止水対策	止水目地	<ul style="list-style-type: none"> <li>止水目地材として、相対変形量に応じ、ゴムジョイント若しくはシートジョイントを採用する。</li> <li>設置箇所：防波壁の陸側に設置する。</li> <li>止水目地の許容限界： メーカー規格及び今後必要に応じて実施する性能試験に基づく許容変形量及び許容水圧以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>止水目地材として、相対変形量に応じ、シートジョイントを採用する。</li> <li>設置箇所：防潮堤の堤内側と堤外側に設置する。</li> <li>止水目地の許容限界： 許容変形量、許容引張強度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同等の仕様の止水目地を採用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>止水目地は、防波壁の陸側に設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同様の止水目地材の採用であることから、先行炉の止水目地の設計方針が適用可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>止水目地取り換え時に一時的に遮水性が確保できなくなることが懸念されるが、耐用年数が30年であり、経年劣化による取り換えは不要と考えられる。万一取り換えの必要が生じた場合については、津波襲来までの時間で取り換えを行うよう、今後運用面の手順を整備する。</li> </ul>
液状化影響に関する設計への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>液状化検討対象層（埋戻土（掘削ズリ、砂礫層））に対して、液状化試験結果及び有効応力解析（FLIP）の簡易設定法に基づき液状化強度特性を設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>液状化検討対象層に対して、液状化試験結果を踏まえ、地盤を強制的に液状化させる条件（豊浦標準砂の考慮）も含めて保守的な液状化強度特性を設定する。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>液状化強度特性の設定において、有効応力解析（FLIP）の簡易設定法を採用している。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>簡易設定法による液状化強度比が、液状化強度試験に基づく液状化強度特性より保守的となっていることを確認している。</li> <li>別途、「地盤の液状化強度特性」の審査において説明する。</li> </ul>	



### (3) 波返重力擁壁

防波壁のうち波返重力擁壁については、岩盤上にMMR及びケーソンを介して鉄筋コンクリート壁を設置する構造であることから、類似する先行炉津波防護施設として、美浜発電所における防潮堤（鉄筋コンクリート及び地盤改良部）を選定する。それぞれの構造イメージを第3図に示す。

防波壁（波返重力擁壁）は港湾基準の外郭施設（護岸）に準拠し設計を行う。島根原子力発電所の防波壁（波返重力擁壁）の構造及び設計条件等に関する特徴を示すとともに、美浜発電所3号炉の防潮堤（鉄筋コンクリート及び地盤改良部）と比較を行い、類似点及び相違点を抽出した。類似点についてはその適用性を、相違点についてはそれを踏まえた設計への反映事項を、それぞれ第3表のとおり整理した。



第3図 構造イメージ（島根原子力発電所 防波壁（波返重力擁壁）及び美浜発電所 防潮堤（鉄筋コンクリート及び地盤改良部））

第3表 防波壁（波返重力擁壁）の構造等に関する先行炉との比較

項目	島根原子力発電所 防波壁（波返重力擁壁）	先行炉の構造*	島根原子力発電所と先行炉との比較		先行炉実績との類似点を 踏まえた設計方針の 適用性	先行炉実績との相違点を 踏まえた設計への 反映事項	
		関西電力(株) 美浜発電所3号炉 防潮堤 (鉄筋コンクリート及び地盤改良部)	類似点	相違点			
防波壁の構造	下部工の構造	・下部工（ケーソン）は、岩盤若しくは改良地盤に支持させる。なお、上部工（重力擁壁）を直接岩盤若しくは MMR に支持させる箇所がある。	・下部工（改良地盤）は、岩盤に支持させる。	・下部工（コンクリート構造物若しくは改良体）を岩盤に支持させる設計とする。	・下部工（ケーソン）は、鉄筋コンクリート製であり、複数の隔壁を有する構造である。	・同様の支持形態であることから、岩盤の支持機能の照査においては先行炉の下部工の設計方針が適用可能である。	・下部工（ケーソン）の構造を踏まえ、3次元モデルにより各部位の照査を行う。
	上部工の構造	・鉄筋コンクリート製の重力擁壁を地上部に設置する。 ・重力擁壁（鉄筋コンクリート）の許容限界：短期許容応力度	・鉄筋コンクリート製の防潮堤を地上部に設置する。 ・防潮堤の許容限界：短期許容応力度	・コンクリート構造物若しくは改良体に支持された鉄筋コンクリート壁を地上部に設置する。 ・許容限界は、短期許容応力度とする。	—	・同様の構造及び許容限界の設定である。先行炉の上部工の設計方針が適用可能である。	—
止水対策	止水目地	・止水目地材として、相対変形量に応じ、ゴムジョイント若しくはシートジョイントを採用する。 ・設置箇所：防波壁の陸側に設置する。 ・止水目地の許容限界： メーカー規格及び今後必要に応じて実施する性能試験に基づく許容変形量及び許容水圧以下とする。	・止水目地材として、相対変形量に応じ、シートジョイントを採用する。 ・設置箇所：防潮堤の堤内側と堤外側に設置する。 ・止水目地の許容限界： 許容変形量、許容引張強度	・同等の仕様の止水目地を採用している。	・止水目地は、防波壁の陸側に設置する。	・同様の止水目地材の採用であることから、先行炉の止水目地の設計方針が適用可能である。	・止水目地取り換え時に一時的に遮水性が確保できなくなることが懸念されるが、耐用年数が30年であり、経年劣化による取り換えは不要と考えられる。万一取り換えの必要が生じた場合については、津波襲来までの時間で取り換えを行うよう、今後運用面の手順を整備する。
液状化影響に関する設計への反映		・液状化検討対象層（埋戻土（掘削ズリ、砂礫層））に対して、液状化試験結果及び有効応力解析（FLIP）の簡易設定法に基づき液状化強度特性を設定する。	・液状化検討対象層に対して、液状化試験結果を踏まえ、保守的な液状化強度特性を設定する。	—	・液状化強度特性の設定において、有効応力解析（FLIP）の簡易設定法を採用している。	—	・簡易設定法による液状化強度比が、液状化強度試験に基づく液状化強度特性より保守的となっていることを確認している。 ・別途、「地盤の液状化強度特性」の審査において説明する。

### 3. 先行炉との比較結果のまとめ

- ・島根原子力発電所の防波壁の構造及び設計条件等に関する類似する先行炉の津波防護施設との比較を踏まえ、防波壁は先行炉の設計方針を適用して設計を行う。

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）：東海第二発電所 鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁

防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）：女川原子力発電所 2号炉 防潮壁（RC 遮水壁）

防波壁（波返重力擁壁）：美浜発電所 防潮堤（鉄筋コンクリート及び地盤改良部）

- ・また、多重鋼管杭の許容限界については、道路橋示方書・同解説（平成14年3月）を踏まえた降伏モーメント（曲げ）及びせん断応力度（せん断）とする。
- ・防波壁の液状化影響の設計の反映に関して、液状化検討対象層に対する液状化試験結果に基づく保守的な液状化強度特性を設定する点については先行炉と同様であるが、有効応力解析（FLIP）の簡易設定法に基づき液状化強度特性を設定していることから、その適用性や実績について今後詳細に説明する。

## 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の構造概要

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の杭頭部構造について、一般部と取水路横断部で構造が異なっている。それぞれの杭頭部の状況を第1図に示す。

### 【一般部】

- ・4重管のうち、最内管のφ1600のみ地上部に突出させ、φ1800、φ2000、φ2200の杭頭上部からφ1600の杭頭まで、鉄筋コンクリートで被覆する構造としている。

### 【取水路横断部】

- ・取水路横断部では2号炉取水管を横断するため、取水管の両側に鋼管杭を追加した構造としている。
- ・地震時及び津波時に被覆コンクリート直下の杭と隣接する追加杭が荷重を分担するように、地上付近（EL+6.7m～+8.2m）で杭頭連結材にて連結し、内部をコンクリートで充填している。杭頭連結材上部から最内管上端まで鉄筋コンクリートで被覆する構造としている。



第1図 杭頭部の状況

防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の構造概要

防波壁のうち鋼管杭式逆 T 擁壁について、設置の経緯を第 1 図のとおり整理した。

	当初設計時（杭頭を剛結とした場合）	現在（杭頭をヒンジ結合とした場合）
鋼管杭の曲げモーメント図		
設計の考え方	<p>・防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の杭頭部の結合方式を剛結とすると杭頭部の曲げモーメントが降伏モーメントを超え、杭が降伏する結果となった。</p>	<p>・当初設計時の杭の設計で杭頭部における曲げモーメントを減少させ、概ね弾性範囲内となるよう杭頭部の結合方式にヒンジ結合を採用した。</p> <p>・杭頭部の結合方式をヒンジ結合とすることに伴い、鋼管杭の変形を抑制し、構造成立性を確保するため鋼管杭周辺において薬液注入工法による地盤改良を実施した。</p> <p>・防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の杭頭部については、地震により杭頭部に曲げモーメントが作用するが、作用する曲げモーメントが小さい状態では杭頭部は剛として挙動し、曲げモーメントが増加すると杭頭部補強鉄筋周辺のコンクリートにクラックが発生し、ヒンジ状態に移行する。したがって、杭頭部の設計の考え方としては、曲げモーメントが大きい設計荷重状態ではヒンジ結合として挙動すると考えているため、模型実験により杭頭部の力学的特性について確認するとともに、杭頭部に曲げモーメントが発生する剛結による影響検討も行い、両ケースについて防波壁に損傷が発生しないことを確認し詳細設計段階において説明する。</p>

第 1 図 防波壁（鋼管式逆 T 擁壁）の設計の経緯

防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）は、十分な支持地盤（堅硬な岩盤）に鋼管杭を設置し、支持力評価においては、先端支持力のみに期待している。鋼管杭の支持岩盤確認については、地盤調査の頻度による誤差を考慮し、事前ボーリング調査に加え、施工時のクローラードリルによる岩盤深さ確認等を入念に実施した。また、その上で、鋼管杭を設置する際には、先端部の岩盤を採取して目視確認することで鋼管杭全周の岩盤支持をより確実なものとした。なお、支持岩盤の支持力については、2号炉原子炉設置許可申請時で実施した平板載荷試験結果に基づき十分な支持力を有していると判断していたが、以下、示方書及び設計標準などによると、杭支持機構について以下の記載がされているため、支持岩盤の更なる支持力確認として、現地試験を実施した。

「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編（平成 24 年 3 月）」によると、杭基礎の多様な支持層（N 値が 20 程度以上の粘性土層や N 値が 30 程度以上の砂層、砂れき層等）に対する根入れ深さの一般的な考え方が記載されている。

・杭基礎はその支持機構において杭先端の支持力を考慮するかどうかにより支

持杭と摩擦杭とに大別される。長期的な基礎の変位を防止するためには一般的には支持杭とすることが望ましい。(中略) 支持杭においては、杭の支持層への根入れ深さは一般に杭径程度以上確保するのがよい。

- ・地盤調査結果等に基づき設定した支持層の深さには、地盤調査の頻度や地盤の不均一性等による誤差が含まれていることを考慮し、杭長はある程度余裕を見込み、0.5m 刻み程度で決定するのがよい。

$$R_u = q_d A + U \sum L_i f_i$$

$q_d$ : 杭先端における単位面積あたりの極限支持力度 (kN/m<sup>2</sup>)

$A$ : 杭先端面積 (m<sup>2</sup>)

一般産業施設での設計事例について、「鉄道構造物等設計標準・同解説 基礎構造物 (平成24年1月)」によると、鉄道の高架橋などにおける杭の根入れ深さについて、以下の記載がされている。

- ・支持層が硬質粘性土または軟岩の場合の最小根入れ深さは、施工試験および載荷試験結果等に基づき別途適切に設定するのがよいが、一般的に公称径の1/2程度としてよい。

$$q_{tk} = 5.1 c \leq 9000$$

$$q_{tk} = 51 N \leq 9000$$

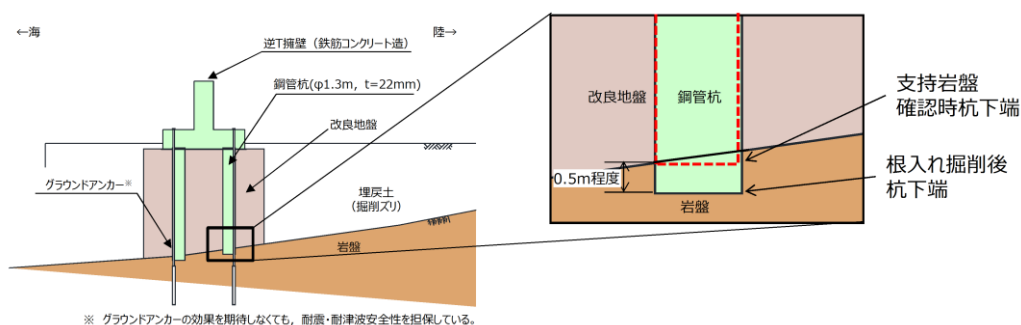
ここに、 $q_{tk}$ : 杭の基準先端支持力度 (kN/m<sup>2</sup>)

(場所打ち杭工法、硬質粘性土または軟岩 (参考式))

$N$ : 杭先端のN値 (N値50以上では換算N値としてよい)

杭先端から下方3Dの区間のN値 D: 杭の設計径

$c$ : 地盤材料試験 (一軸圧縮試験等) により求めた粘着力度 (kN/m<sup>2</sup>)

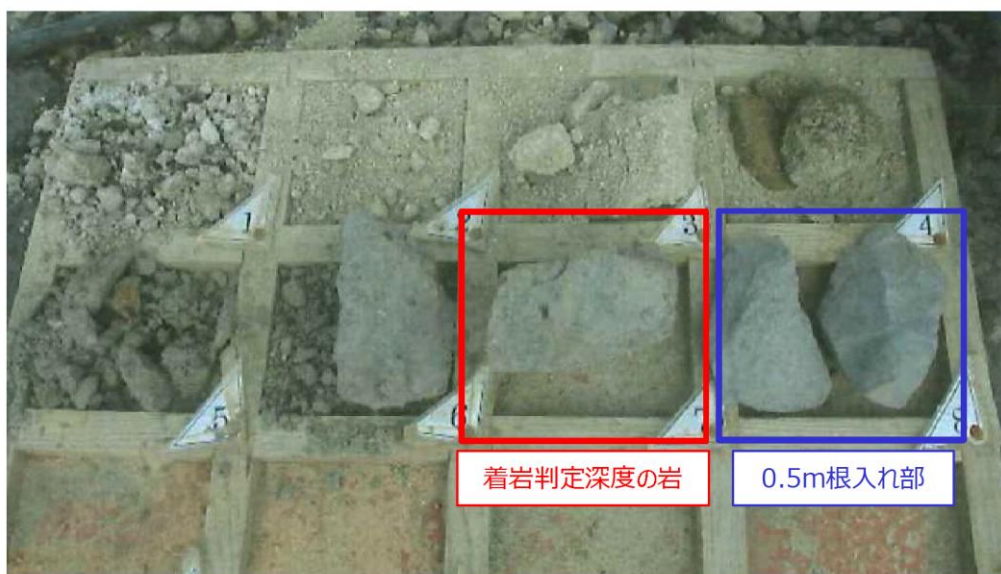


第2図 鋼管杭根入れ状況イメージ図

防波壁 (鋼管杭式逆 T 擁壁) の鋼管杭は着岩判定後、支持岩盤の不陸を考慮し、施工上の配慮として0.5m程度 (0.5d) の岩盤根入れ深さを確保した。以下

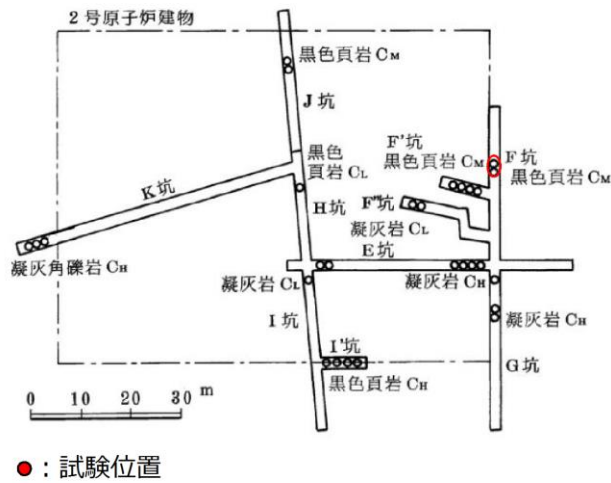
に鋼管杭設置に係る施工手順を示す。

- ①支持岩盤の深さは、既往のボーリング調査及び既往ボーリング調査を踏まえて推定した岩盤線の変化点におけるクローラードリルによる調査から確認した。
- ②全旋回掘削機により掘削を行い、着岩予定深度の手前から約1m掘削を進める度に、掘削先端部の掘削土を採取した。また、施工時は全旋回掘削機の回転トルク値を確認し、支持岩盤の深度付近でのトルク値上昇を判断材料とした。
- ③着岩手前では、採取した掘削土に埋戻土（掘削ズリ）が含まれるが、既往の調査から想定される着岩深度に達し、且つ、新鮮な堅岩が採取されることを目視確認することで、鋼管杭の全周が着岩したと判定した。なお、目視確認は、ボーリングデータを参考に、着岩深度で採取した岩塊が浸食等による丸みを帯びておらず、鋭利であることなどを確認し、新鮮な堅岩であると判断した。（第3図参照）
- ④着岩判定後、支持岩盤の不陸を考慮し、鋼管杭全周を確実に岩盤支持させるため、更に0.5m程度（0.5d）掘削して掘削完了し、鋼管杭を設置した。

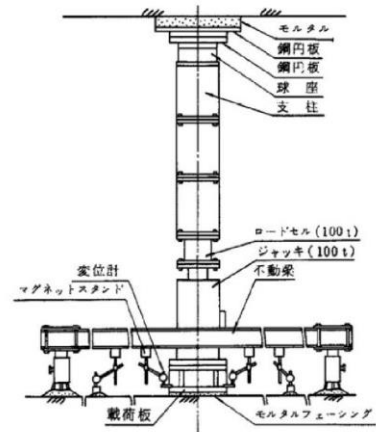


第3図 防波壁（鋼管杭式逆T擁壁）支持岩盤目視確認例

防波壁（鋼管杭式逆T字擁壁）の鋼管杭の支持岩盤は主にCM級～CH級岩盤であり、2号炉原子炉設置許可申請で実施した試掘坑での平板載荷試験結果に基づき、支持力照査にはCM級岩盤の極限支持力を用いることとしている。平板載荷試験の概要を第4図に、平板載荷試験結果を第5図に示す。

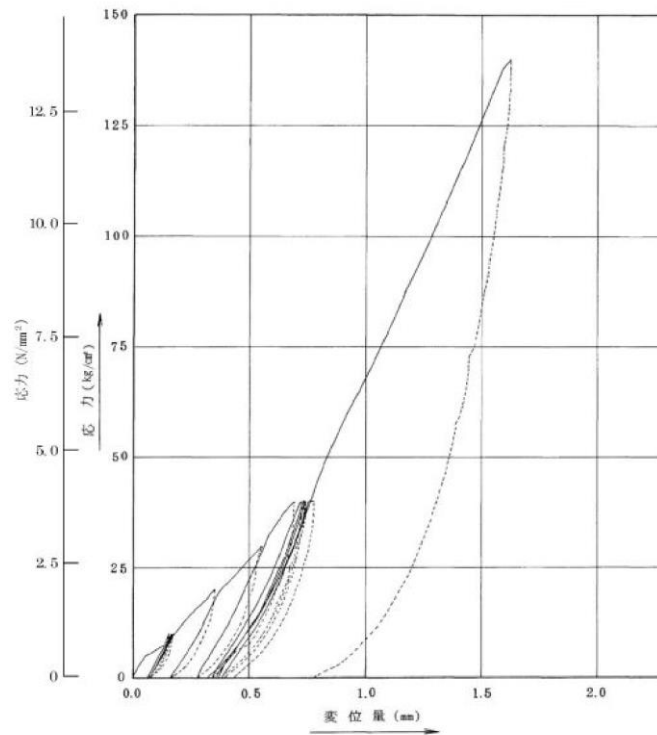


平板載荷試験位置図(2号試掘坑平面図)



平板載荷試験装置

第4図 防波壁(鋼管杭式逆T擁壁) 平板載荷試験概要



第5図 防波壁(鋼管杭式逆T擁壁) 平板載荷試験結果

防波壁(鋼管杭式逆T字擁壁)の鋼管杭は岩盤を支持層としていることから、更なる支持力の確認として、島根原子力発電所で現地試験を実施して支持岩盤



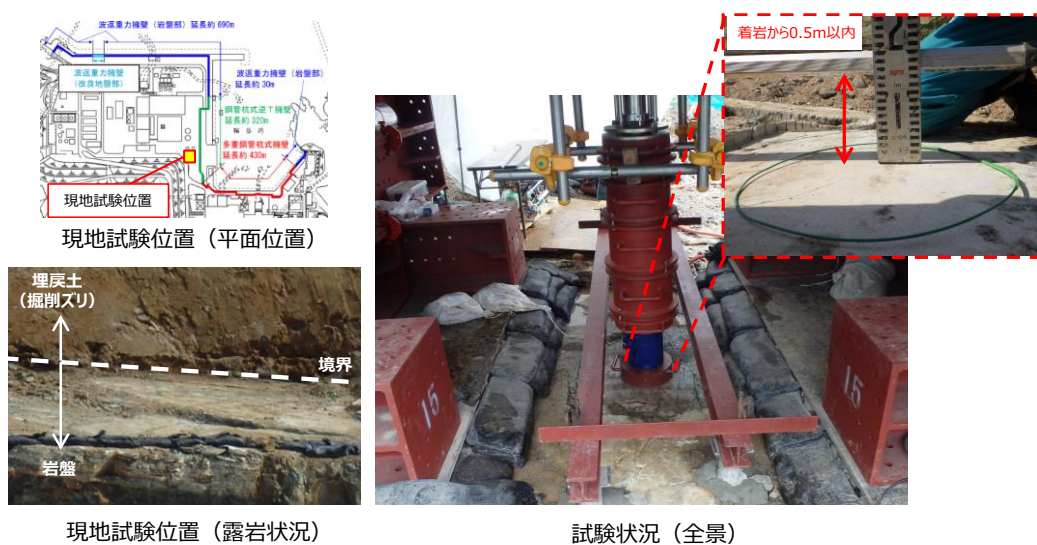
の支持力を評価することとした。

現地試験方法について、防波壁（鋼管杭式逆 T 字擁壁）の鋼管杭の支持力評価に当たっては、周面摩擦力による抵抗に期待しない設計としていることから、先端支持力を直接計測できる「平板載荷試験」を選定した。

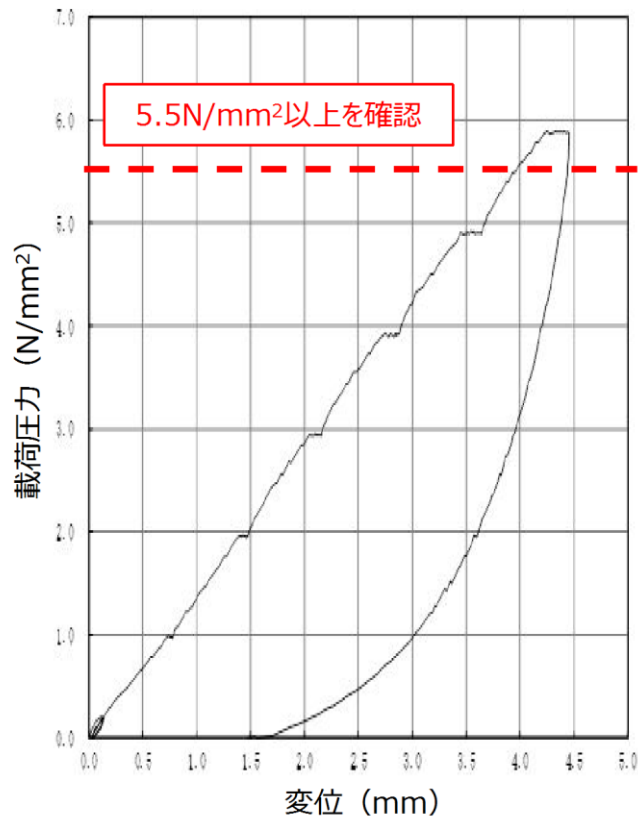
平板載荷試験について、防波壁（鋼管杭式逆 T 字擁壁）の支持岩盤と同種の岩盤が出現するまで掘削し、実際の鋼管杭の根入れ深さと同様に、着岩から 0.5m 以内の深度で試験を実施した。なお、試験は地盤工学会の「JGS 1521：地盤の平板載荷試験方法」に基づいた方法とし、試験用荷重は地震時と津波時を包絡した鋼管杭（ $\Phi 1,300\text{mm}$ ,  $t=22\text{mm}$ ）1 本あたりの杭先端の設計支持力度に余裕を考慮した荷重とした（単位面積当たりの載荷条件  $5.5\text{N}/\text{mm}^2$ ）。

平板載荷試験の結果、最大荷重作用時において弾性挙動が確認された。以上より、支持岩盤については、極限支持力度が地震時及び津波時の設計支持力度以上であり、十分な強度を有している。

平板載荷試験の概要を第 6 図に、平板載荷試験結果を第 7 図に示す。



第 6 図 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）平板載荷試験概要



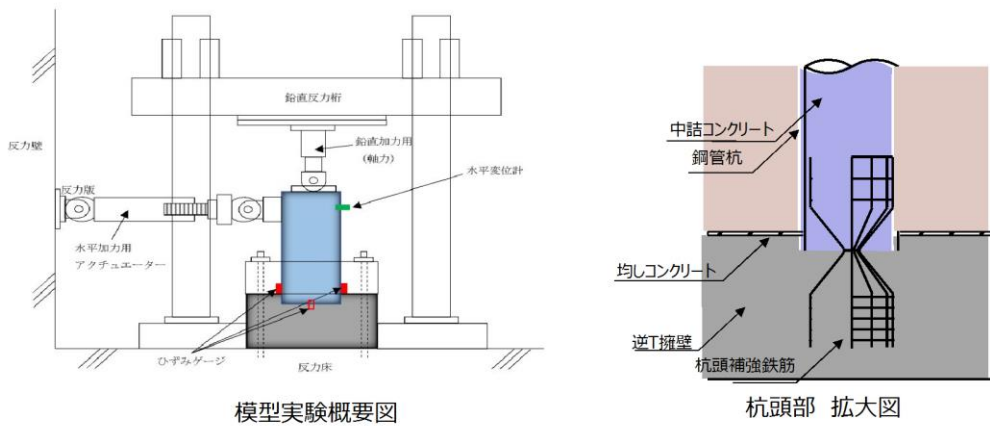
第7 図 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）平板載荷試験結果

「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編（平成29年11月）」によると、杭とフーチングとの接合部について、以下の記載がされている。

- ・原則として剛結としているが、剛結としない場合には、接合方法の力学特性等を実験等により検証したうえで、個別にモデル化等について検討する必要がある。

上記を踏まえ、ヒンジ結合として設計・施工した防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の杭頭部について、模型実験により地震荷重もしくは津波荷重が作用した際の杭頭部の力学挙動が剛からヒンジへ移行することを確認する。

模型実験はスケール効果による影響を小さくする観点から出来るだけ実機に近いサイズでの実験となるよう、1/2の模型縮尺とする。模型実験の概要図を第8 図に示す。

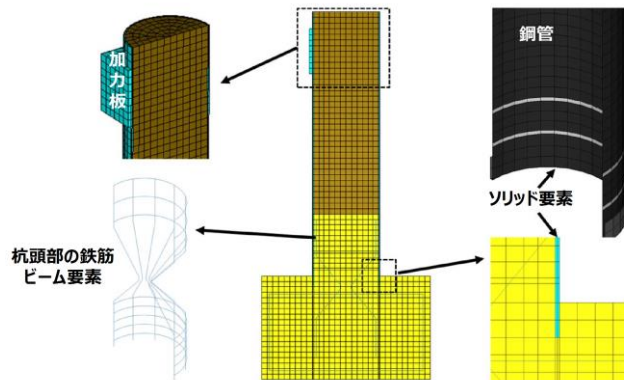


第 8 図 模型実験概要図

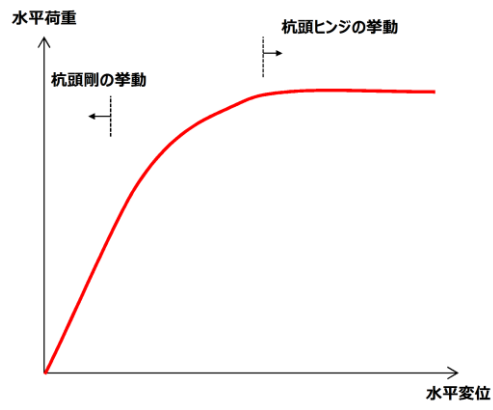
詳細設計段階においては、以下の検討により、杭頭部の力学的挙動の確認を行う。

- 模型実験から得られる荷重－変位曲線を踏まえ、耐震・耐津波設計における荷重範囲における杭頭部の挙動が、杭頭剛と杭頭ヒンジの中間的な挙動であることを確認する。
- 実験結果の妥当性を確認するため、実験模型をモデル化した 3 次元静的 F E M 解析により、実験結果の再現解析を実施する。
- 数値解析により、杭頭部を剛とした場合とヒンジ状態とした場合の耐震性及び耐津波性に係る評価結果を示すとともに、底盤が概ね弾性状態であることを確認する。

3 次元静的 F E M 解析モデル概要図を第 9 図に、実験結果に基づく荷重－変位曲線第 10 図に示す。



第 9 図 3 次元静的 F E M 解析モデル概要図 (イメージ)



第 10 図 実験結果に基づく荷重—変位曲線 (イメージ)

## 防波壁（波返重力擁壁）の構造概要

## 1. 防波壁（波返重力擁壁）設置の経緯

防波壁（波返重力擁壁）における重力擁壁の設置の経緯を以下に示す。

3号造成時	申請時	改良地盤の追加
<p>※ クラウドアンカーの効果が期待できず、耐震・耐摩耗安全性を担保している。</p>	<p>※ クラウドアンカーの効果が期待できず、耐震・耐摩耗安全性を担保している。</p>	<p>※ クラウドアンカーの効果が期待できず、耐震・耐摩耗安全性を担保している。</p>
<p>・防波壁（波返重力擁壁）を設置する範囲には、3号機増設に伴い設置したケーソン式構造で安定性の高い護岸（T.P.+10m）が既に設置されている。</p> <p>・既設の護岸は、日本海の冬季波浪に耐える頑健性の高い構造としていた。</p>	<p>・平成23年3月の東北地方太平洋沖地震を踏まえた安全対策として、津波による敷地内への浸水を防止するため既設の護岸を嵩上げ（T.P.+15m）した。</p> <p>・左記に示した既設の護岸の特徴を踏まえ、既設の護岸を流用した構造型式とすることが、施工上、構造上適切と判断した。</p> <p>・波返重力擁壁は既設の護岸の波返壁を巻き込む構造とすることから、相互の付着力が必要となるため、防波壁の施工前に、既存の護岸の波返壁表面に目荒らしを実施した。また、波返重力擁壁の主筋を既設の護岸に挿し込むことにより既設の護岸との一体化を図った。</p>	<p>・一部、砂礫層が介在する箇所に対して高圧噴射攪拌工法により地盤改良を実施した。</p>
天端高さ▽T.P.+10m	天端高さ▽T.P.+15m	天端高さ▽T.P.+15m

第1図 防波壁（波返重力擁壁）の設置の経緯

## 2. 重力擁壁の既設と新設の一体性検討

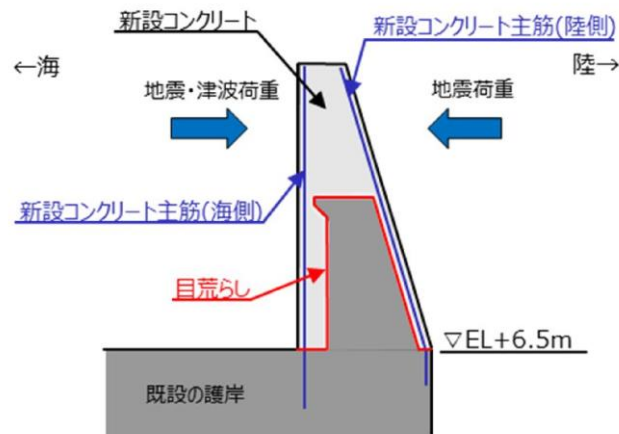
## (1) 重力擁壁の構造について

重力擁壁は、津波による敷地内への浸水を防止するため、既設の護岸を嵩上げた構造としている。

新設コンクリートは、既設の護岸の重力擁壁表面に目荒らしを行い、既設コンクリートを巻き込むように打設し、新設コンクリートに配置する鉄筋を既設の護岸に定着することにより、既設コンクリートと新設コンクリートの一体化を図っている。

したがって、設置許可段階においては、新設コンクリート主筋の既設の護岸への定着長と新設コンクリートの付着強度について確認する。

新設コンクリート主筋定着部の定着長と付着強度確認試験結果について次頁に示す。重力擁壁の構造図を第2図に、施工状況を第3図に示す。



第2図 重力擁壁の構造図



第3図 施工状況写真

(2) 主筋定着部の定着長について

新設コンクリートの主筋は、「コンクリート標準示方書」に示される引張鉄筋の基本定着長に基づき定着長を算定し、既設の護岸に定着させている。

コンクリート標準示方書に示される引張鉄筋の基本定着長の算定式

$$l_d = \alpha \frac{f_{yd}}{4f_{bod}} \phi$$

ここで、  
 $\phi$  : 主鉄筋の直径  
 $f_{yd}$  : 鉄筋の設計引張降伏強度  
 $f_{bod}$  : コンクリートの設計付着強度  
 $\alpha$  : 係数

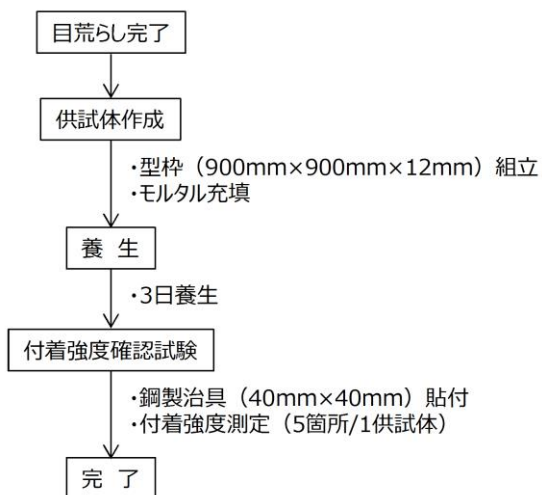
(3) 付着強度確認試験結果について

新設コンクリートの付着力を高め、既設と新設の一体化を確実なものとするため、既設コンクリート表面の目荒らしを実施している。

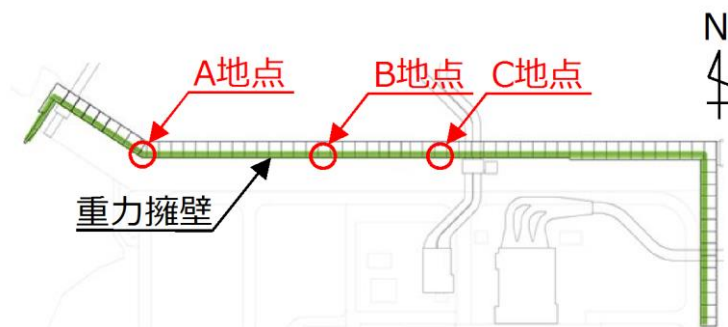
目荒らしについては、目標とする付着強度を「表面保護工法 設計施工指針(案) [工種別マニュアル編] 土木学会 断面修復工マニュアル p221」を参考に設定し、同指針(案)で示されている 1.0N/mm<sup>2</sup> に裕度を加えた

1. 5N/mm<sup>2</sup> を管理基準とした。

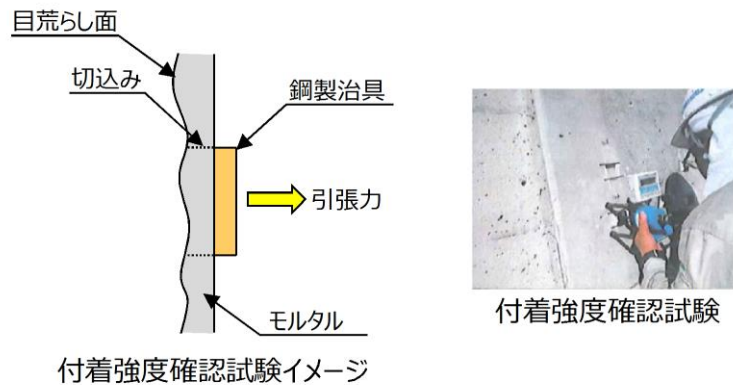
付着強度については、事前に付着強度確認試験を実施し、目荒らし後の付着強度が 1.5N/mm<sup>2</sup> 以上であることを確認した。付着強度確認試験の試験手順を第 4 図に、試験場所を第 5 図に、試験イメージ図及び試験状況写真を第 6 図に、試験結果を第 1 表に示す。



第 4 図 試験手順



第 5 図 付着強度確認場所



付着強度確認試験イメージ

第 6 図 試験イメージ図及び試験状況写真

第 1 表 付着強度確認試験結果

単位：N/mm<sup>2</sup>

供試体 NO	試験場所		
	A地点	B地点	C地点
1	1.71	1.78	1.76
2	1.61	1.66	1.72
3	1.72	1.88	1.66
4	1.74	1.63	1.84
5	1.60	1.99	1.58

(4) 主筋定着部の評価方法について

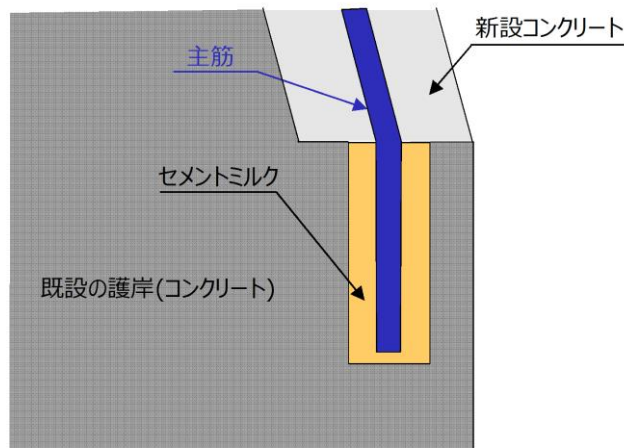
主筋定着部の施工は、コアドリル又はパーカッションドリルを使用して既設の護岸のコンクリートを削孔し、主筋建込後、周囲にセメントミルクを注入する手順としている。定着部の構造を第 7 図に示す。

「各種合成構造設計指針・同解説 日本建築学会」においては、上記の施工手順で施工されたアンカーボルトは、「その他のアンカーボルト」のうち、「型抜きアンカー」に該当すると判断できる。型抜きアンカーの許容耐力については、「実験等により確認し、使用条件および施工条件を考慮し、本指針に準じて適切な安全率を見込んだ許容耐力をきめる」とあることから、詳細設計段階において、島根 2 号炉の重力擁壁の施工条件を考慮した模型実験を行い、コーン状破壊や付着破壊について確認し、適切な許容耐力による評価を実施する。なお、試験実施に当たっては、第 8 図及び第 9 図に示す、(一社)日本建築あと施工アンカー協会が定めた試験方法を参考とする。

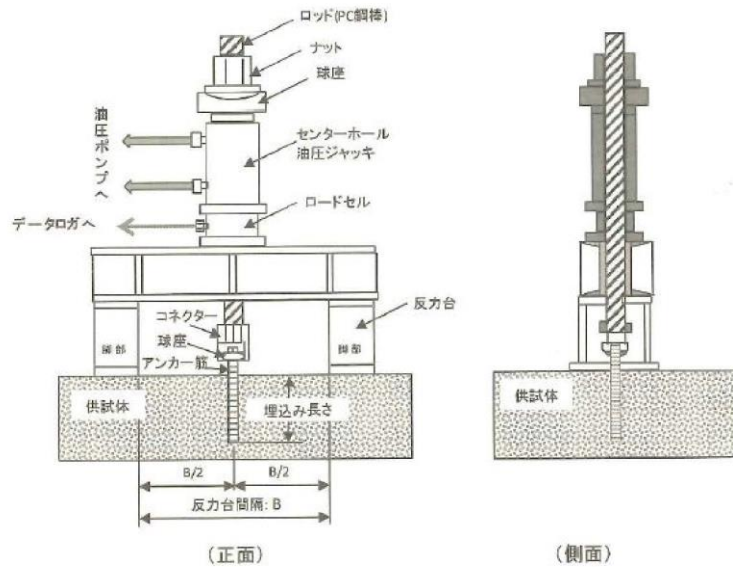
しかしながら、津波荷重や地震荷重により新設コンクリートの主筋定着部に作用する力が、実験で確認した許容耐力以上となる場合は、新設コンクリ



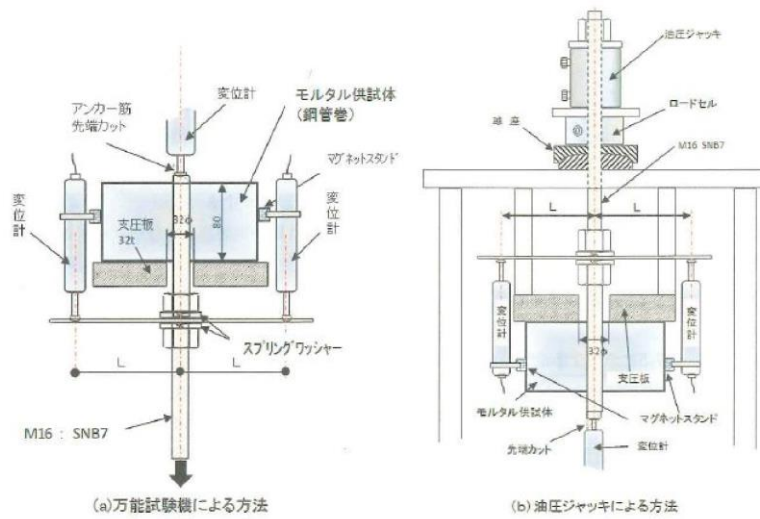
一部分の増設等の対策工を実施することにより、重力擁壁の損傷を防止する。詳細設計段階において、新設コンクリートと既設コンクリートの照査をそれぞれ行い、一体性について影響が生じる場合は、対策工を実施することにより、重力擁壁の損傷を防止する。対策工の構造例を第10図に示す。



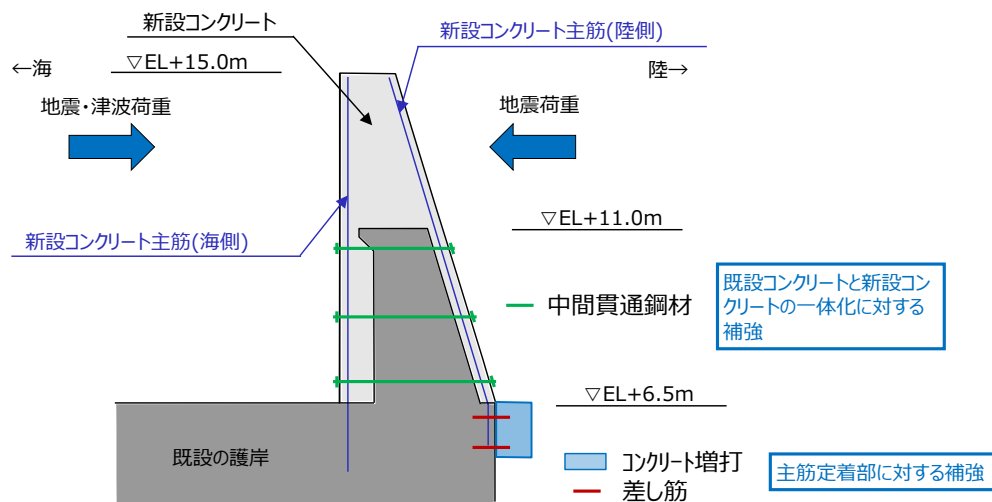
第7図 定着部の構造（陸側主筋）



第8図 あと施工アンカー標準試験法（引張試験）の一例



第9図 接着系アンカーのセット試験法の一例（接着系アンカー周囲を拘束した引張試験（付着強度試験））



第10図 対策工の構造例

(参考) 重力擁壁のせん断破壊に対する評価について

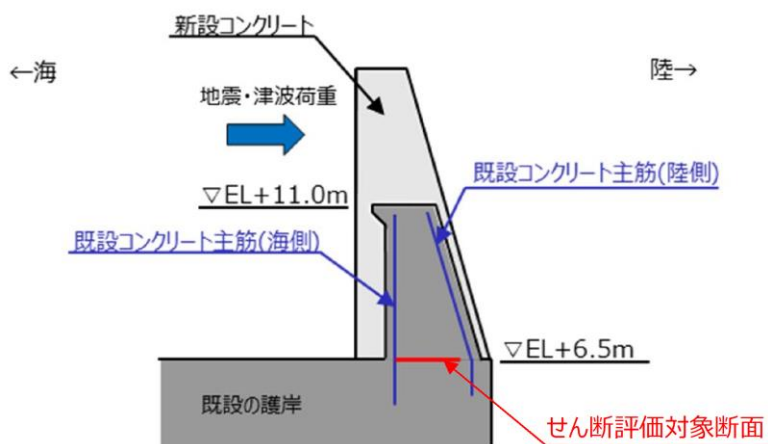
嵩上げた重力擁壁は、既設と新設が一体化しているものとして耐震や耐津波の評価を行う方針であるが、仮に新設コンクリート部分には期待せず、既設コンクリート部分のみを対象とした場合のせん断破壊による評価を実施した。

重力擁壁は、地震時に土圧が作用しないので、検討ケースは津波時とした。評価のイメージを第11図に示す。

第2表に示す結果より、津波荷重により発生するせん断力に対して既設

コンクリート部分のみで所定の安全率が確保できることから、構造成立性に影響はないことを確認した。

なお、地震時の評価結果については別途解析を行い、詳細設計段階で示す。



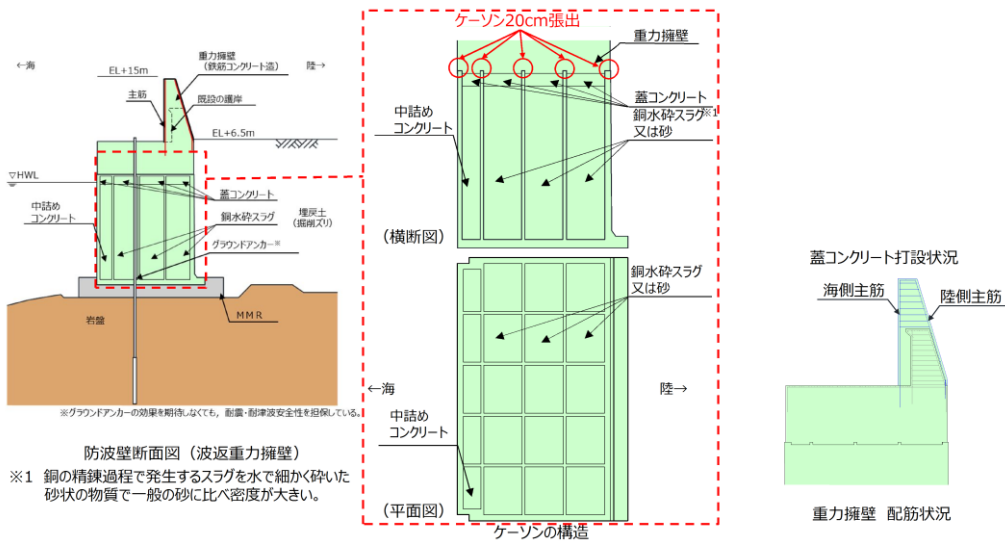
第 11 図 海側からの荷重に対するせん断破壊に対する評価イメージ

第 2 表 津波時における既設コンクリートでのせん断破壊に対する評価結果

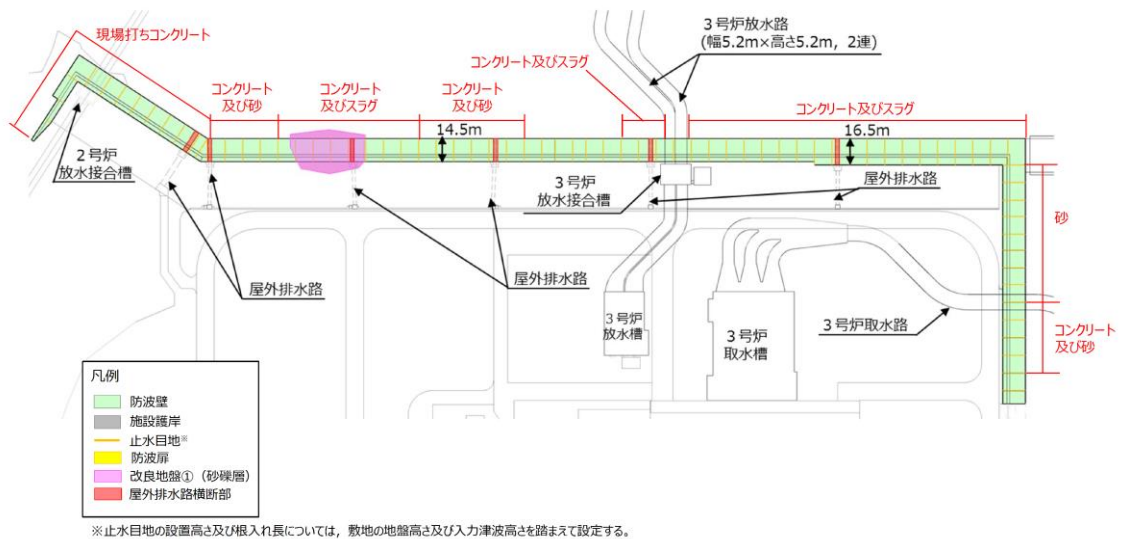
確認項目	許容せん断応力度 (N/mm <sup>2</sup> )	発生せん断応力度 (N/mm <sup>2</sup> )	最小安全率 (許容せん断応力度 /発生せん断応 力度)	判定 (>1.0)
せん断	0.9	0.30	3.00	OK

### 3. 防波壁（波返重力擁壁） ケーソンの構造

波返重力擁壁のうちケーソンの構造について、第 12 図に示す。岩盤上に鋼製架台を設置し、ケーソンを据え付けた後、鋼製架台内に水中コンクリートを打設することにより、MMR（マンメイドロック）を構築している。ケーソン内はコンクリート、銅水砕スラグ又は砂により中詰めし、その上部に蓋コンクリート及び重力擁壁を打設している。防波壁（波返重力擁壁）のケーソン中詰材の施工状況を第 13 図に示す。中詰材の種類は、ケーソンの安定性確保の観点から選定している。なお、西側端部については、現場打ちコンクリートにより防波壁を施工している。ケーソンと重力擁壁の境界は、蓋コンクリート天端をケーソン天端から 20cm 下げて打設とすることで、一体構造としている。ケーソンの施工状況について、第 14 図に示す。



第12図 防波壁 (波返重力擁壁) ケーソンの構造



第13図 防波壁 (波返重力擁壁) ケーソン中詰材の施工状況



蓋コンクリート打設状況

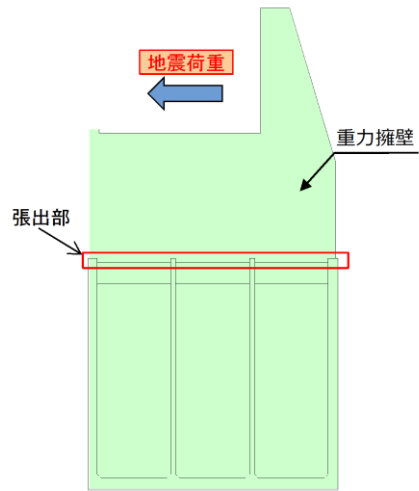
第 14 図 防波壁（波返重力擁壁） ケーソンの施工状況

ケーソンと重力擁壁を一体構造として扱うことについて、境界部が仮に平坦とした場合の相対変形量により確認していたが、今回、地震時及び津波時におけるケーソン上端の張出部の健全性を評価することで確認する。ただし、津波時及び地震時（海側から陸側への荷重作用）は、防波壁（波返重力擁壁）の背後に地盤があることから、検討に当たっては、地震時（陸側から海側への荷重作用）における張出部の健全性を確認する。

ケーソンと重力擁壁の境界部における、2次元動的FEM解析（有効応力解析）から算定される重力擁壁の基準地震動  $S_s-D$  による荷重をケーソンの張出部に作用させ、張出部が損傷しないことを確認する。なお、ケーソンと重力擁壁の境界部は港湾基準に示されるコンクリート同士の静止摩擦係数  $\mu=0.5$  として設定する。

検討の結果、張出部のせん断について、コンクリートのせん断耐力のみで照査した場合でも、せん断耐力を下回ることから、ケーソンと重力擁壁は一体挙動し、境界部における遮水性が確保されることを確認した。

断面図を第 15 図に、照査結果を第 3 表に示す。



第 15 図 防波壁（波返重力擁壁）輪谷部断面図

第 3 表 照査結果

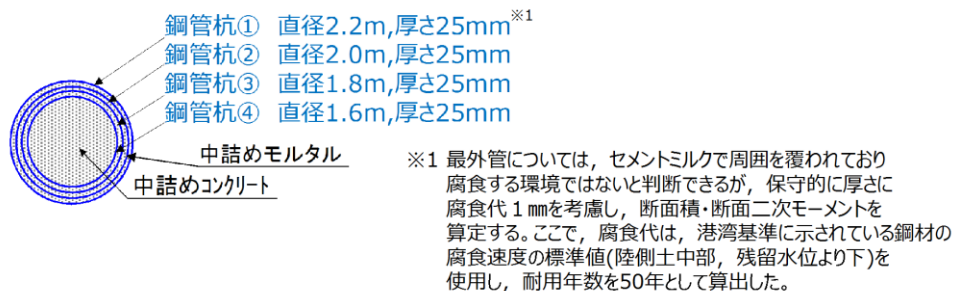
	せん断力 (kN)	せん断耐力 (kN)	安全率
張出部	813	896	1.1

## 防波壁多重鋼管杭の設計方針

## 1. 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）のモデル化

多重鋼管杭は、各鋼管を中詰めコンクリート及びモルタルで充填することにより、一体として挙動することで、荷重を分担できる構造としており、多重鋼管杭の挙動については実験により確認を行っている（水平載荷実験については2. 参照）。

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の2次元動的FEM解析にあたっては、多重鋼管杭はビーム要素でモデル化し、単一の断面積及び断面二次モーメント（各管の断面二次モーメントの合計）を設定する。なお、最外管については、セメントミルクで周囲を覆われており腐食する環境ではないと判断できるが、保守的に厚さに腐食代1mmを考慮し、断面積・断面二次モーメントを算定する。腐食代は、港湾基準に示されている鋼材の腐食速度の標準値（陸側土中部，残留水位より下）を使用し、耐用年数を50年として算出した。



$$\text{断面二次モーメント } I^{※2} = I_{①} + I_{②} + I_{③} + I_{④}$$

$$\text{断面積 } A^{※2} = A_{①} + A_{②} + A_{③} + A_{④}$$

※2 添え字は鋼管杭の番号

第1図 多重鋼管杭の概要

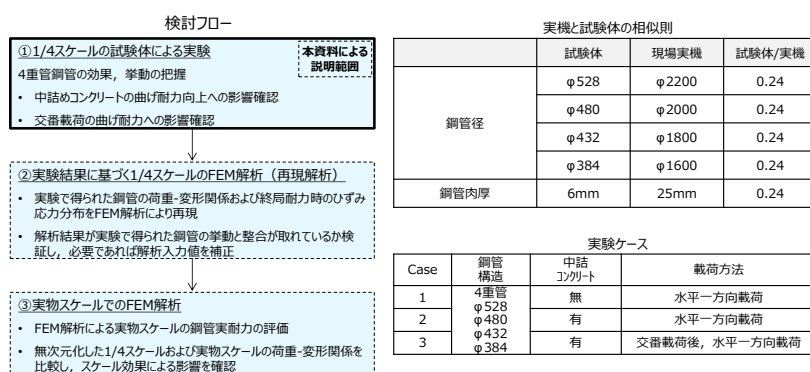
## 2. 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の水平載荷試験

### (1) 実験概要

多重鋼管杭は鋼管1本あたりの全塑性モーメントを港湾基準から算出し、それらを合算して多重鋼管杭の曲げ耐力として評価することから、多重鋼管杭の実耐力・挙動特性を確認するために水平載荷実験及び数値解析を実施している。このうち多重管の一体挙動と降伏荷重時の挙動を確認したについて説明する。

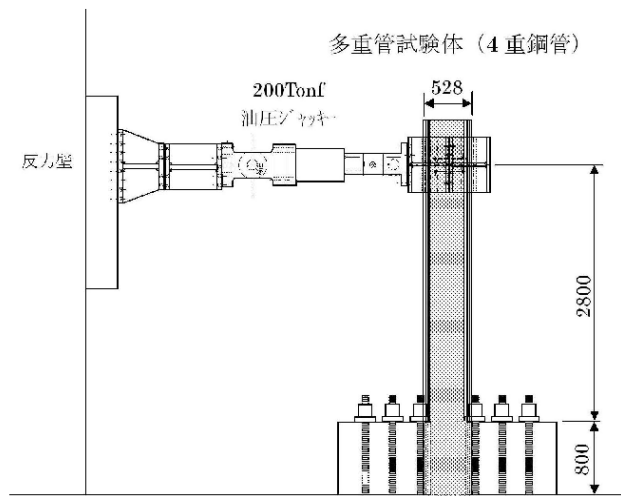
実験には、耐力・挙動特性に関してスケール効果の影響は小さいことから、1/4スケールの試験体を用いる。実験としては、Case1及びCase2は中詰コンクリートの有無が曲げ耐力に与える効果と多重鋼管杭の挙動特性を、Case3は交番載荷を与えた後の多重鋼管杭の挙動特性を確認する。また、港湾基準から算出した全塑性荷重・降伏荷重と比較する。なお、交番載荷では、 $\delta y$ 、 $2\delta y$ 、 $3\delta y$  ( $\delta y$ : 試験から得られた最外管の降伏時変位) を繰り返し載荷した後、水平一方向載荷を行う。

試験の概要を第2図に、試験装置の概要図を第3図に、交番水平載荷時に作用させる変位を第4図に示す。

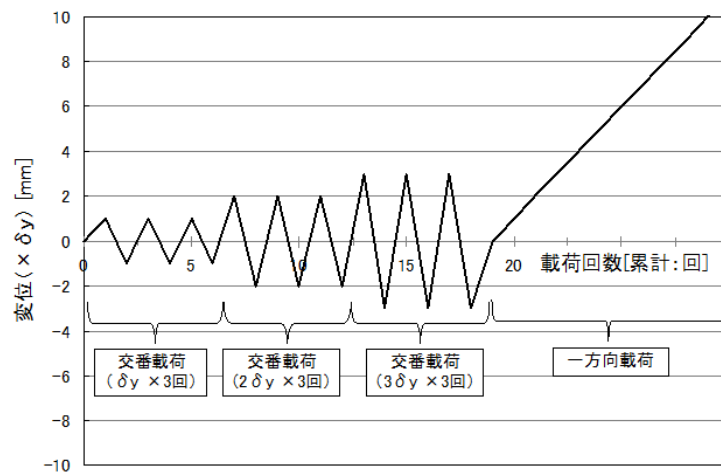


第2図 試験の概要





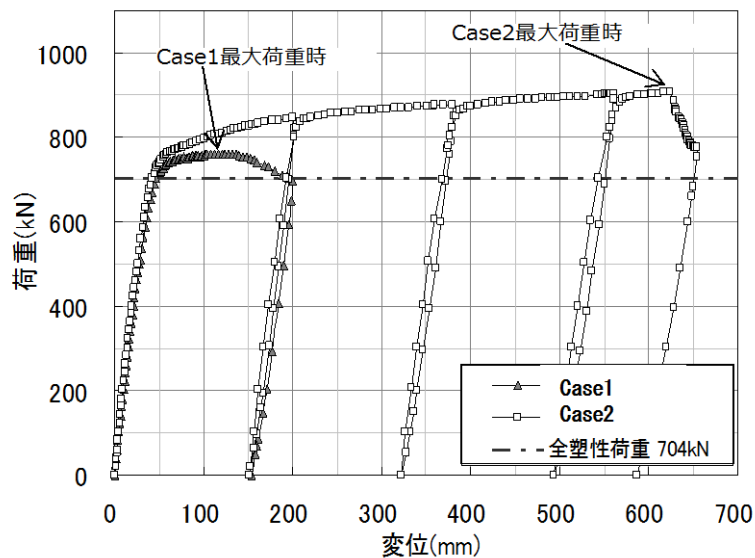
第3図 実験装置概要図



第4図 交番水平载荷変形

(2) 結果の概要 (Case1 と Case2 の比較)

水平一方向載荷ケース (Case1 及び Case2) のうち, Case1 (4重管中詰無) の結果, 最大荷重は多重管の全塑性荷重 704kN に対して 1.08 倍であり, 概ね一致している。一方, Case2 (4重管中詰有) の結果, 最大荷重平均で 1.29 倍となった。Case1 と Case2 を比較すると, 最外管の局部座屈発生までは同じ挙動を示すが, Case2 は Case1 と比較して最内側管がコンクリートで中詰めされていることにより, 曲げ耐力が増加している。Case1 及び Case2 の実験結果を第 5 図及び第 1 表に示す。



第 5 図 Case1 及び Case2 の最大荷重時の荷重変形関係

第 1 表 Case1 及び Case2 の実験結果の比較

実験Case	最大荷重 (kN)	最大荷重時変形 (mm)	全塑性荷重に対する比率
Case 1	761	120	1.08
Case 2	907	624	1.29

### (3) 結果の概要 (Case3 の結果)

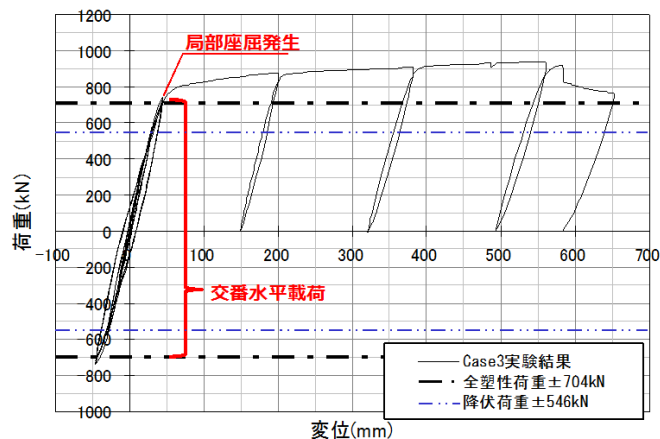
Case3 (交番载荷後, 水平一方向) の結果, 繰返し荷重を受けた後でも Case2 と同様に荷重は緩やかに上昇している。水平荷重と変形の関係から, 多重鋼管杭に対する水平载荷実験の荷重は, 「港湾の施設の技術上の基準・同解説 平成 11 年 4 月」より算定した各管の全塑性モーメントの合計値に達する時の全塑性荷重と概ね一致していることを確認した。また, 実験後の試験体の観察の結果, 圧縮側のモルタル・コンクリートにひび割れ等の損傷は見られない。また, 圧縮側の鋼管杭の座屈による変形量は内側ほど小さいことから, 外側から内側にかけて順番に座屈が発生したと考えられる。

以上より多重鋼管杭は一体構造として挙動して荷重を分担しており, 降伏荷重においても弾性挙動を示していることを確認した。

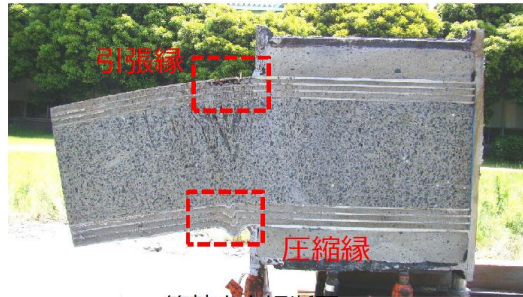
水平载荷試験の最大荷重時の写真を第6 図に, 水平荷重と変形の関係を示す第7 図に, 試験後の試験体の切断面の写真を第8 図に示す。



第6 図 最大荷重時座屈状況



第7 図 水平荷重と変形の関係



管軸方向切断面



引張縁破断状況



圧縮縁はらみ出し状況

第 8 図 水平載荷試験状況

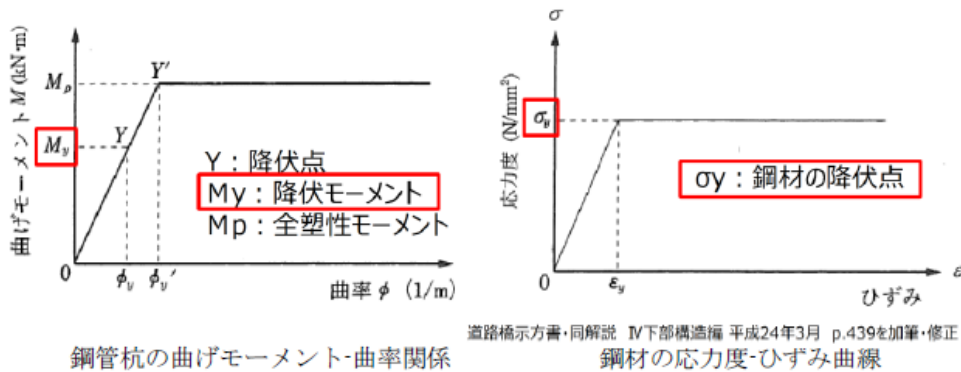
### 3. 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の鋼管杭曲げ系破壊に関する許容限界

「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 平成14年3月」によると、降伏の判定は、全塑性モーメントを上限值とするバイリニア型の「鋼管杭の杭体の曲げモーメント-曲率関係」を用いてよいとされている。

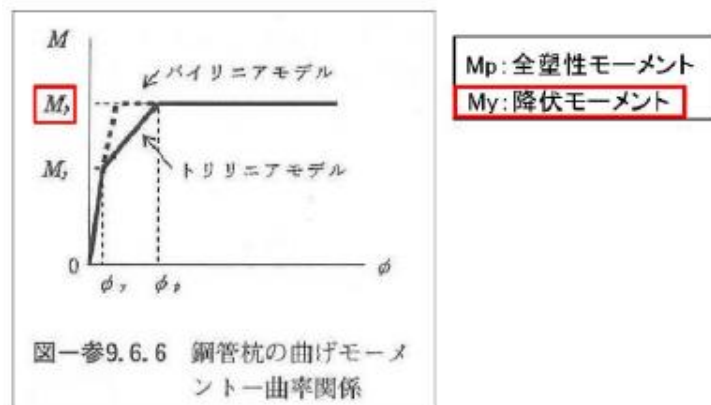
また、「港湾の施設の技術上の基準・同解説 平成11年4月」によると、鋼管杭の曲げモーメントと曲率の関係は、全塑性モーメントを上限值とするトリリニアモデルを用いるが、トリリニアモデルに代えて、より簡便に計算が可能な、破線で示すバイリニアモデルを用いても計算結果に差があまり見られないので、バイリニアモデルを用いてよいとされている。

以上を踏まえ、鋼管杭の曲げ系破壊については、繰返しの津波荷重に対して機能を保持していることを確認することとし、降伏モーメント $M_y$ を許容限界とする。

「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 平成14年3月」に示される鋼管杭の曲げモーメント-曲率関係を第9図に、「港湾の施設の技術上の基準・同解説 平成11年4月」に示される鋼管杭の曲げモーメント-曲率関係を第10図に示す。



第9図 「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 平成14年3月」

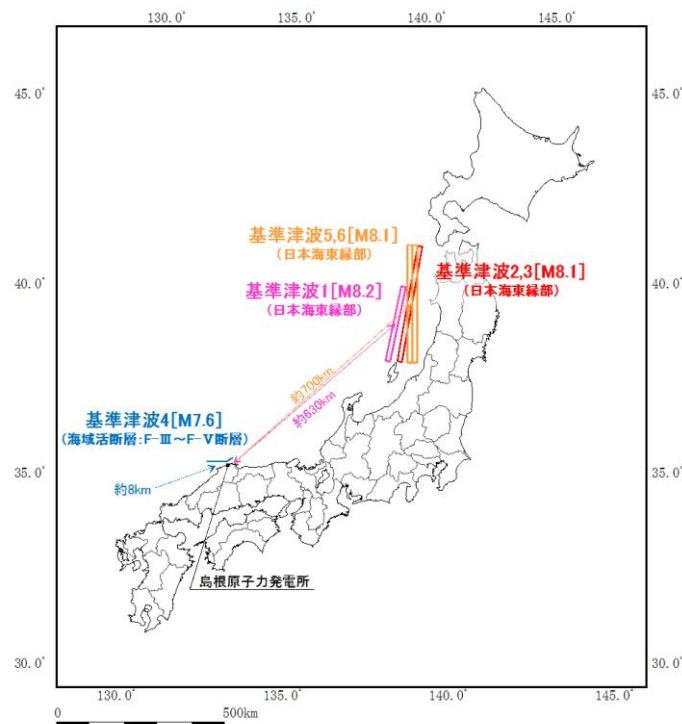


第10図 「港湾の施設の技術上の基準・同解説 平成11年4月」

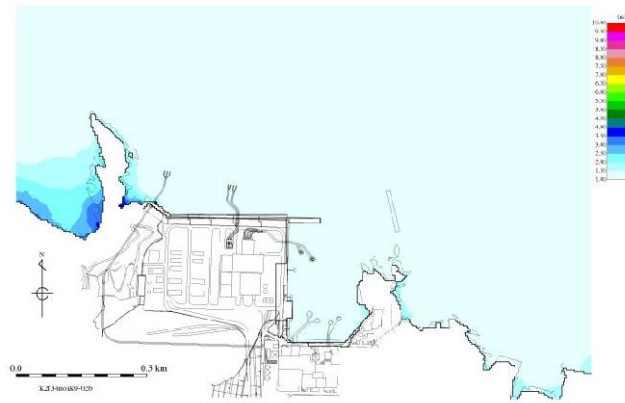
### 防波壁に作用する荷重と部位の役割

基準津波の波源の活動に伴い発生する可能性がある津波および余震の影響を踏まえ、「津波+余震時」の検討の要否について以下の通り、検討を行った。

- ・第1図に示すとおり、「日本海東縁部に想定される地震による基準津波1, 2, 3, 5及び6」の波源位置は、敷地から600km以上の距離にあり、その波源の活動に伴う余震については、敷地への影響が明らかに小さい。
- ・第2図に示すとおり、「海域活断層に想定される地震による基準津波4」は、防波壁の敷地の壁体部（被覆コンクリート部等）には到達しないが、到達する部位については個別に評価を実施する。
- ・なお、詳細については、荷重の組合せの審査において説明する。



第1図 島根原子力発電所と基準津波の波源



第 2 図 基準津波 4 の最大水位上昇量分布

## 防波壁（多重鋼管杭式擁壁）の解析用物性値の設定方針

### 1. 解析用物性値（基礎捨石・被覆石）の設定方針

石材（基礎捨石，被覆石）の強度特性は，港湾基準より粘着力  $C=20$  (kN/m<sup>2</sup>)，せん断抵抗角  $\Phi f=35$  (°) が標準の値とされているが，港湾基準の引用文献の検討内容を整理するとともに，地震時の動的挙動への適用性についても文献の内容を検討し，強度特性の信頼性について検証する。

また，港湾基準に標準値として示される捨石の強度特性  $C=20$  (kN/m<sup>2</sup>)， $\Phi f=35$  (°) について，島根原子力発電所の護岸に使用した石材（基礎捨石・被覆石）への適用性について確認する。

港湾基準では，第 1 図に示す通り石材の強度特性の設定方法が記載されている。

(6) マウンド材及び基礎地盤の強度定数

① マウンド材

偏心傾斜した作用を受ける支持力の模型実験及び現地実験の結果によれば，三軸圧縮試験から求められた強度定数を用いてビショップ法による円弧滑り解析を行えば精度の高い結果が得られることが明らかになっている<sup>5)</sup>。また，砕石の大型三軸圧縮試験から，粒径の大きい粒状体の強度定数は均等係数の等しい相似粒度の材料から求められる値にほぼ等しいことが確認されている<sup>6)</sup>。したがって，捨石の強度定数を正確に推定するには相似粒度の試料を用いた三軸圧縮試験を実施することが望ましいが，強度試験を行わない場合には，一般に用いられている通常の捨石に対する標準的な強度定数として粘着力  $c_D=20$  kN/m<sup>2</sup>，せん断抵抗角  $\phi_D=35^\circ$  の値が用いられている。実際の捨石においては現地での捨石の密度に対応して強度に相違が生じることが予想されるが，現地での捨石の状態を把握することは非常に困難であるので，標準的な強度定数の値が設定されている。

標準値は砕石の大型三軸圧縮試験の結果からやや安全側に求めた値であり，既存防波堤及び係留施設の解析結果からも妥当な値である。なお，強度定数として粘着力  $c_D=20$  kN/m<sup>2</sup> としているが，これは砕石のせん断抵抗角  $\phi_D$  の拘束圧による変化を考慮するための見掛けの粘着力である。図-2.2.7 は各種の砕石に関する三軸試験結果をまとめたものであるが<sup>5)</sup>，拘束圧が大きくなるとともに粒子破砕によって  $\phi_D$  は減少する。図中に実線で示された値は見掛けの粘着力  $c_D=20$  kN/m<sup>2</sup>， $\phi_D=35^\circ$  とした値であるが，見掛けの粘着力を考慮することによって  $\phi_D$  の拘束圧依存性が反映されている。母岩の一軸圧縮強さと強度定数の関連を調べた結果によると，これらの標準値が適用できるのは母岩の一軸圧縮強さが  $30$  MN/m<sup>2</sup> 以上の石材である。母岩の強度が  $30$  MN/m<sup>2</sup> 以下である弱い石材をマウンドの一部として用いる場合，強度定数はほぼ  $c_D=20$  kN/m<sup>2</sup>， $\phi_D=30^\circ$  となる<sup>7)</sup>。

### 第 1 図 港湾基準における石材の強度特性の設定方法（港湾基準より引用・加筆）

### 2. 解析用物性値（基礎捨石・被覆石）の設定根拠

港湾基準の引用文献である「港湾技術研究所報告 捨石マウンドの支持力の新しい計算法（1987.6）（文献①）」では，捨石マウンド上に重力式構造物が設けられる場合における捨石の力学的特性の検討を目的とした実験が行われている。

ここで，文献①では，直轄港湾工事に用いられる基礎捨石に対して質量～粒



径換算を行い、それらと同程度の強度・比重を有する「砕石 (Dmax=25mm~200mm : 砂岩と花崗岩の2種類)」を対象に、試験条件として均等係数  $U_c$ 、拘束圧及び締固め程度を変化させた供試体を準備し、直径 60cm・高さ 120cm の供試体では中型三軸圧縮試験、直径 120cm・高さ 240cm の供試体では大型三軸圧縮試験をそれぞれ実施して捨石の力学特性を検討している。文献①の三軸圧縮実験ケース及び実験結果を第 2 図に示す。

上述の試験結果より、「捨石の強度定数は粘着力  $C=2$  (tf/m<sup>2</sup>)、せん断抵抗角  $\Phi=35$  (°) を標準とする」とされている。

なお、島根原子力発電所の基礎捨石は Dmax=200mm~250mm であり、文献①と同等の大きさである。

表-5 実験ケース

岩種	試験機	D <sub>max</sub> (mm)	料試名	U <sub>c</sub>	拘束圧 $\sigma_3$ (kgf/cm <sup>2</sup> )		
					粗 砂	中 砂	密 砂
花崗岩	中型	25.4	A 1	1.2	2.4		
			A 2	2.8	2.4		
			A 3	5.0	2.4		
		63.5	B 1	1.2	2.4	1	1, 2, 4
			B 2	2.8		1, 2, 4	1, 2, 4
			B 3	5.0	1, 2, 4		1, 2, 4
	B 4		8.0	1, 2, 4	1, 2, 4	1, 2, 4	
	B 5		15.0	1, 2, 4	1, 2, 4	1, 2, 4	
	大型	100	C 1	1.2	2		
			C 2	2.8	2		
		150	D 1	1.2	2, 4, 8	1, 2, 4, 8	
			D 2	2.8	2		
			D 3	5.0	2		
		200	E 1	1.2	2		4
			E 0	2.0			4
E 2			2.8		4	1, 2, 4	
E 3			5.0	2			
硬質砂岩	中型	25.4	F 1	1.3	2, 4, 8	0.5, 1, 2, 4, 8, 14	2, 4, 8
		63.5	G 1	1.3			2, 4, 8
	大型	150	H 1	1.2			2, 4, 8

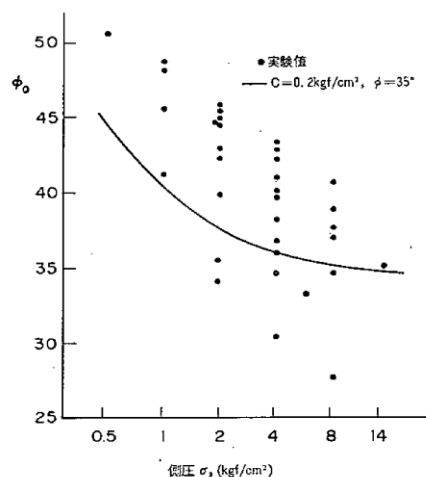


図-49 見掛けの粘着力を考慮した場合の  $\phi_0$  と  $\sigma_3$  の関係

文献①の三軸圧縮実験結果

文献①の三軸圧縮実験ケース

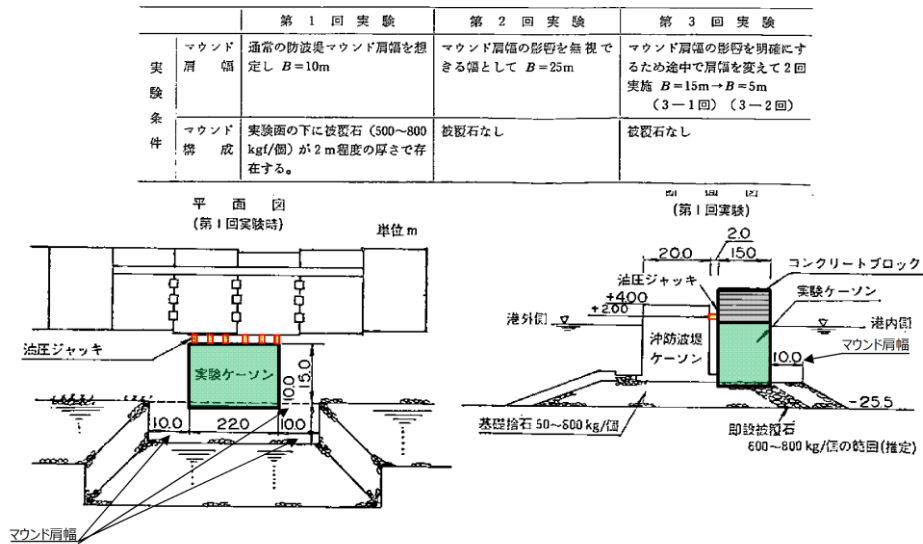
各図表は、文献①「港湾技術研究所報告 捨石マウンドの支持力の新しい計算法 (1987.6)」より引用

## 第 2 図 文献①の三軸圧縮実験ケース及び実験結果

文献①は、捨石マウンドにおける支持力の新しい計算方法の提案を目的に、捨石マウンド上の重力式構造物の安定性 (静的) に関して現地実験 (小名浜港 : 基礎捨石 50kg~800kg/個, 被覆石 600kg~800kg/個 (推定)) が行われている。現地実験は、マウンド肩幅を 10m から 25m, 15m, 5m に変更した 4 ケースで行われており、実験ケーソン (幅 22m×奥行 15m) に油圧ジャッキで水平力を与えてマウンド及び基礎地盤に偏心傾斜荷重を加えることで、実験ケーソンの回転角や水平変位が計測されている。

現地実験から得られた最大水平力を用いた円形すべり計算結果によると、「捨石の三軸試験による強度定数  $C=2$  (tf/m<sup>2</sup>)、 $\Phi=35$  (°) を用いたビショップ法の結果が実験結果と良く一致する」とされている。

小名浜港の現地試験の概要図を第3図に示す。



小名浜港現地試験概要図  
 (文献①「港湾技術研究所報告 捨石マウンドの支持力の新しい計算法 (1987.6)」より引用)

第3図 小名浜港現地試験概要図

引用文献「港湾技研資料 マウンド用石材の大型三軸試験による強度特性 (1991.3) (文献②)」では、「品質が劣ると考えられてきた石材の強度特性を明らかにする」ことを目的として、文献①で用いた比較的良質な花崗岩等よりも性質が劣る石灰岩及び軟質な砂岩等について、一軸圧縮強度に着目した分類で大型三軸圧縮試験 (供試体寸法: 直径 30 cm, 高さ 60 cm) が行われている。(一軸圧縮強度との相関関係を得るため、幅広い範囲の一軸圧縮強度を持つ特殊モルタルも使用)

大型三軸圧縮試験の結果、「母岩の一軸圧縮強度が 300 (kgf/cm<sup>2</sup>) 以上であれば、文献①で報告された捨石の標準値である  $C=2$  (tf/m<sup>2</sup>),  $\Phi=35$  (°) をほぼ満足する」とされている。文献②の三軸圧縮実験ケース及び実験結果を第4図に示す。

なお、島根原子力発電所の石材 (基礎捨石・被覆石) の一軸圧縮強度は 30 (N/mm<sup>2</sup>) を有している。

表-3 砕石母岩の材料特性

岩種	試料名	表乾比重 $D_s$	絶対比重 $D_o$	吸水率 $Q(\%)$	一軸圧縮強度 $\sigma_c(\text{kgf/cm}^2)$
石灰岩	石灰岩 I	2.696	2.689	0.284	700以上
	石灰岩 II	2.617	2.588	1.129	600
	石灰岩 III	2.698	2.679	0.717	700以上
花崗岩	花崗岩 I	2.653	2.612	1.59	800以上
	花崗岩 II	2.593	2.567	1.03	1.130
砂	砂岩 I	2.338	2.117	10.5	155
	砂岩 II	2.363	2.173	8.75	99
	砂岩 III	2.367	2.160	9.58	180

表-4 特殊モルタル試料の材料特性

岩種	試料名	表乾比重 $D_s$	絶対比重 $D_o$	吸水率 $Q(\%)$	一軸圧縮強度 $\sigma_c(\text{kgf/cm}^2)$
特殊モルタル	モルタル40	1.710	1.160	47.38	43.2
	モルタル70	1.721	1.225	40.58	70.5
	モルタル100	1.810	1.336	35.46	106
	モルタル300	2.226	2.013	10.63	320
	モルタル700	2.372	2.205	7.52	665

文献②の三軸圧縮実験ケース

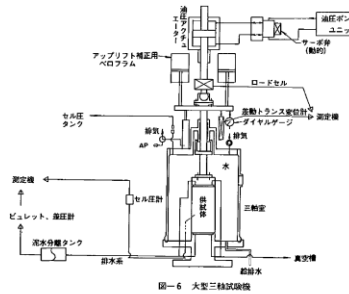
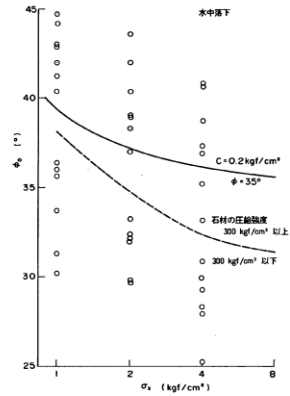


図-6 大型三軸試験機



文献②の三軸圧縮実験結果

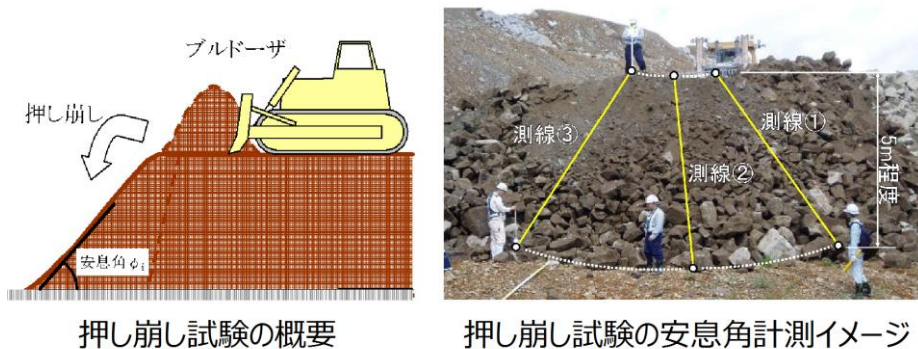
図表は文献②「港湾技研資料 マウンド用石材の大型三軸試験による強度特性 (1991.3)」より引用

#### 第4図 文献②の三軸圧縮実験ケース及び実験結果

独立行政法人土木研究所では、ロックフィルダムの主要築堤材料として使用されるロック材料のせん断強度の評価について、原位置における表層すべり試験（切り崩し試験及び押し崩し試験）を実施し、原粒度条件下でのロック材料のせん断強度の評価を論文「拘束圧依存性を考慮したロック材料の強度評価（山口ほか）」で示している。

ロック材料を100t級大型ブルドーザで静かに谷に押し崩す「押し崩し試験」を実施して、安息角を計測しているが、「得られた平均38.5(°)の結果は、大型三軸圧縮(CD)試験により求められた内部摩擦角41.0(°)とほぼ同等の値である」とされている。

押し崩し試験の概要を第5図に、原位置表層すべり試験結果を第1表に示す。



押し崩し試験の概要

押し崩し試験の安息角計測イメージ

第5図 押し崩し試験の概要

第 1 表 原位置表層すべり試験結果（押し崩し試験による安息角）

試験回数	現地計測結果(°)				
	測線①	測線②	測線③	各平均	平均
1回目	37.3	39.3	40.8	39.1	38.5
2回目	35.8	40.8	36.8	37.8	

図表は全て「ダム工学 Vol.18 No3(2008) P166-181 論文  
拘束圧依存性を考慮したロック材料の強度評価 山口ほか」より引用

島根原子力発電所にて、押し崩し試験を模擬した安息角の現地試験を実施した。

現地試験には基礎捨石と同様の石材（凝灰岩主体：Dmax=200～250mm 程度）を用いて、40t ダンプにて平坦な場所でダンプアップすることで試料塊を作り、ダンプが逃げる方向以外の3辺を測線として試料塊の角度計測を行った。試験は3回行い、合計9測線から得られた平均値は38.5（°）であり、文献①のせん断抵抗角 $\Phi=35$ （°）と同等な結果となった。

試験の概要を第6図に、試験結果を第2表に示す。

上記の結果より、島根原子力発電所の石材はDmax=200mm～250mmであり、一軸圧縮強度は30(N/mm<sup>2</sup>)を有することから、港湾基準に示されるC=20(kN/m<sup>2</sup>)、 $\Phi f=35$ （°）を適用できると判断した。



第 6 図 試験の概要

第2表 安息角試験 試験値一覧表

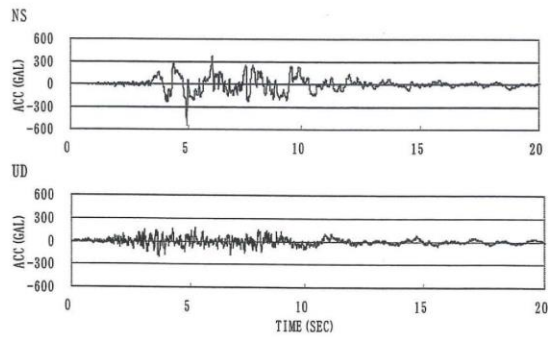
試験	測線	角度	平均角度
1回目	①	35.2	38.5
	②	36.8	
	③	46.3	
2回目	①	29.8	
	②	37.8	
	③	35.3	
3回目	①	44.4	
	②	36.3	
	③	44.8	

### 3. 解析用物性値（基礎捨石・被覆石）の動的評価への適用性

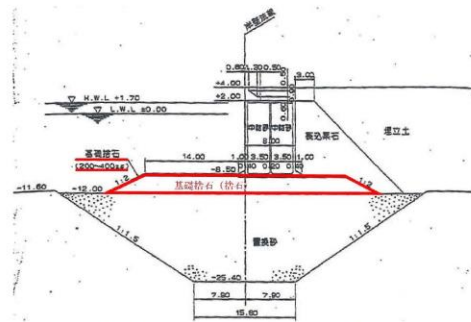
文献①及び文献②については、捨石マウンド上の港湾施設に対する静的な安定性評価に関する内容であるので、ここでは島根での適用性を目的として、地震時（動的）の検討で用いられている捨石の物性値について、文献調査を行った。

捨石の動的挙動に関して検討している文献「捨石のモデル化に関する検討報告書（FLIP 研究会 企画委員会捨石作業部会，平成13年5月）」（以下「捨石のモデル化に関する検討報告書」という）によると、捨石の強度定数に、文献①で提案されていた標準的な値である、粘着力  $C=20$  (kN/m<sup>2</sup>)、せん断抵抗角  $\Phi=35$  (°) が用いられた事例検証が行われている。

事例検証は1995年兵庫県南部地震における六甲アイランドRF3岸壁及び神戸港第7防波堤の被災事例と、1993年釧路沖地震における釧路港北埠頭の被災事例を対象に行われており、「解析による残留変位量は観測値と適合性が良い」とされている。事例検証①六甲アイランドRF3岸壁の検討用地震動及び検討対象断面を第7図に、検討結果を第3表に示す。事例検証事例検証②神戸港第七防波堤の検討用地震動及び検討対象断面を第8図に、検討結果を第4表に示す。事例検証事例検証③釧路港北埠頭岸壁の検討用地震動及び検討対象断面を第9図に、検討結果を第5表に示す。なお、各図表は「捨石のモデル化に関する検討報告書」から引用している。



検討用地震動\_ポートアイランド鉛直アレー地震観測網のGL-32mに設置の加速度計による1995兵庫県南部地震の際の観測記録



検討対象断面(六甲アイランドRF3岸壁)

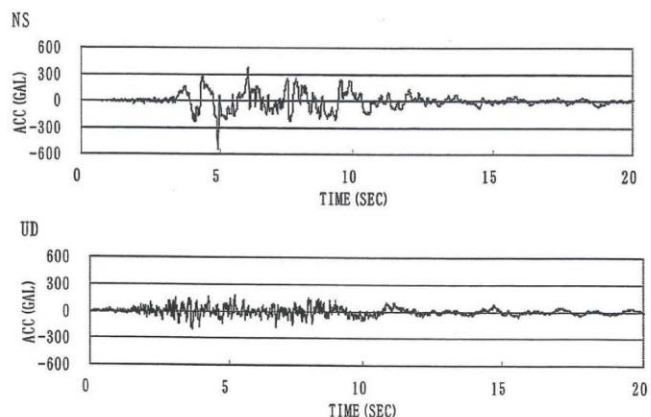
第7図 事例検証①六甲アイランドRF3岸壁の検討用地震動及び検討対象断面

第3表 事例検証①六甲アイランドRF3岸壁の検討結果

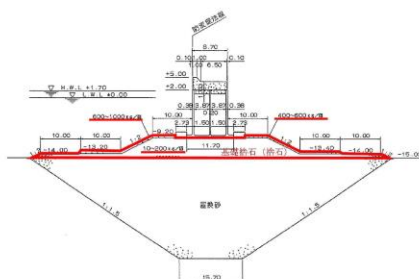
**事例検証① 六甲アイランドRF3岸壁※捨石は主に200kg~400kg/個程度**

検討ケース	せん断強度特性		残留変位量			備考
	C(kN/m <sup>2</sup> )	Φ (°)	水平 (m)	鉛直 (m)	傾斜 (°)	
CASE3	0	40	6.10	2.11	10.6	従来方法
CASE4	20	35	4.33	2.00	4.69	提案方法
観測値			4.1~4.6	1.7~2.0	4.1~5.1	

※結果は捨石強度特性のみが異なるCASE3 (従来方法)とCASE4(提案方法)のみ抜粋している。



検討用地震動\_ポートアイランド鉛直アレー地震観測網のGL-32m  
に設置の加速度計による1995兵庫県南部地震の際の観測記録  
各図表は「捨石のモデル化に関する検討報告書」から引用



検討対象断面 (神戸港第七防波堤)

第 8 図 事例検証②神戸港第七防波堤の検討用地震動及び検討対象断面

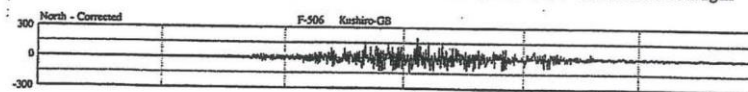
第 4 表 事例検証②神戸港第七防波堤の検討結果

事例検証② 神戸港第七防波堤※捨石は主に10kg~200kg/個程度

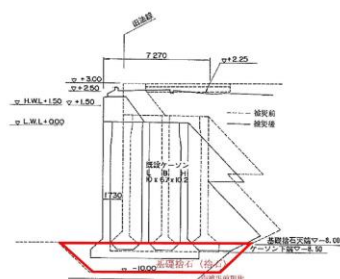
検討ケース※	せん断強度特性		残留変位量		備考
	C(kN/m <sup>2</sup> )	Φ (°)	水平 (m)	鉛直 (m)	
CASE2	0	40	0.04	4.39	従来方法
CASE4	20	35	0.00	2.26	提案方法
観測値			—	1.4~2.6	

※結果は捨石強度特性のみが異なるCASE 2 (従来方法)とCASE4(提案方法)のみ抜粋している。

① 地震波：釧路沖地震観測波、基盤 NS 成分 (F-506 Kushiro-GB)、最大加速度 204.4gal



検討用地震動



検討対象断面 (釧路港北埠頭岸壁)

各図表は「捨石のモデル化に関する検討報告書」から引用

第 9 図 事例検証③釧路港北埠頭岸壁の検討用地震動及び検討対象断面

第 5 表 事例検証③釧路港北埠頭岸壁の検討結果

事例検証③ 釧路港北埠頭岸壁

検討ケース※	せん断強度特性		残留変位量		備考
	C(kN/m <sup>2</sup> )	Φ (°)	水平 (m)	鉛直 (m)	
CASE1	0	40	0.89	0.21	従来方法
CASE3	20	35	1.28	0.22	提案方法
観測値			0.8~1.6	0.2~0.5	

※結果は捨石強度特性の設定の違いに着目し、CASE1 (従来方法)とCASE3(提案方法)のみ抜粋している。

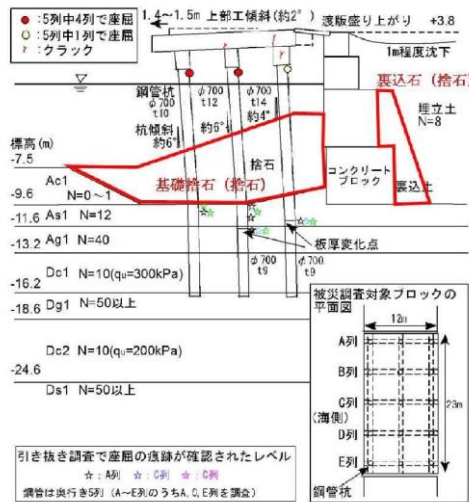
「捨石のモデル化に関する検討報告書」で検討した事例は、いずれも重力式岸壁あるいはケーソン式防波堤であることから、鋼管杭を使用した構造物を対象とした被災事例の再現解析における捨石の解析用物性値の設定状況について以下に示す。解析用物性値の設定状況については、1995年兵庫県南部地震における神戸港 T 栈橋及び 2011 年東北地方太平洋沖地震における小名浜港 5 号埠頭耐震強化岸壁、相馬港 2 号埠頭-12m 岸壁について再現解析を実施している文献について確認した。

(被災事例の再現解析① 神戸港 T 栈橋)

1995 年兵庫県南部地震による神戸港 T 栈橋の被災事例を対象とした再現解析が行われているが、捨石の解析用物性値として、粘着力 C=20 (kN/m<sup>2</sup>)、せん断抵抗角 Φ=35 (°) が設定されており、鋼管杭の座屈位置という被災事例を再現できたとされている。

解析断面図を第 10 図に、解析用物性値を第 6 表に示す。





断面図(神戸港T栈橋)

「二次元有効応力解析による直杭式横栈橋の被災事例の再現計算(2009)」から引用

第10図 断面図(神戸港T栈橋)

第6表 FLIPにおける解析用物性値(神戸港T栈橋)

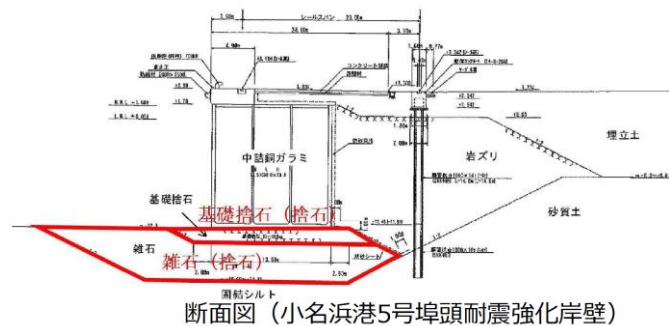
土層名	湿潤密度	間隙率	変形特性					
			初期せん断剛性	基準化拘束圧	拘束圧依存係数	内部摩擦角	粘着力	履歴減衰上限値
			$G_{ma}$ (kPa)	$\sigma'_{ma}$ (kPa)	$m$	$\phi_f$ (°)	$c$ (kPa)	$h_{max}$
As1	1.8	0.45	111900	98.0	0.5	40.7	0	0.24
Ag1	2.0	0.45	226500	98.0	0.5	44.4	0	0.24
Dc1	1.9	0.44	51000	43.4	0.0	0.0	150	0.20
埋立土	1.8	0.45	65840	98.0	0.5	38.9	0	0.24
捨石	2.0	0.45	180000	98.0	0.5	35.0	20	0.24
裏込土	2.0	0.45	180000	98.0	0.5	35.0	20	0.24
Ac1	1.5	0.67	3750	5.0	0.5	25.0	0	0.20
Dc2	1.7	0.55	34000	86.4	0.0	0.0	100	0.20
Dg1	2.0	0.45	228200	98.0	0.5	44.5	0	0.24

「二次元有効応力解析による直杭式横栈橋の被災事例の再現計算(2009)」から引用

(被災事例の再現解析②) 小名浜港5号埠頭耐震強化岸壁)

2011年東北地方太平洋沖地震による小名浜港5号埠頭耐震強化岸壁の被災を対象とした再現解析が行われているが、捨石の解析用物性値として、粘着力  $C=20$  (kN/m<sup>2</sup>)、せん断抵抗角  $\Phi=35$  (°) が設定されており、岸壁背後の沈下等の被災結果に調和的な変形を再現可能であるとされている。

なお、当該岸壁の基礎捨石は 30～200 kg/個とされている。解析断面図を第 11 図に、解析用物性値を第 7 表に示す。



断面図 (小名浜港5号埠頭耐震強化岸壁)  
「2011年東北地方太平洋沖地震において地震動により被災した  
小名浜港5号埠頭耐震強化岸壁 (-12m) の再現解析 (2014)」から引用

第 11 図 断面図 (小名浜港 5 号埠頭耐震強化岸壁)

第 7 表 FLIP における解析用物性値 (小名浜港 5 号埠頭耐震強化岸壁)

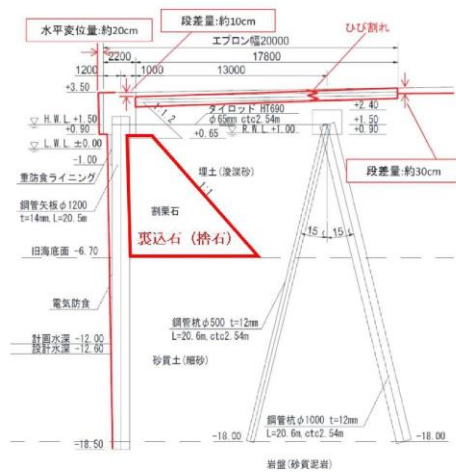
地層名	N65	$\rho_s$ (t/m <sup>3</sup> )	$\rho_{sat}$ (t/m <sup>3</sup> )	$\sigma'_{ma}$ (kN/m <sup>2</sup> )	$G_{ma}$ (kN/m <sup>2</sup> )	$\nu$	$K_{ma}$ (kN/m <sup>2</sup> )	$C$ (kN/m <sup>2</sup> )	$\phi$ (°)	$n$	$h_{max}$
埋立土	8.3	1.8	2.0	98	75400	0.33	196600	-	39	0.45	0.24
岩ズリ	10.4	1.8	2.0	98	86600	0.33	225800	-	39	0.45	0.24
砂質土	22.2	-	2.0	98	140600	0.33	366700	-	41	0.45	0.24
固結シルト (原化部)	-	-	1.8	171.88	10200	0.33	26600	30	-	0.55	0.20
基礎捨石	-	-	2.0	98	180000	0.33	469400	20	35	0.45	0.24
雑石	-	-	2.0	98	180000	0.33	469400	20	35	0.45	0.24

「2011年東北地方太平洋沖地震において地震動により被災した  
小名浜港5号埠頭耐震強化岸壁 (-12m) の再現解析 (2014)」から引用

(被災事例の再現解析③ 相馬港 2 号埠頭-12m 岸壁)

2011 年東北地方太平洋沖地震による相馬港 2 号埠頭-12m 岸壁の被災を対象とした再現解析が行われているが、捨石の解析用物性値として、粘着力  $C=20$  (kN/m<sup>2</sup>)、せん断抵抗角  $\Phi=35$  (°) が設定されており、被災状況や背後地盤の沈下や段差について再現できたとされている。

断面図を第 12 図に、解析用物性値を第 8 表に示す。



断面図 (相馬港2号埠頭-12m岸壁)  
 「相馬港2号埠頭-12m岸壁を対象とした事例解析 (2012年度)」から引用

第 12 図 断面図 (相馬港 2 号埠頭-12m 岸壁)

第 8 表 FLIP における解析用物性値 (相馬港 2 号埠頭-12m 岸壁)

記号	土質	$\rho$ ( $t/m^3$ )	$\sigma_{ma}$ ( $kN/m^2$ )	$V_s$ ( $m/s$ )	$G_{ma}$ ( $kN/m^2$ )	$m_G$	$K_{ma}$ ( $kN/m^2$ )	$m_K$	$c$ ( $kN/m^2$ )	$\phi_f$	$h_{max}$	$n$	$E$ ( $kN/m^2$ )
B	埋土 (浚渫砂)	1.80	98	162	75246	0.5	196230	0.5	0.0	39.38	0.24	0.45	
		2.00											
As	砂質土 (細砂)	2.00	98	269	125095	0.5	326228	0.5	0.0	41.33	0.24	0.45	
R	岩盤 (砂管泥岩)	1.73											1392000
	裏込石	2.00	98		101300	0.5	264000	0.5	20.00	35.00	0.24	0.45	

「相馬港2号埠頭-12m岸壁を対象とした事例解析 (2012年度)」から引用

#### 4. 解析用物性値 (石材) の設定方針 まとめ

##### (1) 文献調査結果

文献①及び②から、「母岩の一軸圧縮強度が 300 ( $kgf/cm^2$ ) 以上であれば、文献①で報告されている捨石の標準値である  $C=2$  ( $tf/m^2$ )、 $\Phi=35$  ( $^\circ$ ) をほぼ満足する」とされている。

独立行政法人土木研究所で実施された押し崩し試験による安息角と大型三軸圧縮 (CD) 試験による内部摩擦角がほぼ同等の値となるとされていることを踏まえ、島根原子力発電所では押し崩し試験を模擬した安息角の現地試験を実施し、安息角の平均値は 38.5 度となることを確認した。

石材の動的挙動について、「捨石のモデル化に関する検討報告書」において、1995 年兵庫県南部地震及び 1993 年釧路沖地震といった複数の地震動に対する被災事例を対象に、事例検証が行われており、捨石の解析用物性値  $C=20$  ( $kN/m^2$ )、 $\Phi_f=35$  ( $^\circ$ ) と設定した場合、解析結果はそれぞれの観測値と適合性が良いとされている。また、鋼管杭を使用した構造物を対象とした解析事例においても、捨石の解析用物性値  $C=20$  ( $kN/m^2$ )、 $\Phi_f=35$  ( $^\circ$ ) と設定して

被災事例を再現できたとされている。

以上より、捨石の標準値とされている  $C=20$  (kN/m<sup>2</sup>),  $\Phi f=35$  (°) は信頼性がある値であると判断した。

### (2) 島根原子力発電所への適用性

岩石試験結果参照より、島根原子力発電所で使用されている石材（基礎捨石・被覆石）の一軸圧縮強度は 30 (N/mm<sup>2</sup>) を有している。

島根原子力発電所の施設護岸の工事で使用した基礎捨石は、30kg 以上/個程度 (200mm~250mm) であり、「捨石のモデル化に関する検討報告書」で事例検証が行われている捨石の質量(六甲アイランド RF3 岸壁の捨石は主に 200kg~400kg/個程度、神戸港第七防波堤の捨石は主に 10kg~200kg/個程度) の範囲内となっている。

以上のことから、島根の石材（基礎捨石・被覆石）においても港湾基準に示される  $C=20$  (kN/m<sup>2</sup>),  $\Phi f=35$  (°) を適用できると判断した。

### (3) 設置許可段階における構造成立性評価

島根の石材の解析用物性値は上述のとおり考えているが、設置許可段階においては、保守的に  $C=0$  (kN/m<sup>2</sup>),  $\Phi f=35$  (°) と設定した場合の構造成立性評価について確認する。

### (参考) 岩石試験結果

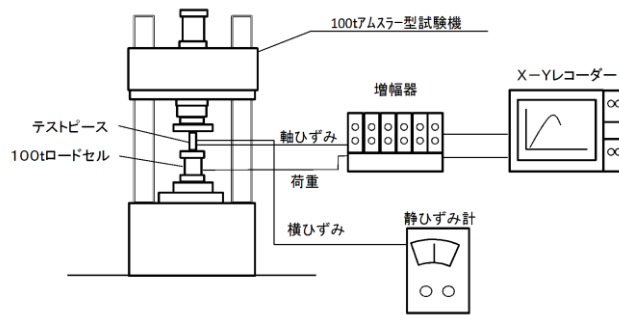
島根原子力発電所の石材（基礎捨石・被覆石）は主に発電所敷地内の凝灰岩を使用しており、これについて実施した岩石試験の概要を示す。

ボーリングコアから採取した試料を用いて一軸圧縮試験を実施した結果、30N/mm<sup>2</sup> を上回る結果となった。

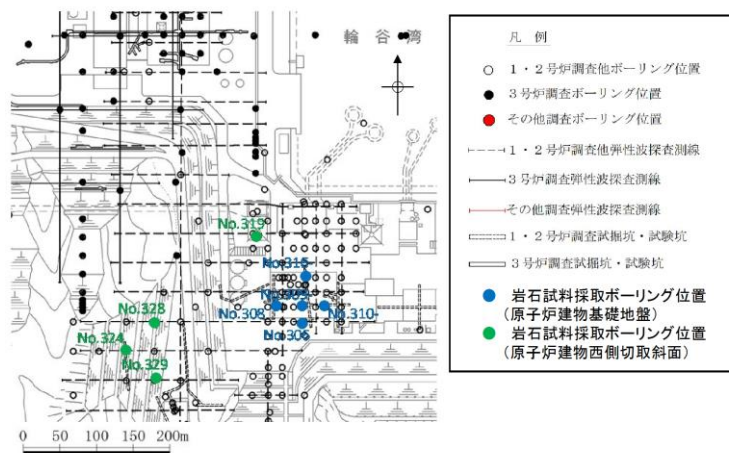
一軸圧縮試験概要を第 9 表に、一軸圧縮試験装置図を第 13 図に、岩石試料採取位置図を第 14 図に、凝灰岩ボーリングコア写真の例を第 15 図に示す。

第 9 表 一軸圧縮試験概要

供試体サイズ		直径：50mm 高さ：100mm
最大能力		980kN(100t)
原子炉建物 基礎地盤	試料採取ホーリング	306,308,309,310,316
	試験個数	18個
	一軸圧縮強度	82.57N/mm <sup>2</sup>
原子炉建物 西側切取斜面	試料採取ホーリング	324,319,328,329
	試験個数	10個
	一軸圧縮強度	122.98N/mm <sup>2</sup>



第13図 一軸圧縮試験装置図



第14図 岩石試料採取位置図



凝灰岩ボーリングコア写真の例  
(No.B-2(2006), G.L.-87.41~88.12, -88.48~90.00m)

第15図 凝灰岩ボーリングコア写真の例

### 5. 解析用物性値（粘性土）の設定根拠

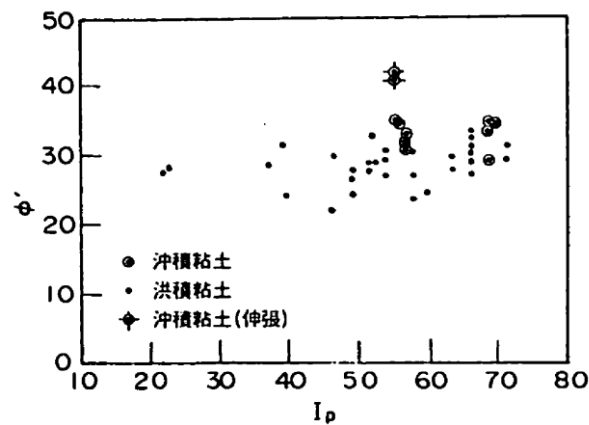
島根原子力発電所の埋戻土（粘性土）は、護岸建設時に、背面の止水性を担保するために施工しており、攪乱されていることから、正規圧密状態である、また、土の液性限界・塑性限界試験（JIS A 1205）結果より、塑性指数は  $I_p=27.3$  となり、塑性図における「粘土」に位置する。

粘性土の強度特性の設定の考え方としては、「FLIP 研究会 14 年間の検討成果まとめの作成について（FLIP 研究会 14 年間の検討成果まとめ WG）」（以下「FLIP

研究会報告」という)があり、FLIP研究会報告によると、「三軸試験による自然粘性土地盤の強度設定法に関する研究(土田, 1990)」の正規圧密粘土の塑性指数-内部摩擦角(排水条件)の関係から、粘性土は $C=0(kN/m^2)$ 、 $\Phi f=30(^{\circ})$ と設定している。

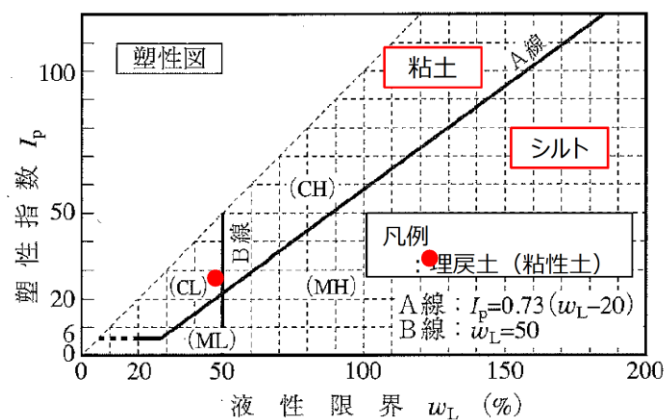
土田(1990)の「正規圧密時の内部摩擦角と塑性指数の関係」によると、塑性指数によらず、 $\Phi=30(^{\circ})$ 一定の結果が得られていることから、島根原子力発電所の埋戻土(粘性土)の強度特性については、 $C=0(kN/m^2)$ 、 $\Phi f=30(^{\circ})$ と設定できると判断した。

正規圧密時の内部摩擦角と塑性指数の関係を第16図に、塑性図による粘性土の分類を第17図に、埋戻土(粘性土)の液性限界・塑性限界試験結果を第10表に示す。



「三軸試験による自然粘性土地盤の強度設定法に関する研究(土田, 1990)」より引用

第16図 正規圧密時の内部摩擦角と塑性指数の関係



※ 地盤工学会, H22: 土質試験 基本と手引き に加筆

第17図 塑性図による粘性土の分類

第10表 埋戻土（粘性土）の液性限界・塑性限界試験結果

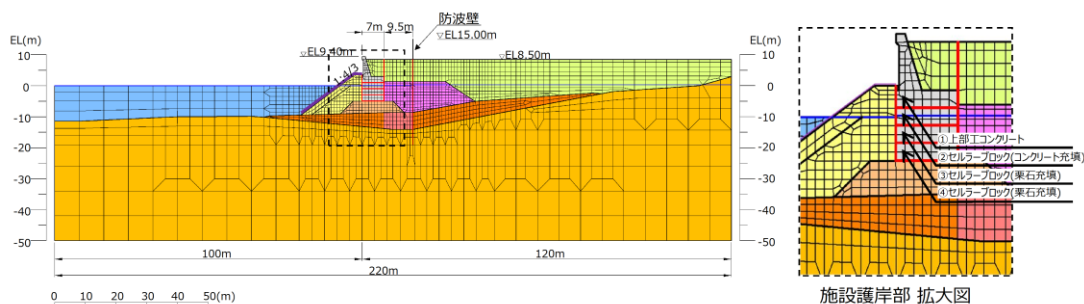
	液性限界 w <sub>L</sub> (%)	塑性限界 w <sub>p</sub> (%)	塑性指数 I <sub>p</sub>
埋戻土（粘性土） （平均値，試験数：22）	48.5	21.2	27.3

6. 解析用物性値（セルラーブロック）の設定根拠

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）に近接する施設護岸を構成する上部工コンクリート及びセルラーブロックのモデル化にあたっては、要素間の滑り・剥離を考慮するため、ジョイント要素でモデル化している。また、セルラーブロックの中詰材の剛性は考慮しない。解析モデル図を第18図に示す。

せん断抵抗角は港湾基準に準拠し、第11表に示す摩擦係数の考え方を踏まえ設定した。港湾基準より引用した静止摩擦係数の値を第19図に示す。

なお、粘着力については、上部工コンクリート及びセルラーブロックは完全に分離した構造物同士であることから、粘着力は考慮しない。



第18図 解析モデル図

第13表 ジョイント要素に考慮した摩擦係数の根拠

ジョイント要素	ジョイント要素に考慮した摩擦係数の根拠
①上部工コンクリート・ ②セルラーブロック（コンクリート充填）境界	・境界面の上下はそれぞれコンクリートであるため、港湾基準より「コンクリートとコンクリート」の静止摩擦係数0.5と設定する。
②セルラーブロック（コンクリート充填）・ ③セルラーブロック（栗石充填）境界	・セルラーブロック（栗石充填）設置後に上段のセルラーブロックのコンクリートを打設したことから、境界面の上下はそれぞれコンクリートであるため、「コンクリートとコンクリート」の静止摩擦係数0.5と設定する。
③セルラーブロック（栗石充填）・ ④セルラーブロック（栗石充填）境界	・境界面はセルラーブロック同士と栗石同士で構成されている。港湾基準よりセルラーブロック同士は「コンクリートとコンクリート」の静止摩擦係数0.5、栗石同士は「捨石と捨石」の静止摩擦係数0.8であるため、これらを平均した0.6（0.65の少数第2位を切り捨て）と設定する。
④セルラーブロック（栗石充填）・ 基礎捨石境界	・セルラーブロック（栗石充填）と基礎捨石境界の摩擦係数は、港湾基準に示される「底版のないセルラーブロックの性能照査に用いる摩擦係数の特性値」から0.7と設定する。（島根原子力発電所における施設護岸への適用性については次頁参照）

コンクリートとコンクリート	0.5
コンクリートと岩盤	0.5
水中コンクリートと岩盤	0.7～0.8
コンクリートと捨石	0.6
捨石と捨石	0.8
木材と木材	0.2(湿)～0.5(乾)
摩擦増大マットと捨石	0.75

第 19 図 静止摩擦係数の値（港湾基準より引用）

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）に近接する施設護岸を構成するセルラーブロックのうち、最下部の④セルラーブロック（栗石充填）と基礎捨石の境界のジョイント要素については、港湾基準に準拠し摩擦係数 0.7 と設定した。施設護岸部の解析モデル拡大図を第 20 図に、セルラーブロック断面図（例）を第 21 図に示す。

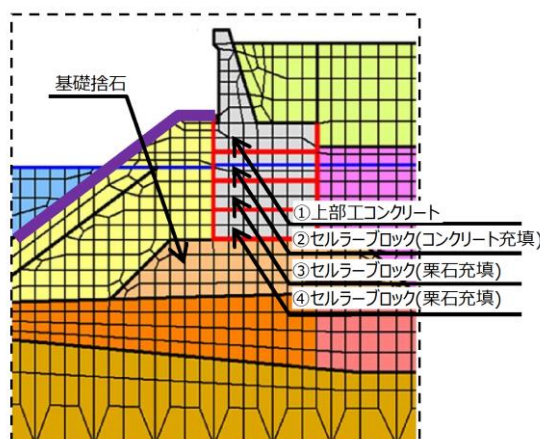
港湾基準では、底版のないセルラーブロックの滑動の性能照査に用いる摩擦係数の特性値は、厳密には鉄筋コンクリート底版の受ける反力については 0.6、中詰石底部の受ける反力については 0.8 を用いて計算すべきであるが、便宜上 0.7 としてもよい、とされている。港湾基準より引用した静止摩擦係数の値を第 22 図に示す。

島根原子力発電所の施設護岸へ用いたセルラーブロックの鉄筋コンクリート部と中詰部の面積比を考慮して摩擦係数の平均値を算定した結果、0.71 となることから、港湾基準に示される摩擦係数 0.7 と設定することは妥当と判断する。

【摩擦係数算定の考え方】

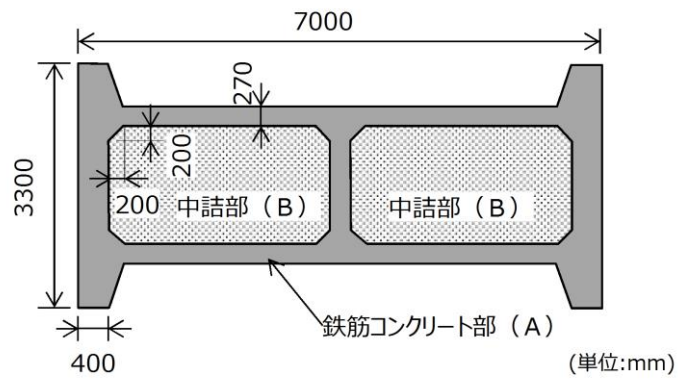
$$S_{\text{鉄筋コンクリート}} : S_{\text{中詰材}} = A : B$$

$$\text{摩擦係数の平均値} = (0.6 \times A + 0.8 \times B) / (A + B)$$



第 20 図 施設護岸部 解析モデル拡大図





第 21 図 セルラーブロック断面図 (例)

コンクリートとコンクリート	0.5
コンクリートと岩盤	0.5
水中コンクリートと岩盤	0.7~0.8
コンクリートと捨石	0.6
捨石と捨石	0.8
木材と木材	0.2(湿)~0.5(乾)
摩擦増大マットと捨石	0.75

第 22 図 静止摩擦係数の値 (港湾基準より引用)

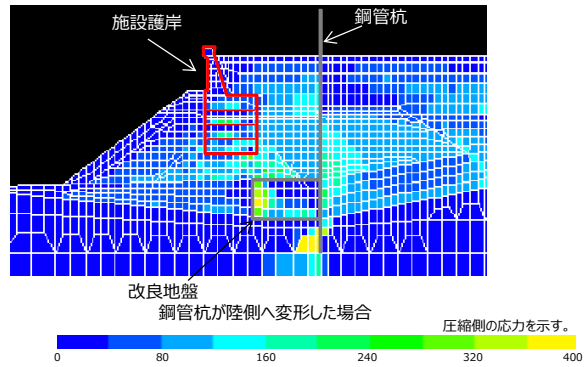
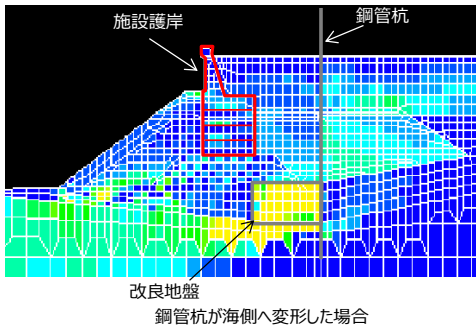
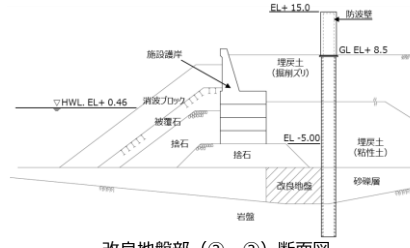
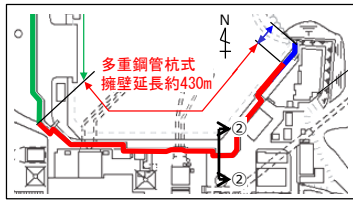
### 防波壁に近接する施設護岸の役割

耐震性の低い施設護岸が防波壁（多重鋼管杭式擁壁）に近接していることから、防波壁への受働抵抗として作用しているか確認するため、防波壁と施設護岸の位置関係を踏まえて、防波壁（多重鋼管杭式擁壁）改良地盤部（②－②）断面および施設護岸前出し部（③－③）断面を選定し、基準地震動  $S_s$  における周辺地盤の水平有効応力を確認する。

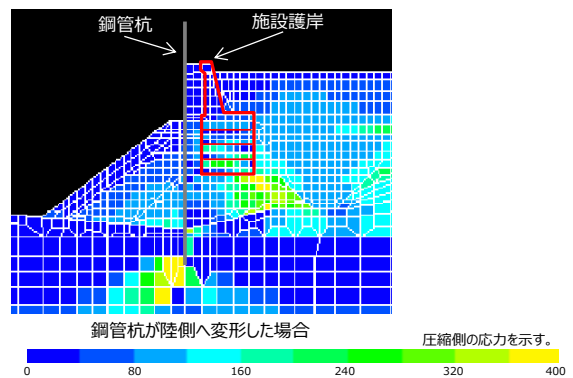
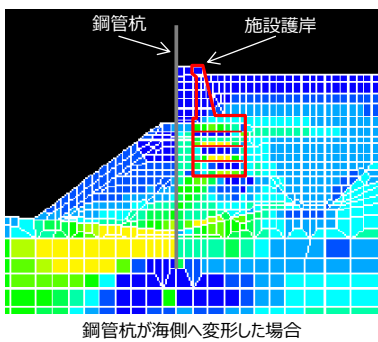
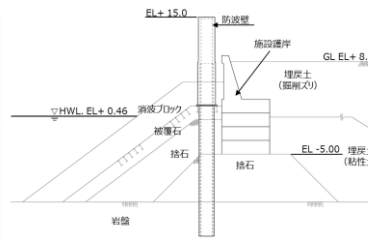
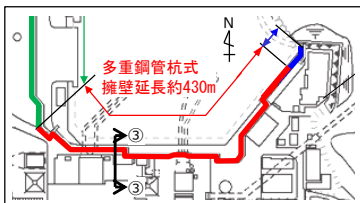
防波壁（多重鋼管杭式擁壁）改良地盤部（②－②）断面における基準地震動  $S_s$  による 2 次元 FEM 解析（有効応力解析）の結果から、防波壁の鋼管杭曲げモーメント最大時刻において、周辺地盤の水平有効応力の分布を第 1 図に示す。鋼管杭が海側へ変形した場合、改良地盤部及び根入れ部（岩盤）に圧縮側の水平応力が発生し、鋼管杭の変形を抑制しており、施設護岸及びその周辺の埋戻土等の水平応力は比較的小さく、施設護岸による受働抵抗は小さい。また、鋼管杭が陸側へ変形した場合は、根入れ部（岩盤）において圧縮側の水平応力が発生し、施設護岸の水平応力は周辺の埋戻土等と同程度である。

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）施設護岸前出し部（③－③）断面における基準地震動  $S_s$  による 2 次元 FEM 解析（有効応力解析）の結果から、防波壁の鋼管杭曲げモーメント最大時刻において、周辺地盤の水平有効応力の分布を第 2 図に示す。鋼管杭が海側に変形した場合、根入れ部（岩盤）に圧縮側の水平応力が発生し、鋼管杭の変形を抑制しており、施設護岸と鋼管杭の間の埋戻土と施設護岸背後の埋戻土の水平応力の値が同程度であることから、施設護岸は応力をそのまま伝達しており、鋼管杭に対する応力低減作用は生じていない。また、鋼管杭が陸側へ変形した場合、根入れ部（岩盤）において圧縮側の水平応力が発生し、鋼管杭の変形を抑制していることから、施設護岸による受働抵抗は小さい。

以上より、鋼管杭は主に改良地盤及び根入れ部（岩盤）により変形が抑制されており、施設護岸による受働抵抗の影響は小さいことを確認した。



第1図 鋼管杭の曲げモーメント最大時刻における水平有効応力分布図  
(改良地盤部 (2-2))



第2図 鋼管杭の曲げモーメント最大時刻における水平有効応力分布図  
(施設護岸前出し部 (3-3))

## 防波壁（波返重力擁壁）のケーソンの設計方針

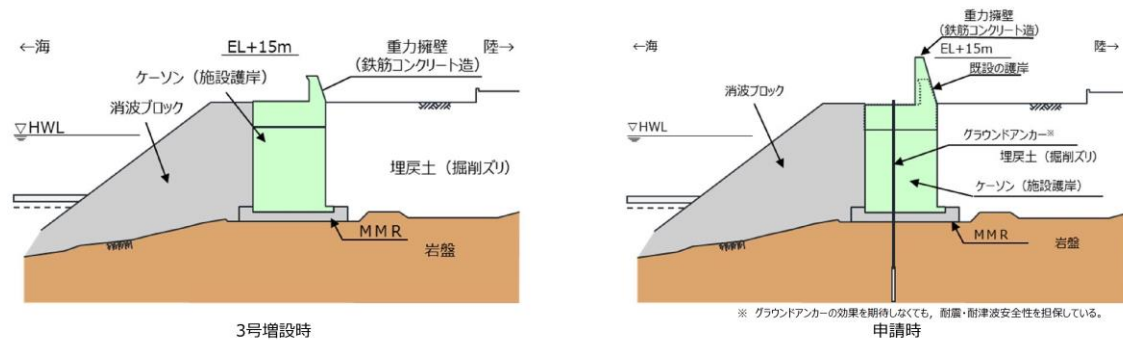
## 1. 既設の護岸の構造変更に係る主な経緯

防波壁（波返重力擁壁）の構造変更に係る主な経緯を第1表に、構造図を第1図に示す。

防波壁（波返重力擁壁）のうち既設の護岸は、3号炉増設時に建設されている。その後、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震を踏まえ、重力擁壁の嵩上げを実施し、津波対策施設として港湾の施設の技術基準適合性確認を受けている。

第1表 構造変更に係る主な経緯

主な経緯	概要	重力擁壁天端高	準拠基準
①3号炉増設時 (H16.2 公有水面埋立免許受領)	埋立地の外郭施設であるため、波浪時（変動波浪：100年確率波）及び地震時（レベル1地震動：設計震度0.14）の外力に対して十分な耐波性、耐震性を有する構造として設計。	EL+11m	海岸保全施設築造基準解説、河川砂防技術基準（案）同解説、港湾基準（平成11年4月）等
②港湾の施設の技術基準適合性確認 (H23.11 確認証受領)	平成23年3月の東北地方太平洋沖地震を踏まえた安全対策として、津波による敷地内への浸水を防止するため、既設ケーソン式護岸の嵩上げを実施し、港湾の施設の技術基準適合性確認証を受領した。当該確認においては、レベル1地震動、基準地震動Ss（600Gal）及び津波高さ（敷地浸水高さ）EL+15mにより評価。	EL+15m	港湾基準
③新規制基準適合性審査 (H25.12)	基準地震動Ss及び入力津波を設計外力とした場合でも、構造成立性を確認。	EL+15m	港湾基準、防波堤の耐津波設計ガイドライン(2013)、RC示方書等



第1図 防波壁（波返重力擁壁）断面図

## 2. 新規制基準における要求性能及び性能照査

新規制基準において、津波防護施設は、基準地震動Ss並びに入力津波に対し、津波防護施設が要求される機能を損なうおそれがないよう、構造物全体としての変形能力に対し、十分な構造強度を有するとともに、浸水及び漏水を防

止することが要求性能とされている。

防波壁（波返重力擁壁）は津波防護施設であることから、その構成部位であるケーソンの照査に当たっては、要求性能及び性能目標を新規基準に従い設定する。

ケーソンは港湾基準によると、供用時における照査部位として底版、フーチング、前壁、後壁及び側壁が選定されるが、新規基準においては津波防護施設に区分されるため、性能目標が地震、津波後の再使用性を考慮し、「概ね弾性状態に留まること」となることから、港湾基準における照査部位に隔壁を加えることとする。ケーソンの照査項目及び許容限界を第2表に示す。

第2表 ケーソンの照査項目及び許容限界

施設名	新規基準	ケーソンの設計方針	(参考) 港湾の施設の技術上の基準・同解説		
	津波防護施設	津波防護施設	津波対策施設		
要求性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準地震動Ssに対し、津波防護施設が要求される機能を損なうおそれがないよう、構造物全体としての変形能力に対し、十分な構造強度を有した構造であること。</li> <li>入力津波に対して、津波防護施設が要求される機能を損なうおそれがないよう、津波による浸水及び漏水を防止すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準地震動Ssに対し、津波防護施設が要求される機能を損なうおそれがないよう、構造物全体としての変形能力に対し、十分な構造強度を有した構造であること。</li> <li>入力津波に対して、津波防護施設が要求される機能を損なうおそれがないよう、津波による浸水及び漏水を防止すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施工時及び供用時に当該施設が置かれる諸条件に照らし、自重、土圧、水圧、変動波浪、水の流れ、レベル一地震動、漂流物の衝突等の作用による損傷等が、当該施設の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこととする。(永続状態及び変動状態)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波、レベル二地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復による当該施設の機能の回復に影響を及ぼさないこと。(偶発状態)</li> </ul>	
性能目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準地震動Ss並びに入力津波により発生する応力が、既往研究等において試験・解析等により妥当性が確認された許容値を超えていないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>概ね弾性状態に留まること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>永続状態及び変動状態に対して健全性を損なう危険性が限界値以下であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>偶発状態に対して作用による損傷の程度が限界値以下であること。</li> </ul>	
供用時における照査部位	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安定性を確保するために健全性を求める部材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>底版、フーチング</li> <li>前壁、後壁及び側壁</li> <li>隔壁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>底版、フーチング</li> <li>前壁、後壁及び側壁</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の安定性を確保するために健全性を求める部材</li> </ul>	
供用時における照査項目(許容限界)	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>前壁</li> <li>後壁</li> <li>側壁</li> <li>底版</li> <li>隔壁</li> <li>フーチング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>曲面破壊(短期許容応力度)</li> <li>せん断破壊(短期許容応力度)</li> <li>曲面破壊(限界層間変形角又は圧縮縁コンクリート限界ひずみ)</li> <li>せん断破壊(せん断耐力)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>断面破壊(設計断面耐力)</li> <li>使用性(曲げひび割れ幅の制限値)</li> <li>抜け出し(設計降伏応力度)</li> </ul>	規定なし

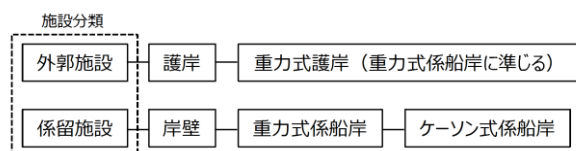
【参考1】 既設の護岸の設計概要(3号炉増設時)

既設の護岸は、JEAG4601-1987では「その他土木構造物(港湾施設)」に分類されており、耐震設計において参考とする基準、指針等として、「港湾基準(昭和55年度版)」が示されている。3号増設時の港湾基準の最新版は平成11年度版であり、既設の護岸はこれに基づいて耐震設計を実施した。

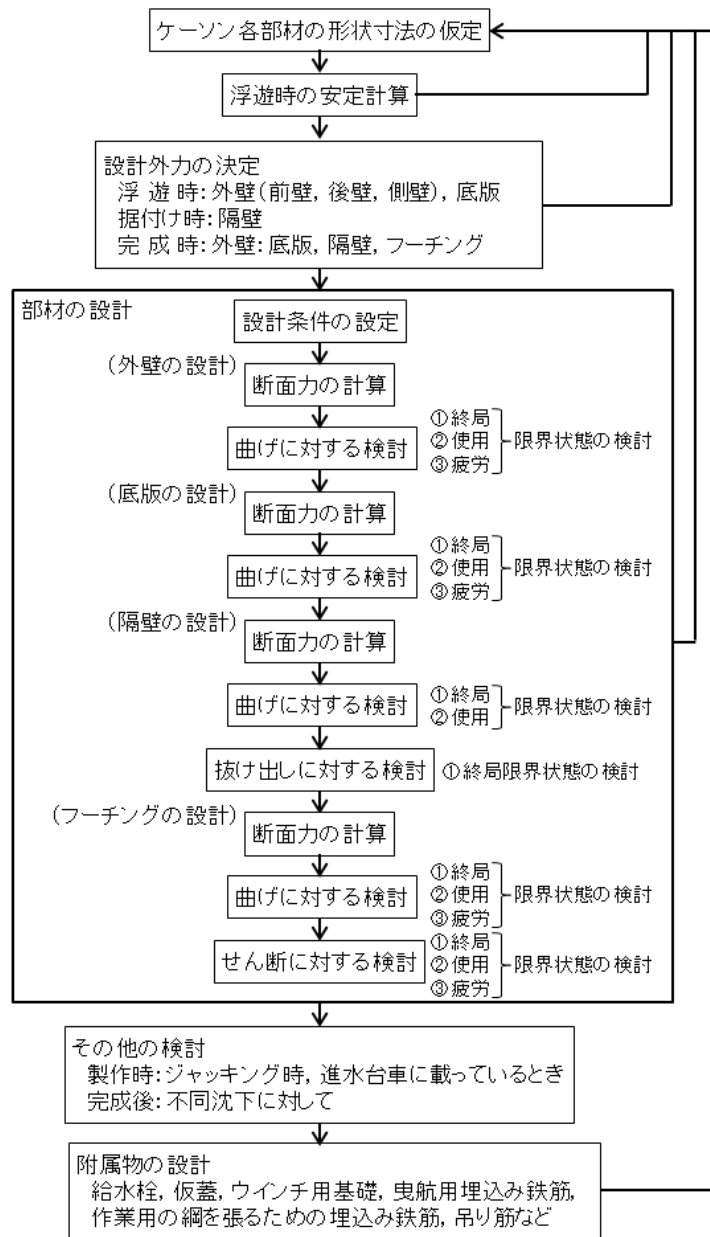
港湾基準(平成11年4月)では、「護岸の構造は、仮土留めを除き、重力式係船岸、矢板式係船岸、鋼矢板セル式係船岸等の構造形式と類似しているため、設計に当たっては、係留施設の関連部分を参照することができる」としている。護岸の安定計算は係留施設の「重力式係船岸」を参照し、プレキャストコンク

リート部材であるケーソンについては、港湾基準（H11）に従い照査した。第2図に、港湾基準に基づき作成した港湾施設における施設分類を示す。第3図に、港湾基準（平成11年4月）に基づくケーソンの設計順序を示す。

設計状態としては、供用時のレベル1地震動及び変動波浪の変動状態に加え、施工中の浮遊時及び冬季波浪時等の厳しい状態を考慮した設計を行っている。



第2図 港湾施設における施設分類(港湾基準(平成11年4月)に基づき作成)



第3図 ケーソンの設計順序（港湾基準（平成11年4月）に基づき作成）

【参考2】 港湾基準上のケーソンの要求性能

港湾基準で示されたケーソンの各部位に関する性能規定及び設計状態に関する設定を第3表～第6表に示す。ここでは、供用時（完成時）の検討対象部材である底版及びフーチングと側壁について示す。第7表に護岸の作用の組合せと荷重係数の一覧表を示す。本表は港湾基準に記載されている「岸壁」の作用の組合せと荷重係数の一覧表を引用したものである。供用時（完成時）の検討対象部材は、底版及び側壁と示されている。

表で示される使用性とは、使用上の不都合を生じずに施設等を使用できる性能のことであり、作用に対して想定される施設の構造的な応答においては、損傷の可能性が十分に低いこと、又はわずかな修復により速やかに所要の機能が発揮できる程度の損傷に留まることである。なお、基準省令では、使用性の規定を、原則として「作用による損傷等が、当該施設の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこと」と表記している。

第3表 ケーソンの底版及びフーチングに関する性能規定及び設計状態（主たる作用が自重の永続状態）に関する設定

要求性能	設計状態			照査項目	限界値を定める標準的な指標
	状態	主たる作用	従たる作用		
使用性	永続	自重	水圧、地盤反力、 載荷重、土圧	底版及びフーチングの断面破壊	設計断面耐力（終局限界状態）
				底版及びフーチングの断面の使用性	曲げひび割れ幅の制限値（使用限界状態）
				底版及びフーチングの隔壁からの抜け出し（鉄筋の降伏）	設計降伏応力度

第4表 ケーソンの底版及びフーチングに関する性能規定及び設計状態（主たる作用が変動波浪の変動状態）に関する設定

要求性能	設計状態			照査項目	限界値を定める標準的な指標
	状態	主たる作用	従たる作用		
使用性	変動	変動波浪※1 変動波浪※2 波浪の繰返し作用※3	自重、水圧、地盤反力、 載荷重、土圧	底版及びフーチングの断面破壊	設計断面耐力（終局限界状態）
				底版の隔壁からの抜け出し（鉄筋の降伏）	設計降伏応力度
				底版及びフーチングの断面の使用性	曲げひび割れ幅の制限値（使用限界状態）
				底版及びフーチングの疲労破壊	設計疲労強度（疲労限界状態）

※1 ここでの波浪は、この告示第八条第一項第一号に定めている波浪のうち、当該施設の構造の安定性の性能照査に用いたものとする。  
 ※2 ここでの波浪は、この告示第八条第一項第二号に定めている波浪のうち、設計供用期間にそれ以上の波高の波が来襲する回数が10回程程度のものとする。  
 ※3 ここでの波浪は、この告示第八条第一項第二号に定めている波浪のうち、設計供用期間に生じる波浪の波高と周期に関する出現回数に応じた適切なものを設定する必要がある。

第5表 ケーソンの底版及びフーチングに関する性能規定及び設計状態（主たる作用が浮遊時の水圧及びレベル1地震動の変動状態）に関する設定

要求性能	設計状態			照査項目	限界値を定める標準的な指標
	状態	主たる作用	従たる作用		
使用性	変動	L1地震動	自重、水圧、 地盤反力	底版及びフーチングの断面破壊	設計断面耐力（終局限界状態）
				底版の隔壁からの抜け出し（鉄筋の降伏）	設計降伏応力度

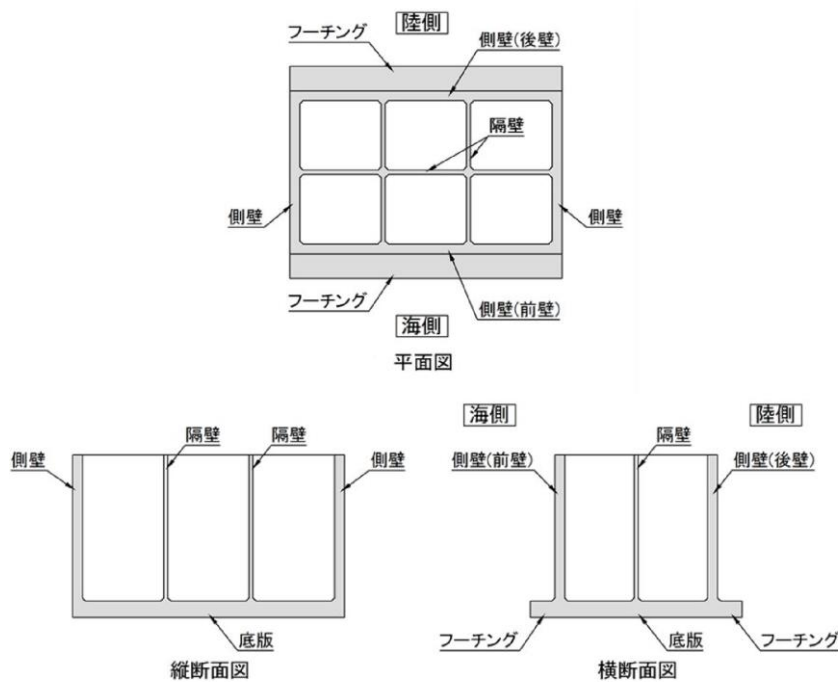


第6表 ケーソンの側壁に関する性能規定及び設計状態（偶発状態を除く）に関する設定

要求性能	設計状態			照査項目	限界値を定める標準的な指標
	状態	主たる作用	従たる作用		
使用性	永続	内部土圧	内部水圧	側壁の断面の使用性	曲げひび割れ幅の制限値 (使用限界状態)
				側壁の隔壁からの抜け出し(鉄筋の降伏)	設計降伏応力度
	変動	変動波浪 <sup>※1</sup>	内部水圧, 内部土圧	側壁の断面破壊 <sup>※2</sup>	設計断面耐力(終局限界状態)
		変動波浪 <sup>※3</sup>		側壁の断面の使用性	曲げひび割れ幅の制限値 (使用限界状態)
		波浪の繰返し作用 <sup>※4</sup>		側壁の疲労破壊 <sup>※2</sup>	設計疲労強度(疲労限界状態)
L1地震動	内部水圧, 内部土圧	側壁の断面破壊	設計断面耐力(終局限界状態)		

※1 ここでの波浪は、この告示第八条第一項第一号に定めている波浪のうち、当該施設の構造の安定性の性能照査に用いたものとする。  
 ※2 波浪の影響を受ける側壁の場合に限る。  
 ※3 ここでの波浪は、この告示第八条第一項第二号に定めている波浪のうち、設計供用期間にそれ以上の波高の波が来襲する回数が10<sup>4</sup>程度のものであることを標準とする。  
 ※4 ここでの波浪は、この告示第八条第一項第二号に定めている波浪のうち、設計供用期間に生じる波浪の波高と周期に関する出現回数に応じた適切なものを設定する必要がある。

一般的な形状のケーソン各部の名称を第4図に示し、構成部材と役割等について第7表のとおり整理する。



第4図 ケーソン各部の名称（港湾基準 図-参 1.2.1 を加筆・修正）

第7表 ケーソン構成部材の役割, 照査要否, 及び照査方法

構成部材	供用時の主な役割	港湾基準		新規制基準	
		供用時の照査要否	照査項目(許容限界)	供用時の照査要否	照査項目(許容限界)
・前壁 ・後壁 ・側壁	・重力擁壁を支持する ・遮水性を保持する	要	断面破壊(設計断面耐力) 使用性 (曲げひび割れ幅の制限値) 抜け出し(設計降伏応力度)	要	曲げ破壊, せん断破壊 (短期許容応力度)
・底板	・前壁, 後壁, 側壁, 隔壁を支持する	要	-	要	曲げ破壊, せん断破壊 (曲げ: 限界層間変形角又は 圧縮縁コンクリート限界ひずみ, せん断: せん断耐力)
・隔壁	・重力擁壁を支持する ・前壁, 後壁, 側壁, 底板の変形を抑制する	否		要	
・フーチング	・滑動, 転倒に対して安定性を確保する	要	断面破壊(設計断面耐力) 使用性 (曲げひび割れ幅の制限値) 抜け出し(設計降伏応力度)	要	

【参考3】 港湾基準上の防波壁の位置付け及び要求性能

港湾基準において, 津波対策施設の要求性能は, 使用性に加えて, 津波, レベル2地震動等の作用による損傷等が, 軽微な修復による当該施設の機能の回復に影響を及ぼさないこと(修復性)が追加される。第5図に, 港湾基準における津波対策施設の要求性能を示す。

津波対策施設を構成する部材については, 主たる作用が津波又はレベル2地震動である偶発状態に対して, 作用による損傷の程度が限界値以下であることとされている。

【港湾の施設の技術上の基準を定める省令 第七条 第2項 第二号】  
津波から当該施設の背後地を防護する必要がある施設を構成する部材の要求性能にあつては, 津波, レベル2地震動等の作用による損傷等が, 軽微な修復による当該施設の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

【港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示 第二十二号 第1項 第二号】  
津波から背後地を防護する必要がある施設を構成する部材にあつては, 主たる作用が津波又はレベル2地震動である偶発状態に対して, 作用による損傷の程度が限界値以下であること。

津波対策施設の構造部材に共通する性能規定及び設計状態(偶発状態に限る)に関する設定

省令			告示			要求性能	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標	
条	項	号	条	項	号		状態	主たる作用			従たる作用
7	2	2	22	1	2	修復性	偶発	津波(L2地震動)	-	損傷	-

港湾の施設の技術上の基準・同解説(平成19年)より引用

第5図 港湾基準における津波対策施設の要求性能

【参考4】 既設の護岸の性能照査検討ケース

港湾基準（平成11年4月）に準じて設計した3号増設時のケーソン設計における検討ケースの例を第8表に示す。なお、港湾基準で「側壁」と記載されている部材は、港湾基準（平成11年4月）では「外壁」として表記されている。

第8表 ケーソン性能照査における検討ケース（標準部①（地盤改良部）ケーソンの例）

		終局限界状態				使用限界状態				疲労限界状態			
		底板	外壁	隔壁	ﾌｰﾝｸﾞ	底板	外壁	隔壁	ﾌｰﾝｸﾞ	底板	外壁	隔壁	ﾌｰﾝｸﾞ
製作時		○			○								
進水時 浮遊時		○	○		○	○	○		○				
注水時				○				○					
中詰ｺﾝｸﾘｰﾄ打設前				○				○					
据付後	施工時	波の山※1	○	○		○							
		波の谷※2	○	○		○							
	完成時	波の山※1	○	○		○	○	○		○	○		○
		波の谷※2	○	○		○	○	○		○	○		○
		地震時	○	○		○							

※1 波浪に関する変動状態における波の山作用時であり、作用の方向は外部からの作用である。  
 ※2 波浪に関する変動状態における波の谷作用時であり、作用の方向は内部からの作用である。

【参考5】 ケーソンの設計における設計状態

護岸の作用の組合せと荷重係数の一覧表を第9表に示す。本表は港湾基準に記載されている「岸壁」の作用の組合せと荷重係数の一覧表を引用したものである。

供用時（完成時）の検討対象部材は、底版及び側壁と示されている。

第9表 作用の組合せと荷重係数（港湾基準 p.498 表-1.2.1 より引用）

・護岸（岸壁）

状態	設計状態	自重	静水圧	内部水圧	内部土圧	底版反力	上載荷重	動水圧	地震動作用時の底版反力	施工時荷重		備考	
										据付時	静水時		
供用時	自重に関する永続状態	0.9 (1.0)	1.1 (1.0)			1.1 (1.0)	0.8 (0.5)					底版（上載荷重は底版反力分）	
	内部土圧に関する永続状態			1.1 (1.0)	1.1 (1.0)							側壁	
	レベル1地震動に関する変動状態	1.0 (-)	1.0 (-)				1.0 (-)		1.0 (-)				底版（上載荷重は地震動作用時）
				1.0 (-)	1.0 (-)			1.0 (-)					側壁
施工時	浮遊時の水圧に関する変動状態	0.9 (0.5)									1.1 (0.5)	底版（浮遊時）	
											1.1 (0.5)	側壁（浮遊時）	
	据付時の水圧に関する変動状態									1.1 (0.5)		隔壁（据付時）	

・下段の（ ）内は、使用限界状態検討時の荷重を示している。

・なお、偶発状態においては、荷重係数を1.0としてよい。

【参考6】 最新の港湾基準（平成30年5月）における照査方法の採用

港湾基準の最新版は平成30年度版であり、護岸や重力式係船岸に係る平成19年度版からの改訂内容は、生産性の向上の推進に向けた規定の拡充として、「荷重抵抗係数アプローチによる部分係数法の導入」と防災・減災対策の強化に係る規定の拡充として、「防波堤における津波作用時の波力式の改訂」である。

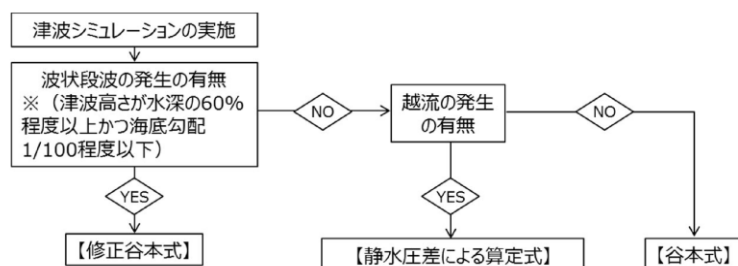
「荷重抵抗係数アプローチによる部分係数の導入」では、設計の効率化を図るため、従来の部分係数法（個々のパラメータに部分係数を乗じる方法）から、作用の項及び抵抗の項に集約した部分係数を乗じる方法を導入している。また、「防波堤における津波作用時の波力式の改訂」では、平成23年3月の東北地方太平洋沖地震を踏まえて、津波波圧算定に関する記載が追加されている。ケーソン各部位の照査においては、これらの改訂内容を反映した照査を行うものとする。

港湾基準（平成19年7月）では津波の波力として、海中の防波堤等の直立壁に作用する津波波圧算定式である谷本式が示されていたが、港湾基準（平成30年5月）では、海中の直立壁に作用する津波波力については、東北地方太平洋沖地震後に作成された「防波堤の耐津波設計ガイドライン※1」に基づき、波状段波や越流の発生の有無を考慮した津波波力の算定手順が示されている。また、陸上の直立壁に作用する津波波力については、「津波を考慮した胸壁の設計の考え方（暫定版）※2」に従って、越流の発生の有無を考慮した波力算定式が示されている。

島根2号炉における津波波圧は、港湾基準（平成30年5月）に基づき算定することを基本とするが、3次元津波シミュレーション解析等の方法により、ソリトン分裂や砕波の影響を確認し、適切な津波波圧算定式により津波波力を算定することとする。防波堤に対する津波波力算定手順を第6図に示す。

※1 国土交通省港湾局：防波堤の耐津波設計ガイドライン，2015

※2 水産庁漁港漁場整備部防災漁村課・国土交通省港湾局海岸・防災課：津波を考慮した胸壁の設計の考え方，2015



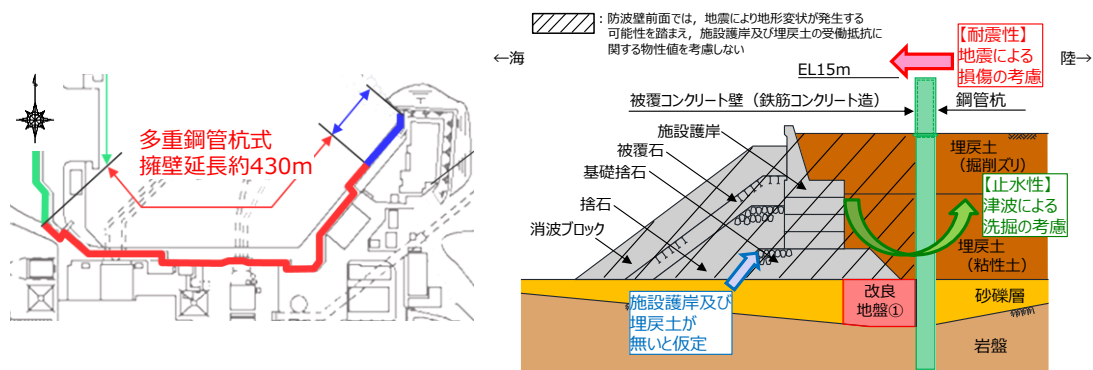
第6図 防波堤に対する津波波力算定手順（港湾基準（平成30年5月）より抜粋）

## 施設護岸の役割の検討

### 1. 検討方針

防波壁（多重鋼管杭式）の前面または背面には，施設護岸が近接して設置されている。地震時の検討においては，施設護岸はその形状を適切にモデル化し，有効応力解析により耐震性を評価する。これにより，防波壁への波及的影響を考慮する。また，津波時においては，防波壁の設置状況に応じた地盤ばねを設定し，津波波圧を作用させて静的フレーム解析により耐津波性を評価する。一方で，施設護岸については，耐震性が低く，その損傷による防波壁へ影響を及ぼす可能性が考えられることから，それが損傷した場合の防波壁への影響を確認する。

ここでは，施設護岸が地震により損傷した場合の防波壁の「耐震性」，「耐津波性」及び「止水性」に与える影響を確認し，施設護岸の取り扱いを評価する。施設護岸の地震による損傷の程度を評価することが困難であることから，保守的に，施設護岸が無いものと仮定した状態における防波壁への影響（耐震性）及び地震による損傷後に津波が襲来した場合の津波の地盤中からの回り込みによる影響（止水性）について検討する。なお，「耐津波性」については，当初設計から施設護岸等が無いものとして津波波圧を作用させた検討（添付資料25「2. 構造成立性評価」参照）を実施していることから，検討を省略する。



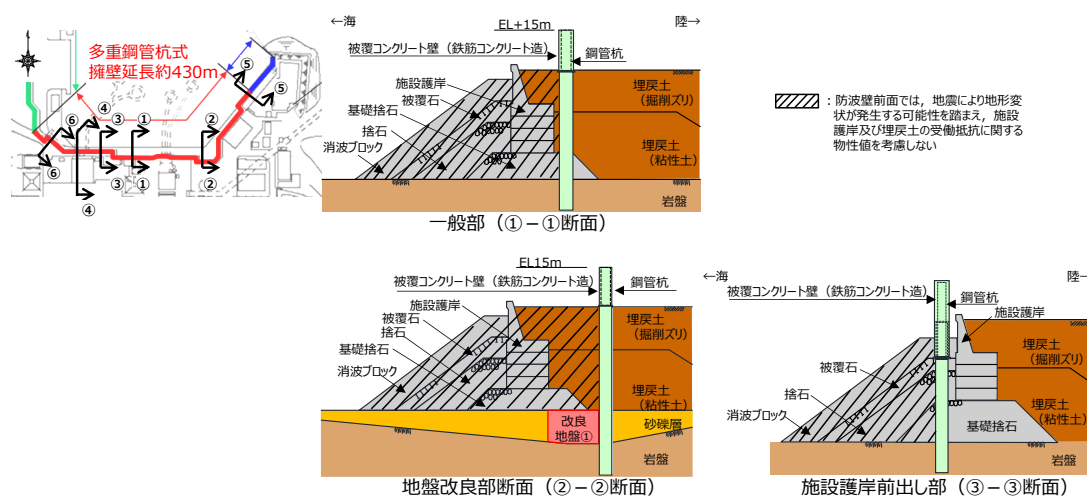
第1図 検討概要図

## 2. 耐震性の検討方針（断面選定）

施設護岸が地震により損傷することによる防波壁への影響（耐震性）の検討は、防波壁前面の施設護岸及び埋戻土が無いと仮定した場合の解析を実施することにより行う。

施設護岸等が無いと仮定した検討は、第2図に示すとおり施設護岸が防波壁より海側及び陸側に位置する断面について実施する。施設護岸が防波壁より海側に位置する断面として、鋼管杭が長く埋戻土層厚が厚いことから、鋼管杭への影響が最も大きいと判断する「一般部（①－①断面）」及び施設護岸の下部に砂礫層が位置し、鋼管杭の前面に地盤改良を実施した「地盤改良部断面（②－②断面）」を選定する。また、施設護岸が防波壁より陸側に位置する断面として「施設護岸前出し部（③－③断面）」を選定する。

なお、「取水路横断面（④－④断面）」、「北東端部（⑤－⑤断面）」及び「西端部（⑥－⑥断面）」については、第1表に示すとおり、鋼管杭長及び周辺状況を踏まえ、地震時の鋼管杭への影響が最も大きいと考える①－①、②－②及び③－③断面の検討結果に包含されると判断した。



第2図 選定した各断面の検討概要図

第1表 施設護岸等が無いと仮定した検討対象断面の選定理由

検討対象断面	防波壁（多重鋼管杭式擁壁）		
	一般部（①-①断面）	改良地盤部（②-②断面）	施設護岸前出し部（③-③断面）
類似断面	西端部（⑥-⑥断面）	-	取水路横断部（④-④断面）, 北東端部（⑤-⑤断面）
選定理由	・①-①断面は、施設護岸が防波壁より海側に位置する断面であり、同様の周辺状況である⑥-⑥に比べて鋼管杭が長く埋戻土層厚が厚いことから、鋼管杭への影響が大きい①-①断面を検討対象断面に選定する。	・②-②断面は、鋼管杭の前面に改良地盤を実施した断面であり、①-①、③-③～⑥-⑥断面とは異なる周辺状況であることから、②-②断面を検討対象断面に選定する。	・③-③断面は、施設護岸が防波壁陸側に位置する断面である。同様の周辺状況である④-④断面は防波壁北側に2号炉取水槽が隣接しており、また、⑤-⑤断面は防波壁位置に施設護岸が配置されており、これらに比べて鋼管杭への地震時土圧が大きい③-③断面を検討対象断面に選定する。

### 3. 耐震性の解析条件及び解析結果

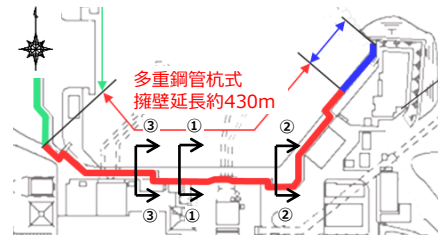
施設護岸が地震により損傷することによる防波壁への影響（耐震性）検討における解析条件は以下のとおり。

- ・施設護岸及び埋戻土の受働抵抗に関する物性値を考慮しないよう、剛性を低下させる（剛性を一律 1/1000 以下とする）。なお、施設護岸及び埋戻土の重量は変更しない。
- ・港湾基準によると、施設護岸の石材（基礎捨石、被覆石）の強度特性は粘着力  $C=20$  (kN/m<sup>2</sup>)、せん断抵抗角  $\Phi f=35$  (°) とされているが、保守的に  $C=0$  (kN/m<sup>2</sup>)、 $\Phi f=35$  (°) と設定する。
- ・地震荷重は、基準地震動  $S_s-D$  する。

解析結果を以下に示す。なお、ここでは鋼管杭の構造成立性検討において最も厳しい損傷モードである曲げにより照査を行った。鋼管杭の曲げに対する安全率は1以上となり、構造が成立することを確認した。

詳細設計段階では、施設護岸がある場合の防波壁の耐震性を評価し、これにより施設護岸の防波壁への波及的影響を確認する。また、施設護岸が地震により損傷する可能性を考慮し、施設護岸及び埋戻土が無いものと仮定した場合も評価する。それぞれの評価において、防波壁及び岩盤等の健全性を説明する。





断面	評価部位	最小安全率となる部位	地震動	最小安全率 (施設護岸がない場合)
一般部 (①-①断面)	鋼管杭	地中部※ 【4重管構造】	S s - D	1.43
地盤改良部断面 (②-②断面)				1.82
施設護岸前出し部 (③-③断面)				1.61

※ 地中部【4重管構造】は、安全率が最も小さくなる外側から2つ目の鋼管杭φ2000(SKK490)の数値を示す。

### 第3図 降伏モーメントに対する照査結果（最小安全率時）

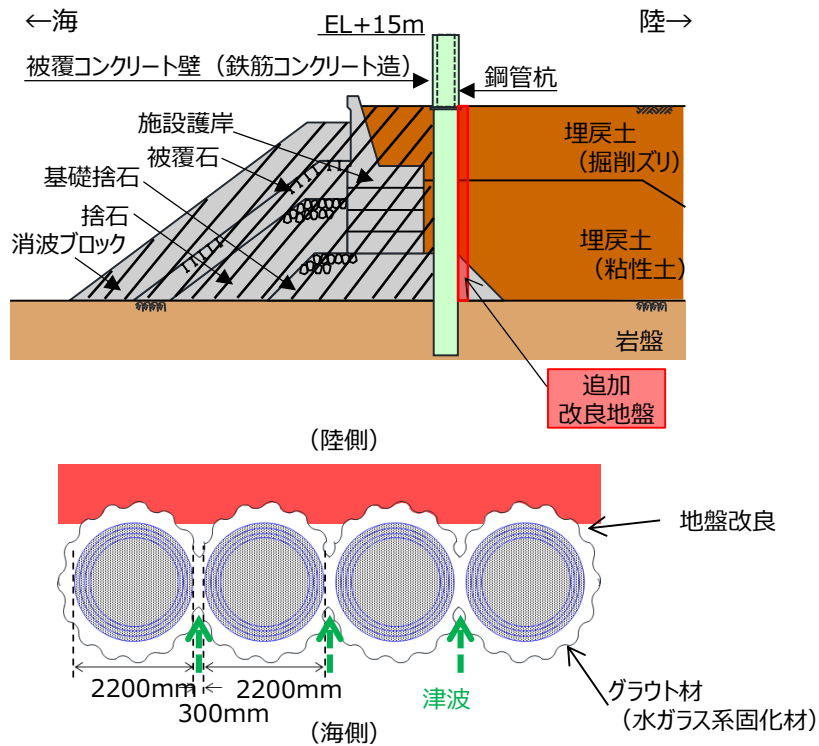
#### 4. 止水性の検討結果

防波壁（多重鋼管杭式擁壁）については、鋼管杭間をグラウト材（埋戻土部）（水ガラス系固化材）で充填しているが、施設護岸等が無いと仮定し、杭間に直接津波波圧が作用した場合の津波の地盤中からの回り込みに対して万全を期すため、防波壁の背後に止水性を有する地盤改良を実施する対策を行う。

防波壁背後の地盤改良後、防波壁前面の施設護岸及び埋戻土が無いと仮定した場合の浸透流解析を実施した。ここで、津波水位は保守的に EL15m とし、透水係数は下表のとおり設定した。

解析の結果、EL+15m に津波が滞留した状態においても、防波壁より敷地側に浸水は認められないことを確認した。

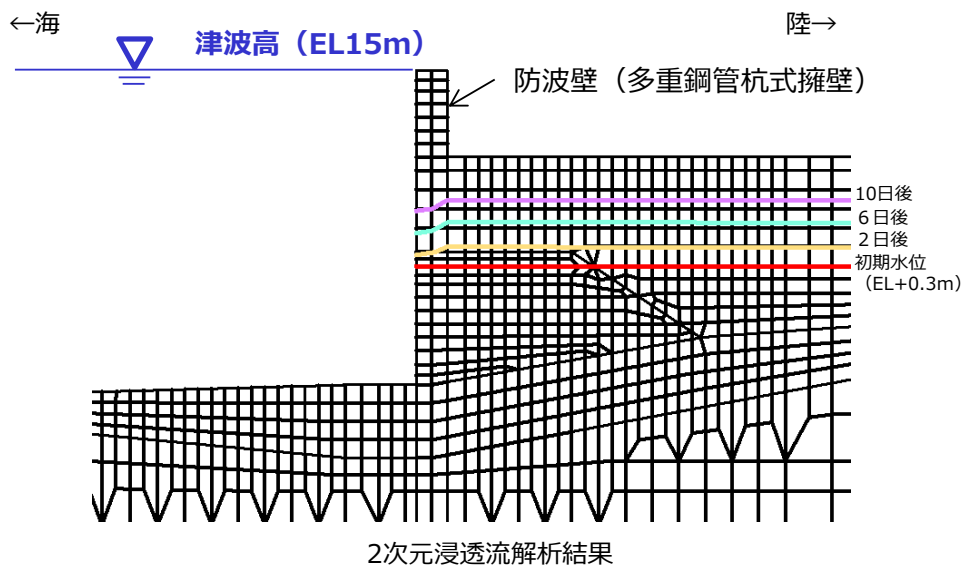
なお、防波壁の背後に実施する地盤改良の仕様は詳細設計段階において説明する。



第4図 改良地盤の設置イメージ図 (例)

第2表 透水係数一覧

地盤材料	透水係数(m/s)	摘要
岩盤	$1 \times 10^{-5}$	CL級岩盤と仮定
埋戻土	$2 \times 10^{-3}$	
防波壁・改良地盤	$1 \times 10^{-7}$	



第5 図 2次元浸透流解析結果 (②-②断面)

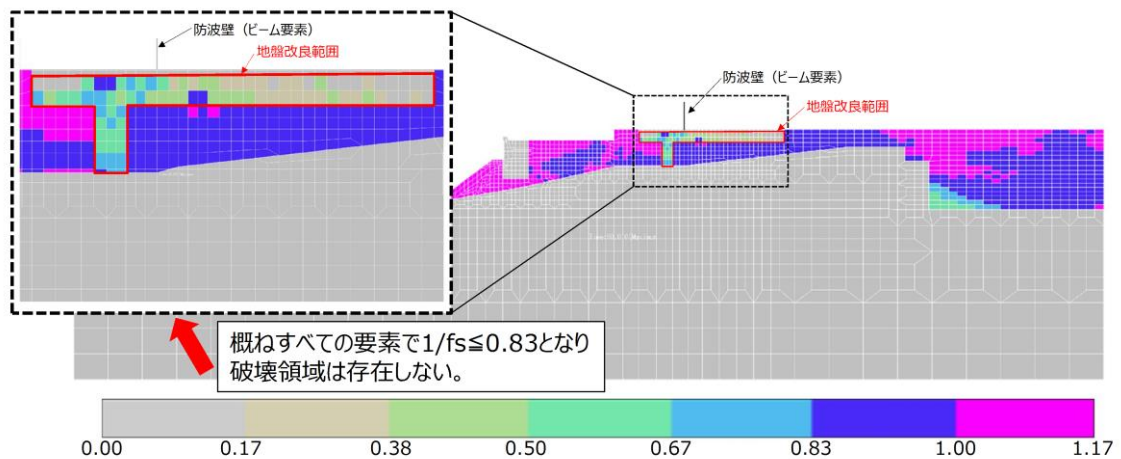
(参考資料 1 1)

### 防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）の地盤改良

防波壁（鋼管杭式逆 T 擁壁）RC 床板部における改良地盤（鋼管杭前面）の地震時における全時刻での局所安全率の逆数 ( $1/f_s$ ) の分布を第 1 図に、照査項目、許容限界を第 1 表に示す。

改良地盤は、局所安全率の逆数が概ね  $1/f_s \leq 0.83$  ( $f_s \geq 1.2$ ) となり、また、 $0.83 \leq 1/f_s \leq 1$  ( $1 \leq f_s \leq 1.2$ ) となる領域はわずかとなっており、破壊領域が存在しないことを確認した。

上記を踏まえ、改良地盤（鋼管杭前面）の役割として期待する難透水性は保持されていることを確認した。



第 1 図 検討概要図

第 1 表 改良地盤（鋼管杭前面）の照査項目、許容限界

評価部位	検討ケース	解析方法	照査項目	設計で用いる許容限界	適用基準
改良地盤	地震時	2次元動的 FEM 解析 (有効応力解析)	すべり安全率	すべり安全率 1.2 以上	耐津波設計に係る工認審査ガイド

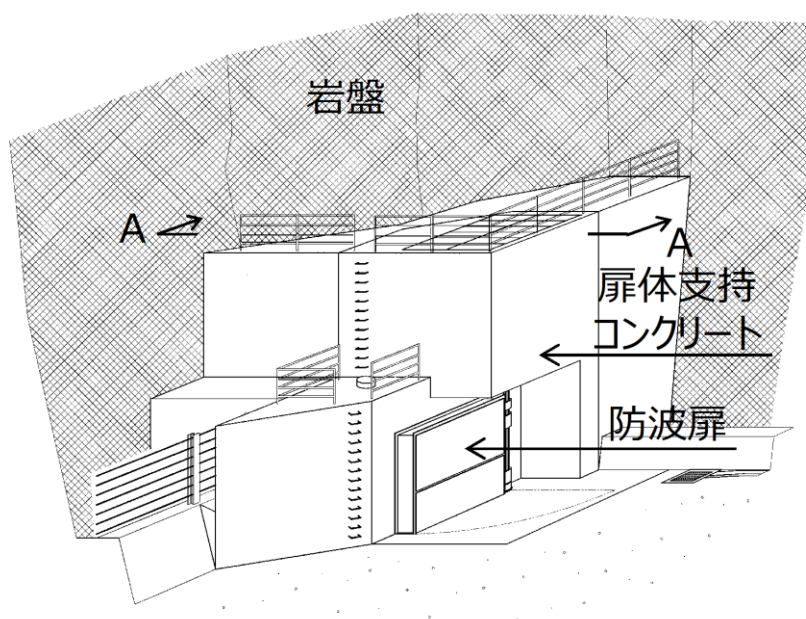
(参考資料 1 2)

### 1号放水連絡通路（既設）坑口部におけるクラックの成因・対処方法

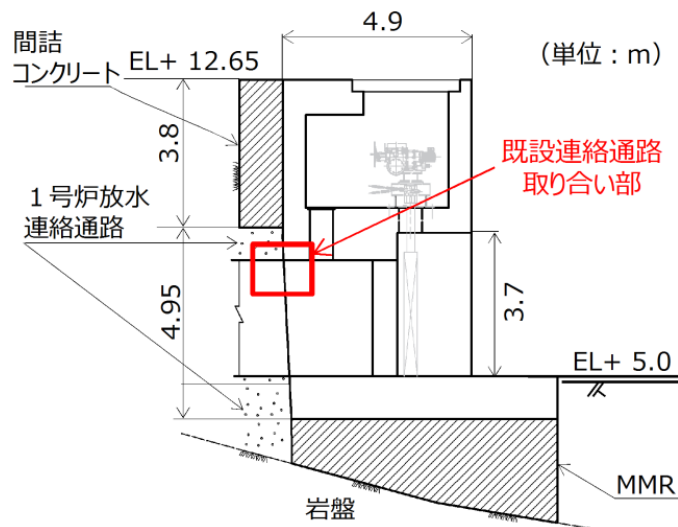
1号炉建設時に設置した1号炉放水連絡通路（既設）の坑口部に経年劣化によるクラックが認められる。

1号炉放水連絡通路（既設）の坑口部については、塩化物イオン量試験の結果より、扉体支持コンクリートが設置される以前は露出されていたことから、飛来塩分の影響を受けたことによる塩害に起因する鉄筋腐食によるクラックと判断する。

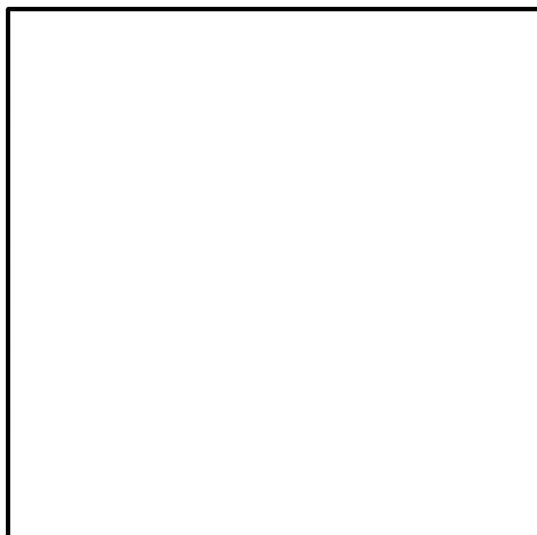
1号炉放水連絡通路（既設）の坑口部において変状が確認された範囲を対象に修繕を実施する。1号放水連絡通路防波扉の鳥瞰図を第1図に、断面図を第2図に、既設連絡通路取り合い部状況写真を第3図に示す。



第1図 1号放水連絡通路防波扉 鳥瞰図



第2図 1号放水連絡通路防波扉 A-A 断面図



第3図 既設連絡通路取り合い部状況写真

1号放水連絡通路（既設）坑口部のクラックの発生要因について検討する。

1号放水連絡通路（既設）坑口部前面には防波扉設置を目的とした扉体支持コンクリートを、坑口部上部には間詰めコンクリートを追加で設置していることから、新設部位による既設コンクリートへの影響（要因①及び②）が挙げられる。

また、1号放水連絡通路防波扉設置以前は、1号炉放水連絡通路（既設）の坑口部が長期間にわたり露出されていたことを踏まえ、飛来塩分に起因する塩害の影響（要因③）が挙げられる。

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

クラックの発生要因について整理した結果を第1表に示す。

第1表 1号放水連絡通路（既設）坑口部クラックの発生要因

	変状要因	内容
要因①	新設コンクリート部の膨張・収縮	既設部の前面に設置した新設コンクリートの膨張・収縮が生じたため
要因②	新設間詰コンクリートの荷重影響	既設部の上部に設置した新設間詰コンクリートに対する耐力が無かったため
要因③	鉄筋腐食	飛来塩分に起因する塩害や中性化により鉄筋が腐食・膨張したため

クラックの発生要因の検討結果を以下に示す。

《要因① 新設コンクリート部の膨張・収縮》

新設扉体支持コンクリートと既設部の間には止水目地（既設）が設置されており、止水目地（既設）は健全であることが確認できたことから、新設部のコンクリートの膨張・収縮による変位が既設部に与える影響が小さいため、クラック発生要因ではないと判断した。

《要因② 新設間詰コンクリートの荷重影響》

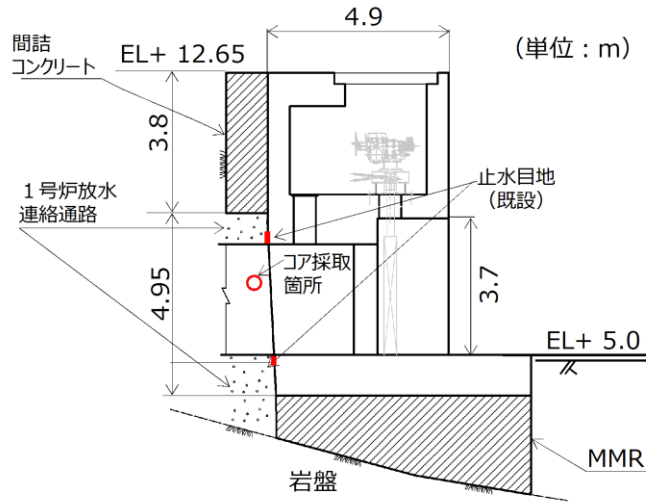
1号放水連絡通路（既設）上部に打設した間詰めコンクリートの影響によりクラックが発生する場合には、トンネルのアーチ天端部に縦軸方向のクラックが発生すると想定されるが、アーチ天端部にクラックは確認されずトンネル坑口に沿ったクラックのみが発生しているため、間詰めコンクリートの追加打設に起因するクラックではないと判断した。

《要因③ 鉄筋腐食》

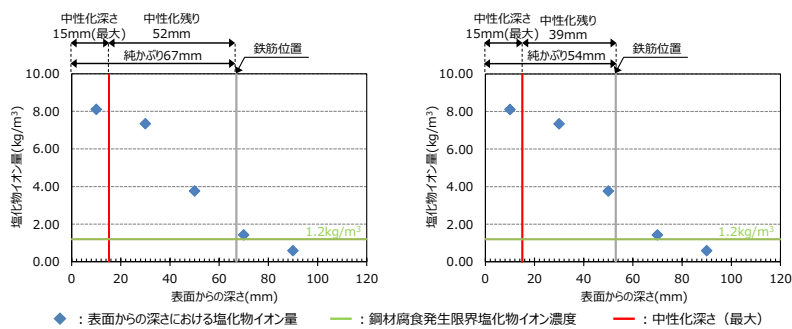
外観調査結果から、鉄筋腐食に起因する剥離・剥落が発生していることを確認したため、中性化試験及び塩化物イオン量試験を実施した。

- ・中性化試験：クラック発生箇所において鉄筋が確認できる深さまでコンクリートをはつり、はつり箇所の表面にフェノールフタレイン溶液を噴霧することにより中性化深さを確認した。
- ・塩化物イオン量試験：クラック発生箇所における塩分浸透状況を確認するため、クラック発生箇所の近傍において採取したコアをスライスし各スライス片の塩化物イオン量を測定した。

中性化試験及び塩化物イオン量試験の結果を以下に示す。中性化試験の結果、「独立行政法人土木研究所 非破壊試験を用いた土木コンクリート構造物の健全度診断マニュアル（平成15年10月）」に示される塩害環境下における中性化による評価基準である中性化残り25mm以上を有していることを確認した。一方で、鉄筋位置における塩化物イオン量は、「コンクリート標準示方書、維持管理編、2007年制定」に示される鋼材腐食発生限界塩化物イオン濃度1.2kg/m<sup>3</sup>を上回っていることを確認した。



第4図 1号放水連絡通路（既設）坑口部 止水目地（既設）設置箇所及びコア採取箇所



第5図 中性化試験及び塩化物イオン量試験の結果  
(左図：縦筋，右図：横筋)

以上より，1号炉放水連絡通路（既設）の坑口部に発生したクラックは，坑口部が1号炉放水連絡通路防波扉設置まで長期間にわたり露出されていたことに伴う，飛来塩分に起因する塩害により発生したクラックと判断した。



引用文献の根拠資料

【(4) 設計方針 a. 構造概要(b)防波壁(鋼管杭式逆T擁壁)の鋼管杭の根入れ深さに関する引用文献】

12.4 杭の許容支持力

(2)1) 極限支持力を支持力推定式によって算定する場合には、適切な地盤調査結果に基づき、式(解 12.4.1)を用いてよい。なお、類似の地盤での載荷試験記録等を参考にして、支持力を推定することが望ましい。

$$R_u = q_d A + U \sum L_i f_i \dots\dots\dots (解 12.4.1)$$

ここに、

$R_u$  : 地盤から決まる杭の極限支持力 (kN)

$A$  : 杭先端面積 (m<sup>2</sup>)

$q_d$  : 杭先端における単位面積当たりの極限支持力度 (kN/m<sup>2</sup>)

$U$  : 杭の周長 (m)

第 1 図 道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 日本道路協会 (平成 14 年 3 月) より引用・加筆

## 【(参考資料3) 防波壁(鋼管杭式逆T擁壁)の構造概要のうち鋼管杭の根入れ深さに関する引用文献】

### 9.4 支持層の選定と根入れ深さ

(1) 直接基礎はその支持機構から考えて、側面摩擦によって鉛直荷重を分担支持することがほとんど期待できないため、良質な支持層に直接支持させることとしている。したがって、直接基礎の支持層としては、砂層及び砂れき層においては十分な強度が、粘性土層では圧密のおそれのない良質な層が、それぞれ必要とされる。このため、一般には沖積世の新しい表層には支持させない。特に、耐震設計編8章の規定により判定を行い、耐震設計上ごく軟弱な土層又は液状化が生じる土層が存在する場合は、その層の下に支持層を求める必要がある。

また、均等係数の小さい均質な砂を支持層とする直接基礎の場合、土留めや仮締切材の施工・撤去等の際にパイプロハンマ工法を用いウォータージェットを併用することにより、過剰間隙水圧が上昇して支持層の強度が低下し、基礎の傾斜等が生じるおそれがある。このような条件では、特に注意して支持層の状態を把握するとともに、施工中も十分配慮できるよう設計図等に留意事項を明記するのがよい。

ケーソン基礎は一般に底面寸法が大きいので、杭基礎の場合に比較して、基礎周面の抵抗よりも底面支持による割合が大きい。したがって、支持力を有利に、また、確実に發揮させるために良質な支持層に到達させることは杭基礎の場合よりもなお一層必要とされる。ケーソン基礎の根入れ深さを決めるには種々の条件を考慮しなければならないが、一般に良質な支持層に十分貫入させることが必要である。これは硬質な層と軟弱な層との境界面には緩んだ層がありがちなこと、良質な支持層中に少しでも多く貫入させることにより先端支持力の信頼性が増すこと等による。

深礎基礎の場合は、斜面上に設置され基礎前面地盤が有限であるため、岩盤中に設置するような場合でも過度に水平抵抗に依存することは望ましくない。このため、良質な支持層を選定し確実に支持させることが重要である。

(2) 杭基礎は前述のようにその支持機構において杭先端の支持力を考慮するかどうかにより支持杭と摩擦杭とに大別される。長期的な基礎の変位を防止するためには一般的には支持杭とすることが望ましい。しかし、良質な支持層が深い等の条件によっては、摩擦杭を採用することが合理的となることもある。したがって、上部構造の形式や機能、荷重規模、施工性、経済性等を総合的に検討した上で、支持杭と摩擦杭を適切に使い分けるようにするのがよい。

支持杭においては、杭の支持層への根入れ深さは一般に杭径程度以上確保するのがよい。このとき、地盤調査結果等に基づき設定した支持層の深さには、地盤調査の傾度や地盤の不均一性等による誤差が含まれていることを考慮し、杭長はある程度の余裕を見込み、0.5m刻み程度で決定するのがよい。

摩擦杭を採用する場合には、長期的な鉛直変位について十分な検討を行い、周面摩擦力により所要の支持力が得られるように根入れ深さを確保する必要がある。

なお、地盤沈下の進行している埋立地盤等では、負の周面摩擦力の影響を受けるので、12.4.3の規定によりその影響を検討する必要がある。

第2(1) 図 道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 日本道路協会(平成24年3月)より引用・加筆

## 12.4 杭の許容支持力

(3) 杭の極限支持力は、杭先端における支持力と杭周面の摩擦力の和として推定することが一般的である。これまでに得られた載荷試験結果を分析した結果から、工法別の杭先端の支持力及び杭周面の摩擦力の標準的な推定式を以下に示す。なお、これらの標準的な推定式は、打込み杭工法を除き杭先端を良質な支持層に杭径程度以上根入れした条件の載荷試験を基に、支持層内の杭先端から杭径程度上方（鋼管ソイルセメント杭の場合はソイルセメント柱径）までの杭周面及び底面の地盤抵抗を杭先端の極限支持力度として、これより上方の杭周面の地盤抵抗を杭周面摩擦力度として評価して得られたものである。また、ここでの試験は、12.11に規定された構造細目や18章及び19章の施工に関する規定を満たすものを対象としている。例えば摩擦杭の場合には良質な支持層に根入れされていないため杭先端の支持力推定式を適用できないなど、設計の際にはこうした前提を踏まえる必要がある。

岩盤に対する杭の支持力評価に関しては、これまでのところ載荷試験結果は十分に得られておらず、施工法に応じた支持力特性も明らかにされていないため標準的な推定式を示すに至っていない。このため、岩盤に対する支持力評価を行う場合には、鉛直載荷試験を実施して評価を行うのがよい。

第2(2) 図 道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 日本道路協会（平成24年3月）より引用・加筆

は、支持層が硬質粘性土または軟岩の場合の十分な載荷試験データベースが蓄積されていないことから、従来の「平成9年版 基礎標準」を参考に設定したためであり、この参考式は付属資料22に示すような統計的検討に基づいた所定の推定精度が確保されたものではないことに留意する必要がある。

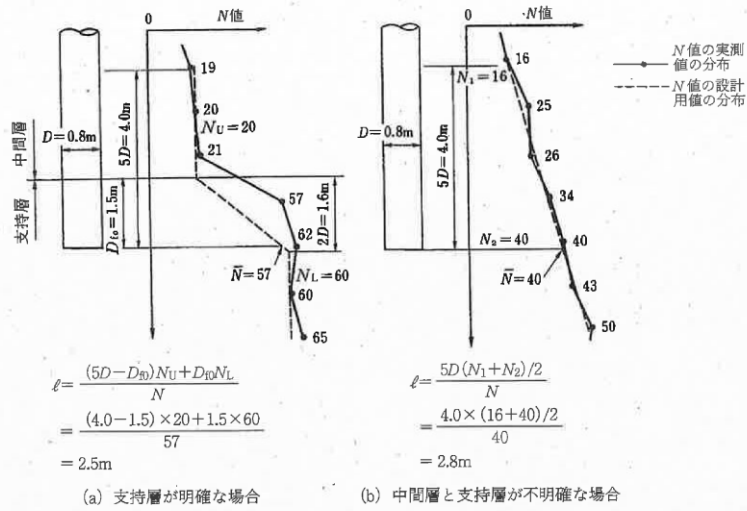
解説表 15.2.2.3-1により算定される杭の基準先端支持力度  $q_{tk}$  には、杭底面の地盤抵抗だけでなく最小根入れ深さ  $D_{10}$  部分の杭周囲の地盤抵抗が含まれている。したがって、設計図面には最小根入れ深さ  $D_{10}$  を明記するとともに、施工時に所定の最小根入れ深さ  $D_{10}$  を確保したことを確認する必要がある。なお、 $D_{10}$  は必要最小限の長さであり、これ以上深く根入れした分については周面抵抗を期待してもよいが、支持層への根入れ長を長く設計すると施工性が低下し、場合によっては施工不可能となる場合もあるので注意を要する。また、強固な支持層における打込み杭工法で、所定の最小根入れ深さ  $D_{10}$  を確保することが施工上困難となった場合には、過度の打込みにより杭体の損傷が生じる可能性があるため、別途鉛直支持力度が確保できることを確認した上で、所定の最小根入れ深さを下回ってもよい。このほか、支持層が硬質

解説表 15.2.2.3-1 杭の基準先端支持力度  $q_{tk}$

杭工法	基準先端支持力度 $q_{tk}$ (kN/m <sup>2</sup> )			先端の $N$ 値の算出方法
	砂質土	砂礫	硬質粘性土または軟岩 (参考式)	
先端閉塞杭	$210N \leq 10000$	$210N \leq 15000$	$6.3c \leq 20000$ ( $70N \leq 20000$ )	杭先端から下方 $3D$ の区間の最小 $N$ 値
打込み杭工法 先端開放鋼管杭	$D \leq 0.8m$	$(\ell/D) \leq 5$ の範囲 $35(\ell/D)N \leq 8000$ $(\ell/D) > 5$ の範囲 $175N \leq 8000$	$(\ell/D) \leq 5$ の範囲 $35(\ell/D)N \leq 12000$ $(\ell/D) > 5$ の範囲 $175N \leq 12000$	杭先端付近の $N$ 値
	$D > 0.8m$	$(\ell/D) \leq 5$ の範囲 $(28/D)(\ell/D)N \leq 8000$ $(\ell/D) > 5$ の範囲 $(140/D)N \leq 8000$	$(\ell/D) \leq 5$ の範囲 $(28/D)(\ell/D)N \leq 12000$ $(\ell/D) > 5$ の範囲 $(140/D)N \leq 12000$	
中掘り根固め杭工法	$150N \leq 10000$	$150N \leq 12000$	—	既製杭先端から上方 $1D$ 、下方 $3D$ の区間の最小 $N$ 値
プレボーリング根固め杭工法	$150N \leq 10000$	$150N \leq 12000$	—	既製杭先端から上方 $1D$ 、下方 $3D$ の区間の最小 $N$ 値
鋼管ソイルセメント杭工法	$150N \leq 10000$	$150N \leq 12000$	—	鋼管先端から下方 $3D$ の区間の最小 $N$ 値
回転杭工法	$150N \leq 10000$	$150N \leq 10000$	—	杭先端から上方 $1D$ 、下方 $3D$ の区間の最小 $N$ 値
場所打ち杭工法	$60N \leq 3500$	$60N \leq 7500$	$5.1c \leq 9000$ ( $51N \leq 9000$ )	杭先端から下方 $3D$ の区間の最小 $N$ 値
先端強化型場所打ち杭工法	$110N \leq 5500$	$110N \leq 8000$	—	杭先端から下方 $3D$ の区間の最小 $N$ 値
深礎工法	$60N \leq 3500$	$60N \leq 7500$	$5.1c \leq 9000$ ( $51N \leq 9000$ )	杭先端から下方 $3D$ の区間の最小 $N$ 値

$N$  : 杭先端の  $N$  値 ( $N$  値 50 以上では換算  $N$  値としてよい)       $\ell$  : 支持層への換算根入れ深さ (解説図 15.2.2.3-1 参照)  
 $c$  : 地盤材料試験 (一軸圧縮試験等) により求めた粘着強度 (kN/m<sup>2</sup>)       $D$  : 杭の設計径 (解説表 15.1.3-2 参照)  
 \*1 別途「15.4.4 不完全支持の杭基礎」の検討を実施する場合には区間内の平均  $N$  値としてよい。  
 \*2 掘削時の先端の緩みの影響が小さいと判断できる場合は先端強化型場所打ち杭を準用してよい。

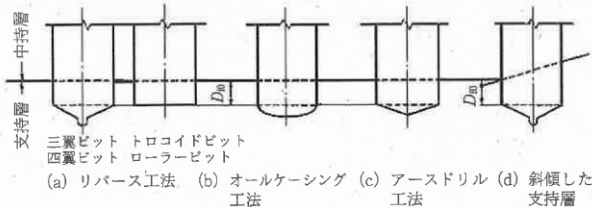
第3(1) 図 鉄道構造物等設計標準・同解説 基礎構造物 国土交通省鉄道局 (平成24年1月版) より引用・加筆



解説図 15.2.2.3-1 打込み杭工法による先端開放鋼管杭の支持層への換算根入れ深さ  $\bar{l}$

解説表 15.2.2.3-2 杭工法別の支持層への最小根入れ深さ  $D_{10}$

杭工法	最小根入れ深さ $D_{10}$	備考	
打込み杭工法	先端閉塞杭	既製杭外径の2倍	先端のシューは根入れ深さには含めない
	先端開放鋼管杭	既製杭外径	—
中掘り根固め杭工法	既製杭外径	支持層上面から既製杭先端までを根入れ深さとする。根固め部は所定の外径、長さ、強度を確保するものとする	
プレボーリング根固め杭工法	既製杭外径	支持層上面から既製杭先端までを根入れ深さとする。根固め部は所定の外径、長さ、強度を確保するものとする	
鋼管ソイルセメント杭工法	ソイルセメント体の公称径	支持層上面から鋼管杭先端までを根入れ深さとする。根固め部は所定の長さ、強度を確保するものとする	
回転杭工法	鋼管杭外径	—	
場所打ち杭工法	公称径	解説図 15.2.2.3-2	
深礎工法	公称径 1/2	—	



解説図 15.2.2.3-2 場所打ち杭の支持層の最小根入れ深さ  $D_{10}$  の考え方

粘性土または軟岩の場合の最小根入れ深さは、施工試験および載荷試験結果等に基づき別途適切に設定するのがよいが、一般には解説表 15.2.2.3-2 に示す値の 1/2 程度としてよい。

第 3(2) 図 道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 日本道路協会 (平成 14 年 3 月) より引用・加筆

【(参考資料3) 防波壁(鋼管杭式逆T擁壁)の構造概要のうち杭頭部の力学特性確認実験に関する引用文献】

#### 10.8.7 杭とフーチングの接合部

- (1) 杭とフーチングの接合部は、杭が限界状態3に達したときの断面力も含めて、部材相互の断面力を確実に伝達できるようにしなければならない。
- (2) 杭基礎を10.6.1(2)1)に従ってモデル化する場合には、杭とフーチングの接合部は剛結とみなせる構造としなければならない。
- (3) 1)から3)に従う場合には、(1)及び(2)を満足するとみなしてよい。
  - 1) フーチングの厚さについて、7.7.2(2)を満足する。
  - 2) 最外縁の杭の中心とフーチング縁端との距離を杭径以上とすることを標準とする。
  - 3) 杭とフーチングの接合部は、鉄筋により十分に結合する。

(2) 杭とフーチングとの接合部は、原則として剛結とすることが規定されている。杭頭部を剛結として設計した方が水平変位によって設計が支配される場合には有利であり、また、不静定次数が大きいため耐震上の安全性が高いとみなし得る。

なお、10.6に規定される杭反力等の計算モデルにおいても杭とフーチングの接合部を剛結と仮定することを標準としている。このため、剛結としない場合には、接合方法の力学特性等を実験等により検証したうえで、個別にモデル化等について検討する必要がある。

第4図 道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 日本道路協会(平成29年11月)より引用・加筆

【(参考資料4) 防波壁(波返重力擁壁)の構造概要のうち(4)主筋定着部の評価方法に関する引用文献】

4.6 その他のアンカーボルトの設計

その他のアンカーボルトあるいはアンカー工法として、次のものが挙げられる。これらについては、その耐力を実験等により確認し、使用条件および施工条件を考慮し、本指針に準じて適切な安全率を見込んだ許容耐力を定める。

- (1) 型抜きアンカー
- (2) 特殊アンカーボルト

アンカーボルトの設計に際しては、アンカーボルトおよびそれが定着されるコンクリート部の終局時の破壊モードとアンカーボルトに作用する荷重の種類と大きさに留意しなければならない。このうち、特にコンクリート部の破壊モードをしっかりとらえ、それらの耐力評価式を実験等により確認する必要がある。なお、耐力を評価するための基本は、静的加力方法による引張耐力およびせん断耐力である。

(1) 型抜きアンカー

図4.41に示すように、コンクリート中にボルト寸法よりかなり大きめの穴をあらかじめ開けておき、あとで、この穴の中にアンカーボルトを設置し、コンクリートまたはモルタルなどを充填して定着する工法である。箱状の型枠を設置してコンクリートを打設していたことから箱抜き工法とも通称されており、型枠材として紙製・木製・塩ビ製あるいは、鋼製などがある。この工法は、きわめて簡便な方法であるが、後から充填するモルタルあるいはコンクリートと既設コンクリートとの接合面での肌別れが生ずることがあるので、重要度の高い定着部に用いる場合には、十分に接合できるような多くのくふうが必要とされる。

型抜きアンカーに使用するアンカーボルトは、本指針で対象とした、頭付きアンカーボルト、鉄筋アンカーボルト、基礎ボルトおよび、その他これらと同等もしくはそれ以上の力学的特性を有するものとする。

型抜きアンカーの支持耐力の評価にあたっては、既設コンクリートと後打ちモルタルあるいは後打ちコンクリートとの付着強度を良く知っておく必要がある。実験によると、型枠材および表面処理方法により、付着強度は、図4.42のように数 $N/mm^2$ から $9 N/mm^2$ 度まで差異があることが報告されている<sup>33)34)</sup>。この付着強度が十分であれば、図4.43(a)に示すようなモルタル部分に発生したひび割れが既存躯体に達してコーン状破壊に至るが、付着強度が十分でない、図4.43(b)のような破壊を示すことが実験で確認されている。

第5(1) 図 各種合成構造設計指針・同解説 日本建築学会(2010改定)より引用・加筆

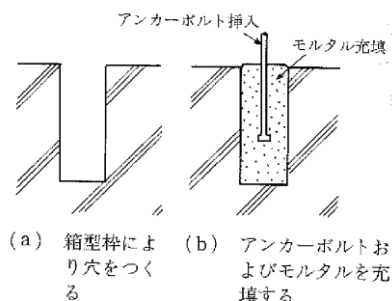


図4.41 型抜きアンカー工法

第5(2) 図 各種合成構造設計指針・同解説 日本建築学会(2010改定)より引用・加筆

【(参考資料7) 防波壁(多重鋼管杭式擁壁)の解析用物性値の設定方針のうち  
4. 解析用物性値(石材)の設定方針に関する引用文献】

(6) マウンド材及び基礎地盤の強度定数

① マウンド材

偏心傾斜した作用を受ける支持力の模型実験及び現地実験の結果によれば、三軸圧縮試験から求められた強度定数を用いてビショップ法による円弧滑り解析を行えば精度の高い結果が得られることが明らかになっている<sup>5)</sup>。また、砕石の大型三軸圧縮試験から、粒径の大きい粒状体の強度定数は均等係数の等しい相似粒度の材料から求められる値にほぼ等しいことが確認されている<sup>6)</sup>。したがって、捨石の強度定数を正確に推定するには相似粒度の試料を用いた三軸圧縮試験を実施することが望ましいが、強度試験を行わない場合には、一般に用いられている通常の捨石に対する標準的な強度定数として粘着力 $c_D=20\text{kN/m}^2$ 、せん断抵抗角 $\phi_D=35^\circ$ の値が用いられている。実際の捨石においては現地での捨石の密度に対応して強度に相違が生じることが予想されるが、現地での捨石の状態を把握することは非常に困難であるので、標準的な強度定数の値が設定されている。

標準値は砕石の大型三軸圧縮試験の結果からやや安全側に求めた値であり、既存防波堤及び係留施設の解析結果からも妥当な値である。なお、強度定数として粘着力 $c_D=20\text{kN/m}^2$ としているが、これは砕石のせん断抵抗角 $\phi_D$ の拘束圧による変化を考慮するための見掛けの粘着力である。図-2.2.7は各種の砕石に関する三軸試験結果をまとめたものであるが<sup>5)</sup>、拘束圧が大きくなるとともに粒子破碎によって $\phi_D$ は減少する。図中に実線で示された値は見掛けの粘着力 $c_D=20\text{kN/m}^2$ 、 $\phi_D=35^\circ$ とした値であるが、見掛けの粘着力を考慮することによって $\phi_D$ の拘束圧依存性が反映されている。母岩の一軸圧縮強さと強度定数の関連を調べた結果によると、これらの標準値が適用できるのは母岩の一軸圧縮強さが $30\text{MN/m}^2$ 以上の石材である。母岩の強度が $30\text{MN/m}^2$ 以下である弱い石材をマウンドの一部として用いる場合、強度定数はほぼ $c_D=20\text{kN/m}^2$ 、 $\phi_D=30^\circ$ となる<sup>7)</sup>。

第6図 港湾の施設の技術上の基準・同解説 日本港湾協会(平成19年7月)より引用・加筆



【(参考資料7) 防波壁(多重鋼管杭式擁壁)の解析用物性値の設定方針のうち  
6. 解析用物性値(セルラブロック)の設定根拠に関する引用文献】

9 摩擦係数

- (1) 施設の滑動に対する摩擦抵抗力の算定に用いる材料の摩擦係数は、静止摩擦係数とすることができる。この場合において、材料の摩擦係数は、対象となる施設の特性及び材料の特性等を勘案して適切に設定することが望ましい。
- (2) 港湾の施設の性能照査に用いる静止摩擦係数の特性値は、一般に表-9.1に掲げる数値を用いてもよい。同一条件のもとで繰り返し摩擦係数を実測する場合、一般にばらつきが多いことに注意が必要である。表-9.1で示した値は、以前からなかば経験的に用いられてきたものであり、ここに明記していない場合については、実験を行って定めることが望ましい。
- (3) 表-9.1に示した値は、施設の滑動に対する安定性の照査に用いる場合の値であり、杭の支持力計算に用いる杭周面と土との間の摩擦係数、傾斜堤の安定性の照査に用いる摩擦係数、斜路によるケーソンの進水計算に用いる摩擦係数、土圧計算に用いる壁面摩擦角等に対しては適用できない。なお、表-9.1に示した値は、静的な作用が生じるときの静止摩擦係数であるが、地震動作用時のような動的な作用が生じる場合においては、適切な資料が皆無であるため、本数値を用いているのが実情である。

表-9.1 静止摩擦係数の特性値

コンクリートとコンクリート	0.5
コンクリートと岩盤	0.5
水中コンクリートと岩盤	0.7~0.8
コンクリートと捨石	0.6
捨石と捨石	0.8
木材と木材	0.2(湿)~0.5(乾)
摩擦増大マットと捨石	0.75

注1) 水中コンクリートと岩盤の場合、標準的な条件のもとでは、0.8とすることができる。ただし、基岩がぜい弱若しくは亀裂が多い場合、基岩を覆っている砂の移動が激しい場所等では、それらの条件に応じて0.7程度まで低減させることができる。

注2) セルラブロックの性能照査における摩擦係数は、第4編第5章2.2 重力式係船岸を参照することができる。

- (4) 滑動抵抗や摩擦抵抗に関しては、文献1)~5)を参考にすることができる。また、擁壁底面と基礎地盤の摩擦係数については、道路土工-擁壁工指針<sup>9)</sup>を参考にすることができる。
- (5) 摩擦増大マットの摩擦係数  
一般に、摩擦増大マットの使用に当たっては、使用する材料の耐久性、施設の重要度、海象条件及び経済性等を十分考慮して、材料を選定するとともに、摩擦係数に関する実験結果を十分検討すべきである。なお、港湾の施設の性能照査に当たって、摩擦増大マットとして、選青材料、ゴム材料等を使用する場合には、表-9.1に示す通り、摩擦係数を0.75としてもよい。寒冷地においては、別途検討することが望ましい。また、施設毎の設計条件、構造条件等を踏まえて実験を行うなど、個別に検証される場合においては、この限りではない<sup>7)8)</sup>。ただし、係留施設に摩擦増大マットを用いる場合には、第4編第5章2.2.3(2)永続状態、レベル1地震動に関する変動状態における壁体の滑動に対する検討の②を参照のこと。
- (6) 場所打ちコンクリートの摩擦係数  
表-9.1の静止摩擦係数の値のうちコンクリートに係るものについては、プレキャストコンクリートか場所打ちコンクリートかによってその値が変化すると考えられる。場所打ちコンクリートの摩擦係数は、材料の特性及び自然状況等を勘案して適切に設定する必要がある。
- (7) 岩盤とプレバックドコンクリートの滑動抵抗  
海底の岩盤にプレバックドコンクリートを打込んで係留施設や外郭施設とする工法が用いられることがある。このようなマッシュアップな施設の滑動に対する抵抗力は、岩盤とプレバックドコンクリートの付着力、両者の間の摩擦抵抗、岩盤の凹凸による岩盤及びプレバックドコンクリートのせん断抵抗等複雑な機構により構成されている。一方、施設の滑動抵抗力は、施工地点の基岩の材質、それを覆っている底質、注入モルタルの品質、施工の入念さの程度、施工時の海象条件によって左右される。既設の施設の実績等を勘案し、種々の観点から考察を加えた結果<sup>9)</sup>、便宜的に摩擦により滑動に抵抗するものと考え、岩盤とプレバックドコンクリートの摩擦係数は表-9.1の値を用いてもよい。プレバックドコンクリート以外の水中コンクリートについてもほぼ同様と考えることができる。

第7図 港湾の施設の技術上の基準・同解説 日本港湾協会(平成19年7月)より引用・加筆

【(参考資料9) 防波壁(波返重力擁壁)のケーソンの設計方針に関する引用文献】

1. 2 ケーソン

【告示】(ケーソンの性能規定)

第二十三条 鉄筋コンクリート製のケーソン(以下この条において「ケーソン」という。)の性能規定は、施設の種類に応じて、次の各号に定めるものとする。

一 ケーソンの底版及びフーチングについては、主たる作用が自重である永続状態並びに主たる作用が変動波浪、浮遊時の水圧及びレベル地震動である変動状態に対して、ケーソンの底版及びフーチングの健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

二 ケーソンの側壁については、主たる作用が内部土圧である永続状態並びに主たる作用が変動波浪、浮遊時の水圧及びレベル地震動である変動状態に対して、ケーソンの側壁の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

三 ケーソンの隔壁については、主たる作用が掘付時の水圧である変動状態に対して、ケーソンの隔壁の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

四 浮遊させる必要があるケーソンにあっては、主たる作用が水圧である変動状態に対して、浮遊時に浮体の転覆の生じる危険性が限界値以下であること。

【解説】

(1) ケーソンの性能規定

ケーソンの性能規定及び設計状態に対応する指標等は、当該施設の種類に応じて、性能照査が必要なものを適切に設定する。

①底版及びフーチング(使用性)

ケーソンの底版及びフーチングの性能規定及び設計状態(偶発状態を除く)に対応する指標等は、設計状態に応じて示す。

イ) 主たる作用が自重の永続状態

ケーソンの底版及びフーチングの性能規定及び設計状態(偶発状態を除く)に対応する指標等のうち、主たる作用が自重の永続状態に関するものは、別表-4のとおりである。

別表-4 ケーソンの底版及びフーチングに関する性能規定及び設計状態  
(主たる作用が自重の永続状態)に関する設定

省令 条 項 号	告示 条 項 号	要 求 性 能	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標
			状 態	主たる作用		
7	1	1	永 続	自重	底版及びフーチングの断面破壊	設計断面耐力(終局限界状態)
					底版及びフーチングの断面の使用性	曲げ圧縮応力度の制限値(使用限界状態)
					底版及びフーチングの隔壁からの抜け出し(鉄筋の降伏)	設計降伏応力度

第8(1) 図 港湾の施設の技術上の基準・同解説 日本港湾協会(平成19年7月)より引用・加筆

ロ) 主たる作用が変動波浪の変動状態

ケーソンの底版及びブーテングの性能規定及び設計状態（偶発状態を除く）に対応する指標等のうち、主たる作用が変動波浪の変動状態に関するものは、別表-5のとおりである。

別表-5 ケーソンの底版及びブーテングに関する性能規定及び設計状態  
(主たる作用が変動波浪の変動状態)に関する設定

省令 条：項：号	告示 条：項：号	要求性能 状態	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標
			主たる作用	従たる作用		
7.1.23.1.1	23.1.1	使用性 変動	変動波浪 <sup>*1)</sup>	自重、水圧、地震反力、載荷重、土圧	底版及びブーテングの断面破壊	設計断面耐力(終局限界状態)
					底版の隔壁からの抜け出し(鉄筋の降伏)	設計降伏応力度
					底版及びブーテングの断面の使用性	曲げひび割れ幅の制限値(使用限界状態)
			波浪の繰り返し作用 <sup>*2)</sup>		底版及びブーテングの疲労破壊	設計疲労強度(疲労限界状態)

\*1)ここでの変動波浪は、この告示第八条第一項第一号に定めている波浪のうち、当該施設の構造の安定性の性能照査に用いたものとする。  
 \*2)ここでの変動波浪は、この告示第八条第一項第二号に定めている波浪のうち、設計供用期間にそれ以上の波高の波が来襲する回数が10回程度のものであることを標準とする。  
 \*3)ここでの変動波浪は、この告示第八条第一項第二号に定めている波浪のうち、設計供用期間に生じる波浪の波高と周期に関する出現回数に応じた適切なものを設定する必要がある。

二) 主たる作用が浮遊時の水圧及びレベルー地震動の変動状態

ケーソンの底版及びブーテングの性能規定及び設計状態（偶発状態を除く）に対応する指標等のうち、主たる作用が浮遊時の水圧及びレベルー地震動の変動状態に関するものは、別表-6のとおりである。

別表-6 ケーソンの底版及びブーテングに関する性能規定及び設計状態  
(主たる作用が浮遊時の水圧及びレベルー地震動の変動状態)に関する設定

省令 条：項：号	告示 条：項：号	要求性能 状態	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標
			主たる作用	従たる作用		
7.1.23.1.1	23.1.1	使用性 変動	浮遊時の水圧	自重	底版及びブーテングの断面破壊	設計断面耐力(終局限界状態)
					底版及びブーテングの断面の使用性	曲げひび割れ幅の制限値(使用限界状態)
					レベルー地震動	自重、水圧、地震反力
					底版の隔壁からの抜け出し(鉄筋の降伏)	設計降伏応力度

第8(2) 図 港湾の施設の技術上の基準・同解説 日本港湾協会（平成19年7月）より引用・加筆

②側壁（使用性）

イ) ケーソンの側壁の性能規定及び設計状態（偶発状態を除く）に関する設定は、別表-7のとおりである。

別表-7 ケーソンの側壁に関する性能規定及び設計状態  
(偶発状態を除く)に関する設定

省令 条 項 号	告示 条 項 号	要求性能 状態	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標					
			主たる作用	従たる作用							
7	1	-	23	1	2	使用性	水圧	内郭土圧	内郭水圧	側壁の断面の使用性	曲げ圧縮応力の制限値(使用限界状態)
										側壁の隔壁からの抜け出し(鉄筋の降伏)	設計荷定応力度
							変動	変動波浪 <sup>*1)</sup>	内郭水圧、内郭土圧	側壁の断面破壊 <sup>*2)</sup>	設計断面耐力(終局限界状態)
										側壁の断面の使用性	曲げひび割れ幅の制限値(使用限界状態)
							変動	変動波浪 <sup>*3)</sup>	側壁の疲労破砕 <sup>*4)</sup>	側壁の疲労破砕 <sup>*2)</sup>	設計疲労強度(疲労限界状態)
										側壁の繰り返し作用 <sup>*4)</sup>	
1.1	地震動	内郭水圧、内郭土圧	側壁の断面破壊	設計断面耐力(終局限界状態)							
			浮遊時の水圧	側壁の断面破壊	設計断面耐力(終局限界状態)						
			側壁の断面の使用性	曲げひび割れ幅の制限値(使用限界状態)							

\*1) ここでの波浪は、この告示第八条第一項第一号に定めている波浪のうち、当該施設の構造の安定性の性能照査に用いたものとする。  
 \*2) 波浪の影響を受ける側壁の場合に限る。  
 \*3) ここでの波浪は、この告示第八条第一項第二号に定めている波浪のうち、設計供用期間にそれ以上の波浪の波が来襲する回数が10<sup>4</sup>回程度のものであることを標準とする。  
 \*4) ここでの波浪は、この告示第八条第一項第二号に定めている波浪のうち、設計供用期間に生じる波浪の波高と周期に関する出現回数に応じた適切なものを設定する必要がある。

③隔壁（使用性）

イ) ケーソンの隔壁の性能規定及び設計状態（偶発状態を除く）に関する設定は、別表-8のとおりである。

別表-8 ケーソンの隔壁に関する性能規定及び設計状態  
(偶発状態を除く)に関する設定

省令 条 項 号	告示 条 項 号	要求性能 状態	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標			
			主たる作用	従たる作用					
7	1	-	23	1	3	使用性	船行時の水圧	隔壁の断面破壊	設計断面耐力(終局限界状態)
								隔壁の断面の使用性	曲げひび割れ幅の制限値(使用限界状態)

④浮遊させる必要があるケーソン（使用性）

イ) 浮遊させる必要があるケーソンの性能規定及び設計状態（偶発状態を除く）に関する設定は、別表-9のとおりである。

別表-9 浮遊させる必要があるケーソンの性能規定及び設計状態  
(偶発状態を除く)に関する設定

省令 条 項 号	告示 条 項 号	要求性能 状態	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標				
			主たる作用	従たる作用						
7	1	-	23	1	4	使用性	水圧	自重	浮体の転覆	転覆に関する限界値

第 8(3) 図 港湾の施設の技術上の基準・同解説 日本港湾協会（平成 19 年 7 月）より引用・加筆

第2章 技術基準対象施設に共通する事項

1 構造物の部材

【省令】(技術基準対象施設を構成する部材の要求性能)

**第七条** 技術基準対象施設を構成する部材の要求性能は、施工時及び供用時に当該施設が置かれる諸条件に照らし、自重、土圧、水圧、変動波浪、水の流れ、レベル二地震動、漂流物の衝突等の作用による損傷等が、当該施設の機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこととする。

2 前項に規定するもののほか、当該施設の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設を構成する部材の要求性能にあつては、次の各号に定めるものとする。

一 津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等が、当該施設の機能が損なわれた場合であっても、当該施設の構造の安定性に重大な影響を及ぼさないこと。ただし、当該施設が置かれる自然状況、社会状況等により、更に性能を向上させる必要がある施設を構成する部材の要求性能にあつては、当該作用による損傷等が、軽微な修復による当該施設の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

二 津波から当該施設の背後地を防護する必要がある施設を構成する部材の要求性能にあつては、津波、レベル二地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復による当該施設の機能の回復に影響を及ぼさないこと。

3 第一項に規定するもののほか、耐震強化施設を構成する部材の要求性能にあつては、レベル二地震動等の作用による損傷等が、軽微な修復によるレベル二地震動の作用後に当該施設に必要とされる機能の回復に影響を及ぼさないこととする。ただし、当該施設が置かれる自然状況、社会状況等により、更に耐震性を必要とする施設を構成する部材の要求性能にあつては、レベル二地震動の作用後に当該施設に必要とされる機能を損なわず継続して使用することに影響を及ぼさないこととする。

4 前三項に規定するもののほか、技術基準対象施設を構成する部材の要求性能に関し必要な事項は、告示で定める。

【告示】(技術基準対象施設を構成する部材)

**第二十一条** 技術基準対象施設を構成する部材の要求性能に関し省令第七条第四項の告示で定める事項は、次条から第二十八条までに定めるとおりとする。

**第二十二条** 技術基準対象施設を構成する部材に共通する性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一 当該施設の被災に伴い人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある施設を構成する部材にあつては、主たる作用が津波、偶発波浪又はレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

二 津波から背後地を防護する必要がある施設を構成する部材にあつては、主たる作用が津波又はレベル二地震動である偶発状態に対して、作用による損傷の程度が限界値以下であること。

2 前項に規定するもののほか、耐震強化施設を構成する部材の性能規定にあつては、主たる作用がレベル二地震動である偶発状態に対して、要求性能に応じて、作用による損傷の程度が限界値以下であることとする。

3 洗掘及び吸出しによる部材の健全性への影響が施設の安定性を損なうおそれがある場合にあっては、適切な措置を講ずるものとする。

【解説】

(1) 技術基準対象施設の安定性を確保する為に健全性を求める部材(以下、「構造部材」という。)の性能規定のうち、構造形式によらず、全ての構造部材に共通するものを定める。

①偶発対応施設の構造部材

イ) 偶発対応施設の構造部材(安全性・修復性)

偶発対応施設の構造部材に共通する性能規定及び設計状態(偶発状態に限る)に関する設定は、別表-1のとおりである。

別表-1 偶発対応施設の構造部材に共通する性能規定及び設計状態  
(偶発状態に限る)に関する設定

省令 条 項 ; 号	告示 条 項 ; 号	要求性能	設計状態		照査項目	標準的な限界値の指標
			状態	主たる作用 従たる作用		
7-2-1	22-1-1	安全性・修復性	偶発	主たる作用 1.2地震動 (津波) 従たる作用 (偶発波浪)	損傷	

( )は設計状態について、主たる作用を置き換えていることを示す。

第9図 港湾の施設の技術上の基準・同解説 日本港湾協会(平成19年7月)より引用・加筆

1. 2. 3 作用

(1) 性能照査において考慮する作用の組合せ及び荷重係数は、施設ごとに適切に設定することが望ましい。

(2) 作用の組合せ及び荷重係数は以下のとおり設定することができる。

① 性能照査において考慮する作用の組合せ及び各作用の特性値に乘じる荷重係数の標準的な値を表-1.2.1に示す。ここで、フーチングは、底版と同じ扱いとしてよい。表中の上段の値は、終局限界状態検討時の荷重係数を示しており、[ ]内の数値は、その作用を小さく考えた方が影響が大きくなる場合に用いる荷重係数である。なお、これらの値の大部分は、信頼性解析によって外的安定との関係等を考慮して設定されたものである<sup>3))</sup>。下段の( )内は、使用限界状態検討時の荷重係数を示している。なお、偶発状態においては、荷重係数を1.0としてよい。

また、近年、捨石マウンドの均し精度を緩和させて防波堤等の建設コスト削減を図ることが検討されているが、捨石マウンドの均し精度を緩和させた場合、ケーソン底版に通常の均し精度±5cmの場合以上に大きな反力が作用することとなり、表-1.2.1に示した値を用いることはできない。捨石マウンドの均し精度を±30cmの範囲まで緩和させた場合の係数については、文献 8)9)を参考にすることができる。

表-1.2.1 作用の組合せと荷重係数

(a) 防波堤

状態	設計状態	自重	静水圧	内部土圧	底版反力	内部水圧	揚圧力	底版反力変動分	内部水圧変動分	波力	動水圧	隔壁間静水圧差	備考	
供用時	自重に関する永続状態	0.9 (1.0)	1.1 (1.0)		1.1 (1.0)								底版	
	内部土圧に関する永続状態			1.1 (1.0)		1.1 (1.0)							側壁	
	波浪に関する変動状態	1.1 [0.9] (1.0)	1.1 [0.9] (1.0)		1.1 [0.9] (1.0)		1.2 [0.8] (1.0)	1.2 [0.8] (1.0)						底版
				0.9 (1.0)		1.1 (1.0)					1.2 (1.0)			側壁
	レベル1地震動に関する変動状態			1.0 (-)		1.0 (-)					1.0 (-)		側壁	
施工時	浮遊時の水圧に関する変動状態	0.9 (0.5)	1.1 (0.5)										底版	
	掘付時の水圧に関する変動状態		1.1 (0.5)									1.1 (0.5)	側壁	

(b) 岸壁

状態	設計状態	自重	静水圧	内部水圧	内部土圧	底版反力	上載荷重	動水圧	地震動作用時の底版反力	施工時荷重		備考
										掘付時	静水時	
供用時	自重に関する永続状態	0.9 (1.0)	1.1 (1.0)			1.1 (1.0)	0.8 (0.5)					底版(上載荷重は底版反力分)
	内部土圧に関する永続状態			1.1 (1.0)	1.1 (1.0)							側壁
	レベル1地震動に関する変動状態	1.0 (-)	1.0 (-)				1.0 (-)		1.0 (-)			
			1.0 (-)	1.0 (-)			1.0 (-)					側壁
施工時	浮遊時の水圧に関する変動状態	0.9 (0.5)									1.1 (0.5)	底版(浮遊時)
										1.1 (0.5)	側壁(浮遊時)	
	掘付時の水圧に関する変動状態									1.1 (0.5)		側壁(掘付時)

第10図 港湾の施設の技術上の基準・同解説 日本港湾協会(平成19年7月)より引用・加筆

## 6.7 津波波力

### 6.7.1 海中の直立壁に作用する津波波力

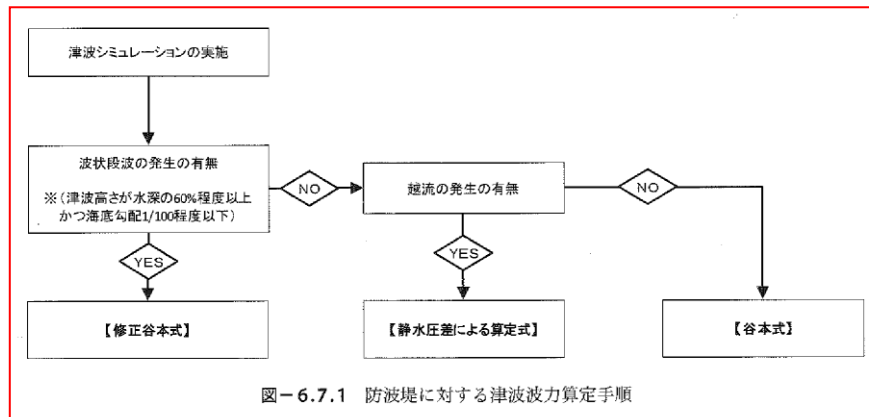
#### (1) 一般

海中にある防波堤等の直立壁に作用する津波の波圧の算定には、谷本式が従来使われることが多かったが、東日本大震災後に作成された「防波堤の耐津波設計ガイドライン」<sup>154)</sup>では波状段波や越流の発生の有無を考慮し、図-6.7.1に示す算定手順に従って防波堤の津波波力を算定する。

津波は、まず段波状態かそうでないかに分類でき、波長の長い津波先端部が短周期の複数の波に分裂（ソリトン分裂）しながら段波形状になった波状段波については、衝撃段波波力が極めて大きな値となる場合がある。そのため、波状段波が発生しない場合には谷本式を用い、波状段波が発生する場合には津波波力が大きくなるため、これに対応した修正谷本式を用いる。

海底勾配が非常に緩やかであると波状段波となり、また、波高水深比（津波高さ／水深）が小さい場合や海底勾配が比較的急な場合には、段波にはならない。ソリトン分裂の発生条件は、おおむね入射津波高さが水深の30%以上（シミュレーション等による津波の重複波の高さが水深の60%以上）で、かつ海底勾配が1/100以下程度の遠浅である場合と考える。

波状段波が発生しない場合で、かつ越流が発生する場合には、ケーソン前面と背面に作用する静水圧差を補正した算定式を適用する。越流する場合は、数値シミュレーションによって求めた津波高が防波堤天端を超える場合である。なお、若干越流している状態に静水圧差による算定式を適用する場合は、それより水位の低い越流直前の状態に谷本式を適用した方が高い波力となる可能性があるため、両者を比較して高い方を採用する。



防波堤に作用する津波波力を求めるための津波高さの算定は、防波堤を設置した条件で行う数値シミュレーション結果を用いることを原則とする。谷本式、修正谷本式に用いる入射津波の静水面上の高さ $a_1$ は、数値シミュレーション等による津波高さ（基準水面からの高さ）の1/2を入射津波高さと定義し、波力算定にはこれを用いる。ここで、基準面とは津波が作用する面において津波高を算定するための基準となる水位である。一般に、津波高さという場合には、浸水等の影響を考慮するための水位（反射波の影響を含む）である。したがって、これらの津波高さについても、原則としてその1/2の値を入射津波高さ $a_1$ とする。こうした津波高さは一般にT.P.上の水位で表されていることが多いので、設計潮位（通常はH.W.L.）上の高さに換算してから1/2にする必要がある。

第11 図 港湾の施設の技術上の基準・同解説 日本港湾協会（平成19年7月）より引用・加筆